

平成29年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成29年6月 2日（開会）

平成29年6月23日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十九年第二回定例会議録

(平成二十九年六月)

垂水市議会

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第1号（6月2日）（金曜日）

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	4
1. 報告第9号 上程 .....	9
報告	
1. 議案第35号・議案第36号 一括上程 .....	9
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第37号 上程 .....	10
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第38号 上程 .....	11
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第39号 上程 .....	15
説明、質疑、産業厚生委員会	
1. 請願第6号・請願第7号・陳情第6号 一括上程 .....	15
総務文教委員会付託	
1. 日程報告 .....	16
1. 散 会 .....	16

---

### 第2号（6月13日）（火曜日）

1. 開 議 .....	18
1. 諸般の報告 .....	18
1. 一般質問 .....	18
川越信男議員 .....	18
教育行政について	
（1）ふるさと垂水への思いについて	
（2）垂水市の教育現場の印象は	
（3）垂水市の教育についての展望は	
観光行政について	
（1）GWの本市のイベント開催状況について	

(2) 大隅半島のイベント開催状況について	
(3) 大隅広域観光開発推進会議の今後の方向性について	
災害復旧事業について	
(1) 進捗状況について	
(2) 設計変更等について	
(3) 梅雨時期の災害対策について	
新庁舎建設計画について	
(1) 新庁舎建設の考えについて	
(2) 市民館・地区公民館の活用について	
南の拠点整備事業について	
(1) 用地取得状況について	
(2) 造成工事について	
(3) 建物関係の工事着手の時期について	
(4) 完成予定時期について	
堀内貴志議員 .....	30
垂水市が目指す健康長寿と子育て支援の新しいモデル事業について	
(1) 鹿児島大学教授のスーパーバイザーの役割について	
(2) 健康長寿の街づくりについて	
(3) 新たな子育て支援の取組について	
(4) 市長が訴える「医療・介護費用の適正化」とは	
温泉プールの必要性について	
(1) 健康長寿と温泉温水プールの関係について	
垂水市の環境問題対策について	
(1) ごみのポイ捨てや捨て猫の問題解決のための取組について	
(2) 仮称「環境美化推進員」の設置について	
感王寺耕造議員 .....	42
職員人事について（台風16号災害をうけて）	
(1) 基本的な考え方について	
(2) 災害時等の定期異動凍結の考えは	
耕地災害について（台風16号災害をうけて）	
(1) 進捗状況は	
(2) 工事の遅れの原因は	
農業政策について	
(1) 新規就農者の育成対策について	

(2) 6次産業化について	
(3) 圃場整備後の湿田対策について	
(4) 農耕用車両事故について	
小中学校施設整備について	
(1) 新城小学校の体育館浸水と駐車場の整備の対応策は	
梅木勇議員.....	5 6
ふるさと納税について	
(1) 総務省通知について	
(2) 事務処理について	
(3) 実績と返礼率の見直しは	
(4) 返礼品拡大は	
新農業委員会制度について	
(1) 改正の内容は	
(2) 農業委員について	
(3) 農地利用最適化推進員について	
(4) 条例の改正・制定は	
川畑三郎議員.....	6 4
梅雨及び台風を控えての防災対策は	
(1) 先日も、防災訓練が行われたが、本市における防災対策としてどの様なことを計画しているのか	
昨年の台風16号災害の復旧状況は	
(1) 昨年の台風16号における災害における復旧状況において、復旧が完了したものや未だ完了していないものについて主なものは何か	
鳥獣被害対策事業について	
(1) 本市における鳥獣被害対策事業の現状は	
北方貞明議員.....	7 4
南の拠点について	
(1) 土地開発基金と垂水市について（垂水絹糸跡の売買における売価等の一連の流れについて）	
(2) 土地買収と収用者における移転について（時期等の通知は行っているのか）	
(3) 建設購入費用は最終的にいくらかかるのか	
土地開発公社について	
(1) 南の拠点における土地開発公社における収用後の流れはどうなっているのか	

(2) 潮彩町における垂水共同店舗との解決はどうなっているのか ふるさと納税について	
(1) 事業活用について（弱者に対する事業は考えられないのか）	
1. 日程報告 .....	8 2
1. 散    会 .....	8 2

第3号（6月14日）（水曜日）

1. 開    議 .....	8 4
1. 一般質問 .....	8 4
森正勝議員 .....	8 4
牛根地区の病院問題について	
(1) 昨年3月議会で牛根中央クリニックを垂水中央病院の分院化出来ない か質問した。その後の経過について聞く	
生活困窮者自立支援法事業の学習支援について	
(1) 事業内容と予算及び対象者数はどの位か	
村山芳秀議員 .....	8 7
林道海潟牛根麓線の国道からの乗り入れ創設について	
(1) 国道220号居世神橋付近の災害状況について	
交通弱者対策について	
(1) 近隣市の敬老バスの状況について	
(2) 垂水市敬老バスの創設について	
(3) 道の駅たるみず専用バスの活用について	
南の拠点整備事業について	
(1) VFM（可能性調査）の最終報告について	
(2) 垂水経済同友会の提言内容について	
(3) 商工会説明会でのやり取りについて	
池之上誠議員 .....	9 6
土木・農林行政について	
(1) 台風16号災害の復旧状況について	
ア 現況と課題（工事完了時期、申請漏れ）等	
(2) 社会資本整備総合交付金事業について	
ア 実績と課題（繰越明許費、実施方針）等	
(3) 単独事業の在り方について	

ア 財源確保等

ふるさと納税について

(1) 返礼割合の引下げについて

ア 総務省通知（再通知）と本市の対応等

(2) ふるさと応援基金の一般財源化について

ア 使途選定委員会に代わる財政課所管への経緯と、使途決定方法等

(3) 29年度一般会計補正予算（第1号）について

ア 基金繰入金、各歳出（プレミアム商品券、公園費）等

「南の拠点」について

(1) P F I 事業について

ア 実施方針公表から P F I 事業者募集までの経緯について

イ 実施方針、募集要項案質疑への市回答の詳細等

(2) 絹糸跡地との土地交換について

(3) 費用対効果について

ア {B棟} 使用料、土地賃貸・売却など、具体的計画案等

持留良一議員 ..... 1 0 9

平和行政について ～憲法を生かす政治を

(1) 平和憲法（憲法9条）についてどのような認識を持っているのか

(2) 平和事業への取組は

ア 本年度の取組は

イ 戦争遺跡の保存への取組は

国保広域化について ～社会保障たるに値する制度運営をすべき

(1) 「納付金・標準保険料（税）」の算定、国保運営方針の策定の進捗状況は

(2) 議会としての意見を反映させることができるのか

(3) 被保険者が払える国保税にしていくために市長としてどのような考えがあるか

南の拠点～「透明性原則」を基本に情報公開と住民参加を

～誰のために、何のために整備、実施するのが公共事業の原点

(1) 事業者選定委員会のメンバーは

ア 利用者・住民の参加は

イ 選定委員会の公平さを確保するために議事内容の公開や意見を述べてたりチェックできる仕組みをつくる必要があるのではないか（条例や規則等をつくる。今後のためにも）

- (2) 地元企業の参加は
- (3) 事業者の採算性・安定性の確保は（事業者の収益の仕組みはどのように確保されているのか）どうなっているか
  - ア 需要見通しを明らかに。過大な需要見通しになっていないか
  - イ 採算が取れない場合、自治体負担と利用者負担はどうなる仕組みなのか

教育行政～教職員の勤務時間の「適正化」への取組について ～教職員が余裕をもって生き生き働く保障を

- (1) 教員勤務実態調査（文科省2016年調査）から、問題・課題は
  - ア 勤務時間は
  - イ 中学校で部活動指導では
  - ウ 他の課題は
- (2) 対策プランは～長時間労働の解消策 — 本市の取組は
  - ア 長時間労働は
  - イ 「運動部の部活について」の通知と具体化は

非正規職員の処遇改善について ～公務の効率的な運営や良質な行政サービスの提供からも雇用の安定を

- (1) 改定地方公務員法の成立に関する考え方及び今後の取組は、考え方は。（地方自治体で働く非正規職員の待遇に関して 地方公務員法などの改定）非正規職員の実態はどうなっているか
- (2) 非正規職員の災害補償はどうなっているか
- (3) 非常勤職員の育児・介護休業はどうなっているか

篠原静則議員 ..... 1 2 3

垂水市の農業の活性化について

- (1) 企業の農業参入の現状と取組について
- (2) 若手就農者などに対する支援策等について

南の拠点整備事業について

- (1) 市内・各種団体の理解度（同意率）について

1. 日程報告 ..... 1 3 3

1. 散 会 ..... 1 3 3

第4号（6月23日）（金曜日）

1. 開 議 ..... 1 3 5

1. 報告第10号 上程 ..... 1 4 5

報告

1. 議案第35号～議案第39号、請願第6号・請願第7号、陳情第6号 一括上程 .....	1 4 6
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第40号 上程 .....	1 4 9
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 意見書案第6号・意見書案第7号 一括上程 .....	1 5 1
質疑、表決	
1. 議案第41号・議案第42号 一括上程 .....	1 5 2
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会 .....	1 5 2







平成 2 9 年 第 2 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6 ・ 2	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	国道整備促進特別委員会
6 ・ 3	土	休 会	
6 ・ 4	日	〃	
6 ・ 5	月	〃	
6 ・ 6	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 7	水	〃	
6 ・ 8	木	〃	
6 ・ 9	金	〃	
6 ・ 10	土	〃	
6 ・ 11	日	〃	
6 ・ 12	月	〃	
6 ・ 13	火	本会議	一般質問
6 ・ 14	水	本会議	一般質問
6 ・ 15	木	休 会	
6 ・ 16	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 17	土	〃	
6 ・ 18	日	〃	
6 ・ 19	月	〃	委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 20	火	〃	
6 ・ 21	水	〃	
6 ・ 22	木	〃	委員会 議会運営委員会
6 ・ 23	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 9 号 定住促進住宅の家賃等の請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について

報告第 10 号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専

決処分の報告について

- 議案第 35 号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第 36 号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案  
議案第 37 号 消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入の契約について  
議案第 38 号 平成 29 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 号） 案  
議案第 39 号 平成 29 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案  
議案第 40 号 平成 29 年度垂水市一般会計補正予算（第 2 号） 案  
議案第 41 号 平成 28 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
議案第 42 号 平成 28 年度垂水市病院事業会計決算の認定について  
意見書案第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書（案）  
意見書案第 7 号 地方財政の拡充を求める意見書（案）

請 願

- 請願第 6 号 国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願書  
請願第 7 号 小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願書

陳 情

- 陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 9 年 6 月 2 日



本会議第1号（6月2日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年6月2日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池山節夫） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀添國尚議員、北方貞明議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月26日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月23日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月23日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成29年4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、去る5月24日、東京都の東京国際フォーラムにおいて第93回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から篠原静則議員が市議会議員在職30年の特別表彰を授与され、池之上誠議員が市議会正副議長の職に4年以上の一般表彰並びに社会文教委員会委員としての重責を果たされたことに対する感謝状を授与されましたのでここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状及び感謝状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、3月25日午後6時ごろ、桜島の南岳山頂火口で昨年7月26日の昭和火口の爆発的噴火以来、約8カ月ぶりに噴火がありました。4月28日午前11時ごろには昭和火口で9カ月ぶりに爆発的噴火がありました。噴煙は高さ3,200メートルまで上がり、本市でも降灰が観測されたところでございます。鹿児島地方気象台によると、大きな噴石や小規模な火砕流を伴う爆発が発生するおそれがあるとのことで、引き続き警戒を強化してまいります。

次に、4月1日からの組織体制等について報告をいたします。

社会教育課に国体推進係を創設し、16課4事務局44係から16課4事務局45係体制といたしました。今後も組織の連携を図り、効率的な組織体制の強化に努めてまいります。

次に、平成28年度において定年7名、早期2名、合計9名の退職者がおりましたことから、4月1日付で一般職4名、技術職1名、保健師1名の6名を採用いたしました。新規採用職員に対しましての議員の皆様への温かい御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

次に、安心安全な垂水のまちづくりの検証といたしまして、5月20日、水之上地区公民館を中心とした会場で垂水市総合防災訓練を実施いたしました。災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づき、土砂災害、地震、洪水等の災害発生に際し、海上自衛隊、警察、消防団、中央病院などの防災関係者や地区住民約400人が相互に緊密な連携を保ちながら各種の災害応急対策等について適切に行動することで、防災体制の実効性について検証・確認を行い、市民の防災意識の高揚と知識の向上が図られました。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。

南の拠点整備事業でございますが、拠点施設B棟のPFI事業に対する参加表明書の提出が5月19日鹿児島総合企業体から提出されました。鹿児島総合企業体は6企業で構成され、代表企業が鹿児島市の株式会社南日本総合サービス、構成企業が鹿児島市の株式会社東条設計、鹿屋市の豊明建設株式会社、東京都のリニューアルジャパン株式会社、本市の株式会社秀建設、協力会社が株式会社垂水未来創造商社となっております。

参加表明書の提出期限は5月19日であったことから、結果として参加表明のあった企業体は1企業でございます。

今後でございますが、7月21日までに提案書類が提出され、8月に提案内容の審査を行い、事業者として決定した際には9月議会に本契約に関する議案を提案する予定でございます。

次に、平成28年度地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税でございますが、平成28年度に実施した地域若者周知拡大事業に対して、4月5日、株式会社南日本運輸倉庫様、4月7日、株式会社南九州共配様、4月27日、リニューアルジャパン株式会社様から寄附金をいただきました。御寄附いただきました企業の皆様に対しまして、この場をおかりして感謝の意

をあらわしたいと思います。

次に、地域振興でございますが、昨年度、市内全9地区中、最後の地域振興計画として策定された垂水づくり計画の事業実施に伴い申請しておりました過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業ですが、地元選出の衆議院議員森山先生を初め、関係各位の特段の御尽力をいただき、5月29日付で総務省より垂水地区に交付決定をいただきました。

これまで大野地区を皮切りに応募した全9地区、全てにおいて採択をいただいたことは特筆すべきであり、市役所職員の頑張り、そして関係者の皆様方の御協力に感謝いたします。今議会に当該事業にかかわる補正予算を上程しておりますので、御承認をいただきましたら垂水地区と連携し、地域振興の具現化を図ってまいります。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、平成28年度も本市出身者を初め、多くの方々に御協力をいただき、平成27年度の2万1,718件、約4億6,300万円を大幅に上回る2万9,331件、約6億1,400万円の御寄附をいただきました。平成29年度も全国への情報発信を充実させ、また寄附者への利便性向上を図り、さらなるふるさと応援給付金制度の向上に努めてまいります。

次に、保健政策関係についてでございますが、本市の地域包括ケアの新たな拠点施設として垂水市地域包括ケアセンターがコスモス苑の施設の1階部分に完成し、竹中垂水中央病院長など関係者にも御参加をいただき、4月1日にオープニングセレモニーを開催いたしました。

この施設は垂水市地域包括支援センター、保健課地域包括ケア係、垂水中央病院在宅療養支援部及び肝属郡医師会の訪問看護ステーションの4者が中心となり高齢者の皆様のさまざまな相談への対応や個別支援を医療機関及び関係事業者との連携協力のもと、より一層進めてまいります。

なお、この施設につきましては、関係機関の関心度も高く、4月21日には小林洋子県副知事も視察されたところでございます。

次に、垂水市医療センター垂水中央病院長には竹中俊宏氏が4月1日付で就任され、新体制のもと肝属郡医師会及び鹿児島大学医学部との連携をこれまで以上に強化し、垂水市の医療の中心施設としての機能充実を図ってまいります。

また、4月30日には本年度より垂水市スーパーバイザーをお引き受けいただいております鹿児島大学病院副院長で鹿児島大学心臓血管高血圧内科学の大石充教授を本市にお招きし、スーパーバイザー就任の委嘱式とあわせて記者会見を行い、さらに記念講演会を実施したところでございます。

このことにつきましては、第1回定例議会におきます施政方針の中で鹿児島大学医学部との新たな連携の推進構想として述べさせていただいておりましたが、健康長寿と子育て支援への新しい取り組みのスタートということで、大きな反響があり、講演会には700名近くの方々の御来場をいただきまして、多くの市民の皆様これから垂水市がやるべきことを知っていただくよい機会となりました。なお、健康長寿と子育て支援策を策定し、総合的かつ計画的に推進するため、関係課によります対策委員会を先月末に設置したところでございます。

次に、土木関係についてであります。

昨年の台風16号による災害は河川7件、道路21件、橋梁1件、合計29件であり、このうち河川災害1件と道路災害1件が未発注であります。今後現場の状況を把握して発注することとしております。なお、現在施工中の工事につきましては、業者も急ピッチで工事を進めていただいているところでございます。また、中洲橋の復旧工事につきましては、撤去工事が企業努力により既に完了しており、今後、下部工事の発注を予定しております。

次に、農林関係についてでございます。

台風16号災害復旧の進捗状況ですが、農地復旧は45件を発注し、残り5件が発注予定です。農業用施設は29件を発注し、残り10件、林道施設につきましては5件を発注し、残り16件を発注予定としております。農家の方々の安全安心のため、早期復旧に向けて職員と一丸となって取り組んでまいります。

平成28年5月に第2次食育・地産地消推進計画を策定し、垂水市で生産される食材の食育・地産地消推進に取り組んでおります。初年度は食文化の次世代への伝承を目的としたみそづくり、ふくれ菓子づくり体験など、さまざまな取り組みを行いました。

平成29年3月には食育推進会議を開催し、1年間の各課の取り組みについて報告を行い、推進事業について審議していただきました。今年度も各課との連携を図り、食育と地元食材の地産地消推進に取り組んでまいります。

農業委員会では平成26年度より耕作放棄地解消事業に取り組んでおり、今年度は3月9日、10日の両日に上野台地本城地区にあります耕作放棄地を農業委員会が農地として再生した約10アールに、4月5日、トウモロコシの播種を行いました。収穫時期の7月ごろには市内保育園、幼稚園、小学校を対象とした農業体験で収穫を行い、農業への関心を深めてもらいたいと考えているところでございます。

次に、観光振興の観点から4月末からの大型連休における主な観光事業、観光拠点の状況を報告いたします。

本市におきましては、道の駅たるみず12周年創業祭、高峠春のつつじ祭り、森の駅お楽しみプラン、ホテル公園オープニングセレモニー、垂水カンパチ祭りの5つのイベントを垂水春フェスタと位置づけまして、観光地をつなぐスタンプラリーを行うなど、本市の観光振興並びに交流人口の増加に向けて取り組んだところでござ

ざいます。

高峠春のつつじ祭りにおきましては、4月末から満開を迎え、前年比約1.8倍の約8,300人の来園者でにぎわいました。ことしは例年と比べて花のつきがよく、天候にも恵まれ、また大野地区の皆様による物産販売やおもてなしにより多くのお客様に喜んでいただきました。

森の駅垂水におきましては、指定管理業者の運営のもと、マス釣りやピザ、バームクーヘンづくりなど従来の日帰り体験メニューに加え、麵流しなど来館者増に向けた取り組みが行われ、約4,500人のお客様に訪れていただきました。

また、本市の観光拠点の中心であります道の駅たるみずにおきましては、4月23日に12周年創業祭、4月29日から5月7日までの来館者数は熊本震災の影響があった昨年を上回る約4万9,000人との報告を受けているところでございます。

次に、水産関係でございますが、垂水市漁協主催による第17回垂水カンパチ祭りは、今年から2日間の開催となり、5月6日、7日の両日に実施されました。昨年に引き続き、第4回ドンブリグランプリを開催し、約5,200食が販売され、また、カンパチのつかみ取りや一本釣り、餌やり体験等のイベントに加え、加工品等の販売を行い、県内外から家族連れを初め、約1万人の来場者があり、盛況であったとの報告を受けております。当日は垂水高校生の女子生徒で構成された鹿児島フィッシュガールによるカンパチの解体ショーも実施されました。

また、垂水漁港北側にありますホテル公園の開園式を行い、前農林水産大臣森山裕様にも御臨席をいただき、地元ランドゴルフ愛好者の皆様方にも御出席をいただき、盛会に式典が開催をされました。

また、4月から5月の教育旅行では、インドネシアから3校100人、国内では2校293人の生徒さんに本市を訪れていただき、延べ105の民

泊体験に受け入れをしていただきました。

今後も、より一層誘致活動等を積極的に行い、イベントやスポーツ合宿、教育旅行において多くの皆様が本市を訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育関係でございますが、奨学資金につきまして、本年度から「たるたる奨学金」と銘打ち、内容を貸与月額引き上げと返還時に本市在住の場合の返還免除制度を導入いたしました。その結果、これまで10人前後であった貸与希望者が大幅にふえ、本年度は27人の高校生、大学生等に新規で貸与することといたしました。制度を見直し充実することで市民の皆様喜んでいただき、希望者が増えたものと考えております。

また、中学生を対象とする「夢の実現！学びの教室」も22人の生徒の参加のもと4月に2年目の取り組みをスタートいたしました。本年度も月2回の教室をさらに充実させるとともに、夏休み以降は中学3年生の参加も呼びかけて、生徒の夢の実現を支援してまいりたいと考えております。

また、5月26日、金曜日には県議会の文教警察委員会の皆様方が牛根小学校に行政視察においでになりました。これは牛根小学校の体力向上の取り組みが成果を上げており、3年連続で県の学校賞を受賞したことによるもので、子供たちの頑張る様子をご覧になった県議会議員の方々からお褒めの言葉をいただきました。今後も垂水市の宝である子供たちのため、教育の充実を含む子育て支援に力を尽くしてまいります。

次に、社会教育関係でございますが、5月14日に垂水市スポーツ推進委員会と教育委員会との共催でウォーキング in 猿ヶ城が開催され、5月の爽やかな天気のもと参加者も約80名と昨年を25名上回り、また、遠くは薩摩川内市や指宿市からもおいでいただきました。私も参加させていただき、往復12キロのコースではありま

したが、参加者の方もすがすがしい森林浴を満喫され、猿ヶ城溪谷の自然に触れ、その素晴らしさを再認識していただきながらウォーキングで健康づくりの推進を図ることができました。

また、5月20日には市民館において市民の皆様の生涯にわたっての学習を推進するため、生涯学習オープニングフェアを開催いたしました。

内容といたしましては、池山議長から来賓あいさつをいただいた後、前年度の講座の中から3団体が学習発表され、また開設する15講座の内容や講師の紹介などが行われました。当日は市民講座生や地区公民館講座生など230名の参加があり、本年度も市民の皆様方が生涯を通して豊かな生活を営んでいただける学習環境を整えることができたと考えております。

次に、本市の交通事故の発生状況について報告をいたします。

5月8日午後0時ごろ、水之上高城地区において、近くの農業78歳男性が運転するトラクターと近くの無職69歳女性が運転する原付バイクが出会い頭に衝突をして女性が死亡する交通事故が発生し、今年に入りまして2人目の交通事故犠牲者となりました。

4月末日現在、交通事故発生件数は23件、死亡者数1名、負傷者数28名となっております。前年同時期と比較いたしますと、発生件数で6件、死亡者数で1名、負傷者数で9名、いずれも増加しております。今後も鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜り、交通事故の発生や死亡事故をなくすために交通安全対策を強化してまいります。

次に、火災発生状況について報告をいたします。

その他火災が4件発生しております。その他火災は2月19日、市木地区において田畑780平方メートルを焼失する火災が、また3月12日、新城地区において空き地の枯れ草を焼失する火災が、4月3日、新城地区において田畑1,250

平方メートルを焼失する火災が、5月17日、新城地区において田畑500平方メートルを焼失する火災が発生しております。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

県外出張につきましては、4月12日に上京いたしまして、平成28年度における特別交付税について、特段の御配慮をいただいた総務省並びに森山衆議院議員事務所など関係先を訪問して、お礼と今後の御支援をお願いしてまいりました。

4月16日は、第13回関西鹿児島ファンデーに参加し、関西垂水会役員の皆様や、たるみず大使の御協力をいただき、本市の特産品を大いにPRしてまいりました。

5月11日からは九州市長会が熊本県玉名市で開催され、理事会と総会に出席し、各種議案の審議を行うとともに、災害時相互支援体制についての協議を行ってまいりました。

5月25日には全国治水砂防協会通常総会が東京で開催され、各種議案の審議を行ってまいりました。

5月28日には東京で開催された垂水大使意見交換会及び関東垂水会に出席いたしました。関東垂水会は例年同様の約120人の参加があり、大いに盛り上がりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、4月17日には県市長会に出席し、各種議案の審議に加え、知事を初め、県の部局長との意見交換を行ってまいりました。

5月16日に大隅4市5町保健医療推進協議会総会に出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

5月17日には土砂災害防止の集いに出席し、梅雨時期を前に近年の土砂災害状況や土砂災害の対策について、国・県関係機関と意見交換を行ってまいりました。

5月24日には錦江湾奥会議が始良市で開催され、イオンタウン内のさまざまな施設の視察と

各種議案の審議を行い、引き続き4市連携でのまちづくりを行っていくことを確認をいたしました。

5月29日には桜島火山活動対策協議会総会へ出席し、各種議案等の審議及び桜島火山対策要望について協議を行ってまいりました。

5月30日には大隅総合開発期成会ほか、関係団体の総会等へ出席してまいりました。

そのほか、役員を務めます県家畜畜産物衛生指導協会理事会、県漁港漁場協会理事会、豊かな海づくり協会理事会、県漁業信用基金協会理事会、防犯協会理事会等へ出席し、各種議案の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第9号上程

**○議長（池山節夫）** 日程第4、報告第9号定住促進住宅の家賃等の請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

**○土木課長（宮迫章二）** おはようございます。

報告第9号定住促進住宅の家賃等の請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、定住促進住宅の入居者である当該者に対し、支払い督促の申し立てを行ったところ、平成29年5月2日に当該者から督促異議の申し立てがなされ、これに伴い民事訴訟法第395条の規定に基づき訴訟事件に移行することになり、訴えの提起について専決処分したため、市議会に報告するものでございます。

以上でございます。

**○議長（池山節夫）** 以上で報告第9号の報告

を終わります。

△議案第35号・議案第36号一括上程

**○議長（池山節夫）** 日程第5、議案第35号及び日程第6、議案第36号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第35号 垂水市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第36号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について

**○議長（池山節夫）** 説明を求めます。

**○総務課長（中谷大潤）** おはようございます。

議案第35号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

この議案は人事院規則の一部改正に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について定めた垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表に沿って説明いたします。

第3条は育児休業の再度の取得ができる特別の事情の要件について。

第4条は育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情の要件について。

第11条は1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の要件について。

特別の事情として、いずれも保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童を抱える職員の育児休業の取得を認める事項を新たに加えるものとするものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○企画政策課長（角野 毅） 議案第36号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

垂水市産業開発促進条例は、固定資産税の課税免除または奨励金の交付を行うことにより本市の産業開発を促進し、雇用の増大及び経済的発展に寄与することを目的として制定された条例でございます。

今回の本条例の一部改正は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして、国税に係る減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象事業につきまして、情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターが除外となり、新たに農林水産物等販売業が追加されることによるものでございます。

所管省庁でございます総務省は対象事業所として観光客を対象といたしました直売所、観光土産物販売、それから農家レストランなどを想定しているところでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表にございますとおり各条文について情報通信技術利用事業について、農林水産物等販売業に改め、その他文言について修正を行ったものでございます。

なお、附則としてこの条例は交付の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案第35号及び議案第36号の議案

2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第37号上程

○議長（池山節夫） 日程第7、議案第37号消防本部水槽つき消防ポンプ自動車購入の契約についてを議題とします。

説明を求めます。

○消防長（後迫浩一郎） おはようございます。

議案第37号消防本部水槽つき消防ポンプ自動車購入契約について、御説明申し上げます。

現在の消防本部水槽つき消防ポンプ自動車は平成9年12月に購入したもので、約20年にわたり消火活動等に貢献してきましたが、現在では車両の老朽化、ポンプ性能の低下等も見られ、また修理についても部品調達に苦慮している状態になっております。今回更新する車両は、水を2,000リットル積載し、圧縮空気泡消火装置を搭載します。それにより少量の水で高い消火効率が得られ、水源のない山間部の火災や建物の水損防止、再燃防止等にも効果が得られます。

去る5月12日に入札を実施いたしまして、現在仮契約の締結をさせていただいているところでございます。

ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては、議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による消防本部水槽つき消防ポンプ自動車購入について、以下説明しますとおり物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、消防本部水槽つき消防ポンプ

自動車購入。

入札の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は6,858万円、うち消費税は508万円でございます。

契約の相手方は鹿児島県鹿児島市松原町12-32、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二でございます。

なお、契約日は議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第38号上程

○議長（池山節夫） 日程第8、議案第38号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

議案第38号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の主な補正は、歳出については活動火山周辺地域防災営農対策事業交付補助金、プレミアムつき商品券発行補助事業、南の拠点の児童

広場整備にかかわる委託料及び工事請負費など、歳入につきましては、各事業に伴う国庫支出金及び県支出金、ふるさと応援基金繰入金等を増額補正しようとするものでございます。

また、ふるさと応援基金からの繰入金につきましては、今回より財政課で一般財源として扱うこととなりましたので、当初予算で計上したふるさと応援基金充当事業の基金繰入金も含めて財政課でふるさと応援基金繰入金として計上しております。

今回、歳入歳出とも2億6,393万1,000円を増額します。これによる補正後の歳入歳出予算総額は119億7,593万1,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表地方債の補正をごらんください。

変更でございますが、観光施設整備事業は、当初、過疎債のソフト事業を充当する予定でしたが、一般財源として対応することとしたため、減額補正するものでございます。地方債の変更につきましては、観光施設整備事業に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入総額を13億5,500万円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。10ページをお開きください。

2款総務費8目財産管理費の修繕料及び工事請負費ですが、庁舎内の修繕料、旧協和中の危険箇所にかかる修繕料及び工事請負費でございます。同じく10目企画費の負担金補助及び交付金でございますが、垂水地区公民館を事業実施主体とした時代につなぐ垂水ふれあいプロジェクトにかかわる交付金等でございます。

次に、3款民生費6目老人福祉費の報償費か

ら使用料及び賃借料までは鹿児島大学との連携した健康長寿事業にかかわる経費でございます。

一番下になりますが、3款民生費1目児童福祉総務費の備品購入費はファミリーサポート事業にかかわるチャイルドシート等の購入費でございます。

11ページをごらんください。

1番上の4款衛生費4目環境衛生費の負担金補助及び交付金は、牛根辺田、中浜、上市木地区簡易水道の災害復旧等にかかわる補助金等でございます。

次に、6款農林水産業費4目農業総務費の職員手当は災害復旧事業に関連する時間外手当でございます。同じく7目防災営農対策事業費の負担金補助及び交付金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業にかかわるものでございます。農林水産業費の2項林業費2目林業振興費の備品購入費は鳥獣被害対策実践事業にかかわる備品購入費でございます。

次に、一番下になりますが、7款商工費2目商工業振興費の負担金補助及び交付金は、プレミアムつき商品券発行補助金及び商店街空き店舗対策事業補助金でございます。

12ページをお開きください。

同じく3目観光費の備品購入費はイベント時に使用するポータブルワイヤレスアンプ購入費でございます。

次に、8款土木費1目港湾管理費の浮津港内の土砂除去にかかわる工事請負費でございます。同じく5項都市計画費2目公園費の委託料及び工事請負費は、南の拠点児童広場の実施設計委託料、工事請負費でございます。

次に、10款教育費1目小学校管理費は垂水小学校移動式バックネット等の備品購入費でございます。同じく2目小学校教育振興費の備品購入費やプロジェクター及びマグネットスクリーンの購入費でございます。

13ページをごらんください。

3項中学校費2目中学校教育振興費の備品購入費はマグネットスクリーンの購入費でございます。次に、5項社会教育費5目公民館費の負担金補助及び交付金は下新御堂自治公民館の屋根補修等にかかわる補助金でございます。6項保健体育費2目体育施設費の備品購入費は垂水中央運動公園のグラウンド管理用の機械購入費でございます。

一番下の11款災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の職員手当や災害関連の時間外手当でございます。また、工事請負費は市道脇田・市木線の法面吹きつけ工事でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページの事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、寄付金などの特定財源を充て、一般財源は繰越金と先ほど説明いたしました、今回より一般財源となりましたふるさと応援基金繰入金等を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（池山節夫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○持留良一議員** 2点ほど歳出の件で、一点は商工費のプレミアム商品券の問題なんですけど、この問題については、この間、さまざまの点から議論もされ、課題も明確にされ、なおかつ当初の目的、そのためにどうしていくのかということ、各県内でもいろんな取り組みがされ、特に観光関係とか、子育て支援関係とか含めて、というのは要するに買える人はいいけど買えない人はどうするんだとか、経済対策、支援策として、このプレミアム商品券の位置づけというのが、ほぼ一つの方向として明確になってきたのじゃないかなというふうに思うんですが、そ

ういう中、今年も経済刺激策と、そういう中身で今回プレミアム商品券をされるわけですが、そのあたりの課題というのをどのように、今回、この中で整理、消化されていくのか、対策として検討がされたのか、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

もう一点は、土木の公園費です。南の拠点の関係する整備事業、児童広場整備、この点についてお聞きをしたいんですけども、この前の1月20日の私たち全員協議会での説明の中で、施設整備における財源内訳というのが示されていて、この中で市が事業主体となってやるやつ等を含めて、財源も総額等も含めて明確にされたわけなんですけれども、今回、この児童公園、約1億400万という中身なんですけれども、この財源というのは、この中でいうと、どんなふうに見ればいいのか。というのはPFI施設等については事業主体が、先ほど報告があったとおり、そこが運営していくわけなんですけれども、この公園は一体となった形で市の整備をしていくということだったんですが、今回、このような形で財源が出てきたということは、ここの中における財源とはまた別個の中身なのか、それともこの中に含まれる財源なのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** それでは、持留議員のプレミアムつき商品券の事業につきまして、趣旨、目的につきましては、議員仰されたとおりの趣旨、目的で実施をいたしております。ちなみに、昨年度は2,000万円の基金を利用いたしましてプレミアム率20%、1億2,000万円で商品券を発行いたしました。

課題につきましては、議員のほうも御承知ではあるかと思いますが、販売4日間で既に販売が完了したということで、広く市民の皆様方に提供を果たしていただろうかというようなことが課題であるというふうに認識をいたしております。この点につきましても、議員の皆様

方の御承認が得られまして、予算が成立いたしました暁には、商工会と協議をして検討し、可能な限り広く市民の皆様方に行き届くよう手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 公園事業整備費の御質問にお答えをいたします。

まずは公園整備でございますけれども、これにつきましては基本構想策定時の市民の方々へのヒアリングに基づく子育て支援体制の充実と市民ニーズに寄り添った公園整備ということで進めさせていただきたいということで計画をしているものでございまして、財源につきましては、ふるさと応援基金を活用する事業展開を計画をいたしております。

以上でございます。

**○持留良一議員** プレミアム商品券については、先ほど言ったとおり、短期のうちにこれが販売されてしまうということで、幅広くなったときに、やっぱり一定程度の対策を取らないと、なかなかそういう方々に対して支援ができない。前、議長も言われていましたように高齢者の問題とか、それから子育て支援の問題、やはり今回、この目的というのは、買える人はそれはいいでしょうが、しかし、買えない人、またはそれを利用して考えていた人等については、なかなかいかないという点について、やっぱり特段の配慮、商工会等も含めて、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

それとあと、この公園関係なんですけれども、2つあったと思うんですね。一つはヒアリングがされた、これは本当に貴重な取り組みだったと思うんですが、やはり今後、この中身、実施設設計に向けて、もっと、ではどういう形でそこあたりを、いわゆる参加という関係で考えたときに位置づけをどうしていくのか。ただ単にヒアリングしたから、それはもう基本的に実施設計に移っていく。その途中の中で親御さんた

ち、そういう方々の意見をどんなふうに取り入れながら、最終的にそれをまとめていくのか、これが私は基本だろうと。というのは、やはりあそこを利用するのは、地域、子供たち、保護者含めてだと思えるんですけど、そうするとやっぱりそういう観点に立った形の中身がなくなると、一般的なコンサル等になっていくと、やっぱりどうしても通り一辺倒の中身の危惧がされるので、そのあたり、本当に自分たちの施設だと、自分たちが使う施設だという観点に立った形での取り組みをしていただきたいというのが一点あります。

それと、最大の問題なんですけど、財源の問題。今回、ふるさと応援基金を活用するんだということでしたけど、そうすると、この当初の1月20日の説明の、エリア別の財源内訳、この中には入ってないということですよ。そうしちゃうと、当初の総体としてこれだけの財源が必要ですよといった説明について——22億でしたよね、このとき——だったんですけども、そうすると、膨らむという私たちは理解でいいのか、それともそうじゃないですよという中身でいいのか。というのは、やはりそれだけ説明されて、この範囲内でやるんだなと思っていたのが、どうも1億幾ら膨らむんじゃないかと、一体これはどういうことなんだということになってしまう疑問が出てくるので、その点について御説明をお願いします。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず、一つ目の御質問でございます、意見の取り入れということでございますけれども、これにつきましてはコンセプトの実現へ向けたアクションということで、当課におきまして29年4月、本年度の4月でございますけれども、カトリック幼稚園、さざなみ保育園、子育て支援センター等を対象といたしましてアンケート調査を実施いたしております。アンケート対象者を170名程度実施をさせていただきました。そのうち、アンケー

トの回答者ですけれども、52.4%、89件の回答をいただいております。アンケートにつきましては、83%が女性の方でございました。7%が男性の方、残り10%は性別のほう、ちょっと不明となっておりますけれども、たいがい女性の方よりの御回答をいただき、女性のうちでも30代の方が最も多く、20代、40代の方がほぼ同数程度で続く数字となっております。このような方のアンケート調査をもとにしまして、どのようなコンセプトでどのような施設を整備することがより市民の方々のニーズに合ったものになるのかということを検討しながら、我々としても先進地の視察でございますとか、環境にマッチした形での検討というものを進めていきたいというふうに考えておまして、今、土木課のほうと連携をしながら事業展開を進めているところでございます。

それから、財源につきましてですけれども、ここにつきましては一般財源のほうからの持ち出しということ、というか、今回4月よりちょっと制度が変わりまして、ふるさと応援基金につきましては、一般財源での財政課の取り組みという形に変更させていただきました関係上、事業展開の中では財源がふえるという形でございます。ただし、財源につきましては、ふるさと応援基金のほうを活用させていただく形で、通常の財源の持ち出しはない形では進めたいと考えておりますけれども、当然、先ほど言われております1月20日の財源の中では出てきてなかった財源でございます。ただし、南の拠点整備事業を充実させる、それから市民のニーズを取り入れるという観点から、増額やむなしということで、その財源をふるさと応援基金に求めたところでございます。

以上でございます。

**○議長（池山節夫）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第39号上程

○議長（池山節夫） 日程第9、議案第39号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案を議題とします。説明を求めます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第39号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、予算の総額に増減はなく、資本的収入及び資本的支出におきまして、支出予算の科目の組み替えをしようとするものでございます。

2ページをお開きください。

支出の1款資本的支出2項建設改良費におきまして、固定資産購入費のみを設定しておりましたが、新たに施設改良費を設定するものでございます。

内容でございますが、3ページをお開きください。本年度の建設改良事業は、設置から30年を経過したエレベーターや施設内の各設備を一元管理する中央監視装置を更新する必要があり、支出費目を医療機器購入のための固定資産購入費で管理することが適切でないことから、改めて2目施設改良費を設定し、施設科目に設計及び施工管理に係る委託料と工事請負費を加え、2項建設改良費の中で予算の組み替えをしようとするものでございます。

以上で説明をおわりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△請願第6号・請願第7号・陳情第6号  
一括上程

○議長（池山節夫） 日程第10、請願第6号及び日程第11、請願第7号の請願2件並びに日程第12、陳情第6号の陳情1件を一括議題とします。件名の朗読を省略いたします。

---

請願第6号 国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願書

請願第7号 小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願書

陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

---

○議長（池山節夫） お諮りします。

ただいまの請願2件及び陳情1件については、いずれも所管の総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号及び請願7号の請願2件並びに陳情第6号の陳情1件については、いず

れも所管の総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明3日から12日までは議事の都合により休会とします。

次の本会議は、13日及び14日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は会議規則第62条第2項の規定により6日の正午までに質問事項を理事者にわかりやすく、具体的に記載の上、差し替えのないよう十分確認し、文書で議会事務局へ提出をお願いします。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれを持ちまして散会いたします。

○事務局長（田之上康） 御起立願います。一同、礼。

午前10時56分散会

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 9 年 6 月 1 3 日



本会議第2号（6月13日）（火曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年6月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成28年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成29年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第2、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。6月6日に九州南部が梅雨入りし、心配する季節にな

ってまいりました。5月には異常なほどの暑さもあり、気象や自然の脅威を感じずにはいられません。昨年度の9月19日の台風被害が大きかった本城川の河床整備が急ピッチで行われているようですが、早い対応をお願いしながら穏やかな気象や自然の脅威が少ないことを願っているところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました質問についてお聞きいたしますので、市長並びに教育長、関係課長の明解な回答をお願いいたします。

まず、教育行政について伺います。

3月議会において教育長人事が上程、可決され、坂元教育長が就任されました。坂元教育長は地元出身ということもあり、私たち議員を初め保護者、学校関係者など多くの市民がどのような教育行政をされるのか期待を寄せています。

そこで伺います。これまでふるさとを離れ、県下の学校や県教育委員会において勤務されてこられたということですが、ふるさと垂水についてどのようなことを感じておられたか。また、ふるさとへの思いについて伺います。

次に、観光行政について伺います。

今年のゴールデンウィークは、企業によっては4月29日から9日間の長期の休みであったようです。このような状況から県内の観光地及び施設では、多くの人でにぎわった様子が新聞や報道機関で放映されていました。ついては、本市の各観光地や施設での来場者などについて水産商工観光課長に伺います。

次に、災害復旧事業の進捗状況について伺います。

昨年発生した台風16号災害について、工事発注も順調に行われ、復旧作業も進んでいることと思いますが、詳細の進捗状況を土木課長、農林課長に伺います。

次に、新庁舎建設について市長に伺います。

先月2日に開催されました全員協議会におい

て、新庁舎建設の検討結果について企画政策課長から報告がありました。その結果を聞きまして、懸案であった新庁舎の建設がいよいよ現実味を帯びてきたのかなと感じたところがあります。

この庁舎建設につきましては、平成28年3月議会で篠原議員が質問され質疑がなされました。その中で当時の長濱教育長は、教育委員会といたしましても本庁舎建設に当たり、同じ庁舎内に配置していただくことを願っていますと答弁されています。このことは坂元教育長も恐らく同じ気持ちだと推察いたします。

そこで検討はこれからだということは、重々理解した上で市長に伺います。新庁舎の建設に当たりましては、教育委員会も同じ庁舎に入るべきと考えますが、現時点での考えをお聞かせください。

最後に南の拠点整備事業について伺います。

南の拠点整備事業は、昨年12月議会で、用地取得については土地開発公社に代行取得を依頼するとの答弁をいただきました。現在、土地所有者との交渉が行われていることと思います。

用地取得は事業推進に欠かせないものと認識しておりますが、多様な考えをお持ちの方が複数いらっしゃると思います。そこで現在の用地取得の状況はどのような状況なのか、企画政策課長に伺って1回目の質問といたします。

**○教育長（坂元裕人）** おはようございます。川越議員の御質問にお答えいたします。

大学を卒業して教職につき36年間の教師生活を終え、このたび教育長を拝命し、微力ではございますが、ふるさと垂水のために少しでも恩返しをしたい、教育の充実発展のために役に立ちたいとの思いで垂水へ帰ってまいりました。

4月から実際の業務がスタートし、この2カ月半が慌ただしく過ぎてしまったというのが実感でございます。改めて教育長職の責任の重さをひしひしと感じながら職務を遂行してきたと

ころでございます。

さて、川越議員からの、まずふるさと垂水への思いについてという御質問でございますが、自分の生き方の原点をつくってくれたのは、また考え方の方向づけをしてくれたのは紛れもなく、このふるさと垂水でございます。その意味では感謝の念でいっぱいでございます。

ところで、垂水は昔から、地域の子供は地域で育てるといふよき文化があり、自分でも苦い経験がございますが、かつては悪いことをすると子供でも本気で叱ってくれる怖い大人の存在があるんだと思っただけでございます。今でもこの垂水には、そのような気風が残っており、地域で善悪をきちんと教えてくれる大人の方がいらっしゃることを頼もしく思っております。

また、夏休みなど虫とりに興じておりますと、その中で先輩方から「その枝は折れやすいぞ、気をつけろ」とか、「その木は蜂がいっぱいいるから気をつけろ」という教えを受けたり、川や海でも「そこから先は急に深くなるぞ」、「いや、その先は流れが速いぞ」などの的確に危険なところを教えられ、アドバイスをしてもらったりしたものでございます。

実際にけがをし、危ない目に遭う中で、豊かな自然の持つ怖さや今でいう危険予知能力、危険回避能力を身につけ、先輩を敬い後輩を可愛がるというよき人間関係も学んだように思っております。現在はこのような関係性が希薄ではありますが、学校や地域で子ども会活動の中で、引き続き自然体験活動や異年齢活動の場を設定していく必要性を感じております。

勉強に関しましては、小学校5、6年生で受け持ってもらったT先生から勉強の面白さを教えていただき、厳しい先生ではありましたが、叱るときも褒めるときも筋が通っており、尊敬する先生でございました。授業もおもしろく今で言う子供の疑問を大事にした問題解決的な授業スタイルで結果として力がつき、テストの成

績が上がったのもこの時期であり、やればできるのだという、子供ながら自信めいたものが芽生えたのも確かでございます。

このように上手に叱り、上手に褒め、授業もうまい、こんな先生が今の時代に求められる教師の一つのモデルであり、垂水でもこのような魅力ある教師の育成を目指してまいりたいと思っております。

これまで述べてまいりましたとおり、このふるさと垂水でさまざまな体験をさせてもらったこと、いい先生との出会いがあったことなどが、私を教職の道へいざなうきっかけになったと思っております。

いずれにしましても、今の自分の生き方の原点、その後の価値観や考え方の方向づけをしてくれた、このふるさと垂水に心から感謝しているところでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** おはようございます。それでは、川越議員の御質問にお答えをいたします。

今年のゴールデンウィークは天候にも恵まれ、県内各地の観光地や各種イベントなどで多くの来場者があったようでございます。本市におきましては、期間中5つのイベントを称して「たるみず春フェスタ」と位置づけ開催をいたしました。

1つ目は、本市の観光拠点の中心であります道の駅たるみず及び同施設の12周年創業祭では、ビワの種飛ばし大会や大抽選会などが開催され大いに盛り上がり、約4万9,000名の来場者がございました。

2つ目の高峠春のつつじ祭りでは、4月下旬頃から見頃を迎え、例年と比べ花の付きがよかったこともあり、約8,300人の方々が訪れました。

また、大野地区の皆様によります物販販売やお茶のおもてなしに来場者も大変喜んでおられ

ました。

3つ目に、猿ヶ城溪谷森の駅お楽しみプランでは、マス釣りやピザづくりなど従来の日帰り体験に加え、麵流しなど来館者増に向けたメニューもあり、約4,500名の方々が訪れました。

4つ目は、垂水漁港北側に建設をされましたホテル公園の開園式を5月6日、森山裕衆議院議員並びに関係者、地元グラウンドゴルフ愛好者の皆様を含め、約100名の方々に御出席をいただき式典を開催いたしました。

最後、恒例となりました垂水市漁業協同組合主催によります垂水カンパチ祭は、今年から2日間の開催となり、5月6日、7日の両日に実施をされました。昨年に引き続きドンブリグランプリが開催され、約5,200食が売れ、垂水市漁協女性部がグランプリを獲得いたしております。

また、カンパチのつかみどりや一本釣り、えさやり体験に加え、加工品の販売が行われ、県内外から多くの家族連れなど約1万人の来場者があり大盛況でございました。

当日は、垂水高等学校女生徒で構成された鹿兒島フィッシュガールによりますカンパチの解体ショーも行われ、見事な庖丁さばきが披露されました。

以上がゴールデンウィーク中でのイベント開催状況でございますが、今後もイベント内容の検証を行い充実をさせるとともに、さまざまな手段を講じて観光情報の発信に努め、交流人口の増加を図ってまいります。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** おはようございます。災害復旧工事の進捗状況について、土木課分をお答えいたします。

平成28年発生いたしました公共土木施設災害は、梅雨前線豪雨災害による道路災害が2件、台風16号災害によるものが河川災害7件、道路災害21件、橋梁災害1件、合計31件の災害が発

生いたしました。31件のうち29件は既に発注しており、梅雨前線豪雨災害の道路2件と台風16号災害の道路4件につきまして、既に竣工し、完成検査も行ったところでございます。そのほかの箇所につきましては、農地の作付後に着手してほしいとの要望があり、着工を見合わせている箇所や県の発注する海岸災害との調整が必要な箇所など未着手箇所もございますが、総体的には順調に進んでいるのではないかと判断しております。

中洲橋につきましては、橋梁の撤去工事を発注し、梅雨期をまたぐ工期設定をしておりますが、受注業者の企業努力で予想以上に進捗が早く既に完了をしております、河川断面を阻害するような形で傾倒しておりました構造物が、梅雨入り前に撤去されましたので胸をなで下ろしたところでございます。今後早期完成を目指し、下部工事を発注する予定としております。

また、未発注の2件につきましても、隣接する工事の進捗を見ながら、時期を逸することなく発注したいと考えているところでございます。

さらに災害関連事業による崖崩れ対策工事を3カ所実施しなければなりません、現在実施設計中でございまして、用地の承諾を得られましたら、7月中には発注できるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** おはようございます。農林課所管の災害復旧事業の進捗状況についてお答えいたします。

平成28年度に発生いたしました農地農業用施設災害の内訳は、農地が48件、農業用施設が39件、合わせて87件の災害復旧を申請しております。農地災害48件のうち43件が発注済み、29件が完了し検査も終わっております。農業用施設は39件のうち29件が発注済みで、11件が完了し検査も終わったところでございます。

農地の残り5件のうち4件と、農業用施設の

残り10件のうち3件を今週16日に入札を予定しております。未発注の農地1件は新城千町田地区の水田であります。農業用施設7件につきましては、新城千町田地区の水路工事、水之上地区の的場・井川の頭首工工事、井川河原の舗装工事、海潟地区の米山ため池、中俣地区の是井ため池、新城地区の蛭山ため池の土砂除去工事でございます。

農地やため池災害は、土砂除去など土木工事を多く伴いますので、周辺の水稲作付が終わりました梅雨明け後に発注を予定しております。井川頭首工につきましては、昨年の災害査定後、ボーリング調査をして詳細設計を県と協議中でありまして、九州農政局より重要変更承認をいただきました後に発注を行いたいと考えております。井川河原の舗装復旧は、井川の頭首工災害復旧の状況に応じて発注したい考えでございます。

続きまして、林道災害復旧につきましては、海潟麓線12カ所、二川線8カ所、井川木場線1カ所の合計21カ所を申請しております。現在海潟麓線は海潟側から1カ所、牛根麓側から1カ所の計2カ所を発注しており、二川線の3カ所の合計5カ所が発注済みでございます。井川木場線1カ所につきましては、井川頭首工工事の護岸ブロック積工が完了しなければ現場に入れませんので未発注でございます。

海潟麓線は大隅地域振興局林務水産課が、海潟側、牛根麓側双方から林道開設工事を実施しておりますことから、連携して発注のスケジュールなどを調整しているところでございます。

治山事業の要望につきましては、平成28年度から市内40カ所について要望を大隅地域振興局林務水産課に行っております。うち10件につきましては、既に着工済みでございます。さらに今年度追加で4件を近日中に発注するというところで報告をいただいております。引き続き早期着工を要望してまいります。

今後現場の状況など十分に検討して、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

川越議員の新庁舎の建設に当たり、教育委員会も同じ庁舎に入るべきではないかとの御提案でございますけれども、現在本庁舎と教育委員会が離れており、市民の皆様にとって利便性に課題がありますことから、新庁舎建設の際に教育委員会も同じ庁舎に入りますことは、市民が一度に用事が済むようにワンストップサービスの充実や行政事務の効率化等からも望ましい面もあると考えております。

しかしながら、メリット、デメリットの検証含めて、新庁舎建設の全体計画の中で検討していきたいと考えているところでございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。川越議員の御質問でございます。用地取得の状況につきましてお答えをいたします。

用地取得事務でございますが、昨年12月議会におきまして、川越議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、公共用地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づきまして、土地開発公社に代行取得を依頼いたしました。平成28年12月28日には市と公社で、用地取得業務と委託契約を締結し、用地の代行取得に必要な事務手続を開始いたしました。

その後の経過でございますけれども、平成29年1月26日に、売買に伴う税控除が適用される租税特別措置法に基づきまして、譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認通知を受けました。2月27日には不動産鑑定士による土地評価額の提案を受け、3月7日に垂水市不動産価格評定委員会におきまして用地取得価格を決定し、本年3月から用地交渉を開始いたしました。

エリア全体の用地につきましては、46筆66人が対象でございます。こちらには登記名義人の

ほか法定相続人も含まれております。このうち現在本市の施工計画エリア内の25筆、34人の用地につきまして交渉を行っております。5月30日現在で6筆の売買契約が成立しており、残り全筆につきましても事業概要の説明を行い、交渉を継続しているところでございます。

今後引き続き売買契約の成立につながるように、誠心誠意対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、教育行政について、坂元教育長にふるさと垂水教育についての思いをお聞きいたしました。就任されてまだ2カ月半ですが、これまで既に小中学校を訪問されたと思いますが、垂水の子供たちや先生方と接して、どのような印象を、感情を持たれたか伺います。

**○教育長（坂元裕人）** 次に、垂水市の教育現場の印象はどの御質問ですが、子供が少なくなったというのが第一印象で、少子化が確実に進んでいることを実感いたします。だからこそ、垂水にとっては子供は宝の意味がよくわかるところでございます。

子供の具体的な姿からは、子供たちが素直で明るいということ、あわせて規模の大小あるいは小中の校種にかかわらず、ほとんどの子供が極めて真面目に学業に取り組み、そして少年団や部活動に励んでいることに感動しております。学校訪問等でもどの学校でも笑顔で元気のよい挨拶をしてくれますし、授業を含めて学校生活を楽しんでいる様子が伺え、うれしい限りでございます。

また、垂水市の教職員を束ねます各学校の校長は大変優秀であり意欲のある方ばかりで、一方、教頭も個性派ぞろいで持ち味を発揮しているのではないかと考えております。

頼もしい垂水の管理職には、子供の実態を的

確に把握し、保護者や地域の声にもしっかりと耳を傾け、これからの教育の方向性を見据え、責任あるかじ取りをしてほしいと期待を込め、指導しているところでございます。

そのためには、管理職が自ら学び続ける教師として教職員の心に届く具体的な指導ができるよう、さまざまな研修を通して識見、力量をさらに高めていく必要があります、教育委員会といたしましても、そのような場や機会を計画的に設定しているところでございます。

教職員につきましても、子供たちと真摯に向き合い、わかる授業、力のつく授業を実践し、いじめ、不登校の未然防止を含めた生徒指導等についてもチームで対応するなど教育活動の充実に努めており、垂水の子供たちの成長のためによく頑張っていると評価しているところでございます。

御承知のとおり、今教育は新しい学習指導要領の実施に向けて小学校英語の教科化や道徳の教科化等を含め大きく変わろうとしており、本市の学校現場におきましてもこのような状況を踏まえ、次期学習指導要領への対応に向けた取り組みを既に始めているところでございます。

各学校におきましては、校長のリーダーシップのもと学校がチームとして地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくり、勢いのある学校づくりに誠心誠意取り組んでおります。

今後教育委員会といたしましても、学校から信頼され学校を支える教育委員会となるようチーム教育委員会で誠意を持って対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。何とぞ主役は子供たちでございます。未来ある子供たちのための教育行政をお願いいたします。

それから、広報誌の6月号に市役所の三役並びに各課の業務内容や係ごとの職員名が掲載されておりました。その中で教育長は、ことしの

自分を表現する漢字一文字を「夢」と書いておられました。

また、歴代教育長の思いを受け止め、施策や事業等をさらに充実、進化させたいとの考えを示しておられます。そこで、これからの垂水市の教育をどのように進めていこうと考えておられるのか伺います。

**○教育長（坂元裕人）** 最後に垂水市の教育についての展望はどの御質問でございますが、教育とは人づくりであり、やがては社会貢献できる自立した人として育てる崇高な営みであると考えております。

さて、子供が年々減少してきている本市におきましては、子供は宝であり、将来直接的にあるいは間接的に本市へも貢献できる人材を育成することが大きな課題でございます。そのためには垂水の教育の重点目標であるふるさとを愛し、誇りにする子供の育成と、垂水の子供たちに夢をの2つを具現化することが肝要であり、子供たちの夢を育む総合プランを中核として、諸施策事業の成果や課題を明確にしながら、さらに充実、進化させていきたいと考えております。

幸い本市には、人、物、事といった豊富な教育支援があり、文化・芸術・教育の町垂水として県下に誇ることでできる施策、事業を実施しており、私も現職時代、垂水の教育が新聞、テレビ等で報道されるたびに興味深く拝見し、特色のあるいい教育活動をされている、いい子供たちが育っているという印象を持っておりました。

また、地域の持つ教育力も確かなものがあり、いろいろな価値観、考え方がある中で、多くの保護者、地域の方々が学校に対して大きな期待を寄せてくださり協力的でございます。よき、学校の応援団として多くの方々に教育活動への御理解、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、今後少子化がさらに進行していくことが想定される中で、子供たちがどこの学校にでも学力や体力、気力、豊かな心などが身につけていくよう指導、支援することが学校や教育委員会に求められていると考えております。例えば、ごく小規模の複式の学校でも、大きな学校に負けないぐらいの教育に取り組んでおります。

一例を挙げますと、牛根小学校は、チャレンジかごしまで3年連続学校賞をいただいたということで、先日県の文教警察委員会の視察がございましたが、出席された県議の方々の中で、目標を持ち、堂々と一輪車や縄跳び、馬跳び等のスポーツ発表をする子供たちの姿に、議員の皆様方が笑顔とともに拍手を送られ、最後は満足した様子で帰られました。

一つのことを精いっぱい取り組むことで、子供たちは着実に体力、運動能力を身につけ、それが自信につながり、学力の向上や集中力の涵養にもよい影響を与えているとの校長の自信を持った説明に議員の皆様方、納得の様子で、改めて一事徹底の大切さ、そして波及効果の大きさを実感し、まさに小さな学校のよさを生かした大きな教育を見る思いがいたしました。

このように本市の学校が持つよさや強みを、これまで以上に生かした特色ある教育活動を今後も奨励し、推進してまいりたいと考えます。

また、市内唯一の中学校として垂水中央中学校への期待は大きなものがあり、とりわけ学力の向上、部活動の活躍など年々成果を上げております。

現在垂水中央中学校は、平成27年度から小中高連携の大隅地区研究協力校の指定を受け、今年度研究公開をいたしますが、その内容としては、小中連携した学業指導や生徒指導の研究、実践、小学生が中学校生活、中学生、中学校教員を知る機会の設定、中学生が高等学校生活、高校生、高等学校教員を知る機会の設定など、中学校教育における課題である中1ギャップの

解消や高校生活への適応を図るための取り組みとなっております。

この3年間の研究実践を通して、子供たちの変容や教職員の意識改革など手応えを感じているところであり、今後も保護者、地域の期待に応えるべく、教育委員会といたしましても全面的に支えてまいりたいと考えます。

さらに垂水高校につきましては、市としましても大きな補助金を出していることから、生徒増という具体的な成果を出すべく、垂水高校としての今後の努力にも期待をしているところでございます。

とりわけ生活デザイン課のフィッシュガールの存在は、ふるさと垂水市の魅力を伝えるとともに、垂水高校の広告塔として大きな役割を果たしており、また東進ハイスクールの振興支援をもとにした普通科等からの進学につきましても3年目、結果を残す年になると考えております。

国公立大学、有名私立大学への進学など、後に続く子供たちに夢を抱かせる結果を残してほしいと願いつつ、今後も垂水高校と連携を図りながら、教育委員会といたしましてもバックアップをしてまいりたいと考えます。

このように垂水の特色を生かした教育をさまざまな施策や事業を通して、あるいは各学校単位で今後も展開できることを考えますと展望は明るいものがございます。保護者や地域の理解、協力を得ながら、今後も垂水のよさを生かした垂水らしい垂水ならではの教育をさらに追求し、子供たちの夢実現のために真摯に取り組んでまいりたいと考えます。

しかしながら、私自身まだまだ垂水の教育の実態等を全て把握し切れていない部分もあり、今後しっかりと自分の目で見て調べて聞いて、諸課題に対して誠実に丁寧に対応してまいりたいと考えます。

今後も知・徳・体のバランスのとれた垂水の

子供たちの育成、そして夢実現のために議員の皆様方の御理解、御協力、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。就任された年の夢を実現化していただくよう頑張ってください。

次に、観光行政について。本市においても、各施設で例年以上に多くの来場者があったようでございます。期間中職員の皆さんにおいては大変御苦労さまでございました。

さて、本市ばかりがにぎわっていたわけではないと思いますが、大隅半島においての各自治体のイベント状況がわかっている範囲でよろしいですので答弁をいただきたいと思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

大隅半島3市5町の主な観光地並びにイベントについて調査を行いました。その結果、鹿屋市におきましては、かのやばら園の来場者が期間中約2万3,000人、また4月30日に開催されましたエアームリアルinかのやでは約2万4,000人の来場者があったようでございます。

志布志市では、ダグリ岬遊園地に5,200人、4月28日と29日に開催をされましたお釈迦まつりには約10万人が訪れたとのことでございます。

曾於市にあります道の駅すえよしでは約2万3,000人、東串良町にありますルピノンの里には2,700人、大崎町にあります道の駅野方あささのには約3万1,000人、錦江町にあります道の駅にしきの里には約9,000人、肝付町にあります内之浦宇宙空間観測所には5,000人、そして南大隅町の佐多岬並びに雄川の滝には、それぞれ6,000人の来場者があったとのことでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。他の自治体でも、さまざまな企画により多くの来

場者があったようでございます。

また、自治体によっては、イベントを開催していないものの、観光地も大変なにぎわいがあったようですが、こうして大隅半島全体を見てみますと、それぞれの自治体で多くの観光客が訪れています。

この状況から、大隅地域全体で観光事業を企画し推進することは、さらなる交流人口の増加が図れるのではないかと考えますが、今後大隅広域観光開発推進会議の目指す方向性について伺います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

大隅広域観光開発推進会議は、広域観光開発及び観光客の誘致、地域特産品の販路拡大などを目的に、平成6年合併以前に設立をされ、現在は大隅地域4市5町で構成されております。

先ほど答弁させていただきましたとおり、大隅地域の自治体では観光地やイベントとそれぞれ工夫を凝らし、交流人口の増加並びに観光情報の発信に向けて取り組んでおります。

これまで本推進会議では、ラジオでの観光情報の発信や県内外での物産展の開催、観光PRなどに加え、大隅地域を周遊する旅行商品に助成を行うなど、行政主導での観光施策を進めてまいりました。

しかしながら、こうした状況の中、官民一体となった観光の取り組みを進めることへの地域機運の高まりや国の地方創生の流れを受け、平成28年度に観光のマーケティングや商品開発などを一体的に進めるための準備組織として、おおすみ観光未来会議が設立され、現在民間企業101団体が加盟し、本市からも6団体が入会しております。

議員御指摘のとおり、それぞれの自治体でさまざまな取り組みを実施しておりますが、各自治体での観光やイベントの情報共有を強化することや民間活力を導入することにより、一層交

流人口の向上が図られるものと考えております。

今後おおすみ観光未来会議は法人格の取得手続を行い、事務局機能の強化を図るとともに、民間主導で自立可能な組織を目指し、大隅広域のさらなる観光事業の充実に向けて取り組むこととしております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。大いにそれぞれの自治体や民間企業との連携を強化していただき、観光情報のみならず各地域の特産品等の販路拡大や農産物の需要拡大にも貢献していただくことを要望しておきます。

次に、災害復旧の進捗状況をお聞きいたしました。早期完成に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

その一方では、時間が限られた中での査定、設計作成ではなかったかと思っております。これまでの工事で発注後、現場との整合性がとれず、設計変更を余儀なくされた工事箇所はありませんでしたか。

また、補助対象での変更だったのか、土木、農林課長にお聞きいたします。

**○土木課長（宮迫章二）** 設計変更等について、工事発注後、現場との整合性がとれず設計変更を余儀なくされた箇所はなかったか。また、補助対応での変更だったのかとの御質問にお答えいたします。

災害復旧の変更につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20条に基づき対応したいと思っておりますが、設計変更の対象は、誤測及び違算の訂正に係るもの、水勢または地形の変動、その他の事由によるものでございまして、例えば推定した岩盤が掘削の結果脆弱だったため、岩着基礎からコンクリート基礎への変更をしなければならない場合、またはその逆など変更が認められております。

これまで発注した災害復旧工事での設計変更

は、応急工事で実施した箇所で、掘削土量の増や有筋があったため工法変更しておりますが、いずれも要綱に基づき補助での対応としたところでございます。

今後も現在発注しております災害復旧工事につきましても、図面と現場が合わない箇所などもあるかと思っておりますので、その際は協議書を提出していただき、正当な理由によるものであれば設計変更の対象となりますので、適切に対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 農地農業用施設災害の設計変更の対応についてお答えいたします。

災害復旧の変更につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令に基づき対応しております。現在発注しております災害復旧工事におきまして、設計書の積算数量と現場の実績数量に増減が生じている箇所がございます。特に塗工工事において立木処分や現場間の流用土の数量で変更が発生しております。その際には施工業者より協議書を提出していただき、軽微な変更であれば県に、大幅な変更を伴う重要変更の際には国に承認をいただいた後に、設計変更を行って対応させていただいております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 災害復旧事業は国からの補助があり、市の負担はわずかであります。査定までの時間が短かったことなどもあり、現場との整合性も完全でなかったようですが、変更にかかる手間は当然あるでしょうが、可能な限り国からの補助で対応していただき、市の財源を最小限にすべきと考えますので、今後努力していただきたいと思っております。

さて、現在も復旧を進めていただいておりますが、これから梅雨時期を迎えて再度災害のおそれも十分考えられます。危険箇所並びに該当する箇所を把握しているのか、またその具体的

措置等について検討しているのか、土木、農林課長に伺います。

○土木課長（宮迫章二） 梅雨時期の災害対策についてお答えいたします。

再度災害のおそれがある箇所を把握しているのかとの御質問でございますが、1回目でお答えしましたとおり、現在2件の未発注箇所がございます。飛岡川河川災害につきましては、農林課発注のため池災害復旧工事で大型ダンプの通行が多かったため、工事車両の離合の関係で見合わせておりました。既に完成していますので、近辺の農地災害復旧や田植え作業との調整をし、早急に発注したいと考えております。

また、道路災害でございますが、この箇所は内ノ野5号線でございます。前後も被災を受けており、そこが完成しないと現場に入れない状況でございます。現在施工業者も急ピッチで工事を推進していただいているようでございますので、工事完成にあわせて発注いたします。

次に、その基金箇所である未発注箇所が、再度災害を受けた場合に、具体的な措置等を検討しているのかとの御質問でございますが、台風16号の災害復旧工事につきましては、災害査定を受け工事費が決定しております。この未発注箇所が再度災害復旧の対象となる災害を受けて、災害が拡大した場合には前の災害の未着手または未施工の工事は、新たに生じた災害による災害復旧工事にあわせて一つの災害復旧事業として施工することになります。

また、施工中の箇所が新たな災害を受けた場合には、災害の発生した時点における前災の施工中の出来高を計算しまして、未施工部分と手戻り箇所につきましては、新たな災害として施工することになります。

詳細につきましては、さまざまなケースがございますので、県とも協議をして申請していくこととなりますが、雨季を迎え造反のおそれのある災害箇所につきましては、もし災害を受け

た場合に、出来高の確認ができなければ認められませんので、こまめに写真や出来高の確認をしておくように指示しているところでございます。

また、危険な箇所を把握しているのかとのことでもございましたが、土木課では出水期前に市内全域の河川、市道、橋梁の点検、定期点検をしまして、異常箇所につきましては環境整備班で応急対策をし、被害拡大防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 農林課所管の梅雨時期の災害対策についてお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、未発注の箇所が農地1カ所、農業用施設7カ所の合計8カ所、林道災害復旧工事が16カ所ございます。できるだけ早い発注を望んでおりますけれども、水稲作付など農家の方々の作業が繁忙期に入りますので、それが落ち着きましたら梅雨明け前をめどに発注を行いたいと考えております。

現在発注しております農地・農業用施設復旧工事につきましては、未発注の8カ所を除きまして9月末までには全て完了する予定でございます。林道災害につきましては、起点側から順番に工事の発注を行っている状況でありまして、年度内での完了を目標に取り組んでいる状況でございます。

また、多くの皆様が心配される山腹崩壊を復旧する治山事業につきましては、県全体での要望が多い中、垂水市からの要望40件のうち10件が着手、4件が発注準備とのことでもございます。

また、先ほど述べました未発注部分がさらに災害を受けた場合の増加申請かれこれでございますけれども、土木課と同様の取り扱いに農林課もなります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、新庁舎建設について、私がなぜ市長に

質問したかと言いますと、垂水市にとりまして歴史民俗資料館と中央地区の公民館建設は長年の懸案事項であるからであります。特に民俗資料館、歴史民俗資料館建設につきましては、議員各位も御存じのとおり、昨年12月議会において請願書が採択されました。

このような中、今年3月の予算特別委員会において、村山議員が当時の長濱教育長に対し、歴史民族資料館の建設について質問され、長濱教育長は歴史民俗資料館と中央地区の公民館建設は、国の補助金がない中では新しく建設するのは難しい面があるため、新庁舎建設とセットで考えるべきであると答弁されたと記憶しております。

私は以前から新庁舎建設の際には、教育委員会も新庁舎に移り、市民館を歴史民俗資料館と中央地区公民館として活用すべきとの考えを持っております。その理由は、市民館であれば駐車場もあり、利便性もよく、また会議や研修会、講座等も年間を通して開催されることから、多くの皆さんが来場され、歴史民俗資料館の入場者数もある程度見込めると考えられます。

新庁舎建設にあわせて、市民館の歴史民族資料館と中央地区の公民館として活用されるべきと考えますが、現時点での市長のお考えをお聞きいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の質問にお答えをいたします。

川越議員に御提案をいただきました新庁舎建設の際に、現在市民館にある教育委員会が新庁舎に移転することとなった場合は、その後の市民館の有効活用が課題となってくるものと思われれます。

また、歴史民族資料館につきましては、議会でも請願書を採択されており、また垂水地区公民館の設置については、住民の皆さんからの要望があることを承知をしております。

両案件については、これまで当該施設の新規

建設費が国庫補助等もなく財政的な負担が大きいこと。また、垂水地区公民館の諸会議や講座等の多くの利用者に対応する広い駐車場を備えた土地の選定に課題があること、市民の皆様のご要望に沿った、よりよい解決策を模索しているところでございます。

このことから、市民館を垂水地区公民館として活用し、また施設の一部を歴史民俗資料館の機能を有した施設に改修することは、移転後の市民館の活用策の選択肢の一つであると考えておりますが、先ほどの件と同様新庁舎建設の全体計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。新庁舎建設、歴史民俗資料館等の早期実現に向けて取り組んでいただきたいと要望して、この件は終わります。

最後に、南の拠点整備事業についてであります。用地取得の状況についてはわかりました。用地取得の遅延は事業進行の遅延や事業費のコストの増加につながるおそれがあります。多様化する社会の中で、公共事業に対するさまざまな考え方が存在していると考えます。

このようなことから、事業の必要性や説明方法の工夫に加え、権利関係等の各問題に柔軟に対応し、土地関係者の気持ちに寄り添いながら迅速に事務を進めていただきたいと思っております。

そこで工事関係について確認したいと思っております。造成工事の着手時期と内容はどうなっているかお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の御質問でございます。造成工事につきましてお答えをいたします。

造成工事に着手するためには、都市計画法に基づく土地開発許可が必要でございます。この申請を6月下旬に行い、許可が見込まれる8月以降に造成工事に着手する計画でございます。

造成工事の内容でございますが、国道から海岸に向かって計画高を上げてございます。これはレストラン等からの眺望を確保するためのものでございますが、このために盛土やL型ブロック等を設置するものでございます。盛土代につきましては、ほかの工事現場の発生土を流用できないか、関係機関と協議を進めております。

なお、工事につきましても、平成28年12月28日に市と公社で締結をしております。用地取得業務等委託契約に基づきまして、土地開発公社に工事施工を依頼しております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 造成工事の内容についてはわかりました。造成工事は全体整備計画の基礎となる重要な工事です。費用を抑えるためにいろいろ工夫されていると思いますが、あわせて効率的な工事執行となるように手戻り工事等が発生しないように、計画的な事業進行をお願いいたします。

そこで建物関係について確認したいと思えます。建物の建設工事の時期と内容についてお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の御質問でございます。建物関係の工事着手の時期につきましてお答えをいたします。

南の拠点エリア内の主な施設は、レストランや物産館、キッチンスタジオ、チャレンジショップ等で構成される拠点施設、トイレと情報発信施設を融合した休憩施設、マリンスポーツ施設、温泉施設、民間の店舗施設、6次産業化に向けた加工施設、グランピング施設の7つが計画をされております。このうち、拠点施設とマリンスポーツ施設の2つを市が整備いたします。

拠点施設はPFIにより整備をすることとしており、ことし11月の着工、来年7月の完成を目標に整備を進めております。

事業の進捗状況でございますが、今年4月3日に本事業をPFIで整備することを定めた特

定事業の選定を行いました。5月1日から5月19日まで参加事業者を募集いたしました。これに対しまして1社からの参加表明があり、市におきまして書類審査を行い、参加資格を確認し、5月26日には参加資格確認通知により事業提案書の提出を依頼したところでございます。

今後は7月21日までに事業提案書が提出され、8月には垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会の審査によりまして、一定の審査基準をクリアした場合、基本協定の締結、仮契約を行い、9月議会におきまして議会の皆様に本契約の審議をいただきたいと考えております。

また、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしましたマリンスポーツ施設につきましては、本年9月の着工、平成29年度内の完成を目標に整備を進めております。

事業の進捗状況でございますが、本年4月28日に設計委託の入札を行い、現在実施設計の作成に着手しております。

なお、本施設の構築につきましては、連携協定を締結いたしております鹿屋体育大学に協力をいただいております。5月25日には宮崎県青島に先進地視察に出向いたほか、現地の海洋資源や世界のトレンドに基づく多様な体験型マリンスポーツの開発、施設レイアウトや必要な設備等のアドバイス、海洋観光やスポーツ経営につきまして御指導いただいております。

本施設は、かつて自然に親しんでいた場所を再生させて、新しい観光モデルにより交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、海洋観光の確立による就職先としての選択肢にもつながるものと考えておりますので、引き続き魅力ある施設の構築に努めてまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** 概要についてはわかりました。完成予定時期の変更はないか伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 完成予定時期に

についての御質問にお答えいたします。

完成予定時期は、かねてから御説明をいたしておりますとおり、現在のところ平成30年夏の施設オープンを目標に事務進行を進めているところでございます。しかしながら、用地交渉や国、県等の関係機関との調整など、不確定要素が存在していることも事実でございます。このようなことから土地開発許可、申請等の手続方法を初め工夫を重ねることで、完成予定時期の確保をしたいと考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、エリア内中央を流れる水路から北側のエリアにつきましては、本市が整備を行う施設の予定地であることから、あわせて土地所有者全員から事業同意を既にいただいておりますこと、諸手続に必要な書類もそろっておりますことから、このエリアを先行して整備をしておくなど、目標としておりますオープン時期に合わせられるようにさまざまな方法を検討して、事業を進めているところでございます。

また、国の整備エリアの用地取得につきましても検討が必要となりますことから、現在国と関係機関等の協議を進めているところでございます。

こちらにつきましては、財源や事務進行スケジュール等総合的に判断しながら最善の方法を検討決定していきたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。頑張ってください。

これで質問を終わります。

**○議長（池山節夫）** 次に、3番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

**○堀内貴志議員** おはようございます。本日2番手で登壇しました垂水の爽り生む風の堀内貴志でございます。今日の質問は私にとって、2期6年目25回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な

御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、今月の10日の南日本新聞のひろば欄の投稿で、垂水市議会に対する意見が掲載されておりました。ご覧になられた方もおられると思います。市民の一人として議会を傍聴したいが、平日なかなか難しい。垂水市議会は議会の模様を中継しているが、生中継のみで録画配信はされていない。他の市議会同様に録画配信してほしい旨の内容です。

御存知のとおり、現在のこの様子、インターネットのユーストリームを利用して生中継されており、ネット環境のある場所ではどこでも閲覧できるようになっています。しかし、市民のほとんどの方が平日、昼中に働いていることから、実際に中継を見ている人は少ないのではないかと思います。

そこで時間のとれたときに、いつでも見れる録画配信は市民に開かれた議会を一層推進するためにも有効な手だての一つになるのではないかと思います。ぜひとも池山新議長のもとで、一般市民の方からいただいたこの貴重な意見を実施する、つまり議会の生中継に加えて録画配信もする体制を整備していただきたいと思っております。

それと、今日の南日本新聞16面の広告で、ふとすばらしい広告を見つけました。明治維新150周年のカウントダウン企画、「文化財インストラクターと行く垂水の西郷どんと明治維新を訪ねる」という日帰りのバスツアーです。鹿児島中央駅を出発して、垂水市内の史跡と垂水自慢の特産品を案内する昼食付きのパッケージツアーで、旅行代金は3,500円。何と垂水のイメージキャラクター「たるたる」もお勧めしている観光ツアーです。昼食、フェリー代、ガイドつきで3,500円ですからお値打ちだと思います。ぜひとも市外、県外の知り合いの人に参加を勧めて、多くの人に垂水に来ていただければと思っております。

ということで、本題に入ります。

まず、1つ目は、垂水市が目指す健康長寿と子育て支援の新しいモデル事業についてお尋ねします。

今年2月に発表した平成28年度の鹿児島県人口移動調査によると、垂水市は高齢化率は39.8%であり、県内で南大隅町、錦江町に次いで3番目に高く、年少人口割合は9.8%で、南大隅町に次いで2番目に低い状況であり、以前として少子高齢化が進展している自治体の一つであると言えます。垂水市としては一刻も早く、この少子高齢化にストップをかける施策を施すことが最大の課題だと思います。

そんな中で本市においては、鹿児島大学病院副院長の大石教授を垂水市のスーパーバイザーとして委嘱され、4月30日には盛大な委嘱式と講演会が開催されました。このことは地元新聞にも取り上げられ、また市報6月号の表紙には「健康長寿と子育て支援は新しいステージへ」とタイトルが表示され、その市報の中には6ページにわたり特集記事が掲載されています。

市報の記事を見ますと、大石教授は、「垂水市は豊かな食材と温泉など資源があり、地理的にも県内で人口の多い3つの自治体、鹿児島市、霧島市、鹿屋市に囲まれており魅力のある自治体である。人口規模、高齢化率など高齢者向けの対策を行うのに最適な環境であると言われ、これから元気で長生きできる高齢者が増えるように、25年以上にわたり楽しく健康づくりができる方法や環境づくりのお手伝いをする。」と、説明をされています。

また、記事の内容を読んでもみると、健康長寿と子育て支援の新しいモデルケースの構築、新しいステージへ、新しい取り組みという言葉が繰り返し使用され、新しい取り組みだけがクローズアップされているように感じました。健康長寿と子育て支援をキーワードに何か新しい、すばらしい取り組みが展開されることはよく理

解できましたが、具体的に何をするのか伝わってこないというのが私の率直な感想でした。

そこで、まずスーパーバイザーとはどのような役割を担い、垂水市とどのように関わっているのか教えてください。

また、健康長寿のまちづくりとはどのような取り組みを考えているのか。さらに新たな子育て支援の取り組みとはどのような取り組みなのか、子育て支援の現状とあわせて検討している新たな取り組みについて教えてください。

大きな2つ目は、温泉プールの必要性についてお尋ねします。

私は、温泉プールの必要性について、平成24年第2回の6月議会の中で一度取り上げて質問したことがあります。そのときには中学校でプール建設の予算が計上されており、中学生のためだけのプールではなくて、市民も活用することができて、かつ1年を通じて利用できる室内温水プールに変更して建設できないものか訴えました。

当時の課長の答弁は、市長から市民も活用できる室内温水プールにはどうか検討するように指示されている。建設費用、維持管理費用、中学生の利用との調整について調査をする。当時の教育長も中学生がプールを授業として使用するのは6月下旬から7月中旬、その他の期間を市民に利用させることについては構わない、建設費用の問題、維持管理の問題等諸条件が整えば結構なことと前向きな回答をいただきましたが、実現に結びつけることはできませんでした。

市民の皆さんの永年の要望の中には、依然垂水市に年間を通じて使用できる室内温水プールがほしいという声があることは御存知のとおりだと思います。実際に健康づくりのために鹿屋市にある県民プラザの室内温泉プールまで、往復1時間半を費やして足を運ばれる方も多くいらっしゃると思います。

4月30日に開催された鹿児島大学病院副院長の大石教授の特別講演の中でも、温泉プールで水中歩行、温泉プールを活用した健康維持などと、今後の垂水市で展開する健康長寿と子育て支援の取り組みの新しい取り組みの中で、温泉プールの重要性が説明されました。

垂水市からスーパーバイザーの委嘱を受けられた先生が、公の講演の中で温泉プールを活用した健康づくりについて話されたわけです。あの講演を聞かれた市民の中には、きっと垂水市にも温泉プールができるんだと喜ばれた方もいらっしゃると思いますし、実際に会場で私に「ぜひとも温水プールをつくってください」と声をかけてこられた方もおられます。

私は6年前に議員になったときから、市民プールの必要性について訴えています。この機会にもう一度垂水市に対して室内温泉プールの必要性について問いただしてみようと思いましたが、今回の質問のテーマにしました。

垂水市にプールが必要な理由は、大きく3つの理由です。

1つは、子供たちの体力増進と健康づくりに重要ということです。スイミングスクールに通うためには、往復1時間半かけて隣接の鹿屋市まで行かないといけないという現状です。それもまだ子供の送迎ができる体制のある方がいいが、中には送迎ができないと最初から諦める方も多くいらっしゃいます。また、通っていても交通の不便さから途中でやめられる方も多くいらっしゃいます。

鹿屋市にはオリンピック水泳競技においてメダリストを輩出した鹿屋体育大学というすばらしい施設があるにもかかわらず、隣接でありながらそこを目指す夢も描けない環境であることが残念でなりません。

2つ目は、温水プールが健康づくりだけでなく、高齢者のリハビリや健康づくりに効果があるということです。このことは大石教授も話さ

れていると思います。温水プールの効能は、浮力によって関節にかかる負担を軽減され無理なく運動することができることに加え、緊張感を和らげ関節の可動域を改善させます。

また、水の抵抗によりバランスよく筋肉の維持、向上ができ、水圧も加わり皮膚へのマッサージ効果が生じるため、呼吸や循環器への活性化を促し、さらには水温効果により筋肉リラックスや代謝機能を促進させるなど、高齢者の健康づくりに理想的な環境と言われているということです。

3つ目は、医療費の抑制につながるということです。垂水市の1人当たりの国民健康保険の医療費負担は、平成27年度調査で45万8,965円、鹿屋市が36万3,830円ですから、鹿屋市と比較して9万5,135円の負担増です。さらに後期高齢者医療、75歳以上の1人当たりの負担額についても77万8,459円となっており、鹿屋市が71万407円であり、比較すると6万8,052円の負担増になっています。垂水市の医療の負担額は間違いなく他の市町村と比較しても高額ということです。鹿屋市とのこの数値の違いは温水プールがあるか、ないかということに大きな影響があるかもしれません。

私はこの3つの理由から、垂水市に市民が活用できる室内温水プールが必要だと考えています。また市民のニーズも高いと思っています。そこで、まずは垂水市市民の方々の温水プールの利用の実態、温水プールを活用した健康づくりや医療費削減のための必要性についてどのように考えているのか、その見解をお聞きます。

大きな3つ目は、市民に身近な生活環境問題対策についてお尋ねします。

潮彩町では、毎年2回ほど町内や町内周辺、海辺の空き地まで広範囲にわたって清掃活動を実施しており、毎回うんざりするほどの多くのごみを回収しています。潮彩町だけでなく各地区でも行われていることだと思いますし、民間

ボランティア団体で「まるごみ」という団体は、毎月第3日曜日の午前中に本城川周辺のごみ拾いを実施しており、毎回多くのごみを回収しています。

これまで多くの方々がごみ拾いをして環境美化に努力をしていますが、すぐにごみのポイ捨てをする人が後を絶たない、特に潮彩町の海岸沿いでは車で来て休憩する人や釣りに来られた人などが毎回ごみを捨てて帰っていく現状です。ごみ拾いをする習慣をもっと多くの市民に広げ活動を展開すると同時に、根本的にごみのポイ捨てをしない環境づくりが必要になってくるのではないかと思います。

そして、市民に身近な環境問題で、もう一つ捨て猫の問題があります。市内の道路を車で走っていると、目の前に猫が飛び出てくる光景や車にはねられている猫を目撃された方も多くいらっしゃると思います。飼い猫においては去勢をして飼うことが基本ですが、去勢していない猫があちらこちらで産み落とし、結局処分困って子猫を捨ててしまう。そして捨て猫のたまり場ができて、そこにえさを与える方もあらわれることから、一層猫の数が増えてくるのではないかと思います。

ごみのポイ捨ての問題と捨て猫の問題を取り上げてみましたが、このような現状をどのように考えているのかお尋ねします。

また、本市において、ほかにも解決しなければならぬ環境問題があると思いますが、現状でどのような問題があるのか教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 堀内議員の垂水市が目指す健康長寿と子育て支援の新しいモデル事業についての御質問にお答えします。

初めに、垂水市スーパーバイザーの役割についてでございますが、堀内議員が広報たるみず6月号の健康長寿・子育て支援の特集記事をご覧になって御理解いただいたとおり、新しいモ

デルケースの構築を鹿児島大学を初めとする各方面の専門機関との連携により進めていこうとするものでございまして、少子高齢化、人口減少社会の先行する地域である本市において、持続可能な保険、医療、介護制度の設計及び実践段階における専門的見地からの助言、データ分析等への指導、助言を期待しているところでございます。

鹿児島大学病院副院長で鹿児島大学心臓血管・高血圧内科学教授の大石充氏に、垂水市スーパーバイザーをお願いするに当たり要綱を設置したところでございまして、その中で、垂水市の少子高齢化への対応と市民の生活上の安全・安心及び健康の確保を目的として、医療、保険、介護、福祉及び子育て支援の分野を中心に、関連する施策を総合的に推進するために、垂水市スーパーバイザーを置くことと定めております。

その所掌事務としましては、市が少子高齢化対策として講じる、施策立案段階での専門的見地からの助言、そしてその施策を各事業として実施する際の専門的見地からの助言でございまして、その他市政全般に係る計画策定及び事業の実施に関しましても、健康長寿子育て支援の見地から関連があると認められる場合には、協力をいただくこととしております。

分野ごとに言いますと、行政に対しては事業可能な保険、医療、介護制度設計に向けた専門的助言、保険、医療、福祉等への指導、助言、データ分析等への指導、助言などが考えられます。

市民に対しましては、住民の意識、行動変容に向けての指導、助言でございまして、講演会、研修会の講師等をお願いすることとしております。医療機関、介護事業所等外部団体は医療機関、大学等関係機関との連携、調整、人材育成、人材確保に対する指導、助言などを予定しております。

次に、健康長寿のまちづくりでございますが、議員も御承知のとおり本市の高齢化率は、2016年10月1日の推計人口データをもとにした鹿児島県の発表では39.8%という高い数値でございました。恐らく今月はまだ高い率となっているものと思われまます。

本市には高齢者がたくさんいらっしゃる、その方々がQOLを保った状態で、いつまでも住みなれた地域で生活していけるように、ソフト面、ハード面での充実を図っていくことが健康長寿のまちづくりであると認識しております。

具体的な取り組みでございますが、垂水市の課題は、日本全国の課題であるとの共通認識に立ち、モデルケースの構築の方向性として、まずは垂水市民の健康状態を把握することとし、本年度そのプレパイロット事業の年度と位置づけまして、大石教授を中心に、医科、歯科、薬剤師、運動療法、栄養、データの分析及び評価の専門家による組織を編成し、秋以降に65歳以上の高齢者を対象とした健康チェックを実施いたします。

この組織の構成からは、大石教授の影響力の大きさがわかってまいります。大石教授は平成25年に鹿児島大学の教授として赴任されておりますが、その前は大阪大学医学部の附属病院教授として勤務しておられました。日本老年医学会に所属しておられまして、理事であるとともに九州支部長という立場でもあります。この学会は、本年1月高齢者の定義を75歳以上にすべきとの提言をした学会であり、御記憶の皆さんもいらっしゃるかと存じます。

医療の部門では、鹿児島大学医学部心臓血管・高血圧内科学に所属される循環器内科の医師、歯科の部門は鹿児島大学歯学部教授、理学療法の部門は4月30日に講演をいただいた牧迫飛雄馬教授、栄養の部門は県栄養士会の元会長で現在顧問の方も責任者として参加されることになっております。そして、来年度以降長

期的に健康状態のチェックを続けてまいります。

高齢者の生活機能維持が高齢化都市機能に好影響を与えるかを検討して、40%近い高齢化率を抱える地方都市が市民とともに健康長寿を全うする方策を模索、実現することを目的とするもので、市民の皆様の健康長寿の延伸と医療費及び介護費用等の適正化に必ず好影響を及ぼすものと認識しております。

なお、この事業の継続には一人一人の健康意識の向上が欠かせないことから、市民、医療関係者及び行政関係者を対象とした健康講座、運動講座及び研修会などを開催してまいります。

なお、庁内では先月健康長寿子育て支援対策委員会を立ち上げました。鹿児島大学の研究事業と並行し、市独自の施策を検討するため、総務課から社会教育課まで関係する11課で構成し、市民のQOLの向上、垂水市の特産物、資源の活用、環境及び施設の整備を大きな区切りとして、鹿児島大学の事業への協力体制の整備、健康長寿に資する環境や施設の整備、市民の健康診査等への参加意欲向上を図るためのポイント制導入の検討など庁内組織を横断的に連携した視点で健康長寿、子育て支援に関連する施策や事業を検討することとしております。検討項目の中で、練度の高まったものは来年度予算へ反映することとしております。

以上です。

**○福祉課長（保久上光昭）** 新たな子育て支援の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

ただいま保健課長からの答弁でもありましたように、垂水市スーパーバイザーの大石教授の協力のもと、庁内で横断的に連携して市独自の施策を検討するための垂水市健康長寿子育て支援対策委員会を設置し、健康長寿とあわせて子育て支援の分野においても、新しいモデルケースの構築を共同で検討していくこととしております。

現在福祉課所管の子育て新事業といたしましては、子ども医療費の助成と負担軽減事業等のほか、子育て支援センターの機能充実を図り、今年度からはファミリーサポート事業を開始するなど、子育てしやすいまちづくりの実現を目指した各種事業を展開してきております。

議員仰せの新たな子育て支援の具体的な取り組みについてでございますが、新たな子育て支援策を検討していくにあたりましては、まずは現在実施している事業の問題点や効果等を十分に検証し、把握することが必要であると考えております。

今後住民ニーズの把握はもとより、垂水市にとって有効な子育て支援策について大石教授との協議を進め、長期にわたり継続的に取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、今後福祉課において、新たな子育て支援策として検討する内容としましては、子供が病気の際に病院等において一時的に保育をするという病児保育事業や、小学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを、他地域に拡大する事業等を検討することとしております。

このほか市全体の取り組みといたしましては、親子が集い、子供たちが遊べる場が必要でありますことから、南の拠点に児童広場の設置や中央運動公園内の児童公園の改修及び現在使用されていない市体育館前の噴水を水遊びの場に改修することなどが計画されているところでございます。

このような事業に限らず、今後子育て支援策全般において、大石教授からの施策の立案段階から実施にわたっての専門的見地からの指導、助言をいただき、本市に必要な事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 2番目の温水プールの必要性でございますが、健康づくり、身体機

能の維持、向上を目的とした医療における効果という点で申し上げますと、大石教授が講演の中で温泉施設を利用した水中歩行の有効性に触れておられましたとおり、水中運動の効果には高いものがございます。足は第2の心臓であると言われており、足の筋力を維持することが全身の血行代謝促進につながり、循環器機能の維持につながるという観点からお話になったと思われま

す。プールなどを利用した水中運動は、浮力で骨や関節への負担がかからず、筋力が衰えたり、腰、膝などの関節痛のある高齢者にとって、地上での運動と比較して痛みが抑えられ、全身の筋肉をバランスよく鍛えられる利点があり、身体機能の維持、向上のために効果が期待できるものでございます。

あと、垂水市のプールの利用者数でございますが、県民プラザのほうへ問い合わせを聞いてみたところ、平成28年度で申し上げますと、延べ人数3,269名、実人数162名という数字であったということを議員に御報告申し上げます。

以上です。

**○生活環境課長（高田 総）** 堀内議員の垂水市の環境問題対策において、ごみのポイ捨てや捨て猫の問題解決のための取り組みについて現状をどう思っているのか、市内にはほかにどのような問題があるのかの質問にお答えいたします。

先ほど堀内議員のほうから、潮彩町付近のごみのポイ捨て等環境問題の現状やさまざまな活動についてお話がございましたが、このことは本市全域が抱える重要な問題や課題であり、第4次垂水市総合計画のまちづくりの基本理念にある将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくりを実現するためには、問題解決に向けた取り組みを継続的に進めていかなければならないと認識しております。

現在本市におきましては、ごみのポイ捨てや

捨て猫以外にもさまざまな問題がございます。その主なものといたしましては、ごみステーションにおける非分別ごみや禁止された種類のごみ出し、山間部に多く見られる産業廃棄物等の不法投棄、野良猫被害、迷い犬の保護、野焼きなど市民生活に密着した問題であり、平成28年度におきましては200件を超える相談や苦情が寄せられ、その都度関係機関と連携するなど迅速かつ適正な対応を行っているところでございます。

現状におきましては、市民の皆様からの相談や通報により対応をしている状況であり、さまざまな問題を未然に防ぐ手段はなく、広報等による情報発信や直接指導等を重点的に行っているところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。まず、大きな1問目の2回目の質問からしたいと思います。

今健康長寿とあと子育て支援聞きましたけれども、何か具体的な事業が見えてこない、いわゆるスーパーバイザーの助言をいただきながら、今後健康状態を把握して、そして秋以降に健康チェックをしていくと。その結果、助言をいただきながら次の施策を考えていくということだと思います。

子育て支援についても病児保育を始めるとか、あと南の拠点児童広場をつくるだとか、やらなきゃいけない事業で、私にとってみれば、この全国にモデル地区を発信する垂水市、目新しい事業ではないなというような気がしますけれども。いずれにしても、これから助言をもらいながら健康長寿と子育て支援、全国のモデル地区になるような方向で進めていくということでもあります。

それを進めていく中で、まず聞きたいのは、今後の事業の内容もそうですけど、課題、そしてそれに対する問題点あれば教えていただきたい

と思います。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 課題、問題点はということでございますが、新しいモデルケースの構築を進めていくに当たり、大石教授は次のように述べておられます。「健康長寿のためには、行政と医者と市民とが一体となって、市民の方々が食事や栄養、運動など、みずから考え、我々がそれをバックアップして健康状態をしっかり把握していくことが大事である。そして、この取り組みは、お互いが連携して10年、20年と続けていくことが求められ、それは子育て支援も含め、母子保健、小中学生の健康診断など若い世代から高齢者まで全体の年齢層にわたる市民の協力が必要である。市民の皆様も御自身の健康づくりと考えて、これから始まる事業へ積極的に御参加いただきたい。」という内容でございました。

大石教授が述べられたように、この取り組みには何と言っても市民の皆様のお協力が不可欠となります。一人一人の健康意識の向上が欠かせないところであり、市民の皆様にご自身のこととして取り組んでいただくことが、健診率の向上、健康度の改善、医療費の伸びの抑制へとつながってまいりますので、余り積極的でない方の参加促進策、健康状態チェックの際の時間的及び身体的負担軽減と参加しやすい環境づくりについて検討してまいります。

以上です。

**○福祉課長（保久上光昭）** 新たな子育て支援の取り組みにおける課題、問題点はないかとの御質問にお答えをいたします。

まず、先ほど議員のほうからもございましたように、鹿児島県が今年2月に発表した本市の15歳未満が占める人口割合であります年少人口率が9.8%ということで、県内2番目に低いという状況にあり、働く女性が育児しやすい環境を構築し支援することにより、子育て世代の定住促進、年少人口増につながるような施策へ事

業展開することが求められており、このことが課題であると認識をしております。

また、本市の限られた財源の中にあって、今後有効な子育て支援策を継続して実施してゆくためには、長期的かつ総合的な事業評価の観点等が必要になってくるものと考えております。

したがいまして、大石教授からの専門的見地からの的確な指導、助言をいただきながら、これら課題解決を図り新たな子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。全てはスーパーバイザーの大石教授のアドバイスをいただきながら事を進めていくということでございますので、しっかり聞いていただいている事業展開していただければなと思います。

それと、一つ参考までにお話しておきたいのは、今健康長寿、県平均寿命の長いところは皆さん御存知だと思います、長野県です。私、長野県何で平均寿命が長いかなと調べましたら、1位になつとるやつが3つか4つあるんですよ。御披露しておきます。

まず、平均寿命が1位ですね。あと野菜の摂取量が、特に男性については1日当たりの摂取量は全国一と、高齢者の就業率も全国一と。多分先ほど説明の中で定年を75歳以上にするということは、こっから来ておるのではないかなというふうに思います、高齢者の就業率が高いのが全国1位と。

あと、今垂水市でまちづくりの事業、一生懸命やっていますが、これ公民館数も全国1位で多いそうです、長野県は。（発言する者あり）すし屋の数も多いそうです。あと博物館の数も多いと。要はお年寄り、市内の人が出歩く環境が充実しておるということではないでしょうか。

垂水市は、まちづくりの事業を展開して、最後の中央地区がこの前発表されましたけれども、そういうまちづくりもこの健康寿命の中には生

かされるということですので、この長野県の施策も中心に検討の中に入れていただいて、そして大石教授の助言をいただきながら、この健康長寿と子育て支援、全国のモデル地区になるような事業展開していただきたいと思います。

それで、もう一つ、大石教授の講演の中で、気になったこと、素朴な質問が数点あります。まず環境では、豊かな食材と温泉、資源がたくさんある。地理的にも県内で人口の多い自治体に囲まれている、これは私もそのとおりだと思います。垂水市、鹿児島市が59万9,000人、霧島市が12万5,500、鹿屋市が10万3,000、いずれも隣接に囲まれている自治体なんですけど、なぜか垂水市だけが1万5,000切りましたかね、1万5,000人。これを生かせば何か人口増にもつながる、いい政策があるのではないかなと思います。

大石教授、25年以上にわたり、楽しく健康づくりができる方法や環境づくりの手伝いをするとおっしゃっています。あと、医療の分野では、運動、栄養、歯科、薬、データの分析、評価、専門家によるチームの編成、そしてトータルな健康づくりを考えていくということです。

ここで私、素朴な質問なんですけど、大石教授は今54歳、25年以上にわたり大石教授のアドバイスをいただくということですが、年齢的な問題、あと鹿児島大学との関係の継続性、これについてはどのように考えておられるのか。あと、予算的な関係ですね。これから鹿児島大学を中心に専門的見地から助言をもらうということであれば、データの収集分析、研究費が必要になってくると思います。この予算についてはどのように考えておられるのかについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 25年以上にわたり楽しく健康づくりができる方法を考えていく、25年という期間でございますが、議員御指摘のとおり大石教授53歳ということで、任期は残り10

年ちょっとということでございます。ただ、記念講演会で講演された牧迫飛雄馬教授が現在39歳でございます、この事業は担当者がかかわっても引き続いて進めていくとの大石教授の強い意思表示と理解しております。

教授がこれほどに垂水市のことを考えていただいていることは、垂水市の地域医療の将来を考えた場合、重要なことでもございますので、教授が言われる10年、20年、25年と継続してこの取り組みを進めていくためにも、先ほど申し上げました健康長寿子育て支援対策委員会等で長期的かつ総合的な支援視点に立ち、施策効果予算措置等についても、十分検討重ねまして大石教授を初め関係各種機関との連携のもと、健康長寿促進のための事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** わかります。大石教授は3年前に鹿児島に来られました。それまでは大阪だということ。まず定年までは多分鹿児島大学におられるということですが、大石教授がいなくなれば全てこけるということになってはいけませんので、これからしっかり大石教授を含めて鹿児島大学と連携を図りながら、25年以上にわたってしっかりやっていただきたいと思っております。

最後に市長にお尋ねします。市長は、今年の夏にこの大石教授のもとを訪れて、それがきっかけで鹿大の医学部との連携ができて、このたび大石教授をスーパーバイザーに委嘱され、健康長寿と子育て支援の新しい取り組みが展開されることになりました。

健康長寿と子育て支援の新しい取り組みの具体的かつ詳細な取り組みは、これから検討を重ねていく中で、順次実行されると思っておりますが、市長はよく医療、介護の適正化を図りたいと話されていますが、市長が考える医療、介護の適正化とは何なのか。また、この事業に対する市

長の思いを聞かせていただければと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 堀内議員から私の思いをということでございますけれども、私は常々垂水市の発展、市民の皆様の幸福ということを考えているわけでございます。そのために何をすべきかということで市政の運営に当たっているわけございまして、今回御縁がございまして、鹿児島大学病院の副院長であります大石充教授に垂水市スーパーバイザーをお引き受けいただけることになりまして、さらにただいま担当課長が申し上げたような内容で、健康長寿、子育て支援に資する研究を垂水市をフィールドに実施をしていただくということに今なりました。これは本当に大変ありがたい御縁をいただいたなというふうに考えております。

少子高齢化は、このまま何もしなければ、さらに進行していくということは皆さん御承知のとおりでございます。今回この分野に力を入れておりますことは、そういった危機感とそして垂水市にはよいものがたくさんあり、それを市民の健康長寿に結びつけたいと、そうすることがひいては医療介護費用の適正化へつながるといことでスタートさせるわけでございますけれども。

垂水市は過去の高齢者の実態アンケート調査におきまして、8割以上の方がたとえ介護が必要になっても、できるだけ住みなれた家や地域で暮らし続けたいと希望をされておられます。そのことを少しでも前に進めるために、本年4月から垂水市地域包括支援センターオープンをして、高齢者の方々を中心にさまざまな御相談とか御支援をする拠点ができました。

また、市民満足度調査において、医療、介護、福祉の充実ということの要望が上位になっております。

そのような状況も踏まえて、今回県内で最高、最大の医療機関であります鹿児島大学医学部との多面的な、そして長期的なプロジェクトの連

携をスタートさせていただくということがございます。いろいろ中身に関しては、市内でも対策チームを作りながら、鹿大と連携をしながら、具体個別で長期的に進めていくという説明でありますけれども、私よかったなと思いますことは、市独自で例えばハードのいろんなものを建てるとか、いろんなことは議会の先生方の御理解をいただきながら予算化していけばできるわけですけれども、一番難しいのはやっぱり医師でありますとか、こういう人材の確保ということであります。

大石先生は鹿児島大学において人事権等も掌握をされておられる方ですので、いろんな人の配置でありますとか、今回プロジェクトチームのメンバーも先ほど御紹介がありましたけれども、鹿大を上げてというメンバーになっておりますので、先ほど幾つかありました長期的に大丈夫なのかということに関しては、これから話を進めていく中で、覚書等も取り交わしながら進めていければいいかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、鹿大としては垂水をフィールドにしながら、先ほどお話をしました地の利がいいと、温泉がある、そして豊かな食材があるというようなことで一つの判断をされたと思いますけれども、我々が抱えている課題、垂水南北長い中で、例えば牛根の医療をどうしていくのかと、子育て支援と言っても産み育てる場所をどうしていくのかと、こういうような課題解決ということにつなげていきたいというふうに思っているところでございます。

**○堀内貴志議員** 時間がありませんので、次に行きます。

次、温泉プールの必要性について、2回目の質問をいたします。今、温泉プールの必要性について、いわゆる健康維持のためには大事であるということの回答をいただきました。そして、先ほど数値が県民プラザで調べたところ、延べ

人数が3,260何名ですかね。（発言する者あり）9名。人でいくと162名、これは垂水市の利用者ということでよろしいですか。（発言する者あり）はい。ということは、延べ人数にしても3,269回、かなりの数値に上がっておると思います。

ただ、これは交通手段のある人、ない人も行きたいけれども行けないという方もたくさんおられると思います。だから、近くにあれば、もっと利用が増えるのではないかなと。近くにあれば利用が増えて、それでまた健康維持ができる。ひいては医療費も削減できると、いいメリットばかりですけど、問題は建設費用ですよ、コストパフォーマンス。

それは後ほど話すことにしまして、いずれにしましても、この4月30日、これから大石教授のスーパーバイザーの助言をいただくといった中で、長期にわたっていただきながら事を進めていくという中で、その大石教授が4月30日に温泉プールの水中歩行、温泉プールを活用した健康維持について強く訴えられたということです。多分このことは市のほうでも検討材料に入っているのではないかなと思いますけど、ぜひ聞きます。今後建設に向けて検討してほしいと思いますが、その点はどうぞお考えなのかお聞きします。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 水中での運動には身体機能の維持に大きな効果が期待できますので、健康長寿の観点から有効な施設であるとの認識は議員と同じでございます。

ただ、市の施設として整備する場合、少子高齢化、人口減社会の先行する地域である本市にとって限られた財源の中で、今後も持続的により効率的な行政サービスを提供するためには、長期的かつ総合的な視点が求められるところであります。

幸い、大石教授が中心となって進められる垂水市をフィールドとした鹿児島大学の研究も、

10年、20年という長期にわたるものでありますことから、教授に専門的御助言をいただきながら、建設費、ランニングコスト、維持管理費について研修を重ね、そして議員の言われる医療費等の適正化につながるという視点に立って検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○堀内貴志議員** 長期にわたって、25年たつと私、今57歳ですから（笑声）そのときまでプールが、垂水市で温水プールが入れるかなと、入れればいいなというふうに期待をしておきます。確かに私24年のときの一般質問でも言ったんですけども、コストパフォーマンス、要はコストがかかるということは十分知っています。温水プール建設には建設費、さらにはランニングコスト、維持管理がかかるという問題点があるかと思えます。垂水財政も厳しい状況もよく知っております。

ただ、年間医療費、介護の減少額、逆に医療の削減、それを考えると全体的な公費負担の軽減につながるという専門的な人からの試算もあるわけです。ぜひとも私が元気なうちにプールに入れるような年数の中で、建設に向けて前向きに働きかけてほしいと思えます。（発言する者あり）

あと、もう一つは、通告しておりませんので、一つだけ要望に変えさせて、ちょっと話をさせていただきます。浜平地区に道の駅建設中ですよ、建設予定ですよ。温泉事業も展開するというふうに聞いております。そこで温泉事業、健康長寿も考えながら、3つ検討してほしいなということがあります。

まず、足湯ですね、足湯。あそこは西に、夕方になるときれいな夕日が沈みます。あの夕日を見ながら足湯でつかって、物思いにふけたいなど。そのことがすばらしい景観につながって（発言する者あり）はい、いい風情になると思えます。ぜひ足湯も、広さはそんな考えません、

考えていただきたいなと思えます。

あと、大石教授が講演された温泉プール、水中歩行できる施設、最大は健康づくり、体力増進効果の得ることができる室内温泉プールもしくは温水プール。あの温水プールを維持するためには、やはり電力が必要ですよ。道の駅を管理運営する、企業の中には、確かソーラーパネルの発電を展開している企業もあったと思えます。その協力を持てれば、屋根に全ソーラーを設備すると、コストもかなり削減できるのではないかなと思えます。

いずれにしましても、今後垂水市は、25年にわたって健康長寿と子育て支援の新しいステージ動き出します。企画政策課長、多分、今聞いたのは、誰に言っとるかということは企画政策課長に言っているんですよ。当然このことは理解されておると思えます。健康長寿は保健課の業務、子育て支援は福祉課の業務、道の駅という施設今検討中は企画政策課、確実に言えることは健康長寿と子育て支援のことは検討しなくてもいいということは決してないと思えます。

今後垂水市が新たなステージに進出するために、スーパーバイザーの助言をいただきながら今後進めていきますけど、健康長寿イコール温泉プールの水中歩行ということは確実におっしゃられたわけですが、ぜひともこの機会に。例えば道の駅にそれを実現するんであれば、交流人口もふえるだろうな、市民も利用する数もふえるだろうなというふうに思えます。ぜひとも検討の材料に上げていただきたいということを要望して、このテーマを終わりにしたいと思います。

次に、環境問題についてであります。まず環境問題については、さまざまな問題があるということはお聞きしました。そして、それなりの対策とられているのかな。広報ということはお聞きしましたけれども、まず聞きたいのは、民間で「まるごみ」というごみを回収、集めてい

る団体があるのを御存知かどうか、生活環境課長。そして参加されたこと、あるのかなのか、それをお聞きします。

○生活環境課長（高田 総） 「まるごみ」の活動につきましては、昨日お聞きしました。まだその活動には参加しておりません。

以上です。

○堀内貴志議員 「まるごみ」、毎月第3日曜日午前中10時から11時の間ですかね。大隅ミートの前の本城川沿い、あそこで清掃活動しております。毎回袋で少なくとも5袋ぐらいは確実に集めると思います。私も数回しか参加したことありませんけど、市長の奥さんも確かそれに何回か参加されて、ごみ集めを回収しておると思います。ぜひとも市の職員の方も、特に生活環境課長、担当ですから1回は参加していただければと思います。

そこで、さまざまな生活環境の関係で問題があると言われました。私はごみの関係で捨て猫の関係があると思いますが、具体的には解決策とられているのかどうか、その点だけお聞きします。

○生活環境課長（高田 総） 解決のためにどのような対策を行っているのかの質問にお答えいたします。

まず、ごみのポイ捨ての問題解決に向けた対策でございますが、現状におきましては、看板設置や本人への直接指導を行っているところでございます。そのほかに広域的な取り組みといたしまして、県や肝属地区の2市4町と関係機関で構成された廃棄物不法投棄対策会議において、ポイ捨て禁止条例の制定に向けた協議を行っているところでございます。

現在は構成市町の意向の確認や罰則規定等について、さらなる協議が必要であることから継続協議となっている状況でございますので、今年度の対策会議において構成市町の意向や進捗状況の確認を行い、本市の今後の方向性につい

て協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、捨て猫の問題解決に向けた対策でございますが、捨て猫や野良猫の問題につきましては、19市で構成され毎年開催されております鹿児島県都市環境衛生問題協議会において協議題として出されておりますが、各市においても根本的に解決する具体的な方策がなく、非常に解決困難な問題となっているところでございます。

本市におきましては、地域の皆様による対策をお願いするとともに、適正飼育の推進を目的とした広報誌や看板、チラシ等による情報発信や直接指導を行っているところでございます。

本市が抱える環境保全に係る問題や課題につきましては、今後もさまざまな事案について啓蒙活動を行うなど、モラルに対する環境教育を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 生活環境課でもさまざまな対策をとっているということですが、まず身近な問題、ごみのポイ捨て、あと捨て猫の関係、身近な問題だと思います。これを解決する手段として、この前市民の方から一つの提案をいただきました。この市民の方は、自ら率先して声かけをしているそうです。ごみを捨てた現場を見たら、何で捨てるのと、捨てないで持ち帰ってくださいねと注意するそうです。

そして、あるときに、「何の権限があって言うの」と言われたことがあると。そこで、その方が考えたのは、やはり市から委嘱を受けて、例えば腕章をつけたり、帽子をつけて言うと、まだ権限があるので強く説得はできるんだということをおっしゃった。私はこれを聞いたときに、すばらしい提案だなと思って、この場でちょっと提案させていただきます。

仮の名称、環境美化推進員、要は市から委嘱を受けて、例えばわかるように帽子なり、腕章なり、ベストなりを着て注意を喚起する指導員、

推進員ですね——をつくれないうか。市民の方には既に環境美化に活動している方もおられる、正義感から注意を喚起した人もおられる。だけど、市民から何の権限があつて言うのというふうに言われたこともある。「まるごみ」みたいに活動している人もおるしね、環境美化に興味を持っている人もおるんだと、そんな方に委嘱をする。そのことで市民の一層の環境美化に対する機運の向上にもつながると思いますけど、環境美化、仮の名前、仮の環境美化推進員の設置についての考えをちょっとお聞きしたいと思います。

**○生活環境課長（高田 総）** 堀内議員の仮称環境美化推進員の設置についてお答えいたします。現状におきまして、さまざまな環境問題を解決していくためには、行政と地域の皆様が一体となって取り組んでいくことが重要であると認識しております。

その中で、本市の環境保全に向けて先頭に立っていただく人材として、環境美化推進員のような制度を設置することは有効な手段であると考えております。環境美化推進員につきましては、その名称や運用は異なりますが、他市町村におきましても設置されている事例があるようでございます。

各自治体からの推薦により市が委嘱し、ボランティアで行う方式、委嘱形式は同じですが謝金を伴う方式、シルバー人材センター等に委託する方式など、その自治体の現状に合った取り組みが行われているようでございます。

堀内議員に提案していただきました環境美化推進員の設置を進めるに当たりましては、法的な整備が必要であると考えられ、また選定方法、活動の範囲や運用、経費等いろいろな問題についても協議を行う必要があると考えられますことから、他市町村の状況と情報収集を行い検討してまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 最後にしますけども、来年NHKの大河ドラマ「西郷どん」があります。そして国民体育祭大会も開催される。

また、本市においては来年新しい道の駅ができる。その後多くの観光客が垂水市を訪れることにもなると。

垂水市を訪れた方が、垂水市はごみ一つない美しい町だったと評価を得ることにもつながるのではないかなと。ぜひとも仮称環境美化推進員のこの制度を立ち上げて、美しいまちづくりの市民感情を高めると同時に、美しい垂水市のまちづくりをしていただければなということをお話して本日の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩します。次は11時40分から再開いたします。

午前11時31分休憩

午前11時40分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、お疲れさまでございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

昨年の台風16号は、本市に多大な被害をもたらしました。市内の災害復旧はまだ道半ばであり、梅雨入りした現在、一刻も早く災害復旧を完了してほしいとの市民の皆さんは不安を感じておられます。今回の台風16号の災害復旧対策について、2点ほど問題があるのでと感じましたので、質問する次第です。

まず、職員人事の基本的な考え方について総務課長に伺います。

次に、農林課長に伺います。耕地災害復旧の進捗状況について、工事の遅れの原因は何なの

かお答えください。

農業政策全般について農林課長に伺います。二川課長は本年4月の定期異動で農林課長に就任されました。高齢化が進み、新規就農者の育成もなかなか難しい状況です。今後田畑を誰が耕していくのか、耕作放棄地がますます増えていくのではないかと懸念しております。新規就農の育成対策について御答弁ください。

また、市長の公約の一つでもある6次産業化については、農業の分野では苦戦されております。今後農業の6次産業化をどのように図っていくのか、以上2点、今後の取り組みについて二川課長の熱い答弁を、熱い思いを語ってください。

圃場整備が完了したものの、湿田の度合いがひどく、耕作困難、耕作不能の湿田が多数存在しております。圃場整備後の湿田対策について質問します。

次に、本年5月8日、農耕用トラクターと原付の死亡事故が発生しました。痛ましく極めて残念でなりません。農耕用車両事故をなくすため、過去の事故からの教訓と防止策の取り組みについて質問いたします。

また、この問題については、税務課長には農耕用小型特殊自動車のナンバー登録について広報、周知はなさっているのか答弁ください。あわせて、税の公平負担、この観点からの考えについても聞かせていただきたいと思っております。

最後に、小中学校施設整備について教育総務課長に伺います。新城小学校の体育館浸水と駐車場の対応策について答弁ください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） 職員の人事異動につきましては、退職などで欠員を補充しなければならない場合、昇格を行ったことにより後任を決めなければならない場合、新規部署、拡大している部署に増員しなければならない場合等に

よる4月の定期異動と定期異動の補完や不測の事態のための不定期の異動があります。

人事異動に関する基本的な考え方としまして、安心・安全で住んでよかったまちづくりと市民の皆様の幸福の実現に向けて、垂水市定員適正化計画等に基づき、担い手となる職員の意欲、適正、能力などを考慮し、適材適所の配置を心がけております。

配置方針としまして、市長公約の元気な垂水づくりを踏まえ、垂水市定員適正化計画等のもと、簡素で効率的な行政体制の維持に努め、真に必要な人員配置に努めております。職員自らの意向や健康状態、適正を重視し、職員の資質、能力を最大限に引き出すことで組織の活性化を進め、ひいては市民サービスの一層の向上につながる効果的な人員配置を心がけております。

男女共同参画の推進を図るため、女性職員個々の能力や適正を見極め、政策立案部門を初めとする職域の拡大、将来の行政運営の充実を目的とした管理職への登用に努め、長期間在課する職員や若手職員については、多様な部門を経験させることで個々の職員の能力開発や組織の活性化を図り、所属内の職員や年齢構成、経験年数のバランスに配慮しながら優先的に配置替えを行い、また再任用による雇用と年金の接続に配慮しつつ、再任用職員の経験、知識、技術を最大限活用し、正規職員が担っている業務へ積極的に配置しております。

慣例や固定概念にとらわれない柔軟な発想、常に挑戦し、改革に取り組んで、組織力の向上、幅広い視野や行政経験を備えた職員の育成に努めております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 感王寺議員からの耕地災害について、進捗状況について御質問にお答えいたします。川越議員の回答と一部重複しますが、御了承ください。

平成28年度に発生しました農地・農業用施設

災害の内訳は、農地が48件、農業用施設が39件、合わせて87件の災害を申請しております。今週末の入札件数まで含めると農地災害47件が発注済み、29件が完了し、検査も終わっております。農業用施設は32件が発注済み、11件が完了し、検査も終わったところでございます。

未発注の農地1件、農業用施設7件につきましては、農地やため池災害は土砂事業工事などは多く伴いますので、梅雨明け後に発注し、農道の舗装工事は周辺の農地復旧や水路災害復旧後に発注するなど、現場の状況なども十分に検討して、周辺の単独災害工事も並行して施工を行い、年度内早期の復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、工事の遅れの原因はというお尋ねでございますけれども、今回の台風16号の災害復旧は農地、特に水田の復旧を優先して工事を行っておりますが、県を初め市土木課の道路、河川災害の復旧工事も同様に発注時期が重複しております。市内建設事業者の多くが複数の工事を並行して取り組んでいる状況となっております。

近年建設業界は慢性的な人手不足が続いており、現場代理人が絶対的に不足していることから多くの工事を抱えられない状況であります。

また、施設災害復旧工事におきましては、多くのコンクリート二次製品を使いますことから、多数の工事が発注されている状況では、コンクリート製品の製造が県内メーカーだけの対応では対応できず、県外から取り寄せても現場においては数が不足しているなど工事の進捗に少なからず影響を与えていると思われまます。

そのようなことから、水田の作付間際の工事完了となっている現状などがございますが、垂水市建設業組合の皆様方を初め工事に携わる多くの事業者の方々が一丸となって台風災害からの復旧に全力で取り組んでいただいております。この場をお借りしまして、改めて深く感謝

申し上げたいと存じます。

これからも関係する皆様方と我々職員が連携を密にして、早期復旧に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

続きまして、農業政策について新規就農者の育成対策並びに6次産業化についての新しい課長としての取り組みについて回答させていただきます。

現在、新規就農者については、国の農業次世代人材投資事業の活用を軸としながら、平成24年度以降15名の方を対象に育成、支援に取り組んでおります。

また、平成28年度からは要件を満たす認定新規就農者の方に対し、市単独事業において生活支援金の助成を初め機械設備導入のための経費の一部の助成、さらに防災営農対策事業の上乗せ助成事業など、さまざまな支援を制度化して一部の事業については活用いただいております。先般6月2日に開催しました青年等就農計画認定会議において、肉用牛の農業後継者1名の方を新規就農者として認定したところであります。

今後も先ほど御説明しました各支援制度を丁寧に説明して、積極的に活用していただくために相談しやすい環境の構築に努めまして、大隅地域振興局農政普及課やJA鹿兒島きもつきの営農指導員の方々との橋渡しなど、新規就農者の方々の経営支援のお手伝いに努めてまいりたいと考えております。

極力、新規就農者の方の生産現場を担当者とともに訪問しまして、それぞれが抱える課題解決について各支援制度を積極的に活用して、一刻も早く経営の安定化につなげていけるように取り組むことが我々の使命であると認識しております。

今後新規就農者にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますことが、県が推進しますかごしまの農林水産物認証制度、K-GAPと申

しますけども、この取得がございます。この取り組みは認証基準に沿った生産工程管理を審査機関が認証し、生産者が消費者の安心と信頼を確保し、将来に向けて農業者の生産物がより高い付加価値を持つものと評価され、市場において有利な価格で販売できると期待していますことから、認証取得のために関係機関の協力を仰ぎ、K—GAP取得に向け支援を行ってまいりたいと考えております。

また、新規就農者が生産する農林水産物と2次、3次産業との異業種間連携によりまして、市内飲食店や学校給食等において食材として活用していただく機会を増やす取り組みのほか、当市ふるさと納税の返礼品として採用していただくなど、地産地消につながる取り組みについて、さまざまなアイデアの意見交換ができる会合を催したいと考えております。

また、経営安定化を図るための所得向上の取り組みとしまして、販売先を初め販路確保の支援も行わなければならないと考えております。

庁内連携の取り組みとして、現在水産商工観光課が県内外で企画されるさまざまなイベントや商談会に新規就農者を初め農林課職員を積極的に参加させていただけるように働きかけてまいりたいと考えております。自分の商品が市場でどのような評価を受けるのか、消費者はどのようなニーズを持っているのか直接情報を収集できる絶好の学びの機会ですので、参加できる環境の支援を行いたいと考えております。

新規就農者の方々の一刻も早い自立が5年後、10年後に新規就農を目指す方々の呼び水となりますよう、新規就農者の方の将来の目標に対してどのような支援が必要なのかを、これから互いに学んでまいりたいと考えております。

次に、6次産業化への取り組みについてお答えいたします。

平成26年度から市単独事業として6次産業化推進整備事業が制定され、1個人、団体の事業

費の2分の1、上限額100万円の補助金を支出する支援を行っております。これまでの3年間でビワやサツマイモを原料とする3件の取り組みが事業として実施されております。

今後6次産業化をさらに推進するためには、現行制度の一部要綱改正を視野に、売れる6次化商品をつくるための事業として有効に活用いただけるように、特にこれまでに6次化された商品の改良やパッケージやデザインの変更、専門家のアドバイスを受けるための経費、試作品の開発費用などにも適用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、ここでも新規就農者の方々に将来に向けて取り組みを少しでも始めていただけるように、情報を積極的に提供し、さまざまな相談に対応できるように体制を整えなければならないと考えております。これらのことが基幹産業である農林業の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、農業政策についての圃場整備後の湿田対策についてお答えいたします。

圃場整備後に暗きょ排水の機能が低下し、再び湿田化した農地の現状とその機能を一時的に改善する実証実験を、先般4月19日に、感王寺議員自らが農耕用機材を供出されまして実施された現場を拝見させていただき、導入に当たっては単一農家では機材調達に大変な負担が生じることが大きな課題であることを認識しているところでございます。

土地改良連合会に情報を求めましたところ、圃場整備後の暗渠排水の機能低下については、肝属地区を初め県内や全国の自治体が掲げる共通の課題であり、有効な改善策等について先進地事例など情報を入れてほしいと、県内自治体から数多くの要望が寄せられているとのことでございます。

肝属地区の地域の2市4町の農政課長と大隅

地域振興局の農村整備課、土地改良連合会大隅事務所構成されます肝属地域農業農村整備事業推進協議会幹事会でも、先進地事例の情報収集をお願いしたところでございます。

暗渠排水機能の改善の事業導入に該当する助成事業につきましては、現在のところ農業基盤整備促進事業と農地耕作条件改善事業の2事業につきまして、情報をいただいたところでございます。

事業主体につきましては、市町村、土地改良区、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人となっております。

採択要件につきましては、1地区当たりの事業費が200万円以上になること、農業者が2者以上であること。受益面積が5ヘクタール以上であることなどが明記されておりますが、事業の導入に当たっては、地域の実情を勘案し、耕作者のニーズにより近い事業の選択が必要と思われまますので、地域の耕作者の方々との意見の調整を行っていきながら、土地改良連合会や県周辺自治体からの今後の取り組みなどの情報収集を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、農耕用車両事故について、過去の事故からの教訓と防止策への取り組みについてお答えさせていただきます。

農作業死亡事故の発生状況は全国で年間約350件あり、県内では平成18年から平成27年の10年間に約165件発生しております、全国で2番目の多さでございます。本市におきましては、過去5年間に2件発生しております。農作業死亡事故は8割がトラクターや耕運機などの農業用機械作業によるものであり、原因としましては転落、転倒による事故が過半数を占め、そのほとんどが安全フレームやシートベルトなどの安全装置が使用されないことによるものでございました。

年齢階層別では、65歳以上の方が6割から9

割を占めており、農家の高齢化に伴い特に80歳以上の割合が近年増加している状況でございます。

本市では農作業事故が発生した場合、警察、消防などと協力して事故の詳細調査を行い、安全啓発につなげるように取り組んでいるところでございます。トラクターや田植え機などの農業用小型特殊自動車は自賠責保険の加入対象外でございますけれども、自動車保険等への加入が可能なことから、農業用機械による人身事故等が発生した場合の万一に備え、このような保険制度への加入周知の啓発を行ってまいりたいと考えております。

ラジオ等でも農作業事故ゼロ運動が広報され、本市でも5月16日発行の技連会だよりにおいて、農作業安全のための重点啓発事項や農耕作業用自動車の運転免許の必要性について、掲載周知したところでございます。

また、今年度は、関係機関と連携しまして、農業従事者を対象とした農作業事故防止研修会を開催する予定でございます。

本市で起きた農作業事故の事例等を検証し、再確認することで今後の事故防止につなげていきたいと考えております。今後も引き続き農作業事後が発生しないよう、関係機関と連携し、ポスター、チラシ、広報誌、防災無線等による啓発活動を行い、農作業事故の未然防止を広く呼びかける取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（楠木雅己） 感王寺議員の農耕用車両事故についての税務課所管の質問についてお答えいたします。

まず、トラクターやコンバイン等の農耕用小型特殊自動車は、軽自動車税では小型特殊自動車に分類され、乗用装置を有し、最高速度が時速35キロメートル未満のものを指しており、所有していれば申告及び納税の義務が発生いたし

ます。

税務課といたしましては、税の公平性からの観点からも、毎年各戸配布いたしております納税のしおりにこの件につきましては掲載し、周知を図っているところでございますが、不公平のないよう申告いただくよう、他市の取り組み等参考にしていきたいと思いますと考えております。

また、市内の農耕用小型特殊自動車の販売会社等にも、販売の際は購入者に対し登録の申請をしていただくようお願いもいたしているところでございます。

ところで、自動車損害賠償保障法では農耕用小型特殊自動車につきましては、自賠責保険がかけられないことになっておりますことから、万が一の事故等による損害賠償責任が発生した場合は、任意保険での対応となります。このようなことから引き続きナンバー登録と任意保険の必要性について農林課等と連携し、市県民税申告時等で方法指導等を行うとともに、定期的に広報誌やチラシ等により周知してまいりたいと考えております。

さらに農耕用小型特殊自動車の運転には道路交通法上、歩道を走行する場合、最高速度が時速15キロメートル以下のものは小型特殊免許、16キロ以上35キロメートル未満のものにつきましては大型特殊免許が必要であること等もあわせて、広報、周知してまいりたいと考えております。

加えまして、窓口での登録の際には、改めて任意保険の加入を促し、万が一の事故に対して備えていただくよう周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（池松 烈） 感王寺議員の小中学校の施設整備で新城小学校の体育館浸水と駐車場の整備の対応策につきまして、お答えいたします。

答弁の機会を得ましたので、まず全ての小中

学校で保護者の方々、地区の方々、そして公民館活動等での施設の整備など御協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。特に小規模校の多い本市におきましては、PTA戸数も少なくなっており、保護者、先生方、そして児童生徒への負担軽減が課題となっており、皆様の御協力が学校経営の中で大きな支えとなって教育効果を上げているところでございます。

また、議員におかれましても、新城小学校の施設の維持管理、環境美化に毎月のように御協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

それでは、新城小学校の体育館浸水についてでございますが、議員御指摘のとおり体育館の舞台地下の倉庫が、今からの梅雨時期、長雨、そして学校校庭より2メートルから3メートル高い学校荒廃地の圃場整備地区の田んぼに水が満面に張られている時期に、特に浸水の状況が見られるところでございます。南側内部壁面には床から20数センチのところに浸水を示すような水の跡が残っております。

また、体育館の周りの校庭では、この時期には幾つもの水たまりができ、なかなか水が引かないじめじめした梅雨の状態が続いております。これは校舎トイレ横の駐車場につきましても、同様の状態であります。

体育館の舞台地下の倉庫での学校の対策としましては、すのこの設置や会議用机の上に体育マット等を置いたり、モップ等での拭き取りを行ったりして、対処しているところでございます。

この状況につきましては、平成27年度校舎外壁改修等工事を実施する際に、本市の技術者を初めコンサルの担当職員の方に現状を確認してもらい、地下空間へ地下水を侵入させないための方法の一つとして、地下空間の外壁部分に防水を行う外防水工法という方法があり、浸水は妨げられないかとアドバイスをいただいたところでございますが、その工法が新城小学校の体

育館の工事においても確実な効果を上げるという検証ができず、経費の算定、実施の時期等につきましては進展していませんでした。

今後は学校教育活動の場として、社会教育の場として、避難所としての活用も含め、安全・安心の確保の面からも専門機関のアドバイスをいただきながら、抜本的な対策の実施と将来的な事業との整合性がとれるよう協議を進めていきたいと思います。

次に、駐車場の整備につきまして先ほど述べましたように、校舎トイレ横の駐車場につきましても同様の状態であり、今からの梅雨時期、長雨、そして圃場整備地区の田んぼに水が満面に張られている時期に幾つもの水たまりができ、なかなか水が引かないじめじめした湿地の状態が続いており、児童の登下校や車両の通行の支障になっており、学校や地域の方々からも改善の要望が届いているところでございます。

対策としまして、本市の技術者からアドバイスをもらい、コンクリート舗装の実施で幾分の軽減は図られるとの見込みから、ここ数年来新年度予算や補正予算編成時に要求を続けておりますが、本校を含め他の小中学校の工事、修繕の優先度の状況から先延ばしとなっているところでございます。

今後につきましては、児童、地域の方々、そして給食運搬車も頻繁に利用していることから、早急な対応が図れるよう関係課と協議を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。  
次は13時10分から再開をいたします。

午後0時05分休憩

午後1時10分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、感王寺耕造議員の質問を続行いたします。

す。

○感王寺耕造議員 一問一答方式で再質問させていただきます。

まず、台風16号災害を受けてということで、職員人事の基本的な考え方については、総務課長の答弁で了解いたしました。4月の定期異動、この分、それでまた臨時的に行っていくと。欠員があった場合、また昇格があった場合、それでまた仕事の中身として増員が必要な場合ということですね。それでまた、本人の希望ですね。メンタルな部分まで含めた健康の問題、あと適正の問題ですね。また定員適正化計画の部分に基づいて、きちっと財政削減を図っていく、男女共同参画ということで認識しました。

人事の問題は、私ども議会人には議決権はありませんし何ともありません。ただ、また非常にメンタルな部分ですんで、私どもがこの部分で取り扱う必要はないとは思っているんですね、それは十分認識しております。

ただ、今回の台風16号、先ほど農林課長が耕地災害の部分について、職員人事には触れなかったですね、触れられないよね。ただ、私が感じた部分は、耕地系の皆様、一般職、技術職全て4月の定期異動で異動させられているんですよ、結局。私はここにもう一つ、やはり耕地災害の復旧が遅れた原因があるのではないかと考えたものですから、ここで質問させていただいたわけです。

と言いますのは、現場は生き物ですね。1回目の質問で、川越議員が質問されました設計変更の問題ですね。それでまた、私が確認しましたところによりますと、設計変更だけではなくて、国の査定を受けましたですね。田んぼに土砂が流れ込んだ、そのときは上物しか見えてないわけですよ、ですね、上物しか見えていない。土砂じゃ、実際に業者がとろうとしたら、大量のビニール、ポリ類が出てきたと。一体これをどこが負担するんだと。耕作者ですね。耕作者

は私のものじゃないんだと、上から流れたものだと言われる、これどこでみるのという話なんです。現場は生きていますよ。

そういった部分で、確かに本人の希望とか、それとあと在職期間もありますでしょうから、三、四年になったから異動させるという方向性はわかるんです。ただ、災害時の定期異動の凍結、これについても6月まで頑張ってくれ、工事完了まで頑張ってください、その後はきちんと異動させる、そういう方法もあったと思うんです。この点について総務課長、見解を伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、昨年の台風16号による、災害が発生した直後ですけど、農林課においては状況把握に技術職、事務職を問わず現場に出向いて、全職員で被災状況の確認に対応しましたが、専門的な知識を有する技術職員が不足したため、災害調査及び災害査定受験のために退職された技術職員が2名、臨時職員として雇用し、また水道課職員1名に対し、農林課職員も兼ねる辞令も発令しました。

また、土地改良事業団体連合会及び治山林道協会へ業務支援要請を行い、職員派遣による後方支援もしていただきました。

事務職員においても、他課の職員2名を勤務終了後と休日に災害復旧事務に従事させて、災害査定の実験及び工事発注に取り組み、農地や水路と水田に関する災害復旧に係る工事については、おおむね28年度内で発注を済ませました。

ただ、発注は済んでも工事は完了していませんので、林務耕地係の技術職員2名、事務職員1名を異動させたことは事務引き継ぎに支障を来し、復旧の停滞につながるの御指摘でございますが、28年度のベテランと若手の技術職2名と事務職員4名の体制から、29年度は中堅職員2名と若手職員の4名の技術職員を配置し、6名の体制で林務耕地係の業務に充実を図って、事務の停滞を招かないような配慮をしましたの

で、円滑に事務引き継ぎを行われ、今回の人事異動による支障はないと判断しております。

現場でのいろんなトラブルと申しますか変更点につきましては、異動前にあった案件につきましては、事務の引き継ぎを行われておりますし、4月以降の変更につきましては、新しい担当者がそれぞれの対応をしていると認識しているところでございます。

人事異動の目的は、組織の活性化と人事育成でございますが、災害発生時は定期人事異動の凍結を考慮した配置は心がけております。しかし、まず優先すべきは、円滑な業務の遂行、効果的な人員配置ですので、適材適所、所属内での職位や年齢構成、経験年数のバランス等考慮した人事異動に努めて、市民サービスの向上、組織の活性化と人事育成を図っているところでございます。

**○感王寺耕造議員** ちょっと要領を得ないんですけど、課長が言われた部分、私も了解しておりますですね。それで、また耕地係の1名ですか、あと土木課も1名ですね。増員ということで対策も立てておられるわけですね。

それで、耕地に関してはOBの方々に来ていただいて、その方たちがいたからこそ、ある程度円滑に事業は進んだのではないかと理解しているんです。ただ、今回耕地係来られた技術職の人たちも、仕事ができる人たちだと私は評価しているんです。ただ引き継ぎ業務、前任の課の部分の引き継ぎ業務もやりながら、耕地係の仕事の部分の引き継ぎ業務やると、そういうような非常にハードな部分もあったんじゃないかなと僕は思うんです。そこを思うんですよ。

それで、また農家サイドの部分もいろんな要望があります。同じ予算内でもこうしてくれ、ああしてくれという要望がある。やっぱり農家の顔を知っている関係、今までの経緯を知っている関係、現場も知っている関係、現場一から

またいかにやいけんわけですから、ですね。

それで、また完成検査が終わらないと、業者にも金入らないわけですよ。この分については、後でまた農林課長に質問しますけども、そういった諸々の事情を鑑みて、今後もこういう災害はあってはならないですけども起こり得ることです。そういった場合に、きちっと私が言うような形で、災害時はなるだけ定期異動に関して、工事完了後、完成検査までは、私はそのことを求めているんですけども、ちょっときちっとした答えがなかったんで、今のディベートを聞いて市長どう思われるか答弁ください。

**○市長（尾脇雅弥）** 人事の異動に関しては、先ほどもありましたけど、定員適正化計画に従って、それから人事異動の希望の調査をとりながら、そのときの状況、災害も含めて適材適所で判断をするわけですけども。去年の災害に関してはこれまでに例のないような大変な状況で、しかも10年前と比べますと、定員適正化の関係で50名全体的に減った中で、1人当たりの負担が増える中で、どうやってやっていくのかと。

大事なことは現場の問題解決していくと。そういう中にあるのは、まずは感王寺議員もお認めいただいているとおり、職員はもう一生懸命頑張ったと思います。本当に寝ずに頑張っていたただいたおかげで、ほかと比べるわけじゃありませんけれども、どこよりも効果的にいろいろ査定を終えて頑張ったと思います。

ただ、おっしゃるような、じゃそれが100点だったのかと言えば、人が変わったことに関して、全く何もなかったということではないと思いますけれども。それも総合的に判断をしていく中で、先ほど担当課長が言ったような事情がありますけれども、今後のことということだろうと思いますので、今後のことに関しては目的は一緒です。

そういった災害が起こったときに、職員も円

滑に機能する、あるいは農家の皆さんにも御負担をできるだけかけないように、同じことを2度、3度説明をしたり、あるいは一旦そこで引き継いでも状況がまた変わったりしてるケースがあるんだということだと思いますので、その辺がいいような形で対応できるように、今回のことを教訓として次へ生かしていきたいというふうに考えているところです。（発言する者あり）

**○感王寺耕造議員** 了解しましたけども、今後私が問題提起したことを総務課を中心にして、経営会議でも市長の考えの部分をまた詳しくまとめていただいて御検討いただきたいと思っています。この問いについては終わります。

耕地災害ですけども、農地、農業用施設合わせて87件、非常に多い部分があったわけですね。耕地災害の災害復旧の遅れとしてですよ、業者さんいなかったという問題、あと材料も少なかったという問題も出てまいりましたですね。

それと、あとコンクリート材料の問題ですね。あと現場管理人の問題ですか、出てきた部分は、この辺も十分私は了解できます。ただ、ちょっと感じた部分が、完了検査後でないと農地を供用できないという部分がありますですね。そうするとやっぱりマンパワーも足りない状況で、なかなか完了検査が終わらなかったと。

私も見てましたけども、職員が確認後に県に報告して、供用開始の部分のオッケーをもらったという経緯があります。ただ、完了検査が終わらないことには、業者さんお金が入りませんよね。そうした場合に大きい業者さんだけではないですよ。小さい業者さんも、語弊があるかもしれないけども個人でやっておられる、いわゆる一人親方の業者さんもおられます。なかなかお金のやりくりが厳しいと、そういう場合完了検査がないと、お金が支払われないということで、そういうお話も聞いたことがありますけども。この点について課長の見解をください。

○農林課長（二川隆志） 感王寺議員の御質問にお答えします。

農地復旧工事を含めた工事全般の供用開始は完成検査後が原則でございますが、農地復旧工事の箇所によっては圃場の数が多く、工事の完了と検査までかなりの時間を要する場合がございます。

圃場ごとの工事完了の都度、職員が確認検査を行いました後に、県並びに国に変更の度合いも含めまして報告を行いました上で、耕作者の方々に供用開始をしていただくなど対応を行っているところであります。

また、場合によりましては、設計変更等が生じまして承認等の期間を要し、お待ちいただくことなどがございますので、その旨説明して御理解いただくように心がけていきたいと考えています。

また、業者様に対する完成検査ですけれども、その都度書類を受け取りまして、早急に検査ができますように、今担当のほうと、また係長、そういったところにも調整しまして実施しているところでございます。これも継続して続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 建設業組合の皆さんには、今回の災害において多大な貢献をいただいていると、私も感謝申し上げたいと思います。ただ、そういう努力がなされているわけですから、もう済んだことはいいですから、一刻も早く完成検査を終わらせて、お金支払ってください。また災害が遭ったときは、地元の業者さんでないと頼りにならないと、市外の業者は頼りになりません。そういうことを気をつけていただきたいと思っています。

もう一点、一応建設業組合の方々の話を聞いてみますと、災害が起こった場合、今東京、関東を中心に甲信越、あと北海道含めて東京オリンピックで沸いているところは、建設業さん、土

木業者さん、今から金もうけの機会だということで、すごい熱気に沸いているんですね。

ただ、やっぱり都市と地方の格差があって、なかなか公共事業も減らされていく一方、また民間の部分も建物建てたりとか、施設整備も進まない中で、土建業、建設業の部分の皆さん、地方の皆さん疲弊しているんですね。そういった中で、常時職員を従業員雇用しているわけにはいかないわけですから、臨時的に雇って今対応していただいているわけですね。

だから、地方の建設業、土建業の皆さんの力という部分が落ちてきている。災害があった場合、災害があった場合に、また同じような体制で、工事がうまくいくのかという部分を私は心配しているんです。そういう方々の業者育成という部分も必要になってくると思うんですが、これについては大事な問題ですので、市長に答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） おっしゃるような課題はあると思います。災害のときに、まず何より先に現場に駆けつけて対応していただくのは建設組合の皆さんということでもあります。

ちょっと私が就任をしたときに民主党政権下でありましたので、特に「コンクリートから人へ」ということで、建設関係の予算も半分ぐらいになっておりましたので、その中で今おっしゃったような課題があったときにどうするのかというのもありました。私自身も、まずは業界の皆さんと話し合うことかなということで、現状の課題とか我々が思っていることもお話をさせていただく。

ただ、そこにいろいろ維持していくためには仕事ができやいけないということがあるわけですから、単独の市財を使い続けてというのはなかなか難しい部分がありますから、うまく国とか県とかそういう補助をいただきながら、まちづくりの考えに従っていろんなものを進めていくということだと思います。

昨年は災害がありまして、数年はそういった形で対応していただくということになるかと思えますけど、当時まちづくりの中でも、例えば今多目的なグラウンドの改修、議員の先生方の御理解いただきながら、地元でそういった形でやっていただくようなことをやっておりますし、大きな考え方の中で6次産業化と観光振興というのが一つの経済政策でありますから、そういったまちづくりの考え方に従って業界の方々と連携してどういう協力をいただけるのか。

あるいは老朽化したものをどうやって再構築をしていくのかとか、地域の課題、町の課題をしっかりと議会の先生方と話し合いをして、建設業界の皆さんとも語り合いながら、一つ一つ具現化していただきたいというふうに思っているところがございます。

**○感王寺耕造議員** 市長の前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。仕事はあるうちはいいんですけども、災害復旧の分の工事が終わると、なかなか仕事が出てこないという状況があります。ふるさと納税についても、一般財源のほうに移されました。市民からの要望は市道とか農道整備、また水問題、側溝の整備等いろいろ市民の方に必要とされるよう、工事という部分も定期的にやっぱり発注していただきたい。こういう部分も市長が言われたことも含めて、私が提案したことも含めて、業者さんの育成につながりたいと思っておりますので、この点についてはよろしくお願い申し上げます。

次に、二川課長の思い語っていただきました。新規就農者の育成、まずこれからいきますけども、24年度以降15名ということで、年に直すと3人程度なんですよね。ちょっとやっぱり若干少ないかなと思っています。その中でも、なかなか農家以外からの就農という部分は少ないわけですけども、この15名の中で本市は2名程度ですか、2名ぐらいいらっしゃいますね、親が農家ではない、師弟の方が新規に就農したと

いうケースいらっしゃいます。

いろいろ課長の熱い思いを聞かせていただいたんですが、また市長のほうでも、青年就農資金、旧の部分で言いますけども、この部分で該当しない方、市単独事業でつくっていただいたと。ことしも本年もつい最近受けたということでご感謝申し上げているんですが。

ただ、なかなか進んでいないですよ。具体的なお話をいただいているんですが、農業者だけではなくて、今田舎暮らしという部分が結構ブームを、3.12から若い人たちの考えが変わって、農業ではないんだけどちょっと農業をやってみたいという方々もおられますので、それらの方々の部分についても、観光農園とかも含めて対策を立てていかないと、新規就農者の育成だけでは足りない部分もあるのかなと思っておりますので、時間の関係の都合上、それはお願いしときます。

あと、K-GAPの話があったんですけども、この認証についてはなかなか難しいということで、本市の大野原地区の茶業振興ですね。この分についても1軒を残してもうみんな廃業をされましたですね、廃業されたと。

それでまた、きもつき農協についても笠之原に新庁舎建設とか物産館とか購買倉庫とか、あと農家レストランとか、そういう部分いろいろつくる予定なんです。これはこの間の総大会で決定いたしました、新庁舎の移設とあわせてですね。

その中でお茶工場も入っているんですよ、お茶工場も。ということは、この認定基準というやつが、極めて厳しくなったから、鹿児島のものとして売れなくなっていくというような状況だと思うんですね。そういった中で時間の許す限り、K-GAPについて今具体的にどのような思いでおられるのか、二川課長にお聞きします。

**○農林課長（二川隆志）** K-GAPの取り組

みについてですけれども、現在現況、垂水市の状況を申し上げますと、K-GAPの認証を受けている農家さんは、垂水市にはいらっしゃいません。周辺自治体のほうにつきましては、それぞれのお茶でありますとかピーマン、ニンジン、タマネギ、そういった組合をつくられた形で認証を受けている方が結構いらっしゃいます。

また、これにつきましても、毎年度更新でありますので、それなりの管理工程につきましてもかなり厳しいものがございます。

しかしながら、K-GAPにつきましては、認証制度についての取得料、これが4,000円から5,000円ぐらい、そしてグローバルGAPと申しまして国際認証を受けるとなると、40万から50万の取得費用がかかり、これも毎年度更新となりますので、かなりの負担になります。

そういった中でですけれども、やはり今後食材関係も含めましてですけれども、市場の認証を受けてより高い付加価値を受けるところで、収益の安定を図るといふ部分では考えていきますと、やはりK-GAP認証というのは、最低でもとらなければならない認証であると。また、これから取り組まなければならないですし、我々が支援していかなければならないというふうに思っております。

そういった中で助成農家の方々におきましては、そういったK-GAPの認証、そういったGAPの認証を受けて、翌々3年後でございすけれども、オリンピックの食材としてエントリーしたいというようなことも考えていらっしゃる農家もございす。そういったところにつきましても積極的な支援、そういった認証を受けますことによって、さらに販路が広がり、または国際的な認証になりますので輸出というところまでもこぎつけられるというところで、道筋ができるんじゃないかというふうに考えております。そういったところの支援をこれから積極的にやりたいと考えております。

以上です。

**○感王寺耕造議員** K-GAPに関する部分ですね、グローバルGAPまで含めて懇切丁寧に述べていただきました。やはり付加価値を高めて、高く販売していくためには、このような考え、認証をとっていかなくちゃいけないと思っています。この辺についても予算の部分が許す限り、また支援策の一つとして、予算を許す限りやっぱり長めの対策をとっていただきたいと思っています。

6次産業化の問題ですけれども、パッケージデザインの変更や専門家のアドバイスを受けるための経費、試作品の開発などについても適用できるようにしたいということですね。6次産業化推進事業、市長がつくっていただいた平成26年度事業、私も以前この部分で焼き芋事件として、ここで市長、副市長にも質問振ったんですけれども。

要綱の見直しという部分が、デザインの変更の部分まで含めて必要ですね。一番この間の焼き芋の部分で問題になった部分が、新しい技術でという部分の文言も入っていたと思うんですよ。この辺についても要綱変更しなくちゃいけないわけですね。その辺について要綱変更が終わったんですかね。その辺はどう、焼き芋の部分、要綱変更終わったんですか、焼き芋で使えるようになった。

**○農林課長（二川隆志）** その部分についても対応したいというふうに考えております。

**○感王寺耕造議員** 焼き芋の部分についても、要綱の変更については議決は要りませんので、これは何でつくられたかと言うと、県、国の部分の申請の基準というやつは厳しいから、市長がつくられたわけですね。市長の熱い思いでつくられたわけですから、利用しやすいですね。

農家もいきなり大きいことはできません。何千万円のような投資は、少しずつ一歩一歩ですから、ぜひとも早期に要綱の変更をして、あら

ゆるパッケージデザインとかそういうふうに応援していますんで頑張ってください。この点についてはこれで終わります。

あと、圃場整備の湿田対策なんですけども、新城の地区で、二川課長にいただいた資料なんですけども、新城の地区で平成4年から平成15年に43ヘクタール、圃場整備事業行っています。そのうち区画整理と併せて行った暗渠排水面積、これ5ヘクタールあるんですよ、5ヘクタールあるんですよ。ただ、極めて簡易な暗渠排水だったものですから、もうみんな詰まっちゃっています、1年、2年で詰まってしまうと。

それで、あと御承知のとおり、土地改良事業については、圃場整備事業については、そこに現存するもの、土とかの部分を使ってやらなきゃいけないものですから、土質の悪い、水を保つような部分を、そういうようなものも使われているんですね。ほかから持ってこられないんですよ。土をほかから持ってきて、悪い土は外に出すということは認められてませんから、そういう制度上の部分もあると思うんですね。

ただ、実際500ヘクタール以上残ってますんで、実際にいただいた資料見ると、直接支払交付金制度が平成30年から変わってきますから、国とすれば水田の新しい野菜産地の育成、また畑地化ということで、農村整備係ですか整備局、振興局のほうにもこういう要望調査が来ています。この要望調査を受けて、本当に必要なという部分の手が上がってきたら、採択要件のあるような部分が上がってくれば、事業費の上乗せ、この点についてどう考えていくのかということですね。

それで、もう一点、今回は私、課長も来ていただきましたけども、北海道の北海農機というところから取り寄せまして、デモ機を。自分のトラクターにつけて、落とし水んどこをユンボで掘って、三本ぐらい通したよね。今水がたまっているんです。効果があるのかなと思ったん

ですね。ただ、こういう機械は個人で買う機械じゃないわけですよ。地域で買うとか中山間の部分で買うとか、そういう機械だと思うんですよ。

だから、結局、整備済みの暗渠機能の低下の部分で、工事入るときに上乗せ補助、そういう機械、上乗せできるのか、新しい機械を中山間の部分で、こういう相談は市の補助はいただけるのか、これはどうしましょうかね。市長が判断することですか、課長が答えますか。

**○農林課長（二川隆志）** 感王寺議員の御質問にお答えします。

とにかく受益者負担を伴う全ての補助、交付金事業において、もし実施するようになりましたら、見直さなければならぬ事項となりますので、場合によりましては多額の財源を伴うというものが考えられます。そういった状況でございますので、現在お尋ねのところの個別の案件についての対応は難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 思ったような答弁が、調査がまだ終わってないわけですからね、失礼な質問したと思うんですけども。

この調査の終了を受けてですよ、どうするかという部分をやっぱり耕作者と地域の方々と話し合いをしながら、耕作者がすべきこと、国、県の事業を活用できるなら活用して、こちらさんの部分についてはどうするのかと今後の協議だと思っておりますので、今後協議させていただきたいと思っております。失礼しました。

農耕用車両事故ですけども、課長の答弁で、過去5年間に垂水市で2件発生していると。答弁聞いてから思ったんですけど、5年前、そういや新光寺でしたか、新光寺で市道から落ちてしまって亡くなられた悲しい事故がありました。あのときにガードレールがなくて5メートルぐらい下に落ちたんですね。その後、ガードレール

ルつくっていただいたんですが。

この問題については、いろいろ課長のほうで技連会だよりのほうでも早速出していただいて感謝しているんですが、また近々農業機械の部分、研修会開くということなんですね。

まず、この問題について、もう一回税務課長が話された部分も含めて整理してみると、まず道交法上の免許の部分の問題があります。それで、あと免許サイドとは別に、道路運送車両法による車両区分という部分が出てきているんですよ。この部分でありますね。

それで、あとナンバー登録の問題があるんですよ。以前は15キロ以上35キロ未満の部分は、大型特殊扱いなんですけど、これが法の改正によって新小特、業界用語では新小型特殊と呼ばれている。これにかわって、ナンバーは市でとれるようになりました。

それで私が何を言わんのかとすると、免許です、ナンバー、この部分が2つ持ってないことには公道走れないんですよ、農耕車両と言っても。それでこれはトラクターだけじゃありません。トラクター、コンバイン、あとブームスプレーヤ、薬剤散布、この部分についても公道を走る場合は、当然免許が、それに合わせた免許がありますし、それでそれにきちっとまたナンバーをとってないと公道は走れません。そういうことなんですよ。

公道を走っていると、もらい事故でも無免許運転扱いで、本来は被害者であるのに加害者になってしまうという逆転現象が起こってしまいますんで、事故を防ぐ対策も必要ですけども、そういう周知徹底も必要なんではないかという部分で質問させていただいたわけです。

技連会だよりに、免許の種類書いてあるんですよ。ただ、残念なのが牽引免許ですね。牽引免許の部分の何を根拠として、何を根拠としてですね、牽引免許が必要なということなんですよ。

大体うちの場合はトラクターにコンバインカーをつけて、それで田植え機を運んだりとかトラクターを運んだりします。そうすると750キロ以上、積載能力750キロ以上の牽引コンバインカーについては、これ牽引免許必要なんですよ。だから、その辺の部分もきちっと条件を道交法上の部分、道路運送車両法の部分、この辺をもう一回整理していただいて、それぞれの農林課のやるべき仕事、あと税務課のやるべき仕事、交通安全云々というなれば、総務課も関係しますんで、その辺整理して、事故が起こらない対策と同時に、もし万が一事故が起っても加害者とならない、無免許運転とならないような方策、またこういう部分が必要ですよと、行政の義務だと思いますんで、仕事だと思いますんで、その辺を周知徹底よろしくをお願いします。

あと、時間がないんで、ちょっと急ぎますけど、小学校施設整備の部分ですね。教育総務課長、私が確認しました、2年前かな、3年前になると思うんですけども。45センチぐらいたまっていたんですよ。45センチぐらい水が、体育館のところですね。プールに水がたまるんだったらいいことなんですけど、プールの水はシーズン2回か3回ぐらいしか替えないで置いて、体育館の舞台の神聖な舞台ですよ、卒業証書もらったりですね。この部分について校舎の部分に、きちっとそういう提案を受けたということであれば、きちっと調査費もらって、調査まず研究してくださいよ。もう梅雨ですよ、6月。もうてっきり終わるもんだと思っていたんですけど、まだ終わっていない。

あと副市長、副市長も副市長になられたとき、入学式来られたわけですよ、入学式来られましたね。それで駐車場の状態見てましたでしょう。ぬかるんですかね。穴があいて。あんなところ車の駐車にも子供の安全のためにもならないと思うんですけど、時間の許す限り、あと30

秒ぐらい答弁ください。

**○副市長（長濱重光）** 確かに卒業式のときでございましたけれども、新城小に行きましたときに北側のところがぬかるんでおりました。あそここの部分は、ご質問もありましたけれども、子供たちが通学するところ、それからまた先生たちの駐車場、さらにはふるさと先生等の駐車場等になっておりますので、関係課とも協議をいたしまして対応を早急にいたしたいというふうに考えております。なお、体育館のほうはありましたように、外防水工法につきましてまた土木課職員との御意見等も聞きながら、そしてまた場合によっては今後コンサル等にも相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** ありがとうございます。

**○議長（池山節夫）** 次に、2番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

**○梅木 勇議員** お疲れさまです。午後の眠たい時間帯に伺いますが、よろしく願いいたします。新緑に風薫る初夏、各地でキヌサヤエンドウ、サヤインゲン、タマネギ、ジャガイモ等の春の収穫が終わり、田植えの準備が見られる中、甚大な被害のあった今年の台風16号災害の復旧工事が進められ、新光寺地域の本城川では工事区ごとに護岸工の工事が着々と進んでおり、災害直後河床の高さが堤防や道路の高さまでになっていた井川の河床も、もとの状態に復旧されているようでございます。

また、農地に大きな被害のあった水之上・馬込地区の田んぼでは、ほぼ復旧が終わったように見受けれます。他の地区でも終わったり、田植えに間に合うように復旧が進められておりますが、これから工事に着手するところもあり、復旧がなされたところの地域や農家の皆さんは安堵されているものと思いますが、これからのと

ころの方々には不安があります。懸命な取り組みがなされておりますが、早急な復旧が望まれるところでございます。

鹿児島気象台は6月6日九州南部が梅雨入りしたと発表しました。5月13日に梅雨入りした奄美、沖縄に次ぐもので、昨年より13日、平年より6日遅いとのこととあります。本格的な雨のシーズンに入り、一度にまとまった雨が降る傾向が予想される。浸水被害や土砂災害に対し気象情報に注意し、早目の警戒を心がけてほしいと呼びかけています。

市木地区では災害が起きないように願いながら、災害に備え、6月に入り今年も、毎年行います振興会ごとの自主防災図上マップづくりをし、私たちの下市木地区では昨夜危険箇所や避難経路等を確認し、図上訓練を行ったところでございます。また、7月2日には自主防災訓練を行うことになっております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、ふるさと納税について質問いたします。

総務省通知についてでございますけれども、ふるさと納税が急増し、自治体の財源確保につながり望ましいことですが、急増の背景に返礼品に高額品や換金性の高い商品券、家電製品を送ったり、返礼率が5割を超えたりするなど、全国的に自治体間で競争が過熱している状況となっています。ちなみに、県内では曾於市が500万円以上の寄附の返礼に軽トラックを改造したキャンピングカーを返礼品としているようです。瀬戸内町では大島海峡で養殖した真珠を加工したピアスやネックレスを、阿久根市では地元で製造された大リーガーも愛用する高級野球クラブを、志布志市では赤サンゴのアクセサリを返礼品としている。このような状況、返礼品競争の激化に懸念の声が上がり始めている

と言われる中、総務省は4月1日付で趣旨に反する返礼品としてプリペイドカードや商品券など金銭類似性の高いもの、家具や貴金属、宝飾品、時計など資産性の高いものを例示、返礼率は3割以下にするよう通知をしたと新聞報道がなされ、さらに5月25日にはふるさと納税返礼品見直し再通知を24日付で、全国約100の自治体に都道府県を通じて対象自治体に通知を出したとあり、28日には見直し再通知は鹿児島県内では鹿屋や指宿、垂水市など8市と、大崎、南大隅町など3町の11市町が再通知を受けたとあるが、通知の内容を伺います。

次に、新農業委員会制度について質問いたします。

農業については高齢化の進行や、後継者がいない、新規就農者の不足など、課題が大きく、耕作放棄された遊休農地が拡大する状況のもとに、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何より重要として、農業委員会に関する法律が改正され、新たな農業委員会制度が平成28年4月1日に施行されたと認識しているところです。

施行から1年が過ぎ、全国的には今年の夏で8割の委員会が新体制となるようですが、我が垂水でも来年5月で今の体制の任期が終わり、新しい体制となることとなりますが、改正の概要を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** 梅木議員の総務省通知についての御質問にお答えをいたします。

平成29年4月1日付、総税市第28号で総務大臣より各都道府県知事経由により市区町村へふるさと納税に係る返礼品の送付等について、通知がございました。

通知内容といたしましては、ふるさと納税制度はふるさとや地方団体のさまざまな取り組み

を応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正により創設されて以来、実績は着実に伸びており、納税された資金は子育て、教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っております。

しかしながら、一方では税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付について、地方団体間の競争が過熱化しているほか、一部の地方団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされており、今後ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たりましては、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を現に徹底するようお願いいたしますとの内容でございます。あわせて、趣旨に反するような返礼品としてプリペイドカード、商品券など金銭類似性の高いもの、電気、電子機器、家具、貴金属等、資産性の高いものなど、社会通念に照らし良識の範囲内を超えるものについては送付しないように、適切な対応をお願いするとの通知文でございました。

さらに、平成29年5月24日付総税市第53号では、総務省自治税務局市町村税務課長より垂水市長宛てに、ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等についての通知がございました。全国の地方団体が送付している返礼品について、総務省がインターネット検索等により4月時点で調査し、本市においては返礼割合と価格が高額なものが指摘され、価格が高額なものとしては鹿児島県産黒毛和牛・ウナギセット、及び桜島美湯豚1頭・2頭が該当しているとして、今後の見直し方針を報告する旨の要請があったところでございます。

**○農林課長（二川隆志）** 梅木議員からの新農業委員会制度について、その改正内容についてお答えさせていただきます。

平成28年4月1日の施行の改正農業委員会法では、以下の4点につきまして大きく変わっております。

1点目は、この法律の目的が変更されております。新たに農業委員会の必須業務とされた農地利用の最適化の推進委員が追加され、農業の健全な発展が目的とされました。

2点目は、農業委員会の業務が重点化されております。我が国の農業の生産性を高めて成長産業としていくため、担い手の農地集積や担い手ごとの農地の集約化をさらに加速していくこと、農業者の高齢化等に伴い遊休農地が拡大する中で、遊休農地の発生防止と早期解消に努めることが目的とされております。

3点目は、農業委員の選出方法の変更がなされております。平成28年改正を受けて、農地利用最適化推進について、これまで以上の取り組みを行うよう所管事務の見直しが行われましたが、この推進を積極的に進めていくためには、農業委員会の意思決定に、地域において中心的に農業を行う担い手の意見が十分反映されるべきとされ、このような者が確実に農業委員に選ばれるよう、今までの公職選挙法の準用による公選制を廃止して、市町村長による任命制とされました。原則としまして、認定農業者がその構成のうち過半数を占めなければならないとされております。その際、地域の代表という側面を残すとともに、公正かつ透明な手続を経て農業委員が任命されるよう、任命に当たっては推薦・公募の手続を行った上で、結果を公表し尊重することとされております。

4点目は、農地利用最適化推進委員の新設です。農業委員の役割は大別して、農業委員会での意思決定行為と、農業委員の各担当での活動の2つになりますが、平成28年改正では、農業委員の過半が認定農業者で占めなければならないとされたところ、認定農業者が自分の農業に加えて農業委員としての意思決定及び担当地区

活動まで行くとされてしまうと、その負担も過大となるおそれがあると考えられました結果、農地利用最適化推進委員が新設され、その役割分担がされたところでございます。推進委員は農業委員会から委嘱され、農業委員が定めた区域において農業委員会の指針に従って、農地利用の最適化の推進を行うこととなっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答式でお願いいたします。

ふるさと納税について、事務処理についてお聞きいたします。

ふるさと納税の寄附者件数は平成27年度が約2万2,000人、平成28年度が約3万人となっているが、申し込みから受け付け、返礼品の発送など事務処理の流れをお聞きします。

また、4月からコールセンターを設置したとありますが、場所は栄町となっています。コールセンターについて説明をお願いいたします。

垂水市のふるさと納税に関するホームページを見ると、ポータルサイトふるさとチョイスに納税額ごとに返礼品が掲載されています。寄附の申し込みはメール、ファックス、電話、郵送による直接の申し込みと、ふるさとチョイスの申し込みがありますが、申し込みの割合はどのような状況かお聞かせください。

また、ポータルサイトの運営業者に対して、総務省が返礼品是正のための協力を求めたとあるが、返礼品のふるさとチョイスへの選択、掲載は運営業者に任せておられるのでしょうか。伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 事務処理につきましてでございます。ふるさと納税とされる寄附者は、申し込みの際に支払い方法を選択することとなっております。申し込み方法につきましては、ふるさとチョイス、楽天等インターネット、もしくはファックス、電話など、それ以外の2種類がございます。インターネットから

の申し込みは2万9,012件、98.9%であり、それ以外からの申し込みは319件、1.1%となっております。

次に、支払い方法につきましては、クレジット払い、郵便振替、銀行振り込み、現金書留の4種類があり、クレジット払いは2万5,508件、87%、郵便振替は3,350件、11.42%、銀行振り込みは453件、1.54%、現金書留は20件、0.07%となっております。

以上のことから、寄附者数約2万9,000件のほとんどの方がインターネットで申し込みをされ、支払い方法はクレジット払いされているというのが現状でございます。

コールセンターへの委託事務につきましてお答えいたします。

平成29年4月1日に株式会社垂水未来創造商社へふるさと納税業務の一部を業務委託し、通称垂水市ふるさと納税コールセンターとして運営をされております。委託事務内容につきましては、ふるさと納税の寄附受付や寄附者からの問い合わせ対応、返礼品事業者への返礼品発注など、ふるさと納税に関する事務的な業務及びふるさと納税額の増額へ向けたPRや、ふるさと納税制度の活用促進に関する業務となっております。

新たな返礼品の登録につきましてでございます。

新たな返礼品を扱う事業者につきましては、垂水市と垂水市ふるさと納税コールセンターにて相談を受け付けております。現在の返礼品登録までの主な流れといたしましては、事業者の事業概要等がわかる書類と返礼品登録予定の品物で審査を行い、返礼品が適切とするものを採用いたしております。本年度はさらなる品質の向上を図るために、魅力ある返礼品の掘り起こしに加え、採用プロセスの見直しを行うことといたしているところでございます。

○梅木 勇議員 申し込みは圧倒的にインター

ネットを通じた申し込みが多いというようなことで、直接の申し込みは1%程度というようなことで、インターネットの便利さというのをつくづく実感したところでございます。

それと、コールセンターの役目と申しますか設置については、ここでも受け付けができるというふうに言われました。

それで3万人の申し込み件数ということありますけれども、かなりの数であります。そこで、担当職員は現在の体制でこの3万件の申し込みから返礼品の指示を受ける、そして返礼品業者にまた連絡をすると、この3万人の分の事務の流れを今の現在の体制で問題なくなされているのか。あるいは増員する必要はないのか。お聞きいたします。

○企画政策課長(角野 毅) 体制ということでございます。現在、ふるさと納税の担当者は1名で事務を行っておりますけれども、コールセンターへの委託ということで人員の増を図るとともに、その業務内容の拡大に対して対応できるような体制となっているところでございます。

○梅木 勇議員 担当職員は1人、そしてまた、今年の4月からコールセンターを設置したことで対応ができるんじゃないかというふうなことでございますけれども、今年の初めぐらいだったと思います、寒い時期でしたけれども、私の知り合いがふるさと納税の寄附をしたと。それで、返礼品をこれが欲しいとお願いしたところ、届いたのがお願いした返礼品ではなく、別な返礼品が送られてきたと。それで連絡したら、また後日最初お願いした返礼品が送られてきたと。このようなことを聞かせていただきました。そのようなことから、これからもそうですけれども、事務の処理や通送の対応のおくれ、ただいま私が申し上げたような1つの事例が起こらないような十分な体制をとっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、次に実績と返礼品の見直しについてでございますけれども、平成28年度の寄附総額は6億1,392万円で、27年度と比較すれば1.32倍の約1億5,048万円の増となっておりますが、先ほど触れましたポータルサイトへの委託料や、返礼品送料や事務経費など支出を差し引いた市への実収入額と割合を伺います。

また、先ほどの総務省から要請のあった返礼品や返礼率の見直しについては、新聞は鹿屋や垂水は見直しをせずと見出しにあったが、どのように回答されたのでしょうか。伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず初めに、6億円の内訳につきましてでございます。平成28年度の寄附額は6億1,392万円、議員のおっしゃるとおりでございます。送料込みの返礼品代、約2億9,018万円が返礼品代、送料となっております。それから事業推進のための広告代や管理システム料等の委託料を含む事務経費が2,490万円となっております、差し引きますと約2億9,884万円が市の財源となります。

それから、続きまして実績と返礼品率の見直しについての回答についてということでございますけれども、先ほど答弁いたしました平成29年5月24日付総税市第53号総務省自治税務局市町村税務課長より、垂水市長へのふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等についての通知を受けております。その中に返礼品率約1割と安価な豚肉の見直しの要請があったことから、いわゆる豚1頭・2頭という部分でございます、総務省の担当者へ直接連絡をいたしまして、価格が高額なものの基準について確認をいたしましたところ、インターネット検索等により画像等を確認し、高額と思われる返礼品を抽出しており、本市へ見直し要請のあった2件についても実際の価格については未確認であり、明確な基準があるわけではないという回答でございました。

その後、見直し要請のあった県内市町11自治

体に現状を確認いたしましたところ、1市1町については既に3割以下に見直しをされており、5市2町については平成29年9月をめぐりに見直しを実施されるとのことであり、鹿屋市は平成30年4月に見直しするとのことでございます。

また、返礼品事業者に対しましても、返礼品の見直し期間等についてのアンケートを実施いたしましたところ、平均いたしまして2カ月から3カ月の見直し準備期間が必要との御意見をいただいたところでございます。

これらの現状を踏まえ、本市の方針を、返礼割合については平成29年9月末までに3割以下の見直しを行う予定といたしました。それにあわせ、見直し要請を受けた価格が高額なものにおける鹿児島県産黒毛和牛及びウナギセットについては、返礼割合と合わせて見直しを実施いたします。また、桜島美湯豚1頭、2頭については寄附額に占める割合が既に3割以下であることから、良識の範囲内であると考え継続してまいりたいと考え、その旨を総務省へ報告したところでございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

新聞の見出しで判断してございましたけれども、実際の真相をお聞きして他市の状況を見ながら他市並みにあり、また総務省の要請に応えていきたいというようなことのようにございます。

そこで、次に返礼品の拡大について質問をしたいと思っております。

総務省からの返礼品や返礼率の見直し要請により、2016年度寄附件数約53万件、寄附額約73億円で2年連続日本一となった都城市や、県内上位の大崎町や志布志市、曾於市、指宿市なども見直すとしており、各自治体も見直すものと思われ、返礼品競争の過熱が沈静化するものと考えられます。返礼品や返礼率の見直しによりふるさと納税が曲がり角を迎え、寄附額の減少が懸念され、これからが正念場となってきたと感じるところでございます。自主財源の乏しい

地方自治体にとって工夫や知恵を出し取り組みを進めることで、財源を確保できる制度は大きいものがあり、本年度市税歳入予算額の約半額、5割に相当する6億1,392万円の寄附は、また29年度の市県民税、法人市民税の現年度歳入合計予算額を上回り、固定資産税の現年度歳入予算額のほぼ同額で、我が垂水には大きな財源と言えるのではないのでしょうか。寄附された方々に感謝しなければならないと思います。

一方で、寄附金を積み立てたふるさと応援基金を活用した平成28年度の活用実績は、29事業に約5億586万円となっています。さまざまな分野の事業に活用されたことは大きく、もしふるさと応援寄附金がなければと思うと、大変有意義なものです。返礼品や返礼率の見直しと同時に、返礼品の拡大や拡充をする自治体の動きが報じられているところでございます。これからもこの事業に力を入れていく必要があると思いますが、これまで返礼品の取り組みと今後についてお聞きいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 返礼品の拡大についての御質問にお答えいたします。

返礼品につきましては関係課と連携をし、魅力ある返礼品の掘り起こしを行っているところでございます。返礼品数につきましては、平成26年度の約30種類から平成29年度現在では約280種類に拡大しております。また、本年度は返礼品事業者の開拓として、本市において生産量は少ないながら良質なメロンの生産を行っておられる農家の方へ、出品交渉を行っております。今後も、現地事業者や生産者へのふるさと納税返礼事業への参加拡大に努め、返礼品の種類を増につきましても推進してまいります。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ふるさとチョイスを見ると出品業者は昨日の時点で30者近くで、出品については肉、焼酎、飲む温泉水、ブリ、カンパチなどが主流となっているところでございます。午前

の農林課長の感王寺議員への答弁で、農産物をふるさと納税の返礼品として提供できるよう取り組みたいとの旨の答弁がありましたが、私も昨年の6月議会でふるさと納税について地場産品を材料とした商品、農産物などの生産量に限りのある家庭経営や小規模経営者の地場産品も期間限定や数量限定として取り扱うことはできないかの旨の質問をしましたところ、商工会を通じて取り組んでいるとの答弁でありましたが、その後どうだったのでしょうか。お聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 商工会が取りまとめを行っていただいた商品につきましては、現在生産のほうを中止されているようでございます。今後もそのような小さな小事業者の取り組みについては連携というものが非常に重要になってくると思いますので、取り扱い事業者、取りまとめの事業者等についてお願いを勧めながら事業の拡大を進めていきたいと考えております。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

これからも寄附額を維持、増額していくには、もっと返礼品の種類や出品者を拡大、掘り起こしが大事であるかと思っておりますので、頑張りたいと思います。

次に、新農業委員会制度について質問いたします。

農業委員についてお聞きします。先ほどの概要説明で、農業委員はこれまでの公選制を廃止し、市町村長の任命制となり、委員の構成も認定農業者が過半数を占めなければならないとされ、任命に当たっては推薦・公募を行い議会の同意を得て任命するというところでありますが、まず定数、構成はどのように検討されているのか。推薦・公募はどのような方法で行われるのか。お聞かせください。

**○農林課長（二川隆志）** 梅木議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業委員については、農業委員会法第8条に規定されております。

1つ目としましては、市町村長が議会の同意を得て任命すること。

2つ目は農業委員の定数は農業者や農地面積等を考慮して、政令で定める基準に従って条例で定めること。

3つ目は任命に当たっては原則として認定農業者が過半を占めること。

4つ目は農業委員会の所管に属する事項に関して、利害関係を有しない者を含むこと。

5つ目としまして、委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないこととなっております。

選任については推薦及び募集とし、市内全域からの推薦、法人団体からの推薦、一般募集を行う予定でございます。

募集の周知につきましては、市広報紙への掲載、市の掲示板、ホームページ、チラシ等を考えております。

応募の期間につきましては、おおむね1カ月程度となっております。

定数については、法令で管内耕地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会であっては、推進委員を委嘱する農業委員会においては14名以内、推進委員を委嘱しない農業委員会においては27名以内となっております。また、推進委員を委嘱しないことができる農業委員会の条件は、管内の遊休農地率が1%以下であること、かつ農地集積率が70%以上であるとなっております。

本市においては耕地面積が1,060ヘクタールであります。遊休農地率が約21%、農地集積率が約14%でありますことから、本市は農地利用最適化推進委員を設置しなければならないというふうになります。このようなことから、農業委員の定数は14名以内ということになります。これらの枠内で定数条例を制定することとなり

ます。今後におきましては、農業委員会の新制度の移行につきまして、関係機関、関係各課と協議を行って、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 農業委員についての答弁をいただきましたけども。ただいまの答弁で農業委員の構成は原則として認定農業者が過半数を占めなければならないこと、農業委員会の所掌に属する事項に関しては利害関係を有しない者を含むこと、委員の年齢、性別に著しい隔たりが生じないよう配慮しなければならないこと等が挙げられましたが、新委員会が経営改善を図ろうとする農業者自ら農業経営改善計画を作成、申請し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切である等の基準に適合する農業者として市町村から認定を受けた者、いわゆる認定農業者に重きを置いた構成となるようですが、認定農業者の登録数は垂水市において何人なのか。

また、利害関係を有しない者を含むとありましたが、利害関係を有しない者とはどのような方々なのか。お聞きいたします。

○農林課長(二川隆志) 梅木議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、平成28年度末の時点におきまして、認定農業者につきましては本市は69名が登録されております。

また、利害関係を有しない者とはの御質問でございますけれども、具体的に申し上げますと、農地所有者でない者、農地所有者であっても農業をしていない者が対象となります。例えば行政書士、司法書士、弁護士等が挙げられますが、特定の資格がなければならないということではなく、広く農業に関係していない者でよいというふうになっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 新しい農業委員会につきまし

ては、認定農業者が過半数を占めなければならないと。それと、これまでと本当に違う面が、農業に関係のない人も農業委員として加えるようにというようなことになっているようですけれども、新しい農業委員会制度になるとそうなのかというようなふうに受けとめたところがございます。

次に、農地利用最適化推進についてお聞かせください。

新制度では新たに農地利用最適化推進委員を設けて、農業委員会が委嘱するとなっておりますが、推進委員の役割と定数は。

また、委嘱については推薦・公募となっているようですが、農業委員と同様な方法で行われるとの認識でよいか、伺います。

**○農林課長（二川隆志）** 梅木議員の御質問についてお答えさせていただきます。

農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱し、農業委員の補佐として今回の法律の改正で新たに設けられた制度であります。各担当地区を定めなければならないとされており、業務の内容は農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入等の促進を担うこととなっております。委員と推進委員との違いは、農業委員は市内全域に責任を負うが、推進委員は担当地域に責任を負うこととされ、農業委員会は農地法第3条、4条、5条許可申請に対する議決責任を負うが、農地利用最適化推進委員は意見を述べることはできるが議決には参加できないこととなっております。

推薦・公募の方法につきましては、おおむね農業委員と同様ではございますけれども、推薦または公募とする区域を記載する必要がございます。

推進委員の定数は耕地面積を100ヘクタールで除した人数となっておりますことから、本市の耕地面積は1,060ヘクタールであります。100

で除しますと10.6人となり、11名以内ということになります。

農地利用最適化推進委員の新制度の移行につきましても、農業委員と同様、関係機関、関係各課と協議を行って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 推進委員は農業委員の補佐として、担当地区で推進委員としての業務の推進を担うとされているようでございますけれども。担当地区についてお聞きしますが、これは農業委員の定数とも関連があると思われませんが、どのように検討がなされているのか。

また、農業委員、推進委員ともに推薦・公募となっておりますが、推薦については市内全域からの推薦、法人、団体からの推薦とあったが、推薦団体とは振興会単位の推薦でも可能か、伺います。

**○農林課長（二川隆志）** 梅木議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当区域の設定におきましては、現在検討中でございます。また、関係機関、関係課と協議を進めていかなければならないというふうを考えております。定数が11名以内となっておりますので、定数が決定してから農業委員会総会で担当区域の決定をすることになると考えております。

また、団体からの推薦とは、につきましてですけれども、振興会単位での推薦は可能であるというふうを考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 振興会単位での推薦でも可能というようなことでございます。ありがとうございます。

次に、条例の改正、制定についてお聞きします。

これまで新農業委員、農地利用最適化推進委員の新設について聞きましたが、それぞれに定

数を定め条例の改正、制定をしなければなりません、議会への提案をいつの議会で提案されるのか、お聞かせください。

また、条例の改正、制定のほか、農業委員、推進委員の推薦・募集の期間、書類の提出方法、その他推薦募集に関し必要な事項を、市長、農業委員会が定め、公表することになっているが、公表の時期、実際の推薦・募集の時期などのスケジュールをお聞かせください。

○農林課長（二川隆志） 梅木議員の御質問にお答えさせていただきます。

これから関係各課、関係機関と協議をしていかなければなりませんけれども、条例改正につきましては9月議会をめどに、条例の制定を行っていきたいというふうに考えております。

推薦・募集の期間につきましては、おおむね1カ月以内というふうになっております。書類の提出方法につきましては、募集期間に推薦を受ける者または応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者の有無、推薦・応募理由などの事項を記載した書類を、市長宛てに提出することとされております。推薦・募集に関する情報については公表することとされております。

今後のスケジュールでございますけれども、あくまでも予定としまして、9月議会におきまして定数、報酬条例等を上程させていただき、10月に募集のための周知を行い、11月ごろからおおむね1カ月間の公募・推薦を受け付け、この間に中間結果をホームページ等で公表し、期間終了後に同じく最終結果を公表いたします。その後、選定を初め、3月議会で議会承認をいただけたら、平成30年6月1日から新体制移行へとつながるように考えているところでございます。推進委員につきましては、新体制移行後の農業委員会において選定及び委嘱を行います。平成30年3月に募集のための周知を行い、4月ごろからおおむね1か月間公募・推薦を受

け付け、農業委員と同様に中間結果及び最終結果を公表いたしまして、その後平成30年6月1日移行の垂水市農業委員会において選定後委嘱となる予定でございます。

また、選定につきましては、農業委員は委員候補者評価委員会（仮称）等を設置し、その委員会の中で決定したいというふうに考えております。推進委員の選定につきましては、農業委員会総会の中で決定を行う予定でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 来年の6月から新しい体制でするというにお聞きしました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。2時40分から再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時40分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 九州南部は昨年より13日も遅く、6月6日梅雨入りしたと発表がありました。本格的な雨のシーズンとなります。垂水市は昨年台風16号で甚大な被害が発生し、崖崩れ等で倒木や土砂が堆積している危険な箇所が多くなっております。梅雨に入りまた台風シーズンにもなります。新聞報道によると鹿児島県内で降る雨の量は多くなるおそれがあると発表されております。しっかりと防災対策が必要であります。垂水市としての防災対策の計画についてお知らせください。

台風16号において甚大な被害のあった垂水市であります。農地農業用施設を初めとして、あらゆるところで被害をこうむりました。農地復

旧については田植えのできる状態にと、市役所職員と業者が努力して大方工事も終わり、原状回復し、植えつけられる状態に近づいたのではないかと考えます。復旧事業についてお知らせください。

鳥獣被害対策事業について、イノシシ、猿の被害は年々増加の状態にあります。国庫補助事業を活用して取り組んでいるようではありますが、本市における鳥獣被害対策事業の現状をお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○総務課長（中谷大潤）** 梅雨及び台風を控えての総務課の防災対策についてお答えいたします。

九州南部は6月6日、平年より6日、昨年より13日遅く梅雨入りしました。本市におきましては平成17年、18年、19年と3年連続で大きな災害が発生しましたが、それ以降約10年間は大きな災害は発生しておりませんでした。しかしながら、一昨年、昨年と深港川上流で斜面の浸食・崩壊により大規模な土石流の発生があり、昨年からは深港地区独自の避難基準を設定して対策に努めております。

また、昨年の台風16号により水之上地区を初めとした市内河川流域などで斜面崩壊による被害が多く発生し、現在職員一丸となって復旧に取り組んでいるところでございます。

毎年全国各地で大雨などによる災害が発生しており、気象台の予報によると本年は平年より多めの降水量の予想もあり、台風16号の復旧対策事業が出穂時期にかかることなどから、常に防災に備えておく必要があります。

梅雨及び台風の襲来に備えた市の対策としては、これまで市民へ配布しておりましたハザードマップが桜島火山や土砂災害、本城川洪水に関する災害の種別ごと、また地域ごとに作成されて見にくく不便をおかけしておりましたことから、1冊に集約して見やすく手にとりや

すく工夫した防災マップを作成して、本年4月に全世帯へ配布しました。自主防災組織の訓練等において防災マップを活用して、市民の防災意識の醸成を図ってまいります。

5月10日には関係機関、関係課によります防災点検を市内一円で実施し、道路・河川及び橋梁の状況、地すべり・落石等の危険箇所の確認を行うなどの安全点検をいたしました。

また、土砂災害・洪水等の災害発生を想定した垂水市総合防災訓練を5月20日水之上地区体育館を中心とした会場で実施し、18の機関及び団体約400名の参加者が防災体制の実効性について検証、確認を行うとともに、今年度は避難所開設、運営訓練種目を新たに実施し、実際に住民の方が段ボールベッドや避難テントを組み立てることで自主防災組織の連携の強化と防災意識の高揚、知識の向上を図りました。

情報伝達の手段としましては、防災ラジオ、防災無線、ホームページ、垂水ホットメール、緊急速報メール等を活用しています。特にFMたるみず放送の職員に委託していた防災ラジオからの緊急割り込み放送について、総務課職員が防災ラジオの機器操作を習得して、夜間及び緊急時の情報発信においても迅速に対応するように工夫しております。

また、ライフラインの遮断等を考慮して、拠点となる避難所へ資材、飲料水の配備も済ませております。

大雨が予想されるときは前線の状況、予想雨量や土壌雨量指数などの各種情報の把握に努め、台風接近時においては気象庁などの情報を参考に、垂水市への影響を予測し、状況に応じた災害警戒本部を設置して、防災・減災対策に努めます。

市内の山間部では台風16号で発生した倒木が残ったままで、豪雨等による災害の発生が懸念される状況ですので、早目の情報収集、早目の情報伝達で防災対策を進め、早期避難、人災ゼ

口の対策、体制を整えてまいります。

以上でございます。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 総務課長の答弁にございましたとおり、災害発生に備える対策といたしましては、何よりも人災ゼロが最優先でございますので、保健課の担当するところとしましては、特に災害弱者である高齢者、障害のある方等の状況について日ごろからの確に把握し、災害発生の予想される際には早期かつ安全に避難していただくよう努めているところでございます。

また、近年は長期の避難生活を強いられる大規模災害が全国各地で発生し、そのような場合では避難所生活の間に体調が悪くなる2次的災害により、最悪死亡に至るケースも発生しておりますが、その対策として先日の総合防災訓練の一環として、避難所で生活する上での留意点などを参加された市民の方々に指導したところでございます。

なお、実際のケースといたしまして、昨年9月に発生した台風16号災害の際には、水之上・牛根地区の災害が集中した地域におきまして、保健師及び看護師による333件の戸別訪問を実施し、飲料水、マスク等の配付、健康状態の把握と生活上の相談を行ったところであります。この中でわかったことは、例えば最低3日間分の非常食の準備がないなど、市民の皆さんの災害に備える意識の低いこと、冠水した地域では環境衛生概念の低さなど気になるところがありましたので、健康教室や元気会、サロン等、機会を捉えて意識の醸成を図っていきたいと考えております。

以上です。

**○土木課長（宮迫章二）** 土木課としての防災対策についてお答えいたします。

先ほど総務課のほうでお答えしましたように、本年度の防災点検は今年の台風16号による被災箇所、特に被害の甚大だった箇所を点検した

ところでございます。また、土木課でも出穂期前に河川、市道、橋梁の定期点検を実施しまして、異常箇所につきましては環境整備班や建設業者に依頼しまして応急工事をし、被害拡大防止に努めているところでございます。

現在発注しております補助災害復旧工事は、梅雨入り前にできるだけ早く済ませて安全確保を図らなければならないと、建設業者も急ピッチで工事を進めていただいているところでございます。また、今後大雨による土砂流出があった場合は環境整備班や建設業者に依頼し、早急な対応を図っていかなければならないと考えているところでございます。

それと、これまでどおり市道桜島口牛根麓線は連続量が150ミリに達した場合、道路の規制に伴う通行止めを行います。本年度は山間部に土砂や岩石が見受けられますので、連続雨量150ミリにかかわらず、連続して大雨が降り土砂災害が発生することが予想される場合は、安全な場所に自主的に早目の避難をされますように、牛根漁協や冷蔵庫団地住民及び利用者に対しまして、その旨通知したところでございます。

なお、土木課におきましては今年の台風16号の大規模災害を踏まえ、国道であれば大隅河川国道事務所と山腹崩壊や土石流、二級河川であれば大隅地域振興局と、また課内においても豪雨や台風通過後は災害調査や緊急的な対応ができるようにかねてより連携を図っており、災害復旧に対する体制は整えているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 農林課所管の防災対策についての質問にお答えします。

本年度実施されました防災点検の際には、農林課所管では主に山腹崩壊箇所の確認を行い、治山事業の要望の状況などについて説明したところでございます。平成28年度に市内40カ所について治山事業の要望、点検を行っております。

うち14件につきまして既に着工済み、ないしは着工予定でございます。協和地区につきましては5カ所要望を上げておまして、うち1件の恵比寿地区林地荒廃防止施設災害復旧事業が着手されている状況でございます。引き続き大隅地域振興局、林務水産課と連携を密にして早期着手をお願いしてまいります。

5月22日は大隅地域振興局農村整備課と梅雨入り前の年1回実施しております災害の危険性が高いと思われる農業用施設の巡回、点検を行ったところでございます。今年度は主にため池の確認を行いまして、そのほか対策が必要と思われる箇所につきましては重機借り上げ等による側溝土砂除去作業等の対策をとったところでございます。

これからも関係機関、市役所関係課との情報共有を行いまして対応に努めてまいります。また、本市農林業の発展と経営向上を図る目的で農林技術者等が連携して農林業施策を推進していくために、垂水市農林技術協会を結成し活動しております。構成員は管内の農林業関係機関、団体、垂水市農林課、垂水市農業委員会事務局、JA鹿児島きもつき、大隅地域振興局農政普及課及び林務水産課、大隅森林組合、きもつき農業協同組合の農林技術者等です。6月2日には平成29年度の総会を開催し、総勢31名で組織をいたしました。その中で災害に備えて連絡体制の確認と被災した場合の災害調査班の編成など、連携した取り組みを行うことを確認したところでございます。

以上でございます。

**○消防長（後迫浩一郎）** 川畑議員の梅雨及び台風を控えての防災対策は、の御質問にお答えいたします。

総務課長の答弁と重なる部分もありますが、消防本部の取り組みについてお答えいたします。

まず、防災対策につきましては消防団との連携が最も重要でございます。そこで、消防団員

の命を守ることによって多くの命が救われるという考えのもとに、消防団員の安全確保のための装備を2年計画で整備することとしまして、前年度で安全グッズ保護眼鏡を、今年度で耐切創手袋と防じんマスクを全分団に配備します。

また、昨年台風16号により倒木や土砂が堆積している危険箇所が増えていることから、各分団に総合防災マップを配布し、管轄地域の危険箇所を調査し、地図上に記載するよう指示しているところでございます。なお、調査終了後は消防本部にて現場を再確認しまして、特に危険な場所につきましては関係機関と情報を共有し、さらに避難指示が発令された場合、消防団員と連携して全世帯を巡回するよう指示しているところでございます。

また、去る5月7日には市内全分団に水防工法訓練を実施し、さらに5月20日には垂水市総合防災訓練が水之上地区体育館を中心に行われ、消防団による避難工法及び避難誘導訓練、河川の越水防止及びのり面保護の水防工法訓練を実施し、これにより消防団員の河川災害に対する工法を再確認したところであり、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。訓練により消防本部、消防団及び関係機関が連携を深めていくことが災害を未然に防ぎ、市民の安心・安全につながるものだと思っております。

これから梅雨、台風シーズンになりますので、昨年台風16号災害を教訓に消防署、消防団の出動体制の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、大雨、台風、各種情報を的確に収集し、関係機関と共有し、市民の皆様には正確な情報を迅速に伝達して早目の避難を呼びかけ、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 2番目の昨年台風16号災害の復旧状況について、土木課の分をお答えいたします。

全体的なところは川越議員にお答えいたしましたので、川畑議員には海潟地区の公共土木施設災害復旧工事についてお答えいたします。

まず、市道小森1号線道路災害復旧工事は梅雨入り前に完了いたしました。

次に、飛岡川河川災害復旧工事につきましては、上流のため池災害復旧工事で大型ダンプの通行が多かったため、工事車両の離合の関係で発注を見合わせておりましたが、工事も完了しましたので農地災害復旧工事の状況や田植えの作業状況を見て発注したいと考えております。地域の皆様方にはもう少し御不便をおかけしますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

**○農林課長（二川隆志）** 同じく川畑議員の台風16号災害の復旧について、農林課所管の分についてお答えさせていただきます。

答弁につきましては川越議員、感王寺議員の答弁と一部重複いたしますけど、御了承ください。

また、主に協和地区における発生状況について御報告させていただきます。

件数につきましては、平成28年度は農地農業用施設の内訳でございますけど、農地が48件、農業施設が39件、合計87件でございます。この中で現在未発注の部分につきましては、農地1件、農業施設7件がございます。その中におきまして協和地区におきましては、ため池工事が2件ございます。海潟地区におきまして米山ため池、中俣地区の是井のため池がございます。これらにつきましては多くの土木工事を伴いますことから、周辺の水稲作付が終了しました梅雨明け後に発注を予定しております。もうしばらく御不便をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

また、林道復旧事業につきましては、海潟麓線が12カ所ございます。こちらにつきましては現在、海潟側からと牛根麓側からの両起点側か

ら1カ所ずつ計2カ所を発注しております。こちらにつきましては入り口部分からの施工になりますので、もうしばらく全線の開通に向けては時間を要するというふうに考えております。今しばらくお待ちいただきたいと思います。

また、海潟麓線につきましては大隅地域振興局林務水産課が海潟側、牛根麓側双方から林道開設工事も実施しておりますことから、連携しまして発注のスケジュールを調整しているところでございます。今後も現場の状況など十分に検討して、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

水産施設における台風16号の主な被害につきましては、山腹崩壊に伴います海上への流木の流出を初め、牛根漁業協同組合事務所の水没、また高波によります中浜漁港の防波堤15メートルが倒壊する被害がございました。

現在の復旧状況でございますが、流木処理及び牛根漁業協同組合の水没に関しましては、組合員や地元建設業に加えまして、大隅地域振興局林務水産課並びに河川港湾課の御協力によりまして、被災から約2カ月で復旧いたしましたところでございます。

また、中浜漁港におきましては本年3月10日に入札を行い、復旧に向けて工事施工中でございます。進捗状況につきましては現在約50%程度でございますが、7月末までの完成を目指しております。地元漁業者の方々には大変御迷惑をおかけしておりますが、予定工期内に竣工ができるよう受注業者と連絡を密にし、円滑な工事進捗が図られるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○水道課長（萩原竹和）** 川畑議員の昨年の台風16号の災害復旧状況の御質問について、水道

関係の状況についてお答えいたします。

内ノ野水系の第1、第4、第5水源地の取水施設につきましては、流木や土砂等の流入により破損し取水ができない状況になっておりましたが、3施設とも修復工事が完了し、通常の取水量を確保できるようになったところでございます。

また、第1水源につきましては補強工事を行い全て完了しております。第5水源地につきましては今後土石等の流入があった場合に備えて早急な対応ができるように、重機を搬入できる道路を整備したところであります。第4水源地につきましては、第5水源地と同様に重機の搬入道路の整備と合わせて、今後の取水に影響が出ないように、水たたきの分の補修工事を行うこととしております。

さらに、中洲橋橋梁に布設しておりました水道管につきましては、水道課の橋梁工事に合わせて布設することとしております。水道課といたしましては、災害等による断水など市民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、今後も万全を期するとともに、管工事組合の協力をいただきながら安心・安全でおいしい水の安定供給とサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○生活環境課長（高田 総）** 私のほうからは生活環境課所管の復旧状況についてお答えいたします。

まず、台風16号災害による大量のごみと廃棄物の持ち込みやその仕分け作業等のため、旧協和中学校グラウンド内に設置させていただきました仮置き場の状況でございますが、3月末でごみの撤去を完了しましたので、地元の公民館や少年団等、利用者がこれまでどおり支障がなく利用ができるよう、関係者とグラウンドの原形復旧に向けた協議を行い、7月21日を工事完了期限としてグラウンドの整備工事を発注した

ところでございます。

続きまして、市内の集落水道の復旧状況でございますが、全22施設中被害を受けた15施設におきまして、全て復旧工事を完了し安定的な水の供給が行われているところでございます。復旧工事を行うに当たりましては、集落水道維持管理事業の要綱の規定に基づき、補助金を交付し集落水道施設の早期復旧並びに集落水道利用者の安心・安全確保に向けた支援を行ったところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 川畑議員からの鳥獣被害対策事業について、本市における鳥獣被害対策事業の現状についてお答えさせていただきます。

現在本市では被害防止対策として、侵入を防止する、寄せつけない、個体数を減らすという3つの取り組みを柱に、有害鳥獣の被害防止に取り組んでおります。

まず、侵入防止対策としまして国庫補助事業の鳥獣被害対策実践事業を活用して、ワイヤーメッシュ防護柵、電気柵等の設置により農作物被害の防止に取り組んでおります。

平成28年度はワイヤーメッシュ防護柵、電気柵等の防止施設を5地区、上ノ宮、小中野、牛根麓、市木、田神、新光寺、受益面積約4.6ヘクタールで、整備延長約5.9キロを設置しております。また、単一で取り組む農家の方々には市単独事業の電気柵設置を支援しております。平成28年度では13の農家の方々に補助金を交付しております。

次に、個体数を減らす取り組みですが、垂水市猟友会で編成しております捕獲隊に有害鳥獣捕獲を実施していただいております。平成28年度の捕獲実績でございますが、イノシシ526頭、ニホンザル22頭、タヌキ54頭、アナグマ49頭、カラス25羽となっております。捕獲頭数については年々増加の傾向にございます。

捕獲したイノシシ1頭につきまして1万3,000円、内訳としまして国庫補助分8,000円、市補助分5,000円。ニホンザルについては1頭につき2万3,000円——国庫補助分8,000円と市補助分1万5,000円、タヌキは5,000円——国が1,000円、市が4,000円、アナグマ3,000円——国が1,000円、市が2,000円、カラス800円——国が200円、市が600円を捕獲した際に補助金として支出しております。

昨年度は723万4,000円の支出がございました。捕獲隊の方々の後継者不足など課題もございましたが、農家の皆様を初め捕獲隊の方々に御協力いただき、連携して農作物の被害防止のために取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは一問一答方式でよろしくをお願いします。

今の梅雨及び台風を控えての防災対策は、それと16号対策の復旧状況は、鳥獣被害対策事業についてということで、それぞれしっかりとした答弁をいただきました。内訳も早目にして、それなりの答弁があったということで、本来ならばこれでよかったかなと思うんですけども、二、三、2回目の質問をさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

総務課担当の防災対策の件ですけれども、先日も防災訓練をやったというようなことで、例年どおりなんですけれども、防災の点検も各課長も出て、いろんな方が出てされたということで、これからが台風の影響で崖崩れ、倒木等がありますので、そこら辺をしっかりとまた見きわめていただいて、今後の緊急のあるときには対応していただきたいと、そのようにお願いしていきたいと思います。

保健課にしても説明がございました。保健課も16号のあとも消毒したり、それぞれしっかりと対応をとっていただいたと思っております。今の説明の中で、災害に対する意識が低い

面があるのではないかと見受けられたというようなこともありますので、そこら辺は今後しっかりと説明等をしていながら対応をやっていただきたいなと思いますので、よろしく要望しておきます。

それから土木課です。土木課も大変忙しかつたと思います。説明をしていただきましたが、河床整備なんですけども、それぞれの河川を見回って対応していただいたということの説明がありましたが、1つは河床整備というのは防災上、僕は大事なことはないかと思っておりますので、この河床整備の状況をちょっと心配されるなどいうところがございましたら、これを2回目ですべて説明をしていただきたいと思っております。

それから農林課ですけれども、農林課も午前から16号の復旧事業ということでいろいろ説明をされたと思いますけれども。今の説明の中で治山事業について、協和地区に1カ所は治山の事業に着工したという説明がありましたけれども。あと4カ所は残っているということのようです。協和については国道に面した山が結構多いと思います。そういったところもあるではないかと思っておりますけれども、今度その残った4カ所、どういったところを治山事業を要望しているのか、2回目で説明をお願いいたしたいと思っております。

消防については説明をありがとうございました。今年は消防団に地域の状況を見ていただいて、それをハザードマップに収集をするというようなことをするという説明でしたけれども。僕はそれが一番大事だと思います。ですから、地域の消防団にその地域の危険な場所を把握していただくということも大事なことで、それも説明どおり進めていっていただきたいということをお願いしていきたいと思っております。

それと台風16号の災害の復旧事業なんですけれども、それぞれしっかりと復旧が進んでいるとは思っています。土木課なんですけれども、海潟

林道も結構災害があったのではないかと思うんです。海潟林道の状況はどうか、土木課長2回目であってもいいですけどもそこをちょっと、海潟林道の分をもう一度説明をしていただきたいと思います。

それと鶴田川の上流の堰堤ですけども、そこもいっぱいになっております。その下に副堰堤ということで、鉄骨で流木よけとか土砂よけがあるんですけども、今回の台風でも上流からの流木がそこにとどまって、砂と堆積しているんじゃないかというんです。それでそこから水が流れていると。もしもその堰堤がなかったらまた例年どおり鶴田の脇登地区は私はまた災害をこうむった状況ではなかったかと思えます。そういった関係で鉄骨の堰堤というのは大変大事なものですので、この除去は考えていないのか。地域の方々からはこの除去を相当言われるわけですので、2回目でもこの状況をお知らせいただきたいと思います。

農林の場合もまだ協和地区でも米山のため池、是井のため池の発注がまだしていないと。今ではそれが水が足りるからいいとは思いますが、これも田植え等も終わりつつありますので、ここら辺もしっかりとした対応を。いつするかというのはこれからだろうと思えますけれども、しっかりと対応をとっていただきたいということでお願いいたします。

○議長（池山節夫） 川畑議員、一問一答です。

○川畑三郎議員 すみませんでした。一問一答方式でしたので、復旧事業はの前で終わります。

○土木課長（宮迫章二） 梅雨及び台風を控えての防災対策の2回目についてお答えいたします。

まず河床の状況についてお答えいたします。

昨年度の台風16号災害におきまして土石流が発生し、河川が埋塞いたしました。応急工事といたしまして、深港川、飛岡川を市のほうで発

注しまして、埋塞土砂を除去しました。牛根境の境川につきましては砂防流路工としまして県のほうで、また本城川につきましても緊急工事で土砂の埋塞を除去していただいたところでございます。

その後、本城川につきましては、現在県の発注で緊急工事で除去しなかった箇所への河道埋塞と、護岸の復旧工事を急ピッチで進められているところでございます。なお、災害復旧工事で対応できなかった箇所で、特に土砂の堆積が著しい箇所につきましては、県単独事業で施工する計画があるとお聞きしております。この本城川につきましては、被災直後から要望が強くあり、地元の水之上地区公民館からも本城川の寄州除去についての要望書が提出されましたので、市からも意見書を添付して進達しているところでございます。さらに、市長からも直接知事に対しまして本城川の寄州除去を要望していただいておりますので、前向きに検討していただけないかと考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 川畑議員から御質問の協和地区におきます治山事業の申請状況についてお答えさせていただきます。

当初のとおり5地区を予定しておりまして、具体的な場所を申し上げますと、まずは北側から米山ため池の背後の山腹、こちらのほうの法面工事でございます。そして海潟の大浜にコンビニエンスストアがございますけれども、その背後の山腹のほうにつきまして3カ所要望しております。小山田地区、恵比寿地区、恵比寿2地区という形で申請をしております。そのうち恵比寿地区につきましては現在着工しているところでございます。もう1地区につきましては、中俣におきます浦谷がございますけれども、そちらの御用屋敷地区というところを法面工事を申請している状況でございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 梅雨と16号を続けてやってしまいごめんなさい。指摘していただきありがとうございます。

2回目のほうもしっかりとした答弁をしていただきました。

この治山の事業、海潟・協和地区もそういうところがありますので、積極的に早目に対応していただくように、通行止めもたまには目の当たりにしますので、よろしく要望をしておきます。

河床整備については今、本城川のほうも上流のほうで大型トラックが除去をやっているようですので、災害が起こる前になるべく対応していただくようお願いして、この1の梅雨及び台風を控えての防災対策については終わりたいと思います。

次に台風16号災害の復旧状況です。ごめんなさい、もう1回やり直していきます。

海潟林道の状況、先ほど言いましたけどもこの状況はどうなっているのか、お願いいたします。

それと、鶴田川砂防副堰堤内の流木と土砂の処理についてはどう進めていくのか、お願いいたします。

あと、農林についても先ほどお話しましたように、米山のため池とか是井のため池とかありますので、しっかりとした対応を早目に。地域の方との連携も大事とは思っていますので、いつでもできるちゅうわけじゃないけど、時期を見てしっかりとした対応をしていただくようお願いしておきます。

それと、生活環境課の分です。これが協和中学校のあとの分は工事に発注してあって、最後の詰めが今からだと思うんですけども。梅雨に入っておりますので、地域の人があそこにいるんなのをやってあったから心配された時期があったと思いますので、それについてもしっかりと対応ができるように、業者の方とお話

をして進めていっていただきたいということをお願いいたします。

では、土木のほうでちょっとお願いいたします。

○土木課長（宮迫章二） 2番目の昨年の台風16号災害の復旧状況について、2回目の御質問にお答えいたします。

旧海潟林道というところで、現在福岡浦谷線というその他市道に認定されている路線でございますけれども、この市道復旧につきましては土木課のほうでお答えいたします。

福岡浦谷線の災害復旧箇所が2カ所ございまして、そのうち1件は単独災害で実施しております。もう1件につきましては道路が約16メートル流出しまして、通行不能となるような大きな被害を受けた箇所でございますが、既に工事を発注しております。7月上旬ごろには完成をするということで、今急ピッチで施工を進めているところでございます。

続きまして、鶴田川上流にございます砂防堰堤内にある流木処理についてお答えいたします。鶴田川は土木課で管理しております準用河川でございますが、上流にあります砂防堰堤は県により、平成5年に災害関連緊急砂防事業で整備された砂防施設であります。施設は不透過型のコンクリート堰堤で、副堰堤に流木どめの鋼製スリットが設置してあります。

議員の御質問でありましたように、副堰堤には多量の流木や土砂が堆積しております。昨年の台風16号の豪雨の影響で垂水は市内各地で山腹崩壊や土石流が発生し、これに伴いまして大量の土砂や流木等が流下しましたが、砂防施設が設置されている箇所はその土砂や流木を細くし、下流の保全対象への土砂流出を軽減することができ、砂防施設の効果が発揮できたところでございます。この鶴田川砂防施設でもその効果が発揮され、下流域への被害が軽減されたも

のと考えております。

今回の土石流災害により、市内にある砂防施設への土砂や流木の堆積は各地区で発生しております。本施設内の土砂除去の要望も上がってきておりますので、県へ進達しているところでございます。県におかれましても市内全域の砂防施設の調査をされておりますので、今後対応を検討されると思いますが、土木課からも早急な対応をしていただけるようにさらに強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今の答弁のとおりしっかりと対応をしていただきたいと思います。

ひとつ要望というんですけれども、農林課長いいですか、答弁は要らないです。今の砂防堰堤のところに取水口があるんです。そこに橋がかかっておったの、鉄製の。今度の災害でその下も土砂崩れで流木が来て、田んぼを埋めたんですけれども。その影響でその橋も壊れて、橋が川に落ちてそれを揚げて、それを使えるんじゃないかとしたんだけど、やっぱり曲がっておってできないということで、一応今度のやつでどうでしょうかとしたんだけどちょっとストップがかかったと、お金がないということだったのか。ですから、これも現場を見て今後対応していただきたいという要望をしておきますので、よろしく願います。終わります。

次に行きます。

鳥獣対策事業、これはもう皆さんがよく心配されているところで、イノシシ、猿です。特に最近猿のあれが気になる場所ですけれども。しっかりと対応はされてると思うんです。これもその地域の人たちが、それに対応していただく方がいらっしゃるから、ある程度はできるんですけど。先日新聞で報道されました、霧島市の関係で、補助金の水増しがあったということが報道されておりましたけれども。そこら辺は垂水市にはそういう状況はないのか、ちょっと

教えてください。

**○農林課長（二川隆志）** 川畑議員からの霧島市の報道を受けての対応について、また捕獲した鳥獣の確認方法等についてお答えさせていただきます。

先般4月11日、会計検査院の会計検査について鳥獣被害対策事業につきまして、本市も霧島市同様、受検をしたところでございます。その際におきましても特別な指摘事項、指導事項はいただいていないところでございます。

そこで、現在本市では捕獲隊により捕獲した際に連絡があった場合には、担当職員が捕獲場所に向いて捕獲個体の確認を行っております。この際には県のガイドラインに基づき、確認者、捕獲個体、捕獲日時わかるボードを一緒に入れて撮影を行っております。また、職員が確認に行けない場合には、県のガイドラインに基づいて、捕獲者、捕獲個体、捕獲日時のわかるものを一緒に撮影していただき、捕獲個体の一部、けもの類の場合は両耳としっぽ、鳥類の場合には両足を捕獲者より市へ提出してもらいまして、担当職員が報告書とこれら個体の一部の照合確認を行っているのが現状でございます。

また、今般の霧島市の報道を受け、捕獲確認の方法や撮影方法など、ガイドラインに基づいた取り組みを徹底するために、近日中に捕獲隊の方々と合同研修会を実施する予定でございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。

また捕獲隊の方と研修会をするということのようです。これについても、後継者不足がやっぱり心配される場所であると思いますので、こういう方々がいてありがたいなあと思うんですけれども。しっかりとしたお話をしながら捕獲に努めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は3時40分から再開いたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで水道課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○水道課長（萩原竹和） 先ほどの川畑議員への答弁の中で、土木課の橋梁工事すべき事業を水道課の橋梁工事と発言いたしました。訂正しておわび申し上げます。

○議長（池山節夫） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

南の拠点について、その前に皆さんに言うておきます、土地開発基金と土地開発公社がありますから、今回は土地開発基金と垂水市についてまず質問をいたします。絹糸跡地の売買について質問いたします。

平成5年6月18日に土地開発基金が垂水絹糸跡地を買いました。そのときの代金が1億9,375万7,000円で、平米当たり2万4,200円です。坪当たりに計算しますと8万円です。土地開発基金で買ってあります。平成28年11月28日、土地開発基金から市へ買い戻しが行われ、買い戻し代金は2億4,208万7,172円で、平米当たり6万379円で、坪当たり19万9,600円です。買い戻して2カ月後の平成29年1月31日に大福コンサルタントへ一部売却されました。売却された土地が平米当たり1万4,500円で、坪当たり4万7,934円です。わずか2カ月で買い戻した坪単価19万6,000円が大福コンサルタントへ売却されたときは坪4万7,934円です。なぜこ

のわずか2カ月でこのように安く売却されたのか。この売却の経緯をお聞かせください。

次に、土地開発公社について、所有者移転交渉が市が行う対象者と国が行う対象者に分別されると思います。現在どのような交渉が行われているか。また移転時期等の通知は行っているのか、お聞かせください。

次に、土地開発公社と垂水共同店舗と訴訟問題になっております。解決に向かっているのか。5月に公判が開かれていると思いますが、現在どのような経過になっているか、お聞かせください。

ふるさと納税について、平成28年度は全国から約3万人の方々が6億円を超える寄附を寄せられています。この寄附は垂水市を応援してください、まちづくりに活用してくださいとして送られたお金だと思います。平成28年度は29事業に事業費が5億を超えてまちづくりに活用されております。私はこれまで弱者対策の一環として、買い物弱者対策として何回も質問してまいりました。このふるさと応援基金を活用し、買い物弱者対策として移動販売車等の補助、助成は考えられないのか、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○財政課長（野妻正美） 垂水絹糸跡の売買における売価等の一連の流れについての御質問にお答えいたします。

平成29年3月の第1回定例会にて、川畑議員の旧垂水絹糸跡地の売買の経緯及び売却価格についてと、北方議員の交渉過程についての御質問に説明したところですが、一連の流れをとのことですので、再度御説明申し上げます。

旧垂水絹糸跡地は平成5年当時基幹産業としての水産業の振興を図るため、地域の状況に沿った水産課程等を含む実業高校の誘致や、地場産業に対応できる指導者、技術者の要請に重点を置いた水産学部等の大学、専修学校等の誘致を推進するため、同年6月に第1回定例会にて

議会の承認を得て、土地開発基金にて施設誘致の先行取得を行ったものでございます。

買い取り価格につきましては、1億9,375万7,600円で購入いたしております。単価にしますと平米当たり2万4,200円、坪で8万円でございます。その後については御存知のとおり、計画が頓挫して未利用地として現在に至っておりますが、平成28年9月の第3回定例会で御説明したとおり、この土地は南の拠点整備事業を進めていく中で、計画地の近隣にあることから市の方針として今後を見据え、売却も含めた利活用など、あらゆる方面に対応できるよう、平成28年11月土地開発基金から普通財産に買い戻したところでございます。

買い戻すに当たり、土地開発基金管理規則第10条第1号及び第2号において、物件を他会計に譲り渡すときは、物件の購入金額に物件の購入代金を支払った日の翌日から、物件を譲り渡すのため引き渡した日までの日数に、金利6.5%の率を乗じた額を加算した額で譲り渡すと定めてありますことから、当初の買い取り価格に規定に基づき年利6.5%の利息を経過年数23年を乗じた1億4,505万8,240円を加算した額、合計2億4,208万7,172円で買い戻しております。

その後、市の方針決定を受け、大福コンサルタント株式会社と交渉を重ね、平成29年1月31日付で売却及び交換いたしたところでございます。売却は単価で平米1万4,500円、坪4万7,934円ですが、金額は現況お渡しでの契約のため、更地にするための立ち木等の工作物撤去の補償費を差し引いた2,173万1,000円でございます。

以上が、旧垂水絹糸跡地の売買における一連の流れとなります。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の御質問でございます。

土地買収と収用者、これまで補償対象者と言い換えますが、補償対象者の移転につきまして

お答えをいたします。

土地買収につきましては川越議員の御質問でお答えいたしましたとおり、5月30日現在で6筆の売却契約を締結したところでございます。

次に、補償対象者の移転でございますが、こちらにつきましては計画エリア内に5人の代表者がおり、この代表者が所有する物件が対象となります。対象者におかれましては既に全員の方から事業同意書をいただいております、これまでも個別に事業の進捗状況を報告してまいりました。

移転の時期でございますが、建物が立地する場所や建物補償を行う整備主体によって異なります。市が建物補償を行う場合は、事業進行の支障とされない移転日を双方合意のもとに定めた後に、建物と移転補償契約を締結することといたしております。なお、市が行う補償対象者は重複を含め4人おり、本日現在交渉を継続中でございます。また、国が補償を行う見込みの対象者は重複を含めて3人おりますが、現在のところ詳細なスケジュールは未定でございます。こちらの対象者の方に対しましては、これまでと同様に事業の進捗状況を逐一報告することで不安を解消し、不利益になることがないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社についての御質問にお答えをいたします。

垂水市土地開発公社が所有をしております潮彩町の土地に係る訴訟でございますが、垂水共同店舗有限会社、株式会社ナフコ、株式会社ドラッグストアモリ、株式会社ヤマダ電機を相手方として、土地の明け渡しと損害金の支払い、それぞれに求める訴訟を平成28年5月16日鹿児島地方裁判所鹿屋支部に提訴いたしました。控訴の結果でございますが、これまでに口頭弁論が平成28年6月23日、同年9月5日、同年10月17日、同年12月5日、平成29年1月16日、同年2月20日、同年4月10日、同年5月29日と8回

開かれております。全ての口頭弁論に公社職員が傍聴に出席し、経過確認を行っておりますが、お互いの主張する内容に対して反論を繰り返しているのが現状でございます。なお、この反論の内容につきましては裁判に影響があるため、差し控えさせていただきます。

今後でございますが、第9回口頭弁論が平成29年9月4日に予定されているようでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** ふるさと応援基金の弱者に対する事業活用はできないかについての御質問にお答えをいたします。

ふるさと応援基金事業につきましては、今までは各課よりふるさと応援基金事業として提案された事業について、使途選定委員会の中で可否を判断してまいりましたけれども、今回より財政課の中で各課から要求される予算と同じように査定を行い、真に必要な事業について予算化を行い、不足する財源の中でふるさと応援基金条例第3条の事業区分に該当する事業について、ふるさと応援基金から繰り入れをすることとしております。

御質問の弱者対策事業がふるさと応援基金事業対象事業に合致する内容であれば、充当事業として検討することは可能であると考えます。しかしながら、ふるさと応援基金事業の規模におきましては、寄附額によって左右され寄附者の意向もあり、事業区分ごとに使える基金の額に違いがあることから、見通しの立てにくい面もございます。

今後、各課との政策方針協議の中で、市民ニーズ、所管課の意見等を参考に、当然弱者対策事業も含め、幅広く事業の検討を行ってまいりたいと思っております。

**○北方貞明議員** それでは一問一答でお願いいたします。

今、土地開発基金の一連の経緯はわかりまし

た。ありがとうございました。

大福コンサルタントに売却された2,173万1,000円です、これは絹糸跡に建物が建っておったはずなんですけども、教育委員会の土器ですか、そういうようなのが入ったり、土木課の資材が入っておったり、あの建物があつたと思うんですが。それを含めてのそのままの状態です。売られたんか、それともあれを更地にして売られたんか。どちらがお金を出したか知りませんが、更地にするにはこちら側が出すわけですけど、それはどうだったのか。更地にして売ったかどうか。

**○財政課長（野妻正美）** 土地交換につきましても、平成29年3月の第1回定例会について川畑議員に御説明したところですが。大福コンサルタント様へ所有権移転した地籍、3,992.19平米のうち、大福コンサルタント様所有の土地4筆、総地籍2,317平米と等積交換をし、差し引いた残り1,675.19平米を通常土地の売買としました。更地渡しが原則でしたので、そのとき現況渡しとするため敷地内にある立ち木等の工作物を撤去するための費用を、公共工事単価で積算し、その補償費として255万9,000円を差し引いた額、2,173万1,000円で売却したところでございます。

以上です。

**○北方貞明議員** それでは3回目に入ります。

そしたら更地にして売買したということですね、ありがとうございました。

更地にして坪4万7,930円、大福に売却されたわけですけども、先ほども答弁がありここにも資料を持っておりますが、垂水市が基金から買われたのは坪19万9,600円で買い戻しております。ということは、大福コンサルタントは坪4万7,934円で買われたわけです。そうすれば垂水市はかなりの損をしておるんじゃないかと思うんです。なぜこのような損をしてまで、こういうことになったのか。ひとつよろしくお

願います。

○**財政課長（野妻正美）** 御指摘の金額は1回目の御質問にお答えしましたとおり、平成5年に購入した額に年利6.5%の利息を、購入後経過年数23年分、金額にして1億4,505万8,240円が加算しているところから、買い取り時の金額より相当高くなってきております。そのため、一見市が多額で買い戻したように見えますが、土地開発基金は市の基金でありますことから、基金を配した場合は一般財金に繰り入れることになり、市への損失がないこととなります。また、売却に当たってはより高い金額で売却できればよいことですので、売れなければそれだけ未利用地として残り逆に損失となることから、適正な価格で売買が行われるよう庁内に設置してあります不動産価格評定委員会にて不動産鑑定士の鑑定額等をもとに審議しました結果、補正值等を考慮しない高い額で交渉価格を決定し、売買交渉を行い契約に至っております。

なお、土地開発基金の買い取り当時はバブル期で土地の値段が高騰していた時期であり、御存じのとおりバブル期が終わった後は土地の下落が今日まで続いております。そのため、買い取りや買い戻し単価と売却単価の数字だけで比較すると、かなりの損失をしているように見えますが、周辺地域の固定資産評価額と同等の推移であり、差額については土地評価額の下落分と規定に基づき算定して買い戻した利息分だと考えております。

以上でございます。

○**北方貞明議員** 私もお金を持っておったらこの当時6.5%の預金をしておったらよかったなと今思っておるところです。今説明があったようにこの資料を見ても、平成5年の6月、それから23年間の6.5%で計算したら1億幾らの利息が生じたから、こういうような数字になったということです。これは一般会計と同じところで、そのお金は高く動いているだけという

ようなふうに認識してよろしいのでしょうか。

（発言する者あり）わかりました。そしたら、今のこういう6.5%、今の現状に全然合わない状況です。それをいつまでもこういうのを放ったらかしていくわけにもいかんのではなかったかと思うんですけれども。この土地開発基金事業はまだほかにもあるとは思いますが、今の社会情勢にちょっとなじまないと思います。今後この土地開発基金の扱い方というかあり方というか、どのように考えておられるか。今の社会情勢でとてもじゃないが合わないと思っていますから、その辺をお聞かせください。

○**財政課長（野妻正美）** 土地開発基金は昭和45年にその当時の自治省通達により、土地の先行取得を目的に設置されました基金でございます。その当時はバブル期で土地の高騰を前提に規定もなされており、その中で6.5%という利率がうたわれており、その規定に基づき今回買い戻し1億4,500円もの金額となったところでございます。実際、この基金の現在の運用といいますと、平成19年に雇用促進住宅を購入してきております。その償還を10年としております。その償還がずっとこれまで動いてきております。本年6月今月末が最後の支払いとなります。

実際、御指摘がありましたように、今の情勢と見合うかとなりますと、規定自体がなじまないというようなところもあると考えております。本市におきましてもこの土地開発基金におきまして、この償還が終わった時点で、これは国の指針に基づき全国的に設置されました基金ですので、他市においても同じような状況が発生していると思いますので、他市の状況等調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**北方貞明議員** さっき平成19年雇用促進住宅を買ったと、それが償還が10年だと。それでたまたま今月が最終月というふうに伺ったんですけれども。それが済んだらこの基金は解散され

るのか。ほかにまだ基金が所有しているそういう物件があるのか。物件の件数とか金額とかわかればいいですけど。わかる範囲で教えてください。

**○財政課長（野妻正美）** この基金の廃止につきましては、他市の動向、その後改正し運用しているのかどうか、そういうところを調査した上で、本市の基金の運用を検討したい、今後のあるべき姿を検討したいと考えております。

今、御質問のありました土地開発基金の財産でございますが、この垂水絹糸跡を除きますと、土地の取得状況では鉄道廃止路線の跡地、海潟地区がございます。それと城山団地の配水池のところ、それと雇用促進住宅用地、この3件が土地の取得の財産として残っております。それと現金の部分で金額にしまして、土地部分が合計、これは申しわけありません、旧垂水絹糸跡地も含んでですが、4億2,789万7,868円。それと28年3月末の状況ですが、現金で6,464万円ほどございます。（発言する者あり）雇用促進住宅の償還ですが、今月で償還が終わります。

（笑声）

**○北方貞明議員** 残っているところは海潟の鉄道跡地、ちょっと僕も自分が住んでいる城山団地配水池、もう一つはどこでしたか。3つあると聞いたんですけど、僕の聞き間違いかな。

**○財政課長（野妻正美）** 雇用促進住宅。

**○北方貞明議員** 私が城山に住んでるから、城山の配水池跡と言われましたけども。今城山のほうだけ伺いますけれども、配水池の建物が建っているあそこに一貫した排水路がつくってあります、計器が置いてあるところまで。その基金のほうの分類に入ってるんですか。

**○財政課長（野妻正美）** 申しわけありませんが、その正確な確認まではしておりません。

**○北方貞明議員** それでは後ほど教えてください。土地開発基金の所有する物件がまだあるということですけども、これも早く整理をする

ように要望して、この件は一応終わります。

開発公社について質問いたします。

今、国の管轄と市の管轄の移転、交渉が国と垂水側とわかれるということでしたけど、対象者とは話し合いをしていると言われてはいますが、私が聞こえた範囲では、こういう計画はあるんだよというような話し合いで、いつまでとか金銭的な交渉はまだされていないように聞こえてきておるんですけども。この辺もスケジュールでは来年の夏ごろということになっておりますけれども。まだ実際そこに住んでおられる方々は金額の表示もなければ、移転するにも移転しづらい。そして市の計画どおりにいつまでに出てくださいというても、それから移転する物件等も探さないかんわけなんです。その辺を移転される地権者、所帯主に十分説明が私は行き届いていないと思うんです。ありきで進んでいますけど、その人たちの不安を解消するには丁寧にスケジュールを示されたらどうなんでしょうか。スケジュールがもしわかっておれば、もう一遍教えてください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 国のエリアと市のエリアにつきましてはの違いということでございますけれども。国のエリアにつきましては今年度の9月までには一応の方向性が出るということで、その時点から道路事業としての収用作業が始まるというふうに確認をしております。また、地権者の方につきましてはその時期からの手続については御了承いただいておりますので、このエリアの中に2名地権者の方がいらっしゃいます。その方については国のエリアについてのスケジュールについて御了解をいただいているところでございます。

また、市のエリアにつきましては先ほども申しましたけれども、今逐次進めているところでございます。

**○北方貞明議員** 9月になれば国からの方向性が決まると言いましたけども、9月それから

オープンまでに1年を切るわけですけど、さっき言いましたように、そういう間に適当な移転先が見つかるかと、それが皆さんは心配されておるところです。やはりオープンありきではなくて、今現在所有されている方々の意向を十分酌んでいただきたいと思います。これは一応要望しておきます。

次の質問です。土地開発の事業費が実施計画で増加になっていると聞いておりますが、増加に至った要因はどういうことがあって増加したんかお聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 北方議員の御質問でございます。土地開発公社の総事業費につきましてお答えをいたします。

市が土地開発公社に委託しております今回の事業でございますが、実施計画の概略が完了しましたことから、事業計画の変更について現在土地開発公社と協議を行っております。土地開発公社と協議をしておりますが、変更事業費につきましては約5億2,000万円を見込んでいるところでございます。当初予定額の2億から約3億2,000万円の増額となっているところでございます。増額の主な理由でございますけれども、工事費が1億6,000万円増額の約2億200万円、用地取得費が2,300万円増額の約1億500万円、建物補償費が約1億1,000万円の増額で約1億6,000万円となっております。

工事費につきましては工事を施工するために必要な実施設計を行いまして、平面図でありますとか縦断・横断図、構造設計図を作成し、工法の選定や使用する材料等に基づきまして、詳細に積算を行った結果増額となったものでございます。

用地取得費につきましては、国との買収エリアの調整を行った結果、本市による先行取得エリアが拡大したことに伴う増額でございます。

建物補償費につきましては国交省登録の補償専門会社に調査を依頼し、損失補償基準に基づ

いた算定をしたことに伴う増額となっております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** ちょっと聞き漏らしたような気がします。建設補償費が1億1,000万増で1億6,000万になったと。それは間違いないですか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 建物に対する補償費1億1,000万円増額の約1億6,000万円となっております。

**○北方貞明議員** 建設補償費、そしたら前に建ったときは5,000万円しかなかったということですね。1億1,000万もかかったというのは、何か見積もり誤りか、何か特別に入ってきたのか。かなり増額が多いものですから、それをちょっと確認したいんですが。

**○企画政策課長（角野 毅）** 建物の補償につきましては、国土交通省の登録の補償専門会社に調査を依頼して行うべきものでございます。当初の段階では予算がございませんので、この補償会社に対する算定をすることができません。ですので予算がついた後に、この補償会社の基準に基づいた算定を依頼をし、その結果補償費についての増額がはっきりしたものでございます。

**○北方貞明議員** そしたら国土交通省は買収するところが市のほうが一部入ったから、こういうふうな数字になったということなんでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 市がもともと購入する予定地の建物に対する補償額が、国の補償専門会社に調査を依頼し、国の損失補償基準に基づいて算定を行った結果の増額ということでございます。

**○北方貞明議員** それでは次の質問をさせていただきます。

事業費の増加をしているようですが、収用地の利活用に変更は生じたのか。利用地の活用に

変更が生じたのか、増えておる理由。

**○企画政策課長（角野 毅）** 事業費の増加に伴う収用地の利活用の変更ということでお答えをいたします。

公社で取得をいたしました土地の利活用でございますけれども、公拡法に基づきましてそれぞれの土地の所有者と売買や賃貸契約を行い、その収益を上げることで借入金を返済していくこととしております。このため、利活用の手法に変更が生じることはございませんが、売買や賃貸契約の金額に影響があると考えられます。先ほどお示しをしました総事業費も概算でございますので、実際に事業が進んでいく課程で、具体的な売買や賃貸契約をお示しできるものと考えております。

土地の所有者に対する考え方でございますけれども、市と公社は南の拠点整備事業用地の買い取りについての覚書を平成28年12月28日付で締結をしております。定められたエリアは平成31年度に双方協議の上で決定した価格により、市が買い取るものと定めております。

また、市と国との整備エリアは現時点で未確定でございますが、国の整備エリアが決定した後は公社の所有地内に入ってくるエリアについては、国がその部分を買収した後、整備を進めていくこととなります。なお、民間事業者等の使用者に対する売却や賃貸につきましても、借入金の返済計画に基づく適正な価格設定を行い、所有地の有効活用と健全な資金運営を実現したいと考えております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 市と公社と覚書を結ばれたということです。それで売買価格も決まったということですね。（発言する者あり）まだ決まってないんですか。覚書を締結されて協議の上で決定するということですか。

市と公社は、市は市長がもちろん垂水市長ですから尾脇雅弥さんです、公社は理事長が尾脇

雅弥さんでまだ現在の市長ですけれども、市の交渉される方と公社のほうの立場の方がダブっておるんじゃないでしょうか。理事長が尾脇雅弥さん、市長も尾脇雅弥さん、その中に入っているメンバーは恐らくその1列の3人の方々が入っておられるような気がするんですが、市長側として。公社側にもそのメンバーがおるんじゃないですか。そしたら協議というのはどこまで信憑性があるのか。ちょっとわかりにくいんですけど、そこを説明してください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 先ほども申しましたけれども、土地開発公社の事業につきましては委託を受けました事業、買取価格、それに伴う補償、それから工事費用等を合わせました代金が土地代という形で、土地開発公社の事業運営という形になりますので、そのことはそこに利害関係とかが発生するものではないというふうに考えておりますので。単価につきましては、正式な計算結果のもとで数字が出てまいりますので、透明性のある売買契約が行われるというふうに考えております。

**○北方貞明議員** そちらでは透明性をと言われますけれども、自分らで決めたことを自分らで決めるような気がして、僕はちょっとその辺に納得がいかない部分があるんですけども。市側がこれだけですと提案したのを、今度は公社側がそれでいいですよと、ただそれぐらいのことですね。そんなに深い協議ができるものか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 市側が額を提示するものではございません。土地開発公社側がかかった経費から坪単価を積算した上で、土地については坪単価幾らになるという形で価格を提示されたものを、市がこの指定されたエリアについては買い取りますよという契約になっているということでございますので。議員がおっしゃるように、市が価格を提示してその価格で土地開発公社に売買契約を交わすといった、そういうものではございません。土地開発公社の

ほうには議員さん方からも委員の方は入っていらっしゃると思いますので、その辺の確認はされるものと。

**○北方貞明議員** 今、土地開発公社に議員のほうも入っているというふうに言われましたけども。僕も議員ですけど、僕はもともと、これからは議会からは土地開発公社、そういうところには参加しないほうがいいんじゃないかと、個人では思っております。

それでは、市長にお伺いいたします。

この土地開発公社も基金のほうも一緒だと思いますけれども、この中の交換された土地、これはここに僕がその写真を持っておるわけです。この部分を、赤を含めて、この赤の部分が私の関係する土地なんです。身内の者が持っています。この土地を最初に交渉に来られたのが大和ハウスさんです。数年前から来られています。この大和ハウスさんを紹介されたのは市の職員が私のほうに行ってくださいということで、大和ハウスさんは私のほうに来られたわけですけども。それから大和さんと交渉いたしました。そして、この土地は大和ハウスさんが最初示された値段が、僕らと協議したわけですから1万9,000円を坪当たり表示されました。そして、これではちょっと安いんじゃないかというような交渉をして、この土地が2回目か3回目でしたか、3,000円ほどアップして2万1千数百円と先方さんが提示されました。ここに大和ハウスさんと交渉した方が書いてあります、270—4。270—4といますと、ここです。最初はここまでするということでしたから。ここを全体で2,900円に指定されました。同じくこの隣接の2180—2、これがここです。これも同じです、金額は今言うたように二千幾らでされましたから、番地は2102番地、190万4,000円の契約書です。これも同じように二千幾らの契約書です。私はこれは最終的には契約をしていないわけなんですけれども。なぜ私が契約をしなかつ

たかという、この大和ハウスさんが交渉のたびに半年ずつ延期されてこられたんです。それでこれは去年の夏前だったか、最終的な交渉をするように来られたんですけれども。僕は先ほどのようなように、半年、半年ずつ延ばしてこられたから、あなたは信用できないと見て蹴ったわけです。そしてほかの方々はもう売ろうやということで、この同意書に捺印されたかと思われました。そういうことで私たちに交渉されたときは坪単価2万1,900円が最終でした。それから2カ月後に、どういう経緯か知らないけれども、市の方々が調査されて、この土地は坪4万7,934円が妥当ということで販売され、またここを等積交換で交換されたと思います。その上がったのを市長ほどのように判断されて、これを坪4万7,934円で売買するようにされたのか。市長の許可したところの経緯を教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** 今初めてそういう話を聞かれまして、民民の話だったり想定の話だったりすると思いますので、この場でお答えするのは適当でないと思います。

**○北方貞明議員** 民民のことだったけれど、私のことに対して言ったわけです。こういうのがあったと。だけど、役所の方々はいろんな調査をされると思うんです。いろんな問題点だとか、この辺を調査された経緯がないような気がして、答えたかもしれませんけども、民民のことだからといって逃げられたというふうにとります。

（発言する者あり）たまたまきょうの朝刊ですけど、南風録にこういう記事が載っていました。我が垂水市はないと思いますけど、二、三行読ませてください。ある記者が書いたわけですけども、我が垂水市はないと思います。官は平気でうそをつくというふうな見出しがなっています。これは恐らく今問題になっている加計学園の問題だと思うんですけども。正直に答弁していただいたと私は思いますので、その

辺は気にしないでおってください。ひとり言思  
とってください。

ついでに、私は弱者対策に入ります。先ほど  
も言いましたように、買い物弱者、このこと  
に対して何回も質問しておるわけですが、こ  
のふるさと応援基金を有効に運用するには、買  
い物弱者に対して既存のお店を使って、その地  
域、地域の方が既存の店とタイアップして、買  
い物弱者の援助はできないのか。前の議会でも  
言いましたように、国道筋のというたら農家の  
ためにできないようなお話だったんですけども。  
この間私の知り合いの方が、それも国道筋で高  
齢者の方です、買い物に行かんとというとスー  
パーまで送ってもらって、帰りはタクシーで戻  
ってこないとならん、このような話をされるわ  
けです。そういうことで、これから先高齢者が  
かなり買い物の不自由をされると思うんです。  
特に山間部の方々は地域の周りの助けをいた  
だいて、頼んで買い物をされておるのを皆さんも  
御存知だと思いますけども。そういう方々のた  
めに、やはり市が単独でできないんだったら、  
このふるさと応援基金を活用して全庁舎で取  
り組んでいただけないでしょうか。それは市長の  
号令一つでこういうことは前へ進むと思いま  
すけども、市長いかな考えをされているか、お  
聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 私も議員経験者ですけど  
も、議会の中で思いの中でいろんな発言、話  
はあってもいいと思いますけども。我々は行政  
ルールに従ってやるという基準がありますので、  
ふるさと応援基金に関しても7つ項目があるわ  
けですから、それに照らし合わせてできるもの  
はやりますということであります。それが基本  
になります。おっしゃるとおり生活弱者に対  
してというのはいろいろ思いもありますけれど  
も、まずは既存の使える補助制度とかを活用し  
ながら、それでもなかなか難しいということに  
なれば政治的な判断をすることもあるかもしれませ

んけれども、現状においては既存のルールとい  
うものに従ってやっていくということだと思  
います。

○北方貞明議員 最後とします。いろいろな制  
度を使ってそういうことをする。最後に政治  
的な判断、ぜひ政治的な判断もしていただき  
たいと思います。今朝の堀内議員でしたか、高  
齢者は住みなれた垂水で過ごしたいと、もち  
ろんそうだと思います。こういうお年寄り  
は今まで垂水はもちろん日本のためにいろ  
いろ御苦労なされて、今回の反映があるの  
はこういう高齢者の方々のおかげと思いま  
す。そういう方々にもうちちょっと市長が  
政治的な判断で前向きにいくような制度  
をつくっていただければありがたいと思  
っております。これは要望としておきます。  
終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 本日は以上で終了しま  
す。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は明日午前9時30分  
から本会議を開き、一般質問を続行しま  
す。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会  
しま

午後4時35分散会

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 9 年 6 月 1 4 日



本会議第3号(6月14日)(水曜)

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

12番 川尻達志

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年6月14日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、11番、森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。九州南部は6月6日に梅雨入りいたしました。きのう、感王寺議員も申しましたけれども、まだ災害復旧が道半ばであります。大きな災害につながらないことを祈っております。

さて、森友学園問題のキーワードとして注目された「付度」という言葉が、加計学園問題ではより具体的な言い方で登場いたしました。総理は、自分の口からは言えないから、私が代わりに言う、文部科学省の前川喜平前事務次官が、加計学園の獣医学部新設許可に絡んで、総理補佐官から伝えられたと公表して発言いたしました。どっちかがうそをついているわけですが、はっきりしないとますます政治不信につながるのではないのでしょうか。野党もしっかり追及してもらいたいものです。

それでは、質問に入ります。

まず、牛根地区の病院問題についてでございますけれども、昨年の3月議会で牛根中央クリニック跡を垂水中央病院の分院として機能できないか質問いたしました。その経過についてお

聞きします。

また、医師の確保や経営上の問題をクリアしなければならぬ課題がありました。これらについてはどのように考えておられますか、お聞きいたします。

次に、生活困窮者自立支援法事業の学習支援についてでございますけれども、事業内容と対象者についてお聞きいたします。

これで、最初の質問を終わります。

○保健課長（鹿屋 勉） おはようございます。森議員御質問の、昨年3月議会の質問後の経過とクリアしなければならない課題につきましてお答えいたします。

医療体制の充実は、昨年の市民満足度調査でも明らかになったとおり、重要度、ニーズ値ともに市民の関心が最も高い政策でございます。

議員が昨年の第1回定例会において御質問された牛根中央クリニック跡を垂水中央病院の分院として機能できないかにつきましては、この調査結果同様、重く受け止めさせていただいているところでございまして、当然、市長からも指示を受けているところでございます。

議員の御質問にある牛根中央クリニックでございますが、平成26年10月に、医師の体調不良により休院となり、その後、医師の死亡に伴って閉院となった診療所でございます。

当時、クリニックの休院を受けまして、肝属郡医師会の垂水医師会の先生方は、一定期間、代わりに診療され、また送迎バスを運行されるなど、支援された経緯がございましたので、昨年の議員の御質問後、実現のために何が 필요한のか、何が問題なのか、どのような方法があるのかを検討するに当たり、肝属郡医師会の医師の皆様にご意見を御相談し、御意見を伺ったところでございます。

先生方も牛根地区における医療の状況を大変危惧されておられ、何らかの解決策が必要であるとの認識はお持ちになっておられますが、具

体的には、なかなか前へ進む協議がなされていない状況でございます。

一番の問題は、分院の運営に必要な医師の配置でございますが、市内開業医の先生方にとっては、御高齢であったり、本人のみしかいらっしやらないなどの個人経営でございますので、対応は困難であるとの回答を得ております。

また、垂水中央病院にあっても、大石教授の御高配により、本年4月から医師1名の増員をいただいておりますが、垂水徳洲会病院の3月閉院により、市内で入院のできる医療機関が、ベッド数126の垂水市立医療センター垂水中央病院とベッド数19の相良整形外科の2カ所のみとなりましたことから、年初めから現在まで、入院病棟の満床状態が継続していることに加え、外来の患者数の方も増加しておりますことから、現状においては、医師の派遣は難しい状況でございます。

開設を検討するに当たりましては、地域の医療機関、利用状況のデータの分析や意向調査等に基づくニーズ把握に努め、包括ケアシステムの整備、健康長寿の新しい取り組みを進めるとともに、生活全般の支援策ともあわせて、牛根地区の医療の充実に向けて取り組んでまいります。

以上です。

**○福祉課長（保久上光昭）** おはようございます。生活困窮者自立支援法事業の学習支援についての御質問にお答えをいたします。

生活困窮者自立支援法における学習支援事業は、親の貧困により、将来、その家庭の子供が新たな生活困窮者になるという貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯の子供に学習の機会を与え、学力向上及び高校進学の実現を図ることで、子供が真に自立し、貧困の連鎖のリスクを回避しようとする事業でございます。

本市における取り組みにつきましては、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業を新た

に実施するというのではなく、既に教育委員会学校教育課が垂水中央中学校1年生を中心に、高校進学等を見据え、学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることを目的に、平成28年度から実施しております「夢の実現！学びの教室事業」を学習支援事業と位置づけることで、国庫補助事業の導入を図り、新たな財源を確保しようとするものでございます。したがって、この学びの教室事業は、垂水中央中学校1年生を中心に、希望する生徒は誰でも参加できることとなっていること、生活困窮者を前面に打ち出すことにより、参加しづらくなるといった弊害もないことから、今年度の参加要件を変更することなく、昨年同様に実施をされ、22名の生徒が参加し、スタートしているところでございます。

事業対象者につきましては、参加者のうち、生活保護及び要保護世帯、教育委員会が認定した準要保護世帯、市民税非課税世帯の生徒を事業対象者と認定することとしておりまして、今年度の参加者の動向等も関係してまいりますことから、現時点で対象者の確定はできませんが、今年度の当初予算におきましては、前年度実績等を踏まえ、対象者を4人と見込んでおります。

なお、国の補助金はこの対象者に支給されるものではなく、あくまでも事業に要する経費が対象となっております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 一問一答方式で質問いたします。

やはり最大の課題と申しますと、医師の配置ということが問題のようでございます。大石教授が垂水市のスーパーバイザーに就任されました。教授のアドバイス等はいただけないのか、市長にお伺いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** この件につきましては、牛根地区の皆様の幸せを願う森議員のお気持ちということで、以前から質問していただいて、

重要な問題であるということで、重く受け止めております。私自身も、市民の皆様の幸福を願うその気持ちから、健康長寿、子育て支援に関する課題の解決のために、新しい取り組みを推進しておりますことを昨日の堀内議員にもお答えしたとおりと御理解をいただきたいというふうに思います。

分院の設置につきましては、以前から担当課へ指示をしているところでございます。ただ、先ほど答弁で保健課長が申し上げましたとおり、クリアすべき条件が何点かございますけれども、週1回でも開設できないかというところから御相談をしているところでございます。

時期等について、今この場で申し上げることにはできませんけれども、牛根地区の医療充実のために、私の施策として前向きに、これを検討しているところでございますので、しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

大石先生に相談できないかという件に関しましては、実際に御相談を申し上げております。そのことに関しては、前向きな返事をいただいております。ただ、具体的にとなりますと、垂水中央病院でありますとか、肝属郡医師会の先生方と医師の派遣というようなことで調整をしなければいけませんので、その辺のところを、今、調整をして御相談申し上げているという現状でございます。

**○森 正勝議員** 市長も重く受け止めておられるようでございます。肝属郡医師会や大石教授のアドバイスをいただいて、ぜひ牛根地区の病院を1週間に二、三日でよろしいんで、ぜひ開設ということで前向きに進めていただきたいというふうに思っております。回答は要りません。

この問題につきましては、これで終わりたいと思います。

次に、生活困窮者の自立支援事業の学習支援についてでございます。

5月31日付の南日本新聞によりますと、生活

困窮者自立支援の学習支援を本年度から、垂水市、奄美市、始良市と、県が管轄する17市町村で実施するというふうに書かれておりました。

新聞のニュアンスによりますと、新しい事業ということで私も理解したんですが、実際、お話を聞いてみますと、従来どおりの取り組みに新しく4人を含めて実施するというところで理解はしますが、これについての予算はどうなっているのか、お聞きいたします。

**○福祉課長（保久上光昭）** 学習支援に係る予算についての御質問にお答えをいたします。

関連する本年度予算につきましては、福祉課の歳入予算におきまして、民生費国庫補助金5万6,000円を計上し、歳出予算につきましては、事業実施主体であります教育委員会学校教育課において、教職経験者や教員免許所得者等で学習支援に当たっていただく指導者に対する講師謝金70万4,000円のほか、消耗品費5万8,000円、役務費4万8,000円の合計81万円を計上いたしております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 予算については御理解いたします。

今後の学習支援の進め方についてお聞きいたします。

**○福祉課長（保久上光昭）** 学習支援の今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

本市の学習支援を進めるに当たりましては、学習意欲の向上と確かな学力の定着及び高校進学等の実現につなげていくため、今後も引き続き支援等を講じ、希望する生徒は誰でも参加できるように、教育委員会学校教育課とも連携し、生活困窮者自立支援の趣旨も踏まえた学習支援事業の活用・充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 参加希望する人は誰でも参加

できるということでございますので、御理解いたします。

平成27年3月に文科省から、生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会と福祉関係機関との連携について通知が出されておりますが、教育委員会と福祉課との連携をどのように考えるのか、学校教育課長、よろしく御願いいたします。

**○学校教育課長（下江嘉誉）** 森議員の教育委員会と福祉課等との連携についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成27年3月、文部科学省から生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携についての通知文が出されております。生活困窮者自立支援法の事業に明記されております児童生徒等への学習支援等を行うこと、子供の貧困対策として、家庭の経済状況にかかわらず、子供が学習する機会を得ることができるようにすることは、貧困の連鎖を生まないためにも重要なことであると認識しております。

教育委員会といたしましては、福祉課を初めとする関係機関と情報の共有をすることはもちろん、学校教育課が委嘱しておりますスクールソーシャルワーカーが福祉課の児童相談員を兼ねておりますことなどから、普段から日常的に連携を深めること、また学校と関係機関との連携を一層推進することなどによって、生活困窮者及び児童生徒に必要な支援を行っていく必要があると考えております。

学校教育課では、子供たちが学習する機会を提供するため、小学生を対象として、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を夏期休業中に実施し、中学1年生を対象に、「夢の実現！学びの教室」を毎月2回実施しております。

この事業は、生活困窮者のみを対象としたものではございませんが、学びたい子供、学びたい親が気軽に学習会に参加できるように、全

ての子供たちを対象としております。

また、一流のすぐれたものを見たり聞いたりする、「わくわくどきどき！夢教室」は、普段体験することのできないものを、対象者を限定せずに全小中学生に見せる事業として実施しているところでございます。

今後とも、学校教育課におきましては、御指摘の法や通知文の趣旨に基づき、生活困窮者自立支援事業に示されております子供たちの学習支援等の観点に立った取り組みを充実させるとともに、福祉課等との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（池山節夫）** 次に、1番、村山芳秀議員の質問を許可します。

[村山芳秀議員登壇]

**○村山芳秀議員** おはようございます。本日、2番手として質問をさせていただきます。

昨日から、先輩議員の皆様の白熱の議論が続いておりますが、昨日の北方議員への南の拠点事業の土地取得に当たって、土地開発公社がさらに債務を背負い込んで、後年の負担の状況を考えるとき、本当にこのまま突き進んで大丈夫なのかという不安を一層感じた次第でございます。

地方創生の名のもとに、今、南の拠点整備事業に次々と多額の垂水市の資金が投入されております。今後、新庁舎事業計画や公共施設の長寿命化事業で、地方債の残高は増加するとともに、急激な人口減に伴う地方交付税の減少や苦しい台所の国や県の支出金の減少により、経常収支が悪化する見通しでございます。

加えて、国保会計の一般会計からの法定外の繰り入れや、今回の土地開発公社の借り入れ、介護、福祉など、いずれも一般会計へのしわ寄せや実質的な財政負担が生じてくるのではないかと、本当にPFIの名のもとに、南の拠点整備事業が既存産業の育成や観光と6次産業化を進

め、今いる市民に幸福をもたらすのか、8要件の一つである透明性・公平性が確保できるのか、今後も厳しくチェックするの必要を感じます。

昨日も、堀内議員のほうから、健康づくりの面から、プール建設の温泉プールの建設の話や、請願で上がっていた歴史民俗資料館建設など、市民に直接的な話が出ました。今、我々が何を指標にやっていくべきか、加えて人口ビジョンですが、現在の計画では、30年後、1万2,000人程度の人口規模の維持を目標にしておりますが、国立社会保障・人口問題研究所では、平成52年、これから23年後には1万人を切って、垂水市の人口が9,508人と、少子高齢化が県内で最も進んだ市で急激に人口減少が進むと考えられております。

果たして、市長が言われる安定した雇用や南の拠点への年間の80万人の来場など実現できるのか、甘い見通しではないのか、さらに債務負担能力について、財政上のリスクを一つ一つ吟味する必要があります。

今回の一般質問では、3点ほどの質問に対し、明快な御答弁をお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

まずは、林道海潟牛根麓線の国道からの乗り入れ創設についてでございます。

先月、国道220号にかかる工事中の居世神橋の土台付近が、5月10日の少々の雨で再び片側があらわれるということがございました。昨年の台風16号被害は、市内に甚大な被害をもたらしたわけですが、昨日の川畑議員への答弁でもありましたように、依然として、砂防ダムへの流木のひっかかりなども残った状態で、16号災害のときは、牛根地区では国道や県道にかかった橋の流出や市道など、生活道路のストップ、河川への土砂流入など、通勤通学、地域経済に大きな影響を受けました。とりわけ、国道のストップは、これまでも幾度となく繰り返されてきております。まずは、この居世神橋の付近の

状況についてお尋ねをいたします。

次に、交通弱者対策でございます。

時折、夕方からの会合がありますとき、三州自動車の路線バスを利用しているわけなんですが、車内に都城市内の70歳以上の方々には市内区間についてはバス運賃一律100円の表記があるバスがございます。敬老パスですが、この三州自動車のバスの運転手さんに聞いても、「ないのは垂水だけですかね」とのことございました。

南北37キロの海岸線を有している新城から牛根境までの垂水市の路線バス利用者にとって、お年寄りも通常料金での負担を強いられております。

ちなみに、牛根下境から垂水中央まで片道620円かかっております。往復で1,240円でございます。まずは、こうした都城市を含めた近隣の、垂水市を囲む近隣市の敬老パスの状況についてお尋ねをいたします。

最後に、南の拠点整備事業についてお尋ねします。

1月にまとまったPFI事業の中間報告は、ちょうど3月議会の真っ最中の3月10日、PFI事業の可能性調査の説明がなされました。中間報告はあくまでも中間報告であり、最後の報告のないまま、30年度から15年間に及ぶ5億円の債務負担行為の予算が計上され、決定がなされました。この件につきましては、可能性調査の最終報告がないままの状態での採決に、3月議会で反対討論をさせていただきました。

5月の臨時市議会で回付されました最終報告ですが、中間報告と全く一緒です。役所の通常の事務手続としては、議案質疑を伴うようなこうした報告書は、最終報告あるいは最終答申などを待って行うべきだったと考えますが、どうお考えかお伺いします。

次に、垂水経済同友会の南の拠点整備構想に関する提言が、3月末にまとまっております。

さまざまな提言がなされていますが、やはり拠点施設となるレストランや物産館の具体的な計画が提示されていないことが、地元商業者の懸念につながっていると考えられ、そもそも南の拠点を整備しようという意思決定のための要素として、商品・サービスの提供内容や雇用計画などの事業計画が必要なのではないかと、どんな事業内容なのか、事業採算性があるのかどうかという情報がない限り、整備を進めることができないのではと思われるとも書いてあります。提言内容を受けて、どのように取り組まれるか伺います。

最後に、4月20日の商工会での説明会のやりとり部分についてお尋ねをします。

私も傍聴に参っておりましたが、説明会では、特に市長自ら出席して説明していないことへの不満のお声や、財宝さんの垂水絹糸跡へのホテル建設についての質問があり、等積交換、売却したことへの強い疑念を示されました。

ライフコンサルタントへの等積売却した件について、ちょうど3年余り前に、垂水絹糸跡に財宝の新工場を建てたいと打診された際、坪11万から12万円という値段を提示されたと言われておりました。

値段が下がらない土地であることで購入を断念されておりますが、今回、坪19万で市が買い戻しをして、普通財産の公有地として取得して2カ月後にホテル用地として等積交換をされ、しかも、坪4万円余り、残り部分を売却されたことへの不満を申されておりました。

大事な説明会でございましたが、商工会の方々から二、三、市長が出席していないことへの不満の声があり、これを市長は報告を受けて、どう受け止められたのでしょうか。

また、財宝さんが絹糸跡の土地購入を打診されてから、どのような経過があったのかお尋ねし、第1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。

国道220号居世神橋付近の災害状況についての御質問にお答えいたします。

この居世神橋の架かる河川は、土木課管理の準用河川、仏石川でございますが、昨年度の台風16号災害で国道橋の上流両岸が被災を受けましたが、被災当日の集中豪雨の時間と干潮の時間帯が重なり、集中豪雨による急激な河床水上昇と干潮により流速が速まり、仏石川が河床低下を起こし、崩壊、流出したものと考えております。

この仏石川は、本市管理の準用河川であるものの、砂防指定地でもあることから、県におきまして、砂防施設の流路工としまして、災害復旧を行っていただくことになりました。

復旧工法につきましては、原型復旧が大前提でありますことから、被災前と同じブロック積み工での復旧となりますが、被災前のブロックの基礎より2メートルほど深くし、さらに、再度河床低下されることがないように護床ブロックも設置すると伺っております。このことから、より強固な河川構造物となるのではないかと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（保久上光昭） それでは、近隣市の敬老パスの状況についての御質問にお答えをいたします。

近隣市で敬老パス等の事業を実施しております鹿屋市、霧島市、鹿児島市、そして議員御案内の宮崎県都市の状況についてお答えをいたします。

まず、鹿屋市でございますが、70歳以上の高齢者を対象に、ICカードの積み増しに係る費用として、1人当たり年間5,000円までの補助を行っております。

次に、霧島市でございますが、70歳以上の高齢者を対象に、霧島市いきいきチケット、100円券40枚1組を申請者に交付し、利用できるようになっております。

次に、鹿児島市の状況ですが、こちらも70歳以上の高齢者を対象に、申請に基づき、敬老パスICカードを交付し、バスや桜島フェリーで利用できるようになっております。利用料金の3分の1が利用者負担となり、残りは市と事業者が3分の1ずつ負担して実施をされております。

また、宮崎県都城市では、ICカード利用ではなく、敬老特別乗車券を発行し、議員からもありましたように、回数制限なく市内の路線バスを1回100円で利用できるということであります。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の御質問でございます。VFMにつきまして、お答えいたします。

VFM可能性調査は、正式には民間資金の活用による南の拠点整備事業アドバイザー業務委託でございます。

平成28年5月に公募型プロポーザル方式で事業者を選定し、同年6月1日に株式会社九州経済研究所と契約を締結いたしました。業務内容は、本施設の整備にPFI事業の導入が可能か否かを判断するために、基本条件の整理や事業方式の検討、民間事業者の意向調査、事業計画の策定、実施方針の策定、募集要件案や事業要求水準書案の策定など、多岐にわたるものでございます。

当初、委託期間を平成28年11月30日までとしておりましたが、地方創生関連の新たな交付金制度の創設に伴いまして、事業計画の見直し等が必要になったことから、平成29年3月24日まで、委託期間を延長いたしました。

このPFI可能性調査は、私どもが行うPFI事業の導入の可否を判断するだけではなくて、議会の皆様方におかれましても、事業全般の審議に対しまして重要な材料となるものと認識しておりますことから、できるだけ早く、十分

精査された、精度の高い状態で議員の皆様へ資料提供できるよう事務を行ってまいりました。

こういったことから、PFI可能性調査の中間報告書案は、平成29年1月11日に委託事業者から市へ提出されましたもので、早急に初期投資額の調整やVFM資産内容等を詳細に精査いたしました。

この結果、PFI整備手法の導入の可能性が高いと判断いたしまして、PFI事業に基づく手続を開始したところでございます。

議会の皆様への説明でございますが、3月議会会期中の3月10日、全員協議会でこの中間報告書に基づき、調査結果を報告させていただきました。また、最終報告書につきましては、5月2日、臨時議会の全員協議会でPFI導入の判断基準となるVFMは9.0%と確認できるという内容であり、中間報告書と最終報告書の内容に変更はなかったことを御報告させていただきました。

御指摘の「中間報告書」という名称でございますが、業務委託工期の関係上、最終的な成果品を最終報告書として納品を、工期末である3月24日としていたことによりまして、議員の皆様にお示しした段階では、「中間報告書」という名称を用いてしまったことから、内容が修正されるとの誤解を与えてしまったと思われま

す。先ほども御説明をいたしましたとおり、この中間報告書は議員の皆様が事業全般の審議に御活用いただける精度で資料提供されたものであることを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、村山議員の垂水経済同友クラブの提言内容につきましてお答えをいたします。

南の拠点整備構想に関する提言につきましては、本年4月6日に垂水経済同友クラブから御提出をいただいたところでございます。地方創生の方向性が国から示され、行政も市民も意識の変革が求められており、特に、市民参画や市

民目線による行政経営の展開、いわゆる官民連携による行政経営が求められると考えております。

このような中、垂水経済同友クラブから御提出をいただきました南の拠点構想に関する提言は、市民の関係者のお気持ちを行政サイドにお届けいただけたものでありまして、非常にありがたいと認識しております。

内容でございますが、まとめといたしまして、「南の拠点の整備によって、垂水市全体の稼働力の最大化を目指すこと」と御提言をいただいております。南の拠点整備事業の上位計画でございます垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標であります「安定した雇用の創出」や「新しい人の流れをつくること」を実現するため、具体的な事業展開といたしまして、「稼働力の仕組みづくり」を掲げていますことから、官民の目指す方向性が一致しているものと理解し、大変心強く感じたところでございます。

また、提言の書面構成でございますが、本市が策定いたしました垂水市南の拠点整備事業に係る基本構想につきまして、丹念に考察、分析をいただき、課題等を整理された上で、具体的な事業展開を御提言いただいております。

さらには、アンケートに基づく多くの御意見を掲載いただき、年齢層や居住地別でデータ分析もしていただいております。本事業に対する賛成や反対、その理由が具体的に掲載されておりますので、市民ニーズの把握の観点から、大変貴重な資料と感じたところでございます。

今後は、本施設の運営に携わる事業者への情報提供や共有を図り、施設運営や事業展開の参考資料として活用させていただきまして、多くの方のニーズに対応した施設づくりを推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） 村山議員に申し上げます。

一般質問に係る申し合わせ事項により、通告は質問要旨を具体的にわかりやすく執行部側に伝えることとしております。その上で協議を行っております。今回、そのことが行われておりませんので、南の拠点整備事業についての2回以降の回答は範囲外となっておりますので、御了承ください。

2回目の質問は、1番、2番についてお願いいたします。2回目に入ってください。

○村山芳秀議員 ちょっと、突然言われまして……

○議長（池山節夫） 突然じゃないですよ、私も要請しましたから。

○村山芳秀議員 一問一答でお願いします。

2回の質問、2回目っちゃうか、ですが、居世神橋の件ですが、今、国土交通省の係長さんのお話でもあったんですけど、この居世神橋も橋の流出の可能性があったというようなお話も聞いております。

牛根麓の振興会では、昨年、地域住民の8割近い方々や居世神橋付近の平面交差について要望書を上げております。これにつきましては、グローバルさんを初めとして、水産会社の方々、漁協さんの職員、こういう方々も署名されて、緊急時のトラックなどが、大型車両が通行できるようにということで、海潟麓線の乗り入れ口の一つとして要望しております。ここは、市長も見てらっしゃると思います。

こうした国道220号のストップに即座に対応できるような、道路としては、緊急道路としては大隅線の跡地しかございません。

御承知のとおり、磯脇橋や深港橋、こういう仮橋が今も続いております。牛根地域のこの国道にかかる橋、山が迫ったところで、いつ土石流や流木が来るか、落ちることもあるかもしれないということです。

このような状況から、大隅線の利活用が災害時の利便性を高めることは明白でございます。

磯脇橋に関して言えば、12月の、堀添議員が指摘をされておりましたけど、昨年は中学生の皆さんが歩いて磯脇橋の上にかかる旧大隅線の橋梁を歩いて渡って、垂水中央中学校にも通っておられました。

そのほか、病院や介護施設の通院通所、それから買い物、透析患者なども、こういう形でさまざまな状況がございます。北側と国道をつなぐ降り口があれば、こうした緊急、生活用の緊急道路としても、一部は大型車両も片側通行できるのではないかと思います。

こういう中で、中浜集落へ今かかっております、上がる取り付け道路がございます。ああいう形でも結構です。上り口というか、太崎観音のこういう部分で降り口と上り口を牛根の方面の大隅線を生かした緊急用道路、国道のですね、そういう考えに対して、市道なのか、農道かわかりませんが、土木課長、農林課長、お考えを再度お聞きいたします。

**○農林課長（二川隆志）** おはようございます。村山議員の質問にお答えします。

鉄道跡地の農林課所管区間におきましては、議員が申されました、海潟麓線の海潟側と牛根麓側の起点部分で林道として整備して供用しております区間がございます。

また、過去これまでに、鉄道跡地におきましては、県単事業を初め、さまざまな交付金事業や市単独事業によりまして、舗装工事や転落防止柵の設置、隣接道路への乗り入れ工事などを行っております。

これから先、住民の皆様方から御要望がございましたら、適用できる補助金や交付金等を検討して、工法につきましても、関係する皆様方との合意形成のもとで予算確保などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 国鉄大隅線、廃止されてもう30年以上、それから転換交付金で、当時7億

2,000万円だったと思いますが、海潟からこちらのほうは整備が非常になされまして、道路として農道あるいは市道として活用がされております。

今回、仏石川の居世神橋の一例を取り上げましたけど、大隅線を利用した国道への取り付け、緊急性、もう本当に市道の、またはその農道としての取り入れ口、上り口、そういう部分を、本当にこう国道の代わりになるような緊急用道路として、大隅線の跡地を活用して、列車が通っていた橋梁、それから橋ですので相当な耐久性はあると思います。ぜひそこ辺を考えて、牛根地区の災害のあったときの緊急用避難道路、これを、大隅線跡地を活用されることを強く望みまして、終わります。

次に、敬老パスですが、今の4市の状況を調査していただきありがとうございます。

今もありましたように、鹿児島市の場合はICカードでスムーズな発行をしておられるようです。

敬老パスの創設の件なんですけど、市内間でも、先ほど申し上げましたように、1,000円を超える、往復で1,000円を超える、区間というか、場所もございます。新城や柘原、それから牛根地区のお年寄りにとって、このバス運賃というのが大変な負担になっております。

県内の状況を調べますと、ほかの市も、町も含めて、かなり薩摩川内とか出水とか、サービスを行っているようです。こういう敬老パスを発行することによって、外出とか買い物とか、そういうのを促すと。ほかの市でできて、なぜ垂水だけができないかということはないと思います。年金の額も先細りで、かつ後期高齢者、それから介護保険料、こういう負担が増えていく中で、早急な実施に向けた、こういう敬老パスの創設、これはできないものか、福祉課長にお尋ねいたします。

**○福祉課長（保久上光昭）** 敬老パスの創設に

についての御質問にお答えをいたします。

公共交通機関の中の路線バスを切り口に、70歳以上の高齢者に対する交通弱者対策としての敬老バス創設の御提案であるとの理解で答弁をさせていただきます。

本市にありましては、その地理的条件や地域人口、交通網、そして市内の中心部に病院や商店等、生活に必要な施設が集中している居住環境などから、公共交通機関の確保は必要不可欠な施策であり、これまでも取り組んできているところでございます。

御承知のとおり、平成18年度のバス路線廃止を受け、廃止代替バスの運行を初め、また平成21年11月末の大野原線と内ノ野線のコミュニティバス廃止の折には、翌日の12月1日から事前予約型乗り合いタクシーの運行を開始してきております。

今回御質問の廃止代替バス路線運行につきましては、平成28年度も県の補助を受けながら、3,295万2,000円の補助金を投じ運行しているという状況でございます。

このような状況にあって、廃止代替バスの利用促進やひきこもりがちな高齢者の社会参加の促進等といったメリットが上げられます反面、利用実態が把握できていないことから試算もできない状況ではございますが、鹿屋市でも約550万円ほどの28年度事業費であることを勘案いたしましても、創設することにより多額の一般財源が必要になってくることが予測されます。

また、対象となる路線、対象要件、事業内容をどのように整理するのか、バス事業者等との調整等の問題もございますので、関係課との協議等を踏まえつつ、調査研究の必要があるものと考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** ぜひ財源を捻出していただいで、恒常的な敬老バス、創設していただければと思います。

やはり、本当に乗る方々の、利用者の方々の声を聞きますと、バス代、特に牛根地区につきましては、国分とかの病院とか、鹿児島、桜島へ通う方なんかもいらっしゃるという方々が、区間が、市内の区間が100円なり200円であれば、やはり、そういう市内の医療機関なり、その買い物に関しても、そういう部分では、足が運ぶんではないかと思われま。

今回は、バス路線の70歳以上だけのバスの話をいたしましたけど、これは、温泉入浴にしても、一つの例として取り上げられます。なるべく、そういう事務的な部分が軽減されるような、鹿児島市はああいう大きなところで、バスカードちゅうか、カードで3分の1引かれるということをやっておられます。昔は無料だった部分もございますけど、そういう部分で、総合的に検討されて、ぜひ来年度実施に向けて御検討いただければと思います。

次に、道の駅たるみずの専用バスの活用についてです。

4月から、道の駅たるみずのほう、専用バスを配置していただきましてありがとうございます。

ただ、いつも南側の駐車場に停まっております、本当にフル活用されているのかなというように思いを、毎日見ておりますと、します。購入から2カ月間のその稼働状況というか、そういう状況をちょっと教えてください。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 村山議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅たるみずの専用バスは、平成28年度、レストランの利用促進と温泉施設利用者の誘客、同施設の利便性の向上を目的に、ふるさと応援基金の財源を活用して購入したものでございます。

平成29年3月に納車をいたしましてから、現在まで桜島地区及び垂水中央病院関係団体の宴会送迎や境、二川地区の温泉施設利用者の方々

に御利用をいただいておりますが、これまで具体的な利用向上策がないことから、稼働日数13日、利用者数約200名の実績でございます。

現在、従業員で運転可能な社員は1名しかおらず、現在の体制では利用者の方々の御希望時間帯において、常に合わせて運行できるかどうかの調整が必要ではないかというふうに思われます。

今後は、垂水市老人クラブ連合会の実施事業に係りますレストランの利用並びに温泉施設利用が予定されております。指定管理者事業者によりますと、課題であります運転手の確保に努め、さらなる利用拡大に向けて新たな宴会プランを企画し、営業活動を強化することにより、さらなる利用促進につなげられるよう取り組むとのことございました。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 稼働率につきましては、1年間通してみないとわからない部分もありますけど、この関連で質問したいというのが、このマイクロバスを利用した牛根地区の山間部集落、岳野、高野、それから松尾集落ですね、ここに週一、二便、走らすことはできないのか、定期的な運行ができないかというような相談でございます。

これは、委託料等を多分伴うという形になると思いますけど、昨日の北方議員の質問の中でもありましたけど、買い物弱者あるいは先ほどの通院などの路線バスの連絡バスの役割もなすという形になります。ぜひ御検討いただきたい。

あと、あわせて道の駅の誘客行動として捉えて、またその交通政策の位置づけっちゃうか、そういう形で捉えていただければ、ありがたいと思います。

どれくらいの費用になるか、これから研究されることになるかもしれませんが、道の駅への委託料などで事業化できないものか、水産商工観光課長、お伺いします。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 村山議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のありました岳野地区並びに松尾地区の利用ですけれども、同施設にありますレストランや温泉施設等を御利用いただければ、送迎は可能であるというふうに考えております。

ただし、路線バスのような利用につきましては、利用制限等につきましては、困難ではないかというふうに考えております。

今後、委託料という、今、話が出ましたですけれども、あくまでも施設を利用するための送迎というのが原則ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 施設を利用するという、その部分がございまして、何とか知恵を絞って、こういった僻地対策というのは、非常に、垂水市にとっても重要な部分でございます。生まれ故郷に住み続けて集落を維持、それから管理してらっしゃる、そのこと自体でももう価値があることでございます。こういう交通政策的な部分を、次期総合計画の中でも、やはりひとつ考慮していただいて、要望してこの質問は終わります。

VFMの可能性調査の件ですが……

**○議長（池山節夫）** 村山議員。その質問は、先ほど申しましたように、回答の範囲外となっております。ですから、質問は、回答はできませんよ。もう質問時間が終わります。自席へお帰りください。質問は終わります。質問は終わります。自席へお帰りください。

**○村山芳秀議員** 今、VFMの可能性調査……

**○議長（池山節夫）** 質問を終わります。自席へお帰りください。先ほど申したとおりです。一般質問に係る申し合わせ事項により、通告は質問要旨を具体的にわかりやすく執行部側に伝えることとしており、その上で協議を行っております。今回、そのことが行われておりません

ので、回答の範囲外となっております。御了承ください。

○村山芳秀議員 今、企画課長が答えていただきました。VFMと……

○議長（池山節夫） 自席へお帰りください。  
（発言する者あり）自席へお帰りください。今回の質問は終わりです。

○村山芳秀議員 じゃあ、こちらからの発言はいいわけですね。

○議長（池山節夫） 自席へお帰りください。  
（発言する者あり）自席へお帰りください、まず。

○村山芳秀議員 どうしてですか。

○議長（池山節夫） 自席へお帰りください、まず。議長権限で、お帰りください。まずお帰りください、自席へ。（発言する者あり）

○村山芳秀議員 何ですか。

○議長（池山節夫） お帰りください。自席へお帰りください。（発言する者あり）

○村山芳秀議員 終わりですか。

○議長（池山節夫） 終わりですよ。自席へお帰りください。

○村山芳秀議員 何ですか。

○議長（池山節夫） 何です……、自席へお帰りください。（発言する者あり）自席へ。

○村山芳秀議員 ちょっと納得しません。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、10時45分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山議員は質問席へお帰りください。

南の拠点整備事業の1番と2番については、質問を許可します。

○村山芳秀議員 発言のお許しをいただきましたので、2回目、2回目というか、VFMの可

能性調査の件についてですけど、VFMの可能性調査、当局にとりましても初めての経験でございます。ただ、このPFIの導入の検討の根幹をなす調査でございます。

全国的にも見まして、この手続が煩雑であったり、長くかかったり、なかなかそのVFMで検討、全国的にはされておりますけど、これから先もされると思います。今後、この南の拠点事業だけではなく、先ほど言いました公園施設の、公共施設の部分、庁舎や公営住宅というような検討もあると思いますが、最終報告を待つてやらないと、やはり、私どもにとりましても、この調査自体への、中途半端な状態でいろいろな採決を図っていくということでは、やっぱり不信につながっていくと思われまので、このPFI導入検討、今後も続くということ肝に銘じて、禍根を残さないためにも、今後事務的な手続につきましては、気をつけていただければと思います。

それから、これはもう過ぎてしまいましたので、この部分はこういう形で終わりたいと思います。

それから、経済同友会の提言に関するんですけど、こういう雑誌にまとめられております。先ほど企画政策課長が申されたように、長所短所、ただ、3割に満たない回答率っちゃうのが、少し、若干、ちょっとひっかかる場所でもございますけど、この提言の中身を見ても、やはり皆さん、事業内容が具体的にどんなものかというのがわからないと、やはり情報公開が進んでいないので、情報公開を求めますという部分も多々書いてございます。

商工会の皆さんは、本当にこう商売の厳しさを知ってらっしゃいます。ここ20年30年の動きを、どういう形になっているかというのは、身をもって知っていらっしゃいます。

4月20日の商工会説明会の最後の商工会長の結びで言っておられましたけど、「まだ全体の

15%ぐらいしか理解できなかつたと思われ  
ます」と、「数値的なものは何も出てこない」と、  
「次回はより具体的な説明を市長の日程を踏ま  
えて、市から商工会を通じた説明会があるとい  
うことを望む」と結ばれております。

今後、商工会のこういう形での説明会（発言  
する者あり）あ、経済同友会ですね、はい、経  
済同友会、何かそういう説明会等があれば、お  
伺いします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 提言に寄り添っ  
た、御理解いただくための努力ということでご  
ざいますので、我々としましても、今後、さま  
ざまな方向性、今行っておりますPFIの提案  
書の提出があった後の説明会でございますとか、  
という部分については、十分御理解をいただ  
けるように回を重ねてまいりたいと考えており  
ます。

**○市長（尾脇雅弥）** 今ちょっと経済同友クラ  
ブの提言書の話がございましたので、私のほう  
に直接お持ちいただきましたので、そのときの  
様子をお話をさせていただきたいと思いま  
す。

たしか、会長さん初め、4名ぐらいいらっ  
しゃったと思います。企画政策課長も同席のも  
だったと思いますけれども、せっかくの機会  
でございましたので、30分ぐらい私のまちづく  
りの思い、あるいは南の拠点の役割ということ  
で話をさせていただきました。そしたら、大変  
いい方向性だということで、しっかり連携して  
やっていきたいというお話もいただきました  
ので、添えさせていただきたいと思いま  
す。

また、先ほどありました、商工会の説明会に  
関しましては、商工会から企画政策課に説明  
をしてくれという要請がございました。私自身  
は、その日に4市5町の首長と県議との意見  
交換会……

**○議長（池山節夫）** 市長、それはいいです。

**○市長（尾脇雅弥）** ああ、そうですか。そ  
ういうことで。

**○村山芳秀議員** この発言があったわけ  
です、今、予定からいけば、あともう1年  
ちよいという状況がございます。今、開設  
を予定されている時期ということ言えば、  
やはりこの情報公開が進まない、それ  
から道の駅たるみずの場合は、各種団  
体長集めて、管理運営委員会、当然  
方式が違うからと言えそれまでで  
すけど、やはり漁協、農協、商工  
会、観光協会とか、いろいろな、  
さまざまな団体長にこういう計  
画が、こういう形で進めてお  
りますというように丁寧な説明  
をしながら、進めてきたよう  
に記憶をしております。土地につ  
きましても、やはり全てある程  
度もう固まった時点で計画書、  
事業計画書等を上げてお  
ります。

こういう形で、やはり拙速さを感じ  
ますし、マーケティング調査はど  
うなんだろうかと、そういう部  
分も含めまして、今後も主役は  
市民ですので、とりわけこの  
経済団体、各種団体の長の声  
が生かされるようなこの経済  
同友会もしかり、そういう計  
画のあり方、進め方というの  
を強く要望しまして、質問を  
終わります。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** 次に、7番、池之上誠  
議員の質問を許可します。

[池之上誠議員登壇]

**○池之上誠議員** 皆さん、こんにちは。久  
しぶりの質問でございます。要  
を得るかどうかわかりませ  
んが、よろしくお願いをし  
たいと思いま  
す。

早速、議長の許可をいただきました  
ので、質問に入らせていただ  
きたいんですが、その前に一  
言要望ということで、この  
前の6月10日土曜日でした、  
浜平大都線と瀬戸山線の交  
差点、水之上の田畑後ろ、  
上ノ宮の前の田園地帯のど  
真ん中の交差点ですけれど  
も、そこで大きなまた衝突、  
事故がありまして、その  
ときは瀬戸山線のほうから  
来るところが、一時停止違  
反で、ゴルフ場から来るの  
と側面衝突ということで、そ

の瀬戸山線のほうは田んぼのほうに、1回転はしてないかな、半回転して、車が、車輪が見えていた状況で、これは大きな事故だなと思っていたんですが、先ほど消防長のほうに確認しましたら、奇跡的に軽いけがで済んだということで、そこはちょっと安堵したんですけども、非常に多い、事故が多い交差点です。ここについては、市長の連名でもって公安のほうにも要望書を上げてあるんですが、市として信号機の設置というのが進まない。瀬戸山線の宮脇のところは点滅の信号がありますが、あれで大分事故が減ったんだろうと、私は思っております。

そういうところを、ぜひともやってほしい。校区の人たちは、もう事故があるということは知ってまして、一旦停止は必ずします。そしてまた、優先のほうも徐行で通ります。しかし、その事故に遭われた方は、始良と鹿屋の方だったそうです。垂水市内で、そういう危険箇所があるということは、市民だけでなく、垂水市を訪れる人たちにも、そういう安心を届けてあげないといけないということで、再度、その点については、土木課長、市長、よろしくまたお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、打ち合わせが足りないところがあるかもしれませんけども、そこは付度して、お答えをいただきたいというふうに思います。

まず、土木農林行政についてですが、これについては、昨日、川越議員、感王寺議員、川畑議員、いろいろ台風16号の災害復旧の状況について聞かれました。私としても、その辺は理解しながら、工事完了がいつなのかと、そしてまた、その申請をするときに、忙しくて、そういう災害の申請が、漏れはなかったのか、土木課、農林課ですね、そういうのがなかったのかなという思いがありまして、そのことを最初に聞きたいというふうに思っております。

次の社会資本整備総合交付金事業でございますけれども、これについては、5月の臨時議会のときに、繰越明許費ということで、結構、道路改良、その他の社会資本整備総合交付金事業について、繰り越しのほうに上がっております。災害復旧というところで事情はわかるんですけども、その辺についてのことと、そしてまた、今までどういうこの交付金事業を使って、どういう事業がなされてきたのか、その辺について聞きたいと思ひます。

このことは、補助金を使って、有利な補助金を使うということが市のインフラ整備の財政上のモットーであろうかと思ひますので、その辺についても、今後の実施方針としては、どういふふうなのかということも聞きたいというふうに思ひます。

そしてまた、単独事業のあり方ですが、これについては、各振興会の要望とか、あるいはそれぞれの団体の要望とか、いろんな要望がありまして、財源の少ない中、優先順位を決めて取り組まれていると思ひますけれども、単独事業のあり方あるいは単独災害としての、そのあり方についての財源というところで、ちょっとお聞きをしたいというふうに思ひます。

次の2番目のふるさと納税ですけれども、1番の返礼割合の引き下げについて、総務省通知（再通知）と本市の対応等というところにおきましては、昨日の梅木議員のところでも十分に理解できましたので、このことについては割愛させていただきます。

本日の議会、南日本の議会だよりの中でもそのことについて明快に答えが出ておりましたので、ここにおられない普通の市民の方もその新聞を見て、垂水市がどういう対応をとったのかということがわかるだろうと思ひます。

そして、2番目にふるさと応援基金の一般財源化についてですけれども、去年、それまでは使途選定委員会というのが庁舎内につくられま

して、そこでどういう事業にこのふるさと応援基金を充てるということが合議の上で決定されたというふうに思っておりますけれども、今回から、今年度から一般財源化するということになりまして、財政課が所管をするということを知りました。それについての流れ、どういう経緯でそういうふうになったのか。これ、ふるさと納税が大きく伸びた頃から使い勝手のいいふるさと納税ということで、我々議会のほうからもその要望がなされてきましたけれども、それについての経緯など、お知らせいただきたいと思っております。

そしてまた、使途選定委員会に関わるその使途決定の方法というのはどうなのか、財政課長がヒアリングをして、財政課長の決断でやるのか、あるいは各課からもんできたやつを各課とともにヒアリングをしながらやるのか、あるいは市長の権限というのがあります、政治決断というのがあります。そういうのを含めて、どういうふうな決定をされていくのかということをお聞きしたいと思っております。

次に、一般会計につきましては、この後に、それを聞いた後に、2回目のところで、答弁が長くなりますので、2回目のところから聞きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次の3番目の南の拠点についてです。

PFI事業について、さまざまな議論が今回もなされております。このことについて打ち合わせをしたんですが、十分だったかどうか自信がございませんけれども、実施方針の公表からPFI事業者募集までの経緯についてというところを、もう少し具体的に教えていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、実施方針、募集要綱案質疑への市回答の詳細とありますけれども、そういう中で実施方針を公表したとき、あるいは募集要綱

案を出したとき、それぞれの質疑あるいは提言がなされたと思っておりますが、どれぐらいのものが来たのか、ちょっと表面上、数値、表面上だけでもいいんですけども、それのお知らせ、いただきたいというふうに思っております。

2番目の絹糸跡地の土地交換については、これはまた先日の北方議員のところでもいろいろ話が出ましたが、私といたしましては、このことがあった2回にちょっと聞いてみたいというふうに思っておりますので、これは財政課になるのかわかりませんが、よろしくお願ひをいたします。

そしてまた、3番目に、費用対効果ということで、PFIというのはB棟のみの建設あるいは維持管理、運営というふうになるかと思っておりますけれども、それについて、全体で、南の拠点全体でその運営とか、そういうような、決めていかないと、ただ単にそのPFI事業でどうこうというふうにはいかないと思っておりますけれども、募集要綱等見ますと、その中に、使用料については云々という文言がありましたので、B棟についての使用料とか、そういうのはどういうふうになっているのか。

そしてまた、土地の賃貸とか、あるいは売却、言えば、土地開発公社、先行投資、購入して、それを民間事業者が賃貸か、あるいは売却というところで資金を回収していくという流れになると思っておりますが、その辺の具体的な計画等を、もう煮詰まっておりますので、その辺がわかる範囲であれば、お知らせをいただきたいというふうに思っております。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

**○土木課長（宮迫章二）** 土木農林行政について、台風16号災害の復旧状況の現況と課題等についてお答えいたします。

災害復旧の全体的な進捗につきましては、昨日の川越議員と川畑議員にお答えいたしましたので、池之上議員へは工事の完了時期についてお答えいたします。

まず、緊急的に応急工事で対応しました深港川や井川2号線など、7件は全て完了しております。公共災害にかからなかった申請額1カ所60万円以下の追神川や小中野線など6件は、単独災害復旧事業で全て完了しております。

公共土木施設災害復旧工事は、未発注の2件を残し28件発注しており、うち5件は完了しております。災害復旧工事の工期につきましては、公共工事の標準工期をとっております、完成予定は6月末までが11件、7月末までが6件、10月末までが5件で、心配しておりました中洲橋の解体工事も梅雨入り前には完了して、安心したところでございます。

請負業者の皆様方には、梅雨入り前までにできるだけ早く済ませて、安全確保を図りたいとの思いで、急ピッチで工事を進められ、工期短縮を図っていただいていることに感謝しているところでございます。

次に、災害復旧の申請漏れはなかったかの御質問でございますが、公共土木施設災害は1カ所の工事費が60万円以上の箇所を申請しており、60万円以下は単独災害として申請しておりますので、申請漏れはございません。それ以外の維持工事と見るべきものや甚だしく維持管理の義務を怠ったことが原因で生じた災害や小規模な施設に係る災害については、環境整備班や近接の災害箇所の建設業者をお願いして復旧したところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 池之上議員からの御質問にお答えします。

農林課所管の部分について御報告させていただきます。先日の答弁と一部重複しますが、御了承ください。

農地農業施設の内訳につきましては、農地が48件、農業施設が39件、合計87件を申請しております。現在、47件を発注、農地につきましては47件を発注、29件が完了です。農業施設につき

ましては、32件を発注いたしまして、11件が完了しているところでございます。未発注の農地1件、農業用施設7件につきましては、周辺の水稲作付が終わりました梅雨明けに発注を予定しております。

井川の頭首工につきましては、昨年の災害査定はボーリング調査をして詳細設計を県と協議中でありまして、九州農政局の重要変更の承認を得てから発注したいと考えております。

井川河原の舗装工事につきましても、井川の頭首工工事の関係で大型車両が通行いたしますので、状況に応じた形で発注したいと考えております。

現在、発注済みの農地47件、そして農業用施設32件につきましては、9月末をめどに完了を予定しております。未発注の8件につきましては、年度内の早期完成を目指しているところでございます。

林道災害につきましては、井川木場線がまだ、井川の頭首工が未発注なため着手できておりませんので、年度内の完成を目指して同時に、並行してやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

治山事業につきましては、市内に40カ所申請をしておりますけれども、こちらのほうにつきましても、早期着手を目指して、引き続き要望を続けていきたいというふうに考えております。

その中で、現況と課題というか、申請漏れがなかったかということでございますけれども、農地農業用施設災害復旧につきましては、1カ所の工事が40万円以上の箇所のを年内に災害復旧申請しており、40万円以下の箇所につきましては、単独災害として随時対応しておりますので、その観点から申しますと、申請漏れはなかったというふうに認識しております。

小規模の農地や施設に係る災害については、近接する災害復旧箇所の建設業者の方をお願い

するなど、土木課の環境整備班にも協力を依頼しまして復旧したところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 2番目の社会資本整備総合交付金事業の実績と課題等についてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括して、また地方公共団体にとっては自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されました。

土木課におきましては、平成23年度に橋梁長寿命化計画策定で、初めてこの事業を導入しまして、従来、起債事業で実施しておりました内ノ野線など改良工事につきましても、現在は社会資本整備総合交付金事業と補助裏に起債を充当して実施しているところでございます。

また、平成24年度の国の補正予算より、社会資本整備総合交付金事業の中に防災安全交付金が追加されたため、内ノ野線などの改良工事や垂水中央運動公園の都市公園事業は、これまでの社会資本整備総合交付金で、また橋梁長寿命化による橋梁補修工事や垂水1号線など、インフラ老朽化対策並びに城山団地2号線法面工事などの防災対策は、防災安全交付金で実施しているところでございます。

平成28年度の実績としましては、社会資本整備総合交付金で内ノ野線、元垂水原田線の改良工事を2件、垂水中央運動公園を7件発注し、防災安全交付金で岡崎跨線橋など橋梁補修工事3件、垂水1号線や田地明垂桜線などの道路補修工事を2件、城山団地2号線の法面防災工事を1件発注いたしました。

昨年度は、台風16号災害の対応によりまして、工期が不足しましたことから、改良工事を1件、道路補修工事を1件、橋梁補修工事を3件、平成29年度へ繰り越しましたが、ほとんどが完了したところでございます。

次に、本年度の実施計画でございますが、前年度同様改良工事を2件、中央運動公園整備は建築6件と土木7件、道路改修工事1件、道路法面工事1件、橋梁補修工事3件を実施いたしますが、上半期までの発注ができるように計画しているところでございます。

今後の実施方針につきましても、少しでも有利な補助事業を活用し、インフラ整備を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、単独事業のあり方についてお答えいたします。

土木課の単独事業につきましては、毎年度実施されます行政連絡会での要望や随時出される各振興会からの要望に基づきまして、維持管理委託料や重機借り上げ料並びに工事請負費や維持補修用材料として予算計上しているところでございます。

平成29年度は、維持管理委託料として市道の除草作業、小規模な道路補修や土砂除去などは重機借り上げ料で、道路改修工事や側溝敷設工事など、社会資本整備総合交付金事業や過疎事業の採択要件にならない小規模工事は、工事請負費で実施しているところでございます。

また、道路の穴ぼこ補修や側溝のふたの取り替えなどは、材料を購入しまして、環境整備班で対応しているところでございます。

以上でございます。

**○財政課長（野妻正美）** 土木課の社会資本総合整備交付金、農林課の災害復旧に係る財源等も含めて、財源の確保について答弁させていただきます。

現在、社会資本総合整備交付金は、市道整備、橋梁長寿命化、運動公園整備事業に関して交付申請を行っているところでございますが、橋梁長寿命化、運動公園整備事業につきましては、補助率もある程度確保されているため、交付金と起債を充当することで対応しております。しかしながら、市道整備に関しては、交付金のみ

で事業実施した場合、起債借り入れの条件を満たさない事業もございます。また、元垂水原田線など、早期完了を求められる事業もありますことから、所管課と協議を行った上で、交付金だけでなく、一般財源を支出して事業実施をしているところ です。

農林課の事業につきましても、被災を受けた農地等の早期復旧のため、重機借り上げ料を単独事業として1億円計上するなど、必要があれば一般財源で対応しております。

単独事業につきましては、所管課と協議の上、緊急性、重要性、平等性などを考慮し、必要なものと判断すれば、これまでどおり一般財源で対応していく考えでございます。

以上でございます。

**○副市長（長濱重光）** 池之上議員のふるさと応援基金の財政課への所管替えの経緯と使途決定方法等についての御質問にお答えいたします。

このふるさと応援基金の活用につきましては、平成20年度に制定されました垂水市ふるさと応援基金条例の設置目的を達成するために、地域の活性化に関する事業や将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業など7項目を掲げ、その目的に応じた事業を当初予算や補正予算時において、各課から事業を募ってきたところでございます。

昨年度までは、ふるさと応援基金としていただきました寄附金は、特定財源扱いとし、副市長を委員長に、総務課長及び企画政策課長並びに財政課長からなる使途選定委員会において、担当課から事業の目的や内容及び効果等について説明をしてもらい、十分に精査した後、委員会として応援基金を適用するかどうかの是非を判断していたところでございます。

また、その委員会としての結果を市長に報告をし、決定がなされた後、最終的に予算計上を行う流れでございました。

なお、基金が適用されなかった事業の中でも、

必要なものには一般財源をもとに予算化された事業もございます。

ふるさと応援基金制度が始まりました平成20年度から26年度までの7年間の平均寄附金額は1,400万円であり、どちらかといいますと、主に、ソフト事業や単年事業に活用されてきたところでございます。

このように、寄附金額がそれほど多額でなく、限られた財源の状況下におきましては、この使途選定委員会において充当する事業の可否を判断することは可能であり、必要であったと考えております。しかしながら、平成27年度の寄附金が約4億7,000万円、28年度が6億1,400万円となり、基金積立額が4億2,000万円を超えた今、使途選定委員会のあり方を見直すべきとの考えのもと、今回、使途選定委員会方式から財政課指導によります方式に変更したところでございます。

財政課の役割は、御案内のとおり、各課が考案し、要求してきました新規事業の内容や予算内訳を十分に聞き、既存事業との整合性など多方面から検討をした上で、認めるか認めないかの判断をすることが財政課の本来の姿であり、役割であるとの考え方でございます。

このような考えに立ち、使途選定委員会の委員で協議をし、使途選定委員会方式から財政課の査定方式に変更することとし、一般財源扱いにすることについて、共通理解を図った上で、市長の最終判断を仰いだところでございます。

なお、ふるさと応援基金の募集や寄附金の受け入れ及び返礼品に関する事務処理につきましては、これまで同様、企画政策課が担ってまいります。

6月補正予算におきましては、財政課において新規事業として認めた事業のうち、条例の7項目に適する事業、すなわちふるさと応援基金を活用する事業について、案を作成の上、市長査定において決定され、本議会に上程させてい

ただいたところでございます。

今後、各課におきましては、ふるさと応援基金の活用を常に念頭に置き、広い観点から積極的に新規事業について考案をし、元気なまちづくりを進めるための事業を展開してほしいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 池之上議員の御質問でございます。実施方針公表から事業者選定までの経緯につきましてお答えをいたします。

初めに、実施方針の公表とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第5条に基づくものでございまして、民間事業者がPFI事業に参加するか否かを判断するために、行政が最初に公表する情報でございます。

具体には、計画箇所や施設規模、実施方式、事業期間等の計画概要を明記したものでございます。この実施方針は、垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会での検討と垂水市経営会議における承認を得まして、平成29年2月24日、垂水市公式ウェブサイトで公表し、同時に実施方針に関する意見や提案の募集も開始をいたしました。2月28日には、地元事業者へ配慮といたしまして、市内の建設事業者45社に文書にて実施方針の公表をお知らせをいたしました。

3月10日には、実施方針に関する意見や提案の受け付け期限でございましたが、3つの事業者の方から質問や提案をいただいております。

質問では、事務手続等の期間が一般的な事業よりも短いというものがございましたが、本市といたしましては、本施設の開設予定時期から建物建設工事の標準工期を考慮したスケジュールを組んでいること、また本施設は、地方創生事業でございますので、一刻の猶予も許されないう危機感のもとで事業進捗を図らなければならないとの考えに基づきまして、提示の期間を設

定している旨、回答案をまとめたところでございます。

なお、同日の3月10日には、全員協議会におきまして、議員の皆様方へPFI可能性調査の中間報告をさせていただきました。

3月23日には、第2回垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会を開催し、実施方針に関する意見や提案への回答案、特定事業の選定の検討を行いました。

3月30日の垂水市経営会議の承認を経まして、4月3日に垂水市公式ウェブサイトを実施方針に関する意見や提案への回答と特定事業の選定を公表いたしました。

この特定事業の選定は、PFI法第7条に基づき、本事業をPFI事業手法で実施することが適切であると認める手続でございます。

この特定事業の選定の公表と同時に、先ほどありました、実施方針に関する意見や提案への回答を行い、あわせて募集要綱案や事業要求水準書案、事業候補者決定基準案なども公表し、これらに対する意見や提案の募集も開始をいたしました。

なお、4月7日には、実施方針の公表と同じく、垂水市内の建設事業者45社に対しまして、文書にて特定事業の選定の公表をお知らせをいたしました。

4月21日は、特定事業の選定の公表に伴う意見や提案書の募集受け付け期間でございましたが、提出はございませんでした。

4月28日には、第3回垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者と選定委員会を開催し、募集要綱、事業要求水準書、事業候補者決定基準等の検討を行い、4月28日の垂水市経営会議の承認を経まして、5月1日に、垂水市公式ウェブサイトで事業者の募集を開始をいたしました。

5月19日は、事業者の募集期限でございましたが、同日、垂水市内外の合計6社で構成をされます鹿児島総合企業体グループから、参加表

明の提出がございました。

なお、参加表明の提出のございましたのは、鹿児島総合企業体グループの1グループでございました。

5月24日には、事業候補者決定基準に基づき、参加資格審査を市で実施し、募集要綱等に定める参加資格を確認しましたので、5月26日金曜日に参加資格確認通知書を発送し、事業提案書の提出を依頼したところでございます。

ただいま申し上げましたとおり、これまでPFI法等に基づきまして、選定委員会と経営会議の承認を経まして事務を進めてきてまいっております。

今後も、同様に事務進行を図ることで、透明性と公平性を確保いたしたいと考えております。

また、事務手続のスケジュールは非常に厳しいものであると認識をいたしておりますが、事業者の参加表明もございましたので、適正な事務進行管理の範囲内であったと考えております。

あわせて、事業方針に関する意見提案の件数でございますけれども、タイトルとして16件の御質問があったところでございます。

続きまして、費用対効果につきましてのお答えでございます。

南の拠点整備事業、B棟の整備につきましては、チャレンジショップやテナント販売等、6次産業化や販売拡大支援という公的機能を設定しておりますことから、PFI整備の事業類型をサービス購入型といたしております。

市としては、これまで事業者の皆様方から商品開発しても売る場所がない、テスト販売を試みたいといった要望がございましたことから、こういった6次産業化販売拡大支援施設を整備し、手軽に利用していただき、本市が目指す地方創生の実現、いわば、市内経済の発展のための取り組みという認識がございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、財政負担の軽減といった視点も考慮すべき必要がございます。

今後、募集要綱に基づきます事業提案が出てこないとわかりませんが、収益サービスの事業内容の確認を及ぼし、必要に応じて使用料等の設定を協議してまいりたいと考えております。

あわせて、土地開発公社の民間開発エリア等土地の賃貸売却につきましてでございますけれども、民間開発エリアに対する費用対効果の考え方でございますが、現在、垂水市土地開発公社が市の委託を受けて土地の取得、造成等を行う計画となっております。土地開発公社の性質上、開発した土地を最終的には売却しなければなりません。公社経営に支障がないよう土地単価を設定し、処分していく計画でございます。

具体的な積算等でございますけれども、北方議員の御質問でもお答えをいたしましたとおり、現在、国のエリア設定等の関係もございまして、実際に事業が進んでいく中でお示しできるものと考えております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** 一問一答でお願いをしたいと思っております。

質問がちょっと多過ぎましたですね、残りが少なくなりましたけれども、まず台風16号につきまして、土木課においては60万以下、それで農林課においては40万以下は査定じゃなくて、単独で申請して、大体完了しているというところの話の話を聞きました。これについては、本当に災害発生当初から、土木課におきましては、馬込地区、水に浸かった床上浸水とか、そういうところの土砂を取り除くのに対して、重機を入れてやってくれんかというところで、市長の決断もありまして、その辺が素早く対応ができたところで、我々地元の議員としまして、ほかの災害を受けたところの議員さんも、大変にありがたい措置をしていただいたなというふうに思っております。遅くなりましたけれども、感謝を

申し上げたいと思います。

それでまた、単独災害におきまして、本当にちょっと市道の土手が、法面が潰れて、そこに少し入っていると、ただし、それはもう市のほうでいけんかしてくれんかという話も、その耕作者のほうからありまして、それについても、土木、農林、一緒にやっていただきまして、対応していただいたと。そういうところについては、もう今、田植えの準備ができるというところまで来ておりますので、それについても大変ありがたかったなあというふうに思っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。

が、土木のほうで申請漏れはなかったということは、わかっております。なかっただろうと思っております。そしてまた、農林のほうも申請漏れはなかったというふうに聞いておりますけれども、この前、土地改良区の、私も理事で、隧道が、トンネルが詰まってしまいまして、延べ5日間、100人ぐらいですかね、そういう中で、隧道の土砂除けをしたんですけれども、本来、そういうところは災害申請に当たるんじゃないかなと思うわけなんです。その辺について、農林課長は、当時いみませんでしたけれども、その辺についてどう思われますか。

**○農林課長（二川隆志）** 池之上議員の御質問にお答えします。

災害復旧の申請査定は、制度上、年内に終わることとなっております。先ほども申し上げましたとおり、農地農業施設補助災害につきましては、1カ所の工事が40万円以上の箇所について災害復旧申請させていただきました。40万円以下の箇所につきましては、単独災害として対応させていただいたところでございます。

そのようなことから、先ほど申し上げました申請漏れがあったという認識ではございません。査定終了後でございますけれども、災害確認がされ、緊急を要すると判断されます箇所につきましては、財政課とも協議の上で、単独災害とし

て復旧の対応を行ったところでございますし、今後もそのような対応になるというふうに考えております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** 申請漏れはなかったというふうにおっしゃいましたので、それはそれでいいと思いますけれども、まあ、余りよくはないんですね。というのは、やっぱり災害、激甚災害になって、九十五、六%の国からの補助があるという中で、現在、水通しの前に実際行ったわけ、すごい労働でした。それも、その台風の災害時点からあったわけであって、見逃しだったのか、通達、変わられましたので、その引き継ぎがなかったのか、だけど、査定が年度内ですから、そこら辺はちょっとはっきりわかりませんが、一般的に、国のそういう激甚災害の補助が来たんだけど、それを申請すればどうだったかなという思いがありますし、もしなければ、今言われましたけども、単独で財源を確保してやりますということを言われましたので、それはそれでいいとしても、要は、せつかく、せつかくうちゅうことは、ちょっと悪いですけども、そういう激甚災害の中で、そういうのを使えないと、使えなかったということについて、これはもう終わったことですから、しょうがないんですけども、その辺も、私はあると思うんですね。だから、もうちょっと丁寧な仕事をしとけば、その辺もクリアできなかったのかなというふうに思います。

それで、もう一つ、このことについては、市長、後で、まあ、査定漏れはなかったということだけでも、そういうところはどうかというところで、一番最後に聞きますので、ちょっと考えとってください。

あと、井川木場のあの道路、あそこの頭首工ができないとできないというのはわかります。それで、この前も、もう何年も前になりますけど、野久妻高峠線、繰り越しの繰り越しだった。

それをしてなくて災害を、できなかつた、復旧ができなかつたという事例がありますので、その辺についても漏れがないようにちゃんと気をつけてやっていただきたいというふうに思います。それについては、結構シビアな対応をとられましたので、行政の中でですね、その辺は気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

それと、井川の頭首工はわかりますけども、井川の井堰がありますよね。あそこを見ればもう井堰のコンクリートの天板いっぱい土砂がたまっている。あれで井堰なのかなと思いますけど、農林課長、井堰というのはどういうものか、ちょっとお答えいただけますか。

**○農林課長（二川隆志）** 池之上議員の御質問にお答えします。

井堰、頭首工とも申しますけれども、この機能につきましては、河川や水路から流水を用水路に引き入れ、農地に供給するための施設の総称であります。コンクリート製の固定堰でありますとか、ゲートなどの稼働部を有した転倒機械で構成される構造物を頭首工であるというふうに認識しております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** それはわかりますけど、土砂がいっぱいたまっても井堰なんですか。そこ辺だけちょっと。

**○農林課長（二川隆志）** 用水をためて供給するという機能を有するのが頭首工でございますので、今のところは機能を有していないというふうに認識しております。

**○池之上誠議員** 水をためるといのが井堰なわけですね。新光寺の井堰は本城川ですから県の管轄になると思いますけども、今、天板いっぱいたまってるわけです。それも取り除いてやらんと、本当に水がたまらんとですよ、表面だけ流れて。で、その辺も、垂水市の大多数ですよ、この水之上校区、その本城川から用水を

とるのは。そういうところはやっぱりこうちゃんとしてもらわんと、毎回毎回土砂が来てたまるわけですから、それを毎回毎回せえちゅうことは大変でしょうけども、こういう災害のときにやるということをしないと、もったいないなと思うわけですね。その点についても、先ほどおっしゃいましたけども、一般財源とか、そういう、財政課にお願いしてやるんですか。それよりもまた別に方法があるんですか。そこをちょっと聞かせてください。

**○農林課長（二川隆志）** 池之上議員の御質問にお答えします。

まずは、新光寺の頭首工付近の土砂につきましては、2級河川の管理者であります県土木部の発注工事により、堆積土砂を一部撤去していただきまして、流水が取り入れられるように行えたところでございます。

今お尋ねの井川の頭首工の上流部に堆積しておりました土砂につきましては、災害復旧工事により土砂除去を行いました。先般、5月中旬の災害復旧箇所を県と巡回確認を行った際に、井川頭首工の上流部分の川底が天端部分より約1メートル下げなければならないということが判明いたしまして、補助災害復旧事業の変更で対応できないか、現在、協議中でございます。

以上でございます。

**○池之上誠議員** ぜひ、単独債で財源を使っただけのはありがたいことなんですけども、有利な財源を使っただけのように、財政課ばかりじゃなくて各課長さん方もその辺は十分に考えてやっていただきたいというふうに思います。その一連をしっかりと考えることがやがてはまた市民のサービスにつながっていくだろうと思いますので、その点についてはよろしく願いをしておきます。

復旧状況、台風については、こういうところでもよろしいだろうと思います。

社会資本の総合交付金事業ですが、いろいろ

な事業をやられております。まだ、今回も中央公園については、結構国体が迫っているということで、集中的にやられると思いますが、その内容についてちょっと具体的に、手短にお願いをします。

**○土木課長（宮迫章二）** 垂水中央運動公園施設の改修計画についてお答えいたします。

本施設の改修工事は、社会資本整備総合交付金事業の都市公園事業として採択を受けるために、平成26年度に公園内にある一般施設や遊具、土木構造物や建築物などの施設につきまして、予備調査や健全度調査に基づき、健全度緊急度判定を行い、長寿命化計画を策定しました。

その計画に基づきまして、公園整備の計画図書を作成及び費用対効果分析業務を委託しまして、公園内の施設整備計画を作成したところでございます。

その計画では、陸上競技場の多目的利用型への改修工事や体育館の屋根及び外壁改修工事、噴水や児童公園の改修工事、庭球場、野球場、屋外トイレ改修工事、多目的ホールの屋根、外壁改修工事なども実施していく計画としております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** いろんな事業を取り組まれております。道路改良につきましても、今、内ノ野線ですね、水之上のところを今やっております。非常にペースが遅いというところで、先ほど財政課長がいみじくも答弁の中でおっしゃっていただきましたけども、遅いところは一般財源を入れても早目にやりますということをおっしゃっていただきまして、大変ありがたいなと思いましたが、考え方としては、やっぱりそういう交付金事業というところで補助裏をつけるという考えで、ここ数年ずっとやってきていらっしゃると思いますが、それについては、その方針というのは変更ないですか。

それは、土木課長の話、そしてまた改めて財政課長、インフラ整備において、そういうところは一般財源を充てますということも言ってもらいましたから、これ言うのも当然なかったんですけれども、基本的な方針としてはどうですか。

**○土木課長（宮迫章二）** まず、その社会資本整備総合交付金上では、なかなか工事が進まないということもございますが、この交付金の種類によりまして、割り当て率が低いようでございます。平成28年度と29年度の割り当て率を見ますと、道路関係では、道路補修工事や法面工事などの防災安全交付金は91%から50%でございますが、道路改良工事などの交付金は30%ぐらゐの割り当て額でございます。

都市公園事業でいきますと、国体関連の体育館改修工事は73%でございますが、陸上競技場の改修工事については、60%から30%くらいとなっております。

国も、橋梁補修工事などの道路インフラの老朽化対策及び防災安全対策や国体関連施設の推進につきましては、割り当て率が高いようでございますが、そのほかの交付金事業は低いようでございます。

そのため、推進事業につきましては、補助裏に起債を充当しておりますが、交付金の割り当てが低いために計画どおり推進できないところでございます。

そういったところで、地域の皆様方には大変御迷惑をかけておりますが、そのようなことでなかなか進まないというところなんです。御理解と御協力をお願いしたいと思います。

**○財政課長（野妻正美）** 先ほど一般財源を入れてどんどんやるということでも言われました。これは今までのこの交付金事業としてやってきた事業に対して一般財源を投入してきておりますと、ここについての必要性は、所管課と協議の上、そのところを判断してきているという

ところでございます。

ですので、どんどんとまではいかなくとも、  
(笑声) そこで必要と協議の上、判断すれば一般財源を投入して……。

**○池之上誠議員** 私は、推進のために一般財源もやりますよというところで感じてしまいました、大変にありがたいと思ったんですけども、何だ、そういうことですか、ということですね。  
(笑声)

しかし、今言われましたように、ちゃんと事業推進をしていただいて、一刻も早くやっていただきたいと、本当にこう毎年毎年迂回するのも大変なんですね。ほいで、そこを訪ねて来られた人たちは迷うんですよ。もう何度も、どこに行けばいいんだらうかという感じで、通行どめが1カ所あるだけですごく迷います。

そういうところで、先日も政治判断と、市長の判断というところで、ぱっと、そういうふうな納税を、市長が使えるところもありますので、そういうところをやってくださいという話もありました。それは、市長も政治判断というところで考えますということでしたけども、先ほど言いました、そういう、申請漏れと私は思ったんですけども、いわば査定漏れというところも、ちょっと、財政でちょっとな面もあるし、それで、今言ったような、そういう、ふるさと納税とか、市長が使えるお金をちょっとやって、ぱっと済ます、あるいは単独災害の、いったような、申請漏れの単独災害についてもぼんとやるというようなところで、ふるさと納税の使い道というところはどうなんでしょうか。その辺について、市長のお考えをお聞かせください。

**○市長(尾脇雅弥)** 池之上議員、先ほど土木課とか農林課に関して、大変労をねぎらっていただいたこと、本当に感謝でございます。大変な状況の中で、職員が一生懸命頑張って、100点とはいかないまでも、最大限の努力を今しているところでございます。

先ほどの申請漏れに関しても、担当課長が申し上げたように、申請漏れとしてはないと思っております。農家の皆さん、土地改良区の皆様方と協議をしながら詰めておりますので。

ただ、課題が残っているというのはそのとおりでありますので、そのことは、今申し上げたような形で対応していくということになるかと思えます。

で、先ほどのふるさと応援基金をいろいろその事業が遅れているところに積極的に充当するというようなお考えだろうと思えます。基本的に、私も決して後ろ向きではございません。

ただし、昨日もお話をしましたように、ふるさと応援基金にはやっぱり目的がございますので、7つの項目があって、ふるさと納税をしていただいた方の趣旨というのもございますので、そこに照らし合わせながら、だけれども、それにかからない部分も含めてまちづくりに必要な部分は庁内で共有をし、また議員の先生方に御相談をしながら前向きに進めていければというふうに考えているところでございます。

**○池之上誠議員** ありがとうございます。そういうところで了解をしたいと思えます。

次に、ふるさと納税に入りますけれども、選定委員会にかわって金額が大きくなったから財政課所管というところで、ただし、各課の課長さん方、新しい仕事を提案してくださいということがありましたので、頑張って新しい仕事をつくっていただきたいというふうに思います。それについては、いい提案であれば、補正が出たときは議会も多分、了承するだろうというふうに思っておりますので、頑張ってください。

そこで、29年度の一般会計補正予算についてなんですけども、この中で基金繰入金が1億5,648万7,000円というふうになっておりまして、各歳出で、載っていたのがプレミアム商品券と公園費なんですけれども、この中で、多分、今、市長が言われましたように、指定用途があると

いうところでも言われましたけども、その残高の指定用途、28年度、どれぐらい残っていたのか、そしてまた、その中で、補正予算で出しました、プレミアム商品券あるいは公園費等、どのような過程を踏んで決定をされたのか、そこについて、2つ答弁ください。

**○財政課長（野妻正美）** まず最初に、用途別の基金の残高、事業区分で申し上げますと、済みませんが、29年度の当初の残高でお答えさせていただきます。

事業区分で、自然環境や景観づくりに関する事業、これはもう残高が8,237万139円、2番目に地域資源の活用に関する事業、これにつきまして2,261万7,054円、（発言する者あり）はい。3番目に、地域の活性化に関する事業2,700万ほど、4番目が安全に配慮した社会基盤整備に関する事業が970万ほど、5番目に、将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業が1億7,200万ほど、6番目に、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業についてが2,200万ほど、そして、その他目的達成のために市長が必要と認める事業というところで4,300万ほど、指定なしが4,100万ほど、計4億2,100万ほどとなっております。

次に、補正予算第1号の中で、プレミアム商品券発行事業や南の拠点児童広場整備事業等について、ふるさと応援基金事業として予算化した理由についてお答えいたします。

ふるさと応援基金繰入金につきましては、補正予算第1号までで4億7,721万1,000円の繰入金を予算化しておりますが、その中の1億8,029万1,000円が、ふるさと応援基金事業に該当する予算となります。

ふるさと応援基金事業に該当する項目は、ふるさと応援基金条例の中で、先ほど申しました、自然環境や景観づくりに関する事業、2番目に、地域資源の活用に関する事業、3番目に、地域の活性化に関する事業、4番目に、安全に配慮

した社会基盤整備に関する事業、5番目に、将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業、6番目、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業、7、その他目的達成のために市長が必要と認める事業と定められております。

このことから、今回の補正予算では、必要性……

**○池之上誠議員** プレミアムと公園だけ。

**○財政課長（野妻正美）** はい。このことから、今回の補正予算では、必要性、緊急性、効果などを判断した上で、ふるさと応援基金事業の規定に基づき、9社の意向を考慮して選定事業を行いました。

その中に、今回の、先ほど言われました事業が含まれているところです。計7つの事業を予算化しております。いずれのこの事業につきましては、地域活性化に関する事業、教育環境整備に関する事業、ふるさと応援基金条例の対象事業に合致するものと判断し、財政課で査定を行った後、市長査定を経て予算化したものがございます。

**○池之上誠議員** 答弁は繰り返さないように、文字は一言で済ませましょう、簡単に。そういうところで、ふるさと納税については理解をしたいと思います。

財政課さん、大変でしょうけども、しっかりと財布のひもを締めてやっていただきたい。言うことがちょっとばらばらなんですけど、ケース・バイ・ケースというところでお願いをしたいと思います。

次に、南の拠点についてですが、端的に、質問はいろいろあったんですけども、次に、昼から持留さんがこれについてもやられるだろうと思いますので、簡単にですね、いろんな提言書、実施方針については3社から来たのと、ほいで、募集要綱等についてはなかったというところですか。

その中で、選定委員会の問題についても書か

れております。役所の人がほとんどであると、外部が2人、1人ですかね、しかいないというところで公平性が保たれるのですかというのがありますけども、「アドバイザー契約して意見を聞いております」という回答をしておられます。これについても、そのアドバイザー契約をした人の意見を、課長さん方が調査、聞くわけですから、それに左右されると、じゃないかなと私は思うわけですね。

それについても、ちょっとこの提言書にあるように、外部の人を3分の2、入れたほうがよかったんじゃないかというふうに思います。それが、公平性あるいは、それにちょっと疑義があるというふうに思われるかもしれませんが、選定委員の責務の中に、守秘義務とか、いろいろ書いてありますので、その辺は信用して、そのほうがよかったんじゃないかなというふうに思っております。

また、設計業務につきましても、枠組みを考えるというふうに答えられております。これは、トイレとか、周りの施設とか、そういうところは市の発注ですからいいでしょうけど、新しくPFIをやられる方は、デザインから全てをPFI事業としてやられるわけですから、それについては、その縛りをかけるじゃないけども、枠組みをつくるということが、私、ちょっと意味がわからんなというふうに思っております。

その中で、聞こうと思いましたが、地権者との土地交換だったんですけども、土地開発基金に2億4,000万は一般財源やったんですけども、それについての後の、将来的な……

○議長（池山節夫） 池之上議員、時間です。

○池之上誠議員 ああ、そうですか。はい。またこれは個人的に聞きますので、よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、13時ちょうどから再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 質問に入っていきたいと思ひます。

最初の質問は、平和問題について質問します。

世界では、さまざまな戦争やテロなど、いろんな行為が発生をしています。しかし、これらは決して武力で解決できるものではないことは、この間の事実が証明しています。今ほど戦争放棄を高く掲げた憲法の精神が光輝いているときはないというふうに思ひます。この憲法の平和条項は、かつての日本が引き起こした侵略戦争の犠牲と反省の上につくられた、世界に誇るべき内容を持っています。この平和憲法を守り、その精神を世界に広めることこそ、世界から戦争をなくす道であり、真の国際貢献につながると思ひます。さらに、憲法の全条項を守るとともに、憲法を生かす政治を実現することはさらに必要になってきます。

そこで、市長に平和憲法について、どのような認識がおありなのか伺ひます。

次に、垂水市の平和推進事業について伺ひます。

1つ目は、毎年平和に関する事業が学校を初め取り組まれていると認識をしています。特に、この間、社会教育課や民間団体の方々の努力によって、さまざまな平和事業が取り組まれてきています。私は、充実させることこそが、今さらに重要になってきていると思ひます。

そこで、提案ですが、8月5日は、垂水が大きな空襲に遭った日になっています。そこで、8月5日を「垂水空襲の日」として設定して、

さまざまな平和事業に取り組むことはできないのか伺います。

2つ目は、戦争遺跡の保存について伺います。

垂水市にも米軍の上陸を想定した軍事施設の痕跡、及び遺跡があります。一部は、行政や民間の方々で保存や資料としての取り組みがされていますが、一部には、風化に任せ、放置されたものもあります。これに関して、体験者も減る中、保存ができないものもあります。現状の認識と今後の取り組みについて、そしてその必要性について伺います。

2点目は、国保の広域化について質問いたします。

来年度より、国保の保険者は都道府県と市町村になります。従来との違いは、県が国保財政運営を行うことです。このねらいは、国が都道府県を通じて医療費の抑制、提供体制の適正化を行わせようとしているとの指摘があります。

そこで、市民が気にかかるのは、納付金、標準保険料の試算結果で、国保税はどうなっていくのかという形で、正確でなくても公表されることで傾向を把握し、議会としても議論を深める契機にすることができます。今年1月には、試算結果が報告される予定でしたが、いまだに明らかにされていません。重大な問題です。

そこで、納付金、標準保険料の算定、国保運営方針の策定の進捗状況はどうなっているのか、議会としても、市民生活に責任を負う立場から議論を深めることが求められていると考えます。

このような中、議会としての意見を反映させることができるのか、3番目には、被保険者が払える国保税にしていくために、市長としてどのような考え方があるのか伺います。

参考にするために、保険税の負担率はどの程度になるのかお伺いをしたいというふうに思います。

3点目は、南の拠点事業について質問をいたします。

最初は、事業者選定の選定と構成について伺います。

この事業で主張してきたのが、透明性を基本に情報公開と住民参加を求めてきました。そして、基本は公共事業の主人公である住民、両者の利益です。これらを担保するためには、選定委員会の公平性、透明性を確保することが基本になります。そのためには、議事内容の公開や、意見を述べたり、チェックできる仕組みを補完する意味からも、条例や規則等つくる必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、地元企業の参加はどうであったか伺います。

P F I 事業は大規模であることが多く、事業者には異業者との企業連合体、構成力や資金調達力等が求められるため、地元企業はその面で大企業に比べ不利になる状況にあります。

これまで公共事業のように地元企業に配慮した事業発注を行うことはほとんどなく、地元企業がS P Cの中核になることは、現実に乏しいと他都市の事例等を参考に、この問題では指摘をしてまいりました。地元企業の参加と結果についての見解を伺います。

次に、事業者の採算性、安定性の確保、事業者の収益の資金はどのように確保されているのか伺います。最初は需要見通しを明らかにする必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、採算がとれない場合、自治体負担と利用者負担はどうなる仕組みなのか伺います。

4番目は、教職員の勤務時間の適正化への取り組みについて質問をいたします。

教員が余裕を持って生き生き働くことにより、とりもなおさず子供たちが豊かに成長できる条件をつくることとなります。

文科省は昨年、10年ぶりに小中学校教員の勤務実態調査を行いました。その中で、中学校教員の約6割、小学校教員の約3割が週6時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしてい

る月8時間以上の残業していることもわかりました。教員の多忙化の解消は待ったなしの課題になっています。

そこで、教育勤務実態調査から問題・課題をどのように考えているのか伺います。勤務時間では、中学校の部活動では、他の課題は何が見えてきたのか伺います。

次に、対策プランはどうなっているのか伺います。長時間労働の解消策は本市ではどうなっているのか。運動部活動についての通知と具体化はどうなっているのか伺います。

最後の質問として、非正規職員の待遇改善問題について質問をいたします。

非正規職員の待遇改善は、公務の効率的な運営や良質な行政サービスの提供から、今、重要な取り組む課題になっています。待遇改善は雇用の安定につながり、行政として避けられない重要な取り組みと考えます。そこで質問をいたします。

1点目は、5月11日、地方自治体で働く非正規職員の待遇に関し、地方公務員法など改正案が成立いたしました。非正規雇用の固定化拡大や、賃金格差が温存される懸念がある一方、待遇改善につながれる内容もあり、自治体での取り組みが注目されるところであります。そこで、改定地方公務員法の成立に関する考え方及び今後の取り組みについて、考え方を伺います。

また、非正規職員のニーズなど、実態は今のようになっているのかお聞かせください。

2点目は、非正規職員の災害補償はどうなっているのか伺います。

3点目は、非正規職員の育児・介護休養はどうなっているのか伺います。

これで質問を終わりますけども、不十分な点については再質問を行います。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の質問にお答えをいたします。

我が国は戦後、敗戦国としてGHQの統治下

の時代に、大日本帝国憲法にかわる新たな憲法として、さきの大戦への痛烈な反省と、我が国のみならず全世界の平和を強く願って、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を掲げる日本国憲法を制定いたしました。

憲法前文や第9条には、その願いが強くあらわれており、今日の平和な日本があるのは、この思想に基づき展開されてきた内政、外交政策に一端があると考えております。

日本国憲法第9条を要約すると、日本はどのような国際的な問題に直面しても、国の方針として戦争という選択肢は永久に放棄するので、その戦争に必要な軍備は一切持たないということになるかと思えます。

私は、生まれる前から存在している日本国憲法第9条の解釈は、時代背景、国際情勢とともに変更されてきたというのが現実であると考えます。

時代によって解釈を変更することが認めなければ、逆に日本国憲法制定当時の解釈を現在の国際情勢などに当てはめることになり、それもそれで危険です。これまでの政府解釈の変遷がそれを証明していると思えます。

日本の領土や国民の安全を脅かす国は、現在日本の直面している尖閣諸島問題や竹島問題、北朝鮮の動向など、幾つも存在をしています。現在の情勢に即して憲法を改正することについては、国政で十分かつ慎重に議論、検討をしていただくことを望んでおりますので、今後も国における議論を注視してまいりたいと考えております。

私個人といたしましても、憲法を順守し、市長としての職務を全うしてまいる所存でございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** 持留議員の質問にお答えいたします。

まず、平和事業の本年度の取り組みについて

でございますが、社会教育課では、この1年の事業は継続して取り組むことに意義があると考えております。

そこで、昨年度と同様に市立図書館において、終戦日前後の期間に、昭和22年8月5日の垂水大空襲に関する資料や、戦争及び平和に関する書籍等の展示を行う予定でございます。

また、同じく来年2月には第六垂水丸の遭難と大隅の記憶に関するDVDの上映と、昨年史談会より御協力いただきまして開催いたしました戦時中の生活資料展示や、語り部による戦争体験の講和などと類似した企画展を予定しております。

昨年参加された方からは、この出来事を詳しく知ることができた。悲しみに寄り添いたいとか、毎回慰霊の気持ちを込めて参加していますとの声をいただいておりますので、今後も継続・充実して取り組んでいきたいと考えております。

また、本年度新たな企画展の要請や戦争体験の講和などのビデオ録画を行う予定でございます。同じく本年度は垂水市視聴覚ライブラリーだよりにおいて、戦争の悲惨さや平和の尊さを題材にいたしました県や垂水市視聴覚ライブラリーが所有する視聴覚教材の案内を行う予定でございます。

次に、戦争遺跡の保存への取り組みについてでございますが、まず、戦争遺跡を文化財として保存することにつきましては、1995年、平成7年の広島原爆ドームの世界遺産登録に関連いたしまして、文化財保護法の史跡指定基準が見直され、文化庁は、文化財として取り扱う範囲を、近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができると新たに提示いたしました。

しかしながら、国においてはいまだに戦争遺跡の指定や保存に関するガイドラインが検討中であり、全国的にも戦争遺跡の文化財史跡とし

ての指定保存がなかなか進まない現状ではありますが、他自治体において遺跡や資料等を記録し保存するアーカイブスと呼ばれる作業が重要視されており、垂水市教育委員会におきましても関係者の皆様の御協力をいただきながら、記録保存に努めてきたところでございます。

本市の戦争遺跡を紹介させていただきますと、第2次世界大戦時の戦争遺跡として、海潟の造船場跡、垂水海軍航空隊跡、鹿屋海軍工廠跡、旧牛根村に九州海軍航空隊桜島航空基地跡、旧新城村に特攻基起震洋の基地跡の軍事施設等があり、そのほかにも戦争にまつわる歴史的資料がございます。

これまで昭和40年に刊行いたしました垂水市戦災日記や垂水市史下巻の詳細な記録が貴重な資料となっておりますように、市内の戦争遺跡や歴史的資料の記録や保存は、教育委員会といたしましても後世に正しく事実を伝える大切な業務であると認識しており、今後も継続して取り組んでまいります。

また、社会教育課では、垂水市と太平洋戦争のかかわりを取りまとめました写真や地図付の資料を希望者に提供できますように準備しておりますが、今後も現況調査や体験談の収集、そして、いまだ把握できていない遺跡や歴史的資料の検証等も含めまして、文化財保護審議委員や史談会、郷土史研究会の関係者の方々の協力をいただきながら、大系的に記録・保存する方法を検討をしております。

また、あわせて協和校区では、地域づくり計画事業の一環として、海潟造船場跡に説明板を設置されており、ほかにも、昨年は民間の皆様によります戦後焼け跡からの垂水商店街復興の記憶座談会も開かれております。

これらの活動には、いずれも社会教育課として支援・協力させていただいておりますが、このような民間の皆様による地域における保全活動は、地域で市民が歴史的資料を守り伝えてい

くという新しく貴重な保全活動の形であると考えておりますので、教育委員会といたしましても、これまで同様に今後とも支援・協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 国保広域化についての御質問にお答えいたします。

今回の医療保険制度改革は、医療費の増大や少子高齢化の進展などにより、市町村を単位とする現行の国民健康保険制度が立ち行かなくなってきたことから、都道府県と市町村が共同で国保運営する仕組みに改革しようとするもので、平成27年5月に医療保険制度改革関連法が公布されております。

新制度の概要でございますが、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金や標準保険料率を決定する安定的な財政運営や効率的な事業運営のため、国保運営方針を策定するなどの役割を担います。

また、市町村の役割は、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、国保保険料の賦課徴収を行う県に、国保事業費納付金を納付する被保険者の資格管理や、保険給付の決定を行うなどとなっております。

鹿児島県におきましては、平成30年度の国保制度移行に向け、県と市町村との協議が平成27年10月にスタートしており、財政部会、事務効率化等部会、医療費適正化部会の3つの部会でこれまで協議が行われているところでございます。

そこで、御質問の事業費納付金標準保険料率の算定及び国保運営方針の策定の進捗状況でございますが、国保事業費納付金標準保険料率につきましては、平成28年度において12月と2月の2回試算が行われております。

この2回の試算結果については、新しく開発された納付金算定システムの動作確認を兼ねたテストであること、国が平成30年度に追加する

1,700億円の公費が参入されていないこと、試算結果をもとに国が算定方法のガイドラインを見直すことなどを理由に、鹿児島県は原則非公表の扱いとしております。

今後、国から追加公費の考え方などが示された後、3回目の試算が今年8月ごろ行われる予定となっております。本市といたしましては、この結果を踏まえて、9月議会の全員協議会において、事業費納付金・標準保険料率の方向性についてある程度説明ができるのではないかと考えているところです。

また、国保運営方針の策定状況でございますが、県の説明では、今年3月の鹿児島県国保運営協議会において、骨子案の了承を得ており、今後、9月県議会に素案を示した後、今年11月ごろには策定される予定となっておりますのでございます。

次に、議会としての意見を反映させることができるかでございますが、保険料率の見直しを行う場合には、来年3月議会に条例改正に係る議案を上程する予定でございます。

また、県のほうでは、国保運営方針をパブリックコメントに出す前の段階である10月ごろに市町村の意見を聞くこととしておりますので、9月議会の全員協議会において出された意見等については、その際に県に伝えることができるのではないかと考えております。

次に、被保険者が払える国保税にしていくために、市長としてどのような考えがあるかについての保険税の負担率についてお答えいたします。

現行の本市の税率は、医療分、後期支援分、介護分の合計で、所得割12.8%、資産割48.2%、均等割3万4,600円、平等割3万2,100円となっております。

現行税率における40代夫婦と子供2人の4人世帯の国保税額は、給与収入が250万円、資産割がゼロと仮定した場合2割軽減の対象となり、

年間28万4,200円の税額となります。

国保税額の収入に対する負担割合は、この場合11.4%になります。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 持留議員の御質問でございます。事業者選定委員会のメンバーについてお答えをいたします。

垂水市南の拠点整備事業に係る民間事業者等選定委員会は、垂水市経営会議の承認を経まして、平成29年1月31日付垂水市告示第3号により定められた同委員会設置要綱に基づくものでございます。

PFI法に基づきまして、実施方針や特定事業の選定、民間事業者の選定方式、提案書等の審査及び優秀提案者の選定等について検討をすることを所掌事務としております。

メンバーにつきましては、同要綱第3条に基づきまして、学識経験を有する者、副市長の職にある者、企画政策課長の職にある者、総務課長の職にある者、水産商工観光課長の職にある者、財政課長の職にある者、農林課長の職にある者、土木課長の職にある者、福祉課長の職にある者と定めており、現在は、学識経験者2人、副市長、それから、当該課長7名の合計10名で組織をされており、副市長が委員長として会務を総括しております。

委員には、学識経験者2名を委嘱しておりますが、これは地方自治法施行令第167条の10の2第4項にあります落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者の意見を聞かなければならないという定めと、地方自治法施行令規則第12条の4にあります学識経験者の意見を聞くときは、2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないとの定めに基づくものでございます。

この地方自治法施行令第167条の10の2の4項で定められた落札決定基準の定めに対する手続は、非常に高い専門性が必要であることを踏

まえて、垂水市所属機関の設置及び運営に関する指針に基づき、委員構成を決定したところでございます。

次に、情報公開によるチェック体制の構築でございますが、こちらについても公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資することを目的に定められた垂水市所属機関の設置及び運営に関する指針に基づき、会議の運営及び公開について適切に処理しているところでございます。

このようなことから、本選定委員会は、PFI事業の推進に要求をされております公平性の原則や透明性の原則、客観主義等を記載しております5原則3主義を確保しているものと考えております。

次に、地元企業の参加についてお答えをいたします。

本事業は、5月19日に垂水市内外の合計6社で構成をされております鹿児島総合企業体グループから参加表明の提出がございました。

参加表明の提出があったのは、鹿児島総合企業体グループの1グループでございました。5月24日には事業候補者決定基準に基づきまして参加資格審査を市で実施をいたしまして、募集要項等に定める参加資格を確認いたしましたので、5月26日に参加資格確認通知書を発送し、事業提案書の提出を依頼したところでございます。

鹿児島総合企業体グループには、垂水市内に本社がある企業が2社参加をしております。うち1社は建設業務を、もう1社は運営業務を担うことが記されております。

今回のPFI事業では、地元企業の参画と、地域経済への波及効果を強く意識しておりますことから、募集要項に定める募集者の参加要件に、垂水市内の企業を入れることを必須とし、事業候補者決定基準では、地域貢献に関する事項について重点的に配点をしております。

今回のように建設業務と運営業務に対して地

元企業が携わることになれば、市内における関連産業への2次、3次の波及効果も期待をされ、雇用の促進と所得の向上により、市全体における稼ぐ力の向上が実現できると考えているところでございます。

続きまして、事業者の採算性・安定性の確保につきましても御質問にお答えをいたします。

南の拠点は、エリアごとに管理運営主体が異なります。このため、初めにPFI施設について御説明をいたします。

PFI施設は、7月に提出される提案書の事業計画書の中で、事業者の採算性や安定性の確保、需要の見通し等を選定委員会で審査することとなります。

施設については、募集要項にキッチンスタジオやチャレンジショップ等の6次産業化、販路拡大機能を有している公共施設としておりますので、今回事業累計は、本施設の建設費と維持管理運営費を市がサービス対価として支払うサービス購入型といたしております。

予算につきましても3月議会におきましてPFI事業運営負担金として債務負担行為を御承認いただいたところでございます。

このため、SPCは安定したサービス対価が市から支払われることとなりますので、採算性と安定性は確保していると考えております。

ただし、議員も危惧されておりますが、さまざまなリスクが想定されますことから、このリスク分担については、市と事業者が双方丁寧に協議を行った上で契約を締結することといたしております。

一方、民間活力エリアでございますが、市としては、基本構想に基づく開発ができるよう、これまでの経験や実績、ノウハウを生かした民間の経営的視点で戦略的事業展開を期待しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 持留議員の教員

の勤務時間の適正化への取り組みについて、文科省の実態調査の結果等についての御質問にお答えいたします。

文部科学省が平成28年10月から11月にかけて、全国の小中学校400校ずつの教員を対象に勤務の実態調査を行った結果によりますと、1週間当たりの校内の勤務時間が最も多かったのは、小学校で約24%の教諭が55から60時間未満、中学校で約17%の教諭が60から65時間未満となっております。

これは、1週間の勤務時間を小学校で約20時間、中学校で約25時間超過していることになり、10年前の平成18年度と比較しますと、小中学校ともに約5時間増加しているようでございます。

この結果を業務別に見ますと、平成18年度と比較して、小学校におきましては、実際の授業や連絡帳の記入、学級通信の作成、掲示物の作成など、学年・学級経営等に費やす時間が増加し、中学校におきましては、授業や教材研究、打ち合わせなどの授業準備、試験問題の作成や調査書策作成など成績処理、学年・学級経営等の時間が増加しております。

これに加えて中学校では、土日に行われる部活動の指導時間が大きく増加しているという結果が報告されております。

その要因としましては、中学校の部活動が参加する大会等の増加や、それに伴う引率業務や指導時間の増加によるものと考えられます。

このような結果から、小中学校における報告物や研修会等の精選などの業務の改善が進められていないことや、中学校における部活動の練習時間等が勤務時間の適正化につながっていないことも問題及び課題の一つであると考えております。

次に、本市の取り組み等についてお答えいたします。

本市におきましては、教職員の長時間勤務の解消のためには、まず勤務時間の把握が必要で

あると考え、学校ごとに教職員の出退時刻を把握しております。

文部科学省の調査と同時期の平成28年の10月の結果を見ますと、本市の教職員の1週間当たりの勤務時間は、平均約50時間で、通常の勤務時間より約10時間、1日当たり2時間程度オーバーしております。

また、長時間勤務をしている者として、月間80時間を超えた教員が、小学校教諭2人、小中学校教頭4人の計6人おりました。

2人の小学校教諭は、次の日の授業のための教材研究や学級だより作成等の学級事務及び全職員で分担しております公務分掌等の事務処理に時間を要しております。

教頭は、教育委員会等への報告物の処理や、地域・関係団体・PTA等との連携など、学校運営にかかわる業務に多くの時間を費やしているとのことでした。

このようなことから市教育委員会としましては、国や県から出される文書等も参考にしながら、業務改善と適正な勤務時間管理の重要性を、管理職研修会等で繰り返し指導するとともに、率先して業務改善を図るため、市教育委員会から発出する調査、報告物を簡素化するなどの見直しや、教育委員会主催の研修会や会合等を精選するなど、学校及び教職員の負担軽減の取り組みを行っております。

また、学校におきましても各月の出退時刻の確認をしながら、さまざまな行事や業務を見直したり、ICT機器を活用して効率化を図ったりするなど、業務改善に積極的に取り組むよう指導するとともに、勤務時間が長い職員へは個別に声かけや指導をお願いしているところでございます。

さらに、各学校では週1日、定時退校日を設定し、職員同士で声かけしながら定時での退校を心がけております。

なお、本年度からは教職員が心身ともに健康

で教育活動に専念できるように、ストレスチェックを全教職員に実施することにしております。

中学校の運動部活動につきましては、県教育委員会からは週1日以上ノ一部活動デーとして休養日を設定するようにとの通知分がございませ

す。また、文部科学省からの通知文では、運動部活動について、授業が行われている学期中は休養日を週当たり2日以上設定するように求めています。

垂水中央中学校におきましても、各部活動において、通学用のバスが運行しない日曜日をノ一部活動デーと設定しておりますが、対外試合などがある場合は日曜日以外に変更するなどの取り組みをしているものの、時期によっては休養日の設定が難しい状況もあるとのことでございます。

持留議員も御承知いただいておりますとおり、中学校における部活動には大きな教育的意義があることは、多くの皆様方の御理解をいただいているものと考えますが、一方では、教員の部活動における負担の軽減及び生徒の健全育成の観点からも、部活動の運営の適正化を推進していく必要がありますことから、校長は保護者への御理解と御協力をお願いしているところでございます。

教育委員会としましても、児童生徒の健全な育成はもちろん、直接指導される教職員に健康で誇りと情熱を持って充実した教育活動を展開していただくために、教育委員会及び各学校における業務改善と教職員の勤務時間の適正化は大変重要な課題であると認識しておりますので、学校とも十分連携しながら取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 非正規職員の処遇改善についてお答えいたします。

5月11日の衆議院本会議において、地方公務

員法及び地方自治法の一部改正案が賛成多数により可決され、同月17日に公布されました。

今回の改正は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を維持するため、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、あわせて会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものです。

本案は、通常の事務職員等であっても、特別非常勤職員として任用し、専門的な知識・経験等に基づき助言・調査等を行う者に、また、臨時的任用は、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化され、新たに期限つき任用である会計年度任用職員制度を新設し、地方自治法改正において、正職員と同じ時間働くフルタイムの会計年度任用職員には、期末手当や退職金などの諸手当、パートタイムの場合でも期末手当を支給する規定を新たに盛り込む内容です。

しかしながら、本改正案につきましては、7月24日に総務省による説明会において、改正の要旨、運用上の類似と、その他円滑な施行のために必要と考えられる事項が示されることになっているため、今のところ改正制度を十分熟知しておりませんので、成立に関しての考え方を整備するまでには至っていないところでございます。

今後の取り組みにつきましては、予定されている平成32年4月1日施行までに、会計年度任用職員への移行、条例改正、年度をまたぐ育児休業や介護休業の取り扱い、財源確保と労使交渉を踏まえた多岐にわたる課題について、関係課長や担当者会議等で今後協議されて、必要な措置を講じていくものと考えています。

次に、非正規職員の実態についてお答えいたします。

平成29年5月末現在、市役所本庁及び教育委員会等の出先機関に努める非正規職員は107名

おり、職員数に示す割合は約45%となります。

非正規職員が担う役割につきましては、非常勤職員は専門的な知識・技能、または経験を必要とする業務を担っており、その職務に応じた報酬を定め、臨時職員におきましても、事務補助を初め、技術補助、看護師、給食調理員など、多岐にわたる業務を担っており、その職種に応じた賃金を設定しております。

非正規職員の処遇につきましては、公費負担で健康診断を受診できるようにし、公務災害補償については、民間の保険会社と契約して一定の保証を適用し、平成22年度に年次休暇制度の創設、23年度には忌引き休暇の付与、24年度には賃金の見直し、26年度からは35以上の生活習慣予防検診の対象者は、さらに胃の部分の検査を受診できるようにし、学校主事につきましては、夏休みの長期休暇中も週3日勤務の契約を更新し、健康保険も継続するように改善しております。

直近では、市民課国保係のレセプト点検補助員を非常勤職員扱いとし、消費生活相談員とあわせて職員に準じていた勤務時間を、午前9時から午後4時45分までに改善しております。

次に、非正規職員の災害補償についてお答えいたします。

本市の非正規職員の公務災害補償につきましては、現在加入している鹿児島県市町村総合事務組合の条例において、非常勤の職員・嘱託員等が公務上の災害または通勤による災害によって、負傷・疾病障害の状態、または死亡した場合に、その損害を補償する旨の支給要件が規定されておりますことに加え、先ほど処遇改善で答弁しましたとおり、臨時職員については民間の保険会社と契約をしておりますので、本市が任命する臨時・非常勤の非正規職員においては一定の公務災害補償が適用されることとなります。

次に、非常勤職員の育児・介護休業について

お答えをいたします。

地方公務員育児休業法により、一般職・非常勤職員で一定の要件を満たす場合には、条例で定めることにより育児休業、介護休暇の取得が可能となっています。

ただ、制定については、各自治体の判断に委ねられているところであり、本市においては現在、条例は制定しておりません。

以上でございます。

**○持留良一議員** 若干答弁漏れが1件あったんですけども、2番目の3番の、市長が国保税に対してどのように考えておるかということが、これはまた後で御回答をいただきたいと思えます。一問一答方式でお願いをしたいと思えます。

まず、平和の問題について、先ほど市長も、時代によって解釈も変わる云々というのがありました。しかし、私、この法律ができてから72年間、どんな状況下で、さまざまこの憲法に対する改正のいろんな動きがありましたけれども、しかし、72年間守ってきたということは、非常に私は重要な意義・役割を果たすことができるのではないかなというふうに思えます。

この前、NHKのアンケートがあったんですけども、57%が憲法9条の改正は必要ないというようなことも一つの反映かなというふうに思えます。

そういう意味では、やっぱりきちりとこれを守っていく、充実させていく、そして、何よりも憲法を、これは審議化していく、そのことが本当に改めて今日重要な時期になってきているのかなと思えます。

特に今、この前、安倍首相が憲法違反的な立場で憲法改正を主張されましたけれども、そういう状況であろうとも、逆に、さらにその憲法9条は大事だということで、その声は高まっている、そのことをこの点では指摘して終わりたいと思えます。

平和事業の取り組みなんですけども、先ほど

社会教育課のさまざまな取り組みが出されました。非常に社会教育課のこの間の取り組みというのは、大変私自身も評価できる内容があるなというふうに思っています。

しかし、まだまだ、先ほど言われたとおりガイドラインも十分示されていない。そして、しかし、文化財としての1995年のその認めていくということにはなったけれども、しかし、実態としてはさまざま問題があるというようなことがあります。

私が一番危惧しているのは、先ほど紹介をされました第61震洋隊の所なんですけど、これは新城麓の岩下の所にある施設です。御存知かと思えますけども、本当に草がぼうぼう生えて、直接行くことも不可能になってきているという状態もあります。これはやっぱりどう保存していくのかというのも重要な取り組みかなというふうに思えます。

もう一つは、今度、南の拠点事業の関係で、浜平が一つの地域になっているわけなんですけど、そこにもやはり、これは当時を知る浜平の鹿屋の基地のここに勤めていらっしゃった方が書いていただいた資料になるんですけども、ここにこういう形で魚雷発射場、私も見させてもらいましたけど、まだ石垣が残っていたりとか、そういう重要な施設がこんな形で残っているわけなんです。

そうしていったときに、まだまだ垂水としても十分な体制が、当然お金も伴う問題もありますので、そういう点ではまだまだ課題があるのかなというふうに思えます。

そういう意味でも、やっぱりこういうことも含めて、この重要な取り組みとして、やっぱり私は、垂水が8.5の空襲を受けて、一昨年もそれを記念にして図書館の方でありましたけども、やっぱりそれを喚起して、また、継承していく上でも空襲記念日をきちっと設ける必要があるんじゃないか、皆さん方が非常にたゆまぬ努力

で、この日がという形で取り組まれていく、それが全体的にどうかというのはさまざま検証もしなきゃならないと思いますけれども、この点について、どのような考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

**○社会教育課長（野嶋正人）** 一番初めに質問がありました震洋隊を含めましての史跡の保存につきましても、先ほど第1回目でお答えさせていただいたとおり、郷土史研究会なり史談会さんとまた今後いろいろと検討をしてみたいというふうに考えております。

また、日を設定して、大空襲の日に設定することにつきましても、あわせてまた検討をしてみますけれども、また、もう一方で、私たち社会教育課がやる上では、もちろん大空襲の日の戦争の悲惨さや命の貴重さもなんですけれども、例えば戦争ということでの負の遺産というものがある。

例えば、垂水小学校の和田英作の絵が空襲でなくなったりとか、文化財がなくなったりした、そういう事実なども広くまた今後とも訴えていければな、というふうに考えております。

以上です。

**○持留良一議員** ぜひ、この空襲の日の設定というのは、各市町村でも設定が新たにされた自治体もあります。そういう意味では非常に一つの、私たちが目に見える形でこの平和問題を考える日、また、それを継承していく日にもつながっていくと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

次に、国保の広域化の問題についてお聞きをしたいと思います。

先ほど日程的な問題も言われましたけれども、大事な問題は、国保協議会の答申が出れば、私たちこの自治体が関与することができなくなるという非常に重大な問題がひとつこの流れの中で出てきているんです。

そう意味では、やっぱりその前に、まだ試算

の段階でもいいからこれをきちっと公表をさせていく、ぜひこれは市民課としても努力をしていただきたい。

そうではないと、議会でそのことを反映させる。9月と言われますけれども、その時点ではどうなっているかわからないという重大な問題も発生してきますので、その点についてはしっかり取り組みをしていただきたいというふうに思います。これは要望をしておきたいと思います。

そして、3番目、市長にお聞きをしていたんですけれども、この問題について再度御回答をいただきたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の国保広域化についてどう考えるかという質問にお答えをいたします。

国保制度改革につきましては、全国で……

**○持留良一議員** 3問目です。あらゆる国保税ということですか。

**○市長（尾脇雅弥）** それでございますので、国保制度改革につきましては、全国で約3,500億円の法定外繰り入れを行っております。本県においても19市中17市で法定外繰り入れを行っているなどの状況を踏まえて、将来にわたって持続可能な国民皆保険制度を確立することを目的に行われるものでございます。

国としても改革に向けて総額3,400億円の公費の追加支援を実施することとしており、既に一部については公費の増額がなされているところでございます。

今回の改革における大きな変更点は、先ほど課長が説明いたしましたとおり、国保事業費納付金や標準保険料率を参考に、市町村が賦課徴収し、県に納付金を納めるという点でございます。

現行制度では、市町村が独自の判断で国保税の税率を決定しておりましたけれども、平成30年度以降の保険料率は原則県の標準保険料率が基準となります。

そこで、被保険者が払える国保税にしていくために、市長としてどのような考えがあるかということでございますけれども、制度上は保険料率が現行よりも一定以上上がる場合には、国が拠出する特例基金などを活用して激変緩和措置がとられることになっているものの、法定外繰り入れなどの影響により保険料率が上がるものは激変緩和の対象外とされているために、本市のように法定外繰り入れを行っている市町村については、保険料率が現行よりある程度上がるのが予想をされます。

本市においては、8月ごろ、先ほど申し上げました。行われる第3回目の試算結果が出てから平成30年度の保険料率について具体的な検討を始める予定でございますけれども、県が定める国保運営方針を参考にした上で、市民の負担増も十分に考慮して検討をする所存でございます。

**○持留良一議員** この負担というのは、大変私たちも危惧をしています。今回の表示試算の中では、一般会計からの法定外の繰り入れは入ってきません。当然そうなってくると保険料率は高くなるというのは構造上明らかになっているわけなんです。

ところが、この間の議論の到達というのは、今の状況の中で、払える国保税ではないと、そういう中で、市の一般会計からの法定外の繰り入れもしてきたという歴史的な事実があるわけなんです。

先ほど負担の問題を言われました11.4%、これは協会が出している負担率の中で、市町村は全国的には9.9なので、それ以上の負担率にもなっているわけなんです。

なおかつ問題なのは、いわゆる可処分所得この先ほどの事例等の中でいくと、2割から3割近い負担になってくると、そうなってくると本当生活そのものがやっていけないと、これが実態であったんだろうと思います。

だからこそ法定外の繰り入れもしてきたということがあり、そのことを市長も決断されて取り組まれたというふうに思います。

今回の運営方針の中でも、国はあくまでもこれは、法定外繰り入れは技術的な助言という形で、不課税決定権と予算決定権は市町村にあるんだと、だから市町村がどう考えるかという、そこについては国は何ら指導はしていかないという、それはそうです。

これは住民自治、そして、何よりもこれは自治事務、国保というのは自治事務だということがあるんですけども、その点についての市長の見解はどうでしょうか。（発言する者あり）住民自治事務であるということです。その見解。

**○市長（尾脇雅弥）** 2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、県が示す本市の標準保険料金は現行よりもある程度上がるということは予想をされておりますので、国保世帯の負担増については十分考慮する必要があると考えております。

新制度における一般会計からの法定外繰り入れの考え方については、5月11日の九州都市国保研究協議会の厚生労働省の榎本国民健康保険課長の講演の中で、赤字の削減解消は、方向としては出しているが、制度をソフトランディングさせることも一方で必要になるので、そういった中で赤字繰り入れの取り扱いについては、よく全体の状況を見ながら判断をしていく必要があるという発言もございました。

私どもといたしましては、榎本課長の発言も参考に、市民の負担増と一般会計、国保財政の健全化等を勘案して検討をしていく所存でございます。

また、一方で高齢化社会が進む中においては、財源の不足をどうするかというのは、根本的な課題に取り組む必要があるというふうに考えております。

そこで、今回、鹿児島大学との連携によりまして健康長寿の事業を進めることもあわせて、これらの問題の解決につながるというふうにかけているところでございます。

**○持留良一議員** 確かに両面からこの問題は取り組まないと、税の結果的には負担になってくると。医療費の抑制、早期発見、早期治療などを含めた医療福祉保健、この取り組みは重要だということは市長も今、認識をされたと思います。

ただ、やっぱり大事なのは、このような状況の中で、構造的な問題というのは解決はされていないと、脆弱な構造であり、所得者がこの大部分を占めると、そういう中で財政を確保していくためには法定外の繰り入れ、これは本当に重要な、本市のそういう被保険者を支える取り組みだということで、これは共通の認識になっているだろうということで、再度これは確認をして、次の問題に移りたいというふうに思います。

次は、南の拠点事業の問題についてお聞きをしたいと思います。

この問題でまず確認したいのは、このPFIの取り組みは、取り組みの段階から適用されるということと、市長は昨日、ふるさと納税の問題について、ルールはきちっと守っていくんだと、そういうことを言われたかというふうに思います。

そういう中で、お聞きしたいのは、1点は、今さまざまな角度からこの問題を質しましたが、この事業は一体誰のための事業なのでしょうか。再確認したいと思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 市民のための事業でございます。

**○持留良一議員** その中でこのPFI、市長も含めてですけれども、このPFI法、法をどのくらい熟知されているのか。我々よりも当然熟知度は高いというふうに思いますが、このあた

りはどの程度、僕は100%熟知されているというふうにお聞きしたいんですけども、そのあたりの熟知度はどうなんでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 100%という非常に大変なハードルではございますけれど、我々の中で、基本的な施策に関しての熟度というのは高めておるつもりでございます。

それにあわせまして、いろいろな事例でございますとか、いろいろなところで発生した課題等についても逐次勉強をしながら情報として取り入れていくことによりまして、熟度を高めていくという形の中で推進をしておりますので、ここ2年ほどの間には大分熟度は上がってきていると感じております。

**○持留良一議員** 特に事業の取り組みの問題、採算性の問題とか事業選定の問題なんですけども、特に、先ほど出ましたけども、PFIの5原則3主義の問題等があります。これは、内閣府はそれをずっといろんな形で、このPFIに関する問題の提起もしているんですけども、内閣府の基本方針は、何よりも透明性が原則なんだということも述べています。

それで、平成17年10月、地方公共団体におけるPFI事業についてということで改正がされていて、その中で、PFIの事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取り決め、PFI事業者の決算報告、監視等の結果については全て公開し、PFI事業の選定の手続、実施の透明性の確保を図ることというようなこともされていますし、また、その需要見通しについては、PFIの実施の検討に当たっては、事前に適切な需要見通しを行うなど、事業自体の必要性を十分検討するとともに、事業者選定段階においても需要、リスク、変動が存在する事業、または大きな事業については、過大な需要見通しを前提とした事業提案など、十分に審査するということが、これは2つの問題が提起されています。

というのは、私たちがまず最初の問題として、この検討をする段階で、じゃそれがきちっと出されたのかという問題にぶつかります。

2点目は、今後の締結後の、先ほど事業報告書を出すということでされましたけど、どこまでそれが出されていくのかわかりませんが、そのあたりが、このように考えたときに、やっぱり透明性、公平性、さっき、選定委員会もそうですけども、住民の参加の問題、利用者の参加の問題、なかなか図られていないと、そういうことを考えたときに、本当にこういう立場に立ってこの問題がクリアされてきたのかという点で、疑問・疑念を感じざるを得ないんですが、このことについてどうのこうのということはありませんが、今後の問題として、この9月契約締結時に向けての取り組みとして、今言ったみたいな形できちっとした資料を出していただきたいと思いますが、そういう保証はしていただけるのか、いわゆる国の通達等も含めた形で。

**○企画政策課長（角野 毅）** 広く開かれた意見の徴収とかいうことでございます。本事業の基本設計の策定時におきましても、市民の参加ということで、商工業でありますとか、産業界の関係者、女性の方々、垂水高校生、地銀の関係者の方々等とヒアリングを実施し、検討も進めております。

このようなことを繰り返しながら進めていくわけですが、今後、提案書の提出がございました後に、審査の方法の中身につきましては公表をしていくべきものでございますので、当然のこととして今回公表をしていきます。

**○持留良一議員** 国もこんな形で、内閣府を含めて問題点は毎年政策評価という形で指摘もしていますので、ぜひ、本当にこれ熟知されているんだしたら、そういうところも含めて目を通していただいて、必要な要望についてはきちっと出していただくと、そうでないと、最終的に私たちが判断するのです、契約書を。出てきて、

これを認めるのか認めないのかとなったときに、皆さんは提案、私たちは審査し、結果出していくという大きな重み、責任がありますので、それに耐えるぜひ資料を出していただきたいというふうに思います。

これは、ある種のPFIの関係で、修正案が出されて否決された中身なんですけども、やっぱりこれは観光客数を大きく見誤って、非常に過大に評価して事業見通しを立ててしまったということで否決をされたというのがあります。

それに耐えるような資料がないと、私たちも本当にこれがそういう発展性、地域経済にも大きな影響を与えるなというふうになりませんので、ぜひそのあたりはしっかりと出していただきたいというふうに思います。

次に、時間もありませんので、教職員の問題についてお伺いをしたいというふうに思います。

昨日、教育長は、まだこの時点で教育長、バンバンという形で責める気持ちはありませんけれども、昨日、教育の充実・発展に貢献したいということ述べられました。

私は非常に重要な姿勢だなと思ったんですけども、実際、指導をされる教育委員会というのは、私がいつも、私も遅いんですけども、8時、9時に帰るんですけども、それまでもいつまでも煌々と教育委員会自体が灯りがともっていると、どういう作業をされているのかわかりませんが、重要な仕事をされているのかなというふうに思いますが、大事な問題は、いろんな声が出ているんです。

先ほども出ました。教育に専念できるそういう条件を整備してほしいという問題とか、少人数学級の実現をしてほしいよと、それから、教員定数の改善を図ってくれと、文科省も非常に努力していると思いますけども、法改正による教員の勤務時間の改革をしてほしいと、こういう活動がされて、文科省も部活動の休養日の設定とか長期休業日の業務移管とか、いろんなこ

とはしているんですが、しかし、それであってもまだ今日解決をされていないという問題があります。

私も調べたんですけど、部活動というのは今から100年前にこの問題が発生しているんです。改めてびっくりしたんですけども、もう一つ、勤務時間が長くなっているんです。08年の学習指導要領の改訂、そして17年度、今年も増やす計画だと、こんな形で果たして今の現状が解決していくというふうに言われましたけれども、指導を管理する教育委員会自体も、そういう実態の中で本当に改善の方向というのは展望できるのか。

先ほど、冒頭言いましたけども、教育長は教育の充実発展に貢献したいんだと、そのためにじゃどんなふうに今のこの問題が解決していくのか、そうでなければ、この出された問題は解決していかないんだと思いますけども。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

学校教育課長から説明があったとおりでとは思うんですが、いわゆるシステムとか体制を整える、これは非常に大事なことだと思うんです。

私は、その前に根本にある意識の改革が大事だと思っています。それは、行政もそうです。学校もそうです。保護者・地域もそうなんです。

つまり、いい教育というのはやはり時間がかかる、これは大前提だろうと思うんですけども、ではなくて、これからは発想の転換が大事だと思っています。

時間を効率よく使いながら、そして、結果いい教育を提供していく、こういうものを求めていかないと、やはり、心身ともに元気で子供たちには向き合えないと思うんです。

そういうところを、ぜひ持留議員さんからも保護者・地域にもお伝え願えればありがたいなと思っています。

以上でございます。

○持留良一議員 問題をこちらにブーメランで

返ってきてまして、これは当然ともに地域の問題として、これまでも学校、中学校等はいろいろそういう点では取り組んできましたので、そういう実績をまたいろいろ参考にしながら経験していきたいと思います。

そして最後、非常勤職員の問題なんですけども、この問題で重要なのは、地方行政の重要な担い手であると総務大臣が述べているんですけども、改めて確認したいんですけども、市長、正規職員、地方行革の重要な担い手であると、その認識に立っておられるのか。そうでなければ今後改革はできないと思いますが、その考えがあるのかどうなのか、それをお聞きして、私の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 働く環境の整備充実というのは非常に重要なことでありますので、しっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○持留良一議員 重要な非正規職員が重要な担い手であるのかどうなのか、その確認をしたいと。

○市長（尾脇雅弥） 重要な担い手であると認識をしております。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。次は2時10分から再開いたします。

午後2時0分休憩

午後2時10分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 皆さん、お疲れさまでございます。最後になりました。よろしく願いをいたします。

NHKの日曜日のど自慢であれば、最後の方が3つ鐘がよく鳴るようですけども、議会

はそういうわけにもいかないでしょうから、よろしく願いいたします。

まず、垂水市の農業の活性化についてをお尋ねをいたします。

昨日から重複する点もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

高齢化や後継者不足により、遊休農地や耕作放棄地が増えることが予想をされておりますけれども、解消のためには、日ごろの農業参入誘致なども一つの方法として考えられますけれども、まず、垂水市における現状についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、企業農業で水耕栽培のように取り組むようなお話も聞いておりますけれども、生産物の安定供給のために、一定の雇用と安定した労働環境が創出され、職を求める多くの人にとっても働きやすい労働環境が生まれるのではないかと考えるわけですが、今後どのような取り組みをされるのか、また、どのような取り組みが必要であるかあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、南の拠点整備事業でございますけれども、垂水市、多くの団体があるようですが、各団体の皆さんはどのようなふうにご理解されていらっしゃるのかお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

また、打ち合わせ不足でわからない点がございましたら、反問権を執行していただきますようお願いいたしますして、質問を終わります。

**○農林課長（二川隆志）** 篠原議員からの垂水市の農業の活性化について、企業の農業参入の現状と取り組みについて、御質問にお答えさせていただきます。

垂水市の現状としましては、高齢化や後継者不在により、農家戸数が平成22年から平成27年の5年間で943戸から788戸に減少し、遊休農地面積は全農地の21%、286.5ヘクタールに及んでおります。全国的な傾向であり、憂慮する事

態であります。

今後、関係機関とも連携しまして、新規就農者を初め、耕作者を確保していくことが喫緊の課題となっていると考えております。

そのような中でございますけれども、本年5月には企業等の農業参入等を担当する県農政部経営技術課の方々が来庁され、情報交換を行ったところでございます。

県としましては、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるための一つの手法として、企業等の農業参入を課題に掲げておられます。

そのために、企業が参入しやすい環境の整備として、農地の集約化に積極的に取り組み、集約された農地の情報を県にも提供することで、参入を希望する企業への橋渡しを行いたいとのことございました。

今後、担い手や農地の現状等について、これまで以上に県とも情報共有を図り、企業等の参入による農業の活性化を初め、雇用の確保などについて、合同で継続して協議していくことを確認したところでございます。

また、市内企業の動向についても情報収集に努めまして、支援の体制を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、水耕栽培の取り組み状況でございますが、水耕栽培は、季節や天候に左右されずに、野菜等の植物を計画的かつ安定的に生産でき、高度な農業生産の実現、地域の雇用と所得の喪失、民間企業等の農業参入といった観点から、大きな関心と期待を集めております。

現在、市内へ企業進出された異業種1社より、新たに農業参入の形態で、人工耕と水耕栽培技術による植物工場建設の構想に関する相談を受けているところでございます。

企業側では、自社製品の輸出を含めた販路開拓と並行しまして、工場建設を進めたいとする構想を持っております。

本年5月には県内の異業種企業により導入さ

れました県内の植物工場を現地調査されるとともに、県外視察も行うなど、積極的に農業参入の検討を進めておられる段階でございます。

本市といたしましても、国の事業を活用した葉物野菜の植物工場事例を調査いたしました。この事例においては、事業申請の前段として、テストプラントによるデータ取得など、数年以上を要し、先進的技術を用いた計画上の課題解決はもちろんのこと、販路の開拓につきましても、社員が何回となく量販店やホテルなどに足を運び、試食等をしていただきながら取引先を1つずつ増やしていかれたとのことでした。

また、実際の取引面では、単価は少々割高の設定にならざるを得ないものの、年間を通じて一定価格、一定量での取引が可能なのが高評価を受けているとして、中でも品薄傾向の夏場は、自社商品を選んでいただくと手ごたえを話しておられました。

さらに、導入事業の成果目標の一つとして、商品の海外輸出を行うことも位置づけられており、台湾やシンガポールなど、航空便、船便ともに品質保持は実証済みであることから、今後、輸出に向けて取り組みを展開されていくものと思われまます。

本市としましては、国の補助事業など、支援の動向を注視しながら、現地調査や情報収集を引き続き進め、計画中の企業に対しても情報交換を行ってまいりたいと考えております。

同時に、企業には生産技術面の確立を初め、工場建設後の雇用確保の計画や販路開拓、コスト管理など、持続的な経営を確実に可能なものとする詳細なプランもお示しいただきながら、補助事業活用の提案などを行う必要があると考えております。

あわせて、企業の農業参入の形態や農地利用の有無など、基本的な事柄も含めて、企業の意向により支援策のあり方もさまざまに検討をする必要がありますので、関係課との連携や関係

機関の御協力もいただきながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 篠原議員の御質問でございます。市内の各種団体の理解につきましてお答えをいたします。

南の拠点事業、本事業を推進していくためには、篠原議員の御指摘のとおり、土地所有者を初めとした市民の皆様、また、各種団体の御理解が必要不可欠であるということは、我々も感じております。

このため、これまで広報紙や市の広報ウェブサイトを活用した広報活動、また、商工会、地元の土地所有者でありますとか、地元の方々への説明会、それから、観光協会、また、行政連絡会、そうしんブレーン21、若手の経営者の方々のご会でございますとか、カトリック幼稚園の保護者会、さざなみ保育園の保護者会等、いろいろな会に参加をさせていただきましてお時間をいただいて、事業の必要性等について説明をさせていただいてきております。

その結果、昨年11月号の広報紙発行後には、本事業に期待するお便りを複数いただきまして、最近では市内外の事業者の方々から、出店に関するお問い合わせ等を多数いただいているところでございます。

また、本年3月には垂水経済同友クラブからの南の拠点整備事業構想に関する提言をいただき、官民一体となって事業を成功させたいでありますとか、商店街との連携などを期待する賛成の御意見をいただいたところでございます。

一方で、情報不足による事業のあり方や、事業振興の手法に対する不満や反対の御意見をいただいていることも事実でございます。

このことは、事業の受け手としての特性、つまり、出展者などの利害関係者、そして、利用者においても、高齢者や子育て世帯等の年齢構想などによりまして、必要とする情報と、発信

された情報がマッチしていないことが原因ではないかと思えます。

このようなことから、エリア内に整備予定の子供広場のあり方については、市民の皆様に積極的に参加をいただき、子育て世代に御協力をいただき、アンケート等を実施いたしました。

今後も可能な限り情報の受け手に配慮をした情報発信を行い、市民の皆様の理解度の向上を図り、施設整備のコンセプトでございます性別や年齢を問わず、地域住民や観光客などが楽しめる公園の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** それでは、農政からもう1回お尋ねをいたします。

課長のほうから御答弁をいただきましたけれども、遊休農地、耕作放棄地の解消に当たっては、企業農業の参入とか、そしてまた、企業の皆さんが水耕栽培とかされる話があるようでございますけれども、現在、垂水市でも企業の方が農業に参入をされているわけですが、水耕栽培においては、限られた面積ではなかろうかと思っておりますので、やっぱり土地利用型の農家の方も参入といいますか、誘致されますようお願いをいたします。

それでは、もう1点お尋ねをいたします。若手就農さんへ対する支援策について。

大野垂桜の地区の茶農家のほとんどの方が廃業をされたと聞いておりますけれども、今後どのような農作物を栽培されるのか、そのためにはどのような支援をされていくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、農家の中には無人販売所を設けて売上げを伸ばしたり、飲食店と契約して安定した収入を獲得するなど、意欲的に販路開拓する農家が出てきております。

これらの若手農家を初め、これに続こうとする農家などに、どのような支援が必要と考えて

おるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○農林課長（二川隆志）** 篠原議員の御質問にお答えいたします。

まず、大野垂桜地区のお茶農家につきましては、大野原緑茶生産組合と高隅山麓茶生産組合の2つの組合があり、平成28年度をもって大野原緑茶生産組合が廃業されたものでございます。

茶園につきましては、国の茶改良支援事業補助金により、約5.8ヘクタールを伐根し、一般の農地として利用するための整備をいたしたところでございます。

整備後の農地につきましては、一部を御自分で野菜等を生産する農地として、残りの農地につきましては法人の方々や他の農家へ貸し出しをされるということでございます。

なお、廃業された方々におかれましては、以前から林業を行われたということから、今後は林業を中心に農家経営を行い、大野の気候風土を生かした野菜やサツマイモなども同時に生産していかれるということでございます。

今後の支援といたしましては、県農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りに伴う必要な手続の支援、また、人・農地プランの策定による中心経営体への農地集積に向けた取り組みの支援等が考えられます。

地域内においても、将来の農地利用について耕作を検討しておられます。

次に、若手就農者などに対する支援策等についてお答えいたします。

ただいま議員が事例として上げられました無人販売所や個別の飲食店との契約により、販路を確保される動きがあることについては、農業者の所得安定や向上が期待できることから、そうした取り組みを意欲的に推進しておられる若手農業者を頼もしく感じております。

また、消費者や就農を考える他の青年層に対しましても、農業の可能性や魅力を伝えられる取り組みであると認識しているところでござい

ます。

農林課といたしましては、要件を満たされた認定新規就農者に対し、国の農業次世代人材投資事業の活用を初め、新単独事業として、生活支援金や機械設備導入経費の一部助成等で支援を行っているところでございます。

そのような取り組みとともに、新規就農者の方々が生産する農林水産物により、市内飲食店や学校給食等において食材として活用していただく機会をふやす取り組みのほか、当市ふるさと納税の返礼品として採用していただくなどの地産地消につながる取り組みについて、意見交換を今後も行っていきたいと考えているところでございます。

また、経営安定化を図るための所得向上の取り組みとしましては、販売先を初め、販路確保の支援も行わなければならないと考えております。

現在、水産商工観光課のほうで、県内外で企画されておりますイベント、商談会、そういったところに新規就農者の方々と一緒に参加させていただけるように働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

このイベント、商談会におきましては、やはり市場がどのように評価をされているのか、消費者がどのようなニーズを持っているのかを直接肌で体験できる機会でございますので、積極的に参加できる環境の支援を考えているところでございます。

新規就農者の方々の一刻も早い自立、これがこれからの5年後、10年後に新たに新規就農として、就農を目指す方々の呼び水となり、若手就農者の方々の多様な経営スタイル、また、農業者個々で描いておられる将来プラン、そういったところを的確に我々は把握することに努めまして、その実現のため可能な限り支援を行うことが、本市農業の新たな可能性や展望につながると考えているところでございます。

地産地消の推進とともに、販路確保に努める支援や、県の生産工程管理認証であります契約の取得による消費者の安心と信頼確保につながる取り組みなど、新たな需要への開拓につながる取り組みを大いに支援していきたいというふうに考えるところでございます。

以上のように、若手農家で意欲的に農業経営を考えていらっしゃる方々への支援について、その方々との意見交換等を通じ、どのような支援を望まれているのか、そして、どのような対応ができるのか、関係課、関係機関との課題や方向性を共有しながら検討をして支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

まず、この大野の垂桜地区ですけれども、本当は垂水では優秀な茶農家が多かったわけですが、大方の方が廃業をされたということで、1人の方が残っていらっしゃるんですか。

そういう、残念ではございますけれども、垂水から見れば、高い、涼しい所でございますので、高山野菜といいますか、下場につくれない夏場に、夏場ではどうしても早くつくれなわけです、下場では。だから、涼しい大野のほうで野菜をつくるとか、そういうのも勤めていただけたらありがたいなと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、若手農家がぽつんぽつんと出てきていることは大変喜ばしいことございまして、ぜひ、いろんな支援がありましたら御指導をさせていただきますようお願いをいたします。

それでは、農政についての質問はこれぐらいにしておきますけれども、農林課長は昨日から一番出番が多いようですけども、お疲れのないようによろしくお願いをいたします。

要望にしておきますけれども、台風16号による農地災害の早急復旧ですけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

池之上議員の質問では、農地災害の申請漏れはなかったというようにお聞きしましたけれども、ちゃんと調べていただきたいと思います。

早期復旧について頑張っていたきたいと思っています。農家の方々も早うしてくれんどかいというようなどころもございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、もう1点は有害鳥獣の捕獲に従事しておられる方々に対する手当の支給について、市長、お願いをするものでございますけれども、お聞きした話によりますと、捕獲に従事された方への謝金といいますか、報償といいますか、大分時間がたってから支給をされていると、年に2回か3回だそうです、支給が。

有害鳥獣捕獲は農業のこの振興には欠かすことのできない取り決めでございますので、捕獲者の意欲が薄れたりするようなことがあってはならないと考えております。

そこで、捕獲者に対する謝金などの支払いを、今よりも回数を、年に2回、3回じゃなくて、県の補助金と市の単独があるようですけれども、経費と時間を伴って大変なこの仕事でございますので、ぜひここら辺は、年に2回か3回しか、農家のために一生懸命鳥獣害の駆除をしていただいているわけです。だから、たった2回であって鉄砲の玉を買ったり罠の針金を買ったりいろいろ経費も要るわけです。

市長、ぜひこっちは考えていただきたいと思います。

大概の人は、月に1回報酬やら給料やらもらえるけど、月に1回とは言いませんけど、この有害鳥獣を駆除される方々は、本当大変です。ぜひ、支給回数を多くしていただきましたら、本当喜ばれると思います。

市長さんの回数を増やしてくれやったというふうに喜ばれると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは要望としておきます。

それから、林務のところこういう猿被害対策のモンキードックという冊子がありましたけれども、確かにサル、イノシシ、上野台地ハウスの前に犬かごをやって、犬を飼っている方がいらっしやいます。そこは被害がないそうです、聞くところによりますと。

だから、農家の方が取り組まれるか取り組まないかは別といたしまして、この冊子が余計なかったらコピーでもして、農家の方に渡していただけたらありがたいと考えております。

全国における追い払い犬の育成状況というのが載っておりますけど、モンキードック、猿を追っ払うんだそうですけれども、都道府県で23の都道府県、市町村で61の市町村、2年前です、これは。

それから、モンキードック、犬の頭数が351頭いると書いてございますので、ひょっとしたら垂水の農家もイノシシ、サルの被害がございますので、取り組む方がいらっしやるかもわかりませんので、ぜひ課長、御指導をよろしくお願いをいたします。

それでは、南の拠点に入りますけれども、今、先ほど各種団体の理解度はどうかということでお尋ねしましたら、あちこち相談をされているようですけれども、垂水市、私もよか機会に、垂水はいけんな組織があっどかいと、団体があっどかいと、調べさせていただきましたら、40から50あります、団体が。このうち5つか6つか説明をされたと思いますけれども、こんなに各種団体があるということを課長も知っていらっしやると思いますけれども、水産商工だけでも観光協会、商工会、商工会青年部、商工会女性部、特産品出荷者協議会、経済同友会、漁協、農協とか、農協は農林ですね。そういうふうで40から50あるそうですございます。

それはそれといたしまして、機会あるごとに多くの方に説明をしていただけたら助かるなどと考えております。

それで、一つ二つお尋ねをいたしますけれども、垂水版GMOということで、株式会社 垂水未来創造商社を活用されており、この商社が南の拠点整備事業においては、さまざまな場面で大きな役割を行っていきと思いますと、以前同僚議員の質問に、2年から3年のスパンの事業づくりを行っているとの情報をいただいているということでした。

商社に対して、1株主という立場で、経営に対してチェックをし、地域商社としての役割が発揮できるよう支援していきたいと答弁をされております。

あれから半年になったわけですが、その2年から3年のスパンの事業計画はどうなっているのか、本来はこれからの15年間事業計画も必要と考えられますけれども、チェックもされていると思いますが、市民への公表、理解度は求めているのか、できれば副市長さん、よろしくをお願いします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 事業内容のことです。ですので、私のほうで答えをさせていただきます。

株式会社 垂水未来創造商社の事業計画につきましてでございますけれども、商社は、国が示しましたまち・ひと・しごと・創生基本方針の2016におきまして、マーケティング戦略に基づきまして、商品開発や販路拡大をプロデュースする地域経済の司令塔の役割を担う法人の組織でございます。

同社の定款に主な事業が示されておりますけれども、道の駅の企画・運営を初め、本市畜産・水産物の商品開発・販売促進、人材育成等が記されております。現在、商品開発や販路拡大に実績のある経営体制により、地域経済の司令塔となるよう事業を行っているようでございます。

道の駅関連事業でございますけれども、南の拠点整備事業のPFI事業に関して、鹿児島総

合企業体の協力企業として係っていらっしゃるようございまして、また、民間活力エリアにつきましても調査を行っておられるようございます。

市としましても、本市が策定した基本構想との確認を行いまして、土地所有者である垂水市土地開発公社との協議を行いながら、基本構想でお示しをした目的と成果が達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

商品開発関連事業でございますけれども、昨年度、商品力向上スクール事業を展開していただいております。本年度も引き続き商品力向上に取り組みながら、本市のふるさと納税事務につきましても、新しい返礼品の開拓に向け、品質の向上や管理を徹底し、寄附者のニーズに即したサービス提供を期待しているところでございます。

人材育成関連事業につきましては、地方創生事業でございます企業版ふるさと納税を活用いたしまして、垂水市地域若者周知拡大プロジェクト事業に取り組んでいただいております。

垂水高校を初め、県内の大学や市内の事業者と連携をとっていただき、若者に対して垂水市内事業者の魅力を発信し、地元への就労や定住の機運を高める事業展開を実施されております。

以上のように、設立後1年が経過をいたしましたけれども、積極的な事業展開が行われているようございます。

市といたしましても、地方創生が官民連携を求めることもありまして、民間が担うべき分野に対しまして、経営視点を尊重しながら、一株主の立場で地域商社としての役割が発揮できるかどうかチェックをしまいたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

それでは、続いて3回目ですか、先だって、要するに日銀の国債保有残高が過去最高を更新

し、日銀の保有資産が増加を続けることについては、将来景気が改善し、国債や上場投資信託の買い入れを縮小、停止する方向に向かった際、市場に悪影響を与えるとの懸念も出ていたとありましたが、15年の長期スパンで本市は過疎債活用の当初2億円と、毎年の3,400万円前後の投資で済むということでありましたが、先行き不透明感が出てきそうなどころでございます。

全国的にもPFI事業の頓挫や裁判等で争っているという話もお聞きいたします。

垂水未来創造商社の事業計画にも触れられましたが、参入企業体への影響の懸念はないのか、課長にお尋ねをいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** 資金についての御質問にお答えいたします。

資金の一部でございます過疎債につきましては、PFIに係る全体事業費7億977万6,000円のうちの2億円に充当を現在いたしております、平成29年度予算にPFI事業整備負担金として計上をいたしました。

償還期間は12年でございますが、初めの3年間は据え置き、残り9年で分割償還をいたします。

この過疎債は償還金の7割が交付税措置をされますので、大変有利な起債事業でございます。

全体事業に過疎債を充当することが理想的ではございますけれども、適正な国の過疎起債計画を考慮し、2億円を充当したところでございます。

また、残りの5億977万6,000円は、一般財源から支出することとなり、PFI事業運営負担金として平成30年度から平成44年度までの債務負担行為につきまして、議会の皆様の御承認をいただき予算措置いたしましたところでございます。

こちらの償還は15年間で、毎年約3,400万円としておりますけれども、PFI法に基づき、一定の要件を満たす事業につきましては、地方

交付税措置が講じられることとなっているようでございますので、国の財政制度に注視しながら、本市にとって有利な事業となるよう活用をしてみたいと考えているところでございます。

なお、冒頭申し上げましたPFIにかかる全体事業費7億977万6,000円でございますが、この金額は、想定し得る最大の金額でございます。本事業に参加を表明されました事業所から7月に価格を含めた事業提案書が提出される予定でございますので、その提案価格により償還金の返済額も減額されるものと見込んでおります。

このようなことから、予算額内での対応が可能であり、交付税措置も見込まれますことから、適正な償還計画であるというふうに考えるところでございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

課長の自信のほどが聞こえてきたわけですが、ひとつまた心配といえば心配なんですけれども、参入企業体への影響の懸念も含め、昨今、地方自治体の基金保有を隠し財産と捉え、交付税の削減との声も上がり始めているわけですが、この15年間の本市の財政状況は、特別会計への経常的な繰り出しも続くんじゃないかと考えております。

この状況を見据えながら対応できていくのか、また、こういうことを市民の皆さんにどう理解を求められていくのか、財政課長、お願いいたします。

**○財政課長（野妻正美）** 南の拠点事業による市の財政の影響につきましては、平成29年第1回定例会におきまして、川尻議員の質疑に、岩元前副市長が答弁いたしておりますが、債務負担を後年まで負担が続くという考えではありませんで、単年度にかかわる多額の事業費を後年に分割すると考えた場合、今回の債務負担は単年度に7億円かかわる事業を、15年で分割する

ことで、負担できない費用を可能にして事業開始ができたと考えております。

同じ意味合いで、後年へ負担を分割している地方債も、公債費として毎年10億円程度支出しております。

四、五年前は公債費が13億円程度で推移していたことを考慮いたしますと、公債費は減少しておりますので、債務負担分、3,500万円程度増加をしても、毎年負担する分は11億円程度となり、市の負担の平準化ができていていると考えております。

財政の状況につきましては、災害等、いろいろ要因はございますが、南の拠点整備事業そのものが本市の財政状況に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、この財政状況につきましては、規定に基づき公表をしているホームページ、市報等で公表をしているところでございます。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 余計な心配して済みません。大丈夫やほんのこて。大丈夫だそうですので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後になりますか、市長にお尋ねをいたします。

市民は、本市の、先ほども申し上げましたとおり、財政状況を常に心配をしていらっしやいます。人口減少がスピードアップして続く中、本当に大丈夫なのかと、本市の短期・中期・長期の事業計画や財政状況を南の拠点整備事業関連と結びつけながら、市内各種団体に説明がしてあるのかと、理解を求めているのかということでお尋ねをいたします。

もし、全体的にそういう各種団体に説明とか理解が求められていないとすれば、今から説明をすべきじゃないかと考えておりますけれども、よろしく願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 篠原議員がおっしゃるとおり、人口は減っていく傾向にありますから、

そういった中で財政の問題はどうなんだというのは当然の視点であると思います。

当然、我々もそのことも視野に入れながら、いろんな事業を進めているわけでございますけれども、まず、私自身、議員になった当初といいますか、合併の議論がありまして、そのころの財政状況の一つの指数として、将来負担費比率100.2だったか、96市町村の中で下から2番目に悪いような状況でございました。

御案内のとおり、貯金も4億円ぐらいでしたでしょうか、借金も130億ぐらいありまして、そういったことが一つの理由となって合併ができなかったという状況もありました。

職員の皆さんや市民の理解、議員の方々の御理解をいただいて、そういったものを立て直すということ、一生懸命頑張った結果として、今、貯金も数十億、借金も90億円台、加えてふるさと基金なんかの新たな財源等もございまして、先ほど申し上げた将来負担費比率につきましても、両漁協の損失保障をやめて、たしか10、20%ぐらい台までかなり改善をされておりますので、そういった意味ではかなりいい状況になっていると思います。

ただ、将来にわたってはしっかりと、10年、20年見据えた形での財政運営というのはやっていかなきゃいけないのは、そのとおりだと思います。

私が今回、この南の拠点整備をひとつやらせていただく、御提案をしている状況としては、全体的な背景の中で、日本全体が人口減少社会というのは誰もが認めるところでありまして、そういった中で、例えば近いところであれば「せごどん」であったりオリンピックであったり、国体であったり、ひとつそういった大きな事業の中で、垂水が持続可能な投資をせんといかんとか常々申し上げておりますけれども、6次産業化と観光振興というのが一つの大きな旗印でありまして、観光に関しては人が減ってから

交流人口でパイを稼いで経済を回していこうというのが基本的な考え方でございますので、そういうことでやっていきたいというふうに思っておりますし、御理解賜ればありがたいなというふうに思っております。

ただ、説明が十分かということに関しては、先ほど担当課長が申し上げたような形で、いろんなところで説明はしているんですけども、同じ話をみんなが共通で聞いているわけでありませんので、またいろんな御意見もあろうかと思っておりますので、できるだけ広報紙とかホームページもそうなんですけれども、いろんな場面を通じて、できるだけそういう現状はこうですよというような情報発信はしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

やめようかと思いましたが、少々時間があるようですので、多くの同僚議員が南の拠点事業については質問をされておりますけれども、当局のこの答弁というか、こんなお話を聞いておりますというと、バラ色、よかことばかりだけ聞こえてくるんです。よかたち、心配すんなどというふうに聞こえてくるわけです。

そこで、本当に垂水市にとって、それから、市民にとってデメリットはないのか、なかればなかでいいです。お尋ねいたします。

○議長（池山節夫） どなたに。

○篠原静則議員 答弁したい方で。

○企画政策課長（角野 毅） 篠原議員の御質問でございますけれど、バラ色の計画なのか、全てにデメリットはないのかというお話でございます。事業展開をする中では、いろいろなメリット・デメリットがかかわりながら事業展開というのはするものだと考えております。

メリットを最大限に広げること、それから、デメリットを最小限に抑えることという工夫を

凝らしながら、実施する事業がいかにか魅力的な、市民にとってよい事業になるのかということに着眼点を置きながら事業展開を進めていきたいと考えておりますので、議員の方々にバラ色に聞こえるということは、我々としては非常に、自分の絵としてうまく描けているのかなと今思うところでございます。

今後ともそういった自分たちの自負、自信を持ちながら事業展開をすることがより展開としてはよいものになっていこうと考えるので、より検討を重ねながら、協議を重ねながら、よりよい事業展開になるように努力をしておりますので、御協力のほうをよろしくお願いをいたします。

○篠原静則議員 今のところデメリットはないということですか。

○企画政策課長（角野 毅） 事業展開の中では、いろいろなメリット、デメリットがございますという形でお話をさせていただきました。

メリットもデメリットもございますけれども、デメリットについては、最小限にデメリットを抑えることができる政策を、メリットに関しては最大限に広げることができる方策をという形で検討をしながら事業展開を進めていきたいということでございます。

○篠原静則議員 要望にしておきますけれども、ぜひ、一番大事なのは、絵を描くのは皆さんはプロですから簡単でしょうけれども、いろんな問題がデメリットといたしますか、あると思います。やっぱりそこをちゃんと表に出して検証をするのも大事じゃなからうかと考えておりますので、ぜひそこら辺もなんでかちゅうと、私だけじゃないかと思えますけれども、私の身の回りの人間が、ほんのこて大丈夫やっとなと、そういう意見も多々あるんです。

だから、いいことを並べれば、それはいいでしょうけれども、やっぱりデメリットはデメリットでこういう問題があるんですよと、それを

表にちゃんと出して、こういうのを解決するにはどうすればよかったなという、お互い問題提起をしながら進めていくのもいいじゃないかなと思います。

どうも、終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明15日から6月22日まで  
は議事の都合により休会とします。

次の本会議は6月23日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後2時53分散会



平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 9 年 6 月 2 3 日



本会議第4号(6月23日)(金曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年6月23日午前10時開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの会議を開きます。

△日程の追加について

○議長（池山節夫） 先ほど村山議員ほか、鬼王寺議員、池之上議員、北方議員、森議員、篠原議員の5名の賛同者により、議長の不信任決議案についての動議が提出をされました。この動議は、会議規則第14条の規定による賛同者がおりますので、成立いたしました。

本案は私の一身上に関することであり、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥となりますので、議長を副議長と交代いたします。

[副議長、議長席に着席]

[池山節夫議長退場]

○副議長（川越信男） それでは、池山議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により、しばらく私が議長の職務を行います。御協力のほど、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。この際、本動議を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、本動議を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

△議長の不信任決議案について

○副議長（川越信男） それでは、追加日程第1、議長の不信任決議案についてを議題といたします。

提案者に提案理由を求めます。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 おはようございます。それで

は、議長の不信任決議案について、提案理由を述べさせていただきます。

私たち垂水市議会議員は、選挙で選ばれ、市民の代表として、その責務は、市民生活の向上を目指し、市政の公益につながる審議を尽くすことが重要であり、かつ議場の秩序保持に努めなければなりません。そのために議員の発言は、発言の自由を原則として保障され、誰であろうと、これを侵害することは許されないものであります。

今回、私の一般質問の場で、質問要旨を通告書及び打ち合わせ、そして書面にて事務局を通じて事前に伝えていたにもかかわらず、議長は、南の拠点整備事業に係る全ての2回目以降の回答を範囲外として、質問の制限をされました。

一般質問は、年4回、市議会定例会において、議員に与えられた貴重な場であり、地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針等について所信をただし、あるいは説明を求め、または疑問をただすことにあります。

議会は、市長等との間において、対等な立場で緊張関係を保持し、本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行うことができ、執行部も議長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために質疑及び質問の範囲を確認するために反問することができると、垂水市議会基本条例に明確に定めております。

今6月市議会定例会における私の一般質問で、一部打ち合わせ不足の反省点もありますが、議長の2回目以降は範囲外とする発言は前代未聞であり、自席への着席を強要されたあげく、しかも休憩時間とはいえ、議場内での大声での非礼な言葉は、議長としての識見を疑うものでございます。

今回の議長の発言と行動は、市議会を代表する中立、公正、公平に努める重要な職責、地位

にありながら、著しく中立性を欠くものであり、かつ品位を重んじる垂水市議会会議規則の規律に違反しており、現時点において、議長職の適格に欠くことと言わざるを得ません。

ここに先輩議員の方々の御賛同をいただき、垂水市議会は、議会の権威と品位の保持、議員の職責を鑑み、議長の不信任を決議するものでございます。

以上でございます。

○副議長（川越信男） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 今、説明がありました。その中で、提出者にお聞きしたい点が数点ありますので、質問をいたします。

まず、1つ目ですが、この議長に対する不信任案の動議を出す前に、昨日議会運営委員会も開催されているにもかかわらず、そこで審議がされたのかされていないのか。

また、本日緊急動議を出された大きな理由と、これをまず1つ教えてほしいということと、あと2つ目は、この動議の理由です。

いわゆる質問を一旦とめられたということ、2回目以降の質問をされなかったということでもありますけれども、当日休憩を挟んでから、通告のあった大きな項目の3項目の小さな項目で2項目、これについては質問を再開しているという事実がある。これで問題は解決しなかったのか。

あともう一つは、大声で非礼な言葉を出されたということですが、これは議場において議長が提出者に自席へ戻るように数回言ったにもかかわらず、席に戻らなかった。これに対して注意をするために言ったということも聞いておりますけれども、その点のところは、これを調べられたのかどうかですね。

あと3点目、この議長に対する不信任案だけがクローズアップされていますけど、対象になった方に何の落ち度もなかったのか。

あと4点目は、この緊急動議以外に議運、もしくは全協、円満解決する気はなかったのか、この4点ちょっとお聞きしたいと思います。

○村山芳秀議員 まず、出す前に議運のほうで審議をされたかということで、昨日議会運営委員会のほうが開催されて、これについては、執行部側、それから議長、それと私の3人、議運のほうに呼んで、事情を聞いておられます。

それから、これを出した大きな理由ですが、審議の一般質問の途中で質問を遮られたと、しかも執行部側が1問目、2問目までは質問、先ほどございましたけど、回答をされておりましたので、それで前後しますけど、最後の質問となりますが、1問目、2問目については許されましたので、私のほうから追加で質問ないし回答、こちらのほうの質問をさせていただいたところございました。

それと、休憩を挟んで大きな声を出されたということでしたけど、自席に戻るよにということ、議長席からのあれで、休憩になってから、私の自席のほうでメールを、メールとか、SNSをお送りしたりしたというような御発言いただきましたけど、そのSNSのほうを私のほうで見ていなかったという事実もございまして、そういう大きな非礼を語ったんだということを主張されておりましたので、本日はこういう形で表現をさせていただきました。

それから、対象になった、これはちょっとわからなかったんですけど、もう一遍、もう一つ質問、答えていない部分をちょっと再質問お願いします。

○堀内貴志議員 3つ目は、要は今回議長の不信任案だけがクローズアップされているというように印象づいています。この対象になった人、提出者になるとは思いますけれども、提出者の行

動に落ち度はなかったのか、その点をちょっと確認したいと思います。

**○村山芳秀議員** この提出の中にありますように、一部打ち合わせ不足という反省点もございますが、少なくとも3つの項目に対して、こちらのほうから質問をやっており、特に3問目につきましては文書で回答を求めており、そういうことに対して全く回答がなかったということでございます。

**○堀内貴志議員** 終わりますけれども、2つ目にちょっと質問したことで、要は議場というのは、いわゆる議長の裁量、議長の判断だと思うんです。私も当日ここに座っていましたので、よくわかるんですけど、議長は、まず自席へ戻りなさいと、何回もおっしゃっておられる。数回、（発言する者あり）はい。それを戻らなかった、このことがちょっと私気になるんですけど、もう一つは、非常に残念なのは動議、議運や全協で円満解決する、いきなりの動議じゃなくて、それで円満解決する、最善の努力をされたのか、それだけちょっとお聞きして終わりにしたいと。

**○村山芳秀議員** 議長という立場、議会を代表する中立性と尊厳性という部分があるわけですけど、地方自治法の第104条に、議長に与えられております議事整理権というのがございますけど、それは質問のやりとりの中で、そういう形で整理をされていかれるということであれば、何ら私のほうもこういう形で不信任決議案を出す形をとらなくてもできたのではないかと。一方的に当初で、最初の段階では、南の拠点事業に関する質問に関して議会答弁をしないというような、そういう御発言があったものですから、そこ辺を鑑みまして、この議事整理権の濫用ではないか、議会の権威を落としたというふうに思って、今回の提出というふうになったわけでございます。

**○副議長（川越信男）** よろしいですか。ほか

にありませんか。

〔持留良一議員登壇〕

**○持留良一議員** 今、提出者から今回の決議案に対する論点が整理されて出されてきたんですけども、今回この不信任決議案に対する提案理由がそれに値するかどうなのかというのの一つの当然論点だろうというふうに思います。

そして、私たちは、改めて議員とは何かということが一つ大きなポイントになってくるのかなというふうに思います。我々議員というのは、やはり住民の代表として案件について質疑、討論、それから採決を行う。そういう議会の場でもあり、議員はそれに対して徹底した議論を行う。これが本質。そうなってくると、やはり我々は、議会というものは、その問題について、やはり基本原則、徹底した話し合い、整理していくことが基本だろうなというふうに思います。

そういう意味では、冷静に、かつ慎重に、さらに建設的に対応することが、まず求められていたんだろうというふうに思います。

そして、これらを見る上で、3つの点が改めて整理されなきゃならないと思います。というのは、私は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の実務を統括し、議会を代表する者である、これが議長の役割であります。

また、議会の活動を主宰し、議会を代表する者として、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあり、その地位は議会全体の権威と結びつくもので、中立性、尊厳性が必要であると、この2つの私たちは議長という役割と議場での役割と、またもう一つ、議員としての役割があると、これが相関的に初めてきちっと達成されて、住民の代表としての役割を果たしていくんだろうというふうに思います。

そこで、何を問題にしなきゃならないのかということです。3つの点を整理したいんですけども、1つは、議長の行為、運営上適切だったのかという点であります。先ほど提出者の村山

議員が言われたとおり、問題点があったという、私もそのような認識を持っています。

そして、なおかつこれに対しては、その後の説明責任を当然やらなきゃならない点があっただろうというふうに思います。

それから、議長の言動の行為というのも、先ほどの問題点があっただろうなというふうに思います。

そして、村山議員の問題点として、申し合わせ事項、その後の行為に問題なかったのか、議員として申し合わせに対してどれだけ誠意を尽くして対応したのか、ここの問題点もきちっと私は守らないと、この間、我々が申し合わせ事項としている原則というのは一体どういうことなんだという、その時々によって変わるものではないし、村山議員もこの2年近く議員として立派に活動されているわけですので、そのあたりは踏まえていらっしゃったんだろうなというふうに思います。

そして、3つ目の視点として、私は、議運の役割があると思います。

地方自治法109条第3項、「事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」、出された議案や報告を整理し、審議が円滑に進むよう取り計らう、問題等、意見があれば、円滑に進むように対応する責務があるという問題点もあるかと思います。

これらの点について、私たちは、まだまだ微弱な点があると思うんですね。そこまでやるケースもないし、ましてや今までの議運が問題なかったと、運営の中で改めてこの問題が出てきたということで、こういう点が改めて整理されているんじゃないかなというふうに思います。

そう考えたときに、私はもっともこの問題については徹底した、先ほど議運でもそのことを議論したということがあればもっと、先ほど言ったとおり、冷静かつ慎重に、さらに建設的にやるということが、ある意味では市民に対

しての不信を招かない。議会の混乱を招かない点にあったのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、非常にこの時点で、私たち議員にこの問題を判断しろというのは、非常に難しいなど私自身は考えています。

そういう意味でも、議長及び議員がもっとこの問題について努力をし、そして冒頭言いましたけども、冷静かつ慎重に、そして建設的にこの問題を図っていくという基本的な我々議員の役割、そのことをもっとも追求すべきではなかったかなというふうに思います。

そういう意味で、改めて提出者に質問いたしますけども、そういう観点に立って、この問題についての対応は、自分自身は問題なかったのかという点についてお伺いしたいと思います。

**○村山芳秀議員** 今、持留議員のほうから議長としての役割、それからいろいろな中立性とか尊厳性とかいう形で言われましたけど、その部分で非常に少し逸脱されている部分もあるのかなというふうに感じた部分と、私自身も質問の打ち合わせの中で、最後の問題についても文書でしか回答を求めなかったという反省点等もございませう。

そういう中でも、今回議長のほうのとられた行動に対して本当に垂水市議会を代表して、今後、5月に就任された、新たな気持ちでされたばかりなんですけど、議長の権限とは何なのか、そこ辺も踏まえて、私は、今回そういう審議のあり方についてを問う意味でも、賛同者の方々に声をかけて、こういう提出に至った次第でございませう。

以上です。

**○持留良一議員** 物事というのは、それを起こす原因が必ずあります。それに対応する、また担保、我々は、それは基本的には条例とか規則とか、そういう点で確認をしていくわけなんですよね。

そうやってきたとき、今回の場合というのは、さまざま全国でもいろいろな不信任がありますけども、ほとんどが議長に起因するのが圧倒的に多い問題も数多くあるわけなんですよ。

そうやってきたとき、今回というのは、ある意味では、一つの起因が村山議員の点にあって、そのことがそういう結果につながったという問題点も、私たちが客観的見たときに、その問題というのは見えてくるわけですよ。

そうやってきたときに、私は、もう少しこの問題というのは議運も含めて、慎重に議論をしていくべきではなかったか。そうでないと、急にきょう動議が出されまして、その問題について、そのあたりをどうそしゃくしていくのかという点も私たち議員には求められます。即決というのは、非常に難しい問題点もあろうかと思えます。

そういう意味では、私は、本当に提案の理由はわかりますけども、しかし、もっとも慎重な審議をすべきではなかったかなというふうに私の意見を述べて終わります。

○副議長（川越信男） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議長の不信任決議案についてに反対の討論はありませんか。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 おはようございます。ただいま提出された議長に対する不信任決議案について、反対の立場で討論いたします。

今回の問題点は、本会議一般質問2日目、6月14日の2人目に登壇した、発議者であります村山芳秀議員の発言の途中で、議長において、質疑の途中で中断する指示をしたこと、その後、暫時休憩を宣告した後に、休憩中に大声で非礼

な言葉を吐いたことに対する不信任案決議だと理解しています。

まず、村山議員の質問を終了させたことについては、事前に議長から一般質問に係る申し合わせ事項により、通告は質問要旨を具体的にわかりやすく執行部へ伝えることとし、その上で協議を行っている。

今回そのことが行われていないので、3番目の質問、南の拠点整備事業についての2回目以降の回答は範囲外となっている。2回目の質問は、3つ目、南の拠点整備事業について以外の1番目と2番目についてのみお願いします旨の説明がありました。つまり、議長において、大きな項目で、1番目と2番目の質問の許可を行っており、3番目の質問の許可はされていないことは確かであります。

村山議員が3番目の質問の2回目からの質問を続行しようとしたときに、議長において、質問の終了を告げられ、まず自席へお帰りくださいなどと数回にわたり自席へ戻るように告げられ、同人は、どうしてですか、納得できないなどと言いながら、しばらくこれを拒み続け、議長の指示に従わなかった行動が見られます。

その後、同人が自席に戻ったことから、議長は、ここで暫時休憩をいたしますと宣言されて休憩に入ったということで、そのことが議長不信任だとの動議であると理解しています。

そして、休憩後には、議長においては、議会議務局と調整を図った上で、3番目の質問の小さな項目の3つのうちの2つは、1回目の打ち合わせが行われているとの確認がとれたことから、発言イコール質問の許可をしています。

しかしながら、小さな項目の3つ目については、執行部と打ち合わせが全くなされていなかったことから、質問の許可をしないまま終了したものであります。

ここで問題とされるのは、議長において、3つ目の質問の小さな項目、1と2の2回目から

の質問を停止したこと、3つ目の質問の小さな項目3を質問させなかったことが問題となるのでしょうか。

もう一つは、議事進行に対して、議長は、ここで暫時休憩をいたしますと宣言され、休憩に入ってから、議長席をおりた後に、議場内において、休憩中に大声で非礼な言葉を吐いたということで、そのことが議長不信任だとの動議であると理解しています。

議長は、休憩を宣言した後に、議長の指示に従わなかったことから、注意をしたということをお話されていますことから、注意したことがいきなりそれに該当するののかということが問題になると思います。休憩を宣言してからの発言であり、議事録にも掲載されることのない発言ですから、議長としての責任を問えるのかということなのです。

しかしながら、そのときに私も議場にいましたから、聞いていないわけではなく、そのときの前後のやりとりから、村山議員に対する忠告と指導を含んだ発言であり、休憩中とはいえ、やや興奮ぎみな口調であったことは認めます。

そもそも議長において、3つの質問を停止した理由、休憩中にやや大声で注意をした理由は何だったのか、誰にその大きな原因があったのかということに問題があるのではないのでしょうか。

村山議員は、今回の一般質問を行うに当たって、6月8日の午前10時ごろに執行部側との打ち合わせを実施したが、完了しないまま、同人の所用で一旦中断し、午後からの打ち合わせを約束して、一度解散をしたこと。

同日、数時間が経過した午後8時ごろになって、市役所庁舎内で同人が戻ってくるのを待ちくたびれた執行部側が本人の自宅と携帯電話に架電すると、自宅電話に出たので、執行部側が今から来てほしい旨を告げると、承諾したものであり、そのときに通常の会話ができていたこ

と。

同日午後8時35分ごろに同人から執行部側の個人の携帯電話に電話が入り、同人はまとまっていけないなど申し立て、執行部側が今からでもよいから来てほしい旨のやりとりを40分ぐらい続けるも、結局のところ会話は無言状態となり、電話も一方的に切れた状態だったこと。

そのときの会話の状況は、午後8時ごろに会話したときと違って、酒に酔っているようなられつの回らない状況であったことから、その日の打ち合わせを断念せざるを得なかった状況であったこと。

翌9日、午前8時30分ごろに執行部側の個人の携帯に同人から、所用のために来庁できない。文書でまとめたので、ファックスで送る旨の電話があり、その後、ファックス1枚の文書が市役所に届いたこと。

同日午前9時12分ごろに執行部側がファックスで送られてきた文書を確認したが、内容が理解できなかったために同人に電話して、これではだめです。本日中に会って打ち合わせをしてほしい旨を説明するも、取りあってくれない状況であったこと。

そのために議会事務局に連絡したが、らちが明かなかったことから、議会事務局が議長に相談したこと。議長は、執行部側から、9日午後5時ごろまでに打ち合わせに応じてくれれば答弁する旨の了解を取りつけ、同人に打ち合わせに応じてるように説得しようと思い、9日午前9時半ごろ議長室において、議長みずから同人に電話連絡をしたが、電話に出ることがなかったこと。

議長において、困った末にショートメールで、主管課と本日中に打ち合わせを終了してほしい。打ち合わせができなければ、質問は取り下げてほしい旨の連絡をしたものの、これも無視して応じる気配はなかったこと。

その後も同人からの連絡がなく、一般質問1日目の質疑が終了後に議会事務局と話し合いの場を持ったものの決断が出ることなく帰宅し、本番の一般質問を迎えているものであること。

以上のことからしても、同人の行動は執行部との最終的な打ち合わせをしないばかりか、議会事務局と議長の連絡も無視した行為であり、議会人として人格に疑いを持たざるを得ない状況があります。

そもそも一般質問の通告書は、各議員が議長に対して行うものであり、議長はその責任のもとに執行部から適切、明快な答弁を導き出すことができるように、発言者に対して事前打ち合わせをすることを求めています。

また、このことは議会人としてのルールであり、通例であると思います。同人は、執行部側、議会事務局及び議長の連絡を無視して応じなかったことからすると、議会人としてのルールを無視した甚だしい行動であったのではないかと思います。

さらに、同人は議員となる直前まで、本市の課長という立場にあり、逆に議員から質問を受ける立場にあったことから考えると、一般質問の打ち合わせの重要性は十分認識している経歴を持っていることから、故意に議会を混乱させるためにとった行動にとられてもいたし方ないものと思われる。

地方自治法第104条には、「議長は、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とあります。議長は、その職責のもとに一般質問が円滑に行われ、適切、明快な答弁が求められるように同人に連絡をとったものでありますが、同人はこれを全く無視して応じることがなかったばかりか、市議会の長たる議長の立場を軽視した行動ともとられかねます。

今回議長に対する動議だけが提出されていますが、その原因をつくった同人の行動も責任の所在を明確にしなければならないのではないで

しょうか。同人は議会人として、自分の行動について素直に反省し、迷惑をかけた執行部側にまずは謝罪すべきものであると思いますが、いまだに謝罪の一言もない状況であります。

また、本来なら、この諸事案については、本会議場という場で議長に対する動議を出すまでもなく、議会運営委員会の場、もしくは全員協議会の場で、冷静沈着に解決できなかったのか、残念な気持ちでいっぱいです。

また、私自身も本会議の場でこのようなことを討議しなければならなくなったことに対して、事の真相を検討する上において、言いたくないことも言わざるを得なくなったことに対して悔しくて、またつらい思いであります。

先日、全国紙の「週刊女性自身」の中で、垂水市議会の記事が掲載されていました。全国の地方議会の中で唯一女性議員がいない自治体ということですが、全国の方々が垂水市議会に注目しているときです。

今回の議長に対する不信任案については、一議員が起こした行動に端を発したものでありますが、もっと議案や政策、垂水市をどのようにしたら活性化できるかなどについて激しい討論をし、市民の負託に応える市議会でありたいものです。

よって、本議長不信任決議案には反対するものであります。

**○副議長（川越信男）** 堀内議員の討論が終わりました。

次に、議長の不信任決議案について賛成の討論はありませんか。

[川畑三郎議員登壇]

**○川畑三郎議員** 議長に対する不信任案の議案に対し、反対の立場で討論をいたします。

6月14日の一般質問において質問を制止し、議席に帰るよう議長の発言があり、議席に着席後、休憩になり、その後、質問が再開、一部質問は省かれました。この行動等について不信任

案が出されたのであります。議席に帰るよう言われた議員の一般質問の取り組み姿勢が、一般質問の仕方も申し合わせどおりでなかったことがあると私は考えます。

5月26日の議会運営委員会において、一般質問の通告の仕方について通知されました。

1つ、質問通告書の提出時間について、2つ、質問通告書の記入方法について、3、執行部との打ち合わせについて、質問者の皆さんは申し合わせどおり、当局とのしっかりした打ち合わせをされたものと思います。

6月8日、議員は打ち合わせの途中、一部質問事項を残し、再度残りの打ち合わせをするとのことで中断されたと聞きます。その後、関係課長との打ち合わせはなし。関係課も電話し、打ち合わせをお願いしたが、本日中に打ち合わせする約束はなかったとのこと。出席した関係する職員全員が、後で打ち合わせをすると聞いたとの話を聞いております。

しかし、再度のお願いにおいて、今から何うとのことでありましたが、来られなかったとのこと。次の日、連絡がないので、議長に相談されたとのこと、経過報告を聞き、その場で本人に電話をしたが、応答はなかった。ショートメールで9日中に打ち合わせを行うようお願いされ、もしもできないときは取り下げるよう依頼されたようであります。

しかし、9日中に連絡はなかったとのこと、その後も連絡なし。ショートメールであれば、必ずわかることであり、数日してからのわかったと話がありましたが、これは信用していいのでしょうか。

6月13日から一般質問が始まりました。6月14日、2回目の質問に入り、本人の質問途中で、打ち合わせがなかった質問事項のとき、制止されたのは議場におられる皆さんは御承知のことです。

事の起こりは、本人が皆さんと同じく、申し

合わせどおり対応されていれば何もなかったわけであり、制止した議長だけを責めるのはいかなるものでしょうか。自分のとった行動が市議会議員としてふさわしかったのかどうか考えるときは、大きな責任を感じなければならないかと私は考えます。

一方だけを非難するのではなく、議員のとった行動はどうだったのかを問いたい。議長が声を荒げて非難されましたが、議事の進行はそれなりに理にかなっていたのではないのでしょうか。

以上、私の反対討論といたします。

**○副議長（川越信男）** 川畑議員の討論が終わりました。

次に、議長の不信任決議案について賛成の討論はありませんか。

[北方貞明議員登壇]

**○北方貞明議員** 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今問題は、質問者が質問通告に対して細部にわたりしなかったということですが、質問は、表題さえ書けば、既に質問はできるわけです。その答えに執行部が苦慮された場合は、反問権というのも使えます。

だから、質問の内容がわからないときは、先ほど言いましたように、反問権も使えるわけですから、堂々と1問目、2問目、3問目と質問はできるはずです。それを議長が阻止した。これは議長として、その反問権の使い方を本当にわかっておられたのでしょうかというのが1つの疑念です。

そして、今問題になっております暴言とか、そういう怒りの言葉で、（発言する者あり）それでは、それは一応取り消します。強い口調で、議席へ帰れ帰れと言われました。

そして、休憩後、自席へ帰った議員の前で、怒りを爆発されました。そういうことは、休憩中とはいえ、神聖な議場の場であるような発言をされるということは、垂水議会の品位を大い

に汚したと思っております。

そういうことで、私は、こういうことはあってはならない行為であったと思っております。議長の不信任案を提出した一人として、提出者に対しての賛成討論とさせていただきます。

○副議長（川越信男） 北方議員の討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来、反対討論の中で、村山議員の打ち合わせが足りなかったということが言われております。昨日、議会運営委員会の中で、そのことについてもいろいろ話をしましたけれども、このことについては、きょうは触れません。

議事録を精査した上で、問題発言も少々見られましたので、そのことは、今後の議会運営の課題としたいというふうに思っております。

（「賛成討論をせんや」と呼ぶ者あり）はい。

そういうところで、昨日そういう話をしましたけれども、村山議員の中では、まず3回目の南の拠点についても1時間ぐらいかけた、1回目、2回目の質問については、2回までの答弁も行っていると、現にその答弁はされたわけでございます。

ただし、3番目の商工会の取り扱いについてはというところでは、確かにしなかつた。ただし、これも日程のずれがありますけれども、8日にそれが、9日の8時半には、メールを事務局宛てに送っていると、文書で通告をしているというふうに答えております。

これは皆さんのおっしゃる1回もしていないと、全く質疑の打ち合わせをしていない、だから答弁もできないというようなところで、議長に相談があつて、議長が言われましたように、その議長の議会を円滑に進めるために、村山議員に指示をしたということはわかります。

ただし、その中で、9日にはメールを送っている、そういうことの確認をされていないというところも一つ問題があるのではないのでしょうか。今、打ち合わせをしていないというところで、一番の反対の意見ということがありますが、私は、その話を聞けば、実際質問の提出された書類も見ました。であれば、これはしていると思います。

その中で、我々議会もいろいろとこれまで議会改革を進めてきております。反問権にしても、基本条例の中で反問権をつけると。その中で、わからん点は、そこで反問してください。そういうところで、執行部の皆様にもお願いをしてまいりました。

100%の答弁をつくれぬからやめさせてくれということは、いかがなものか。やめさせてくれは、ちょっと言い過ぎますけど、これは訂正しますけども、それなりに打ち合わせをしとけば、それなりにできる答弁ではなかつたのかというふうに私は思っております。それがまた議会の一般質問であり、答弁であろうかとも思っております。

また、打ち合わせの足りない議員は、そこで100%の答弁を求めることもできない。これは当然のことです。100%答弁を引き出すのであれば、しっかりと打ち合わせが必要、これも当然のことです。

そういう意味から、先ほど来、反対の中にありますけれども、打ち合わせをしていないということは、私の考えではなかつたんだろうなというところがございます。そこで、あえて議長が確認をせずに、そういう流れでとめられたこと、これはその問題についてとめるのは構いませんけれども、質疑を打ち切られたということは、これで質疑を終わりますという質疑の終了の宣言をされました。

それから、自席に帰れということを言われまして、ここで、もし村山議員の質疑が終わって

いるわけです。そういう時系列も見逃してはいけないんじゃないかというふうに思います。そして、再質問をされたのは、我々が再度お願いに行ったということもございます。

これ以上は申しませんけれども、我々議員としても、どうか最善の議会運営ということで頑張っておりますけれども、今回、今日こういうことに至ったことは残念でございますが、これは議会の意志表示というところで、村山議員の不信任案提出ということは、私は、そのことについては賛成をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（川越信男） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより議長の不信任決議案についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

なお、起立されない方は否とみなします。

それでは、議長の不信任決議案についてに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（川越信男） 起立多数でございます。

よって、議長の不信任決議案については可決されました。

ここで、池山議長の除斥につきましては、これを解除いたします。池山議長の入場を求めます。

〔池山節夫議長入場〕

○池之上誠議員 ここで議会運営委員会を開いていただきたいと思っております。

よって、ここで暫時休憩をしていただきたいと思っております。

○副議長（川越信男） 池山議員が着席してから、暫時休憩します。

○池之上誠議員 ああ、そうですか。わかりま

した。

○副議長（川越信男） ただいま議長の不信任決議案が可決されましたので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中に議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

午前10時49分休憩

午前11時45分開議

○副議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△報告第10号上程

○副議長（川越信男） 日程第1、報告第10号定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○土木課長（宮迫章二） 報告第10号定住促進住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成29年6月2日、鹿屋簡易裁判所法廷において、土木課住宅担当職員と当該者は、賃貸借契約が引き続き存続していることを相互に確認し、当該者は滞納使用料の支払い義務があることを認め、納入方法や納入場所についても確認されたところでございます。

また、支払いを3回怠ったときは、残額を直ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約が解除となった場合には、本件定住促進住宅を

明け渡す条件で和解成立したものでございます。  
以上で報告を終わります。

△議案第35号～議案第39号、請願第6号・請願第7号、陳情第6号一括上程

○副議長（川越信男） 日程第2、議案第35号から日程第6、議案第39号までの議案5件、日程第7、請願第6号及び日程第8、請願第7号の請願2件、日程第9、陳情第6号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第35号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入の契約について

議案第38号 平成29年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

議案第39号 平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

請願第6号 国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願書

請願第7号 小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願書

陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

---

○副議長（川越信男） ここで各委員長の審査報告を求めます。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） お疲れさまでございます。それでは、産業厚生委員会審査結果を報告いたします。

去る6月2日の本会議において、産業厚生常

任委員会付託となりました各案件について、6月16日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、海潟漁港に整備された緑地公園（ホテル公園）の整備状況、介護老人保健施設コスモス苑を改修し開設された地域包括ケアセンター完成状況及び業務状況、中洲橋の現況、水田用の水をせきとめている井川の井堰及び的場2地区のうちの台風16号災害復旧状況の現地視察を実施しました。

ホテル公園については、保守管理がなされるよう、地域の方々に対し、関係課から再度の確認が必要ではないかとの意見が出ました。

また、市内各地の公園の利活用についても考える必要があるのではないかとの意見が出ました。

地域包括ケアセンターについては、誰でもわかるように案内板の設置について考慮したほうがいいのではないかとの意見が出ました。

中洲橋については、雨季に入る前に撤去できよかったという意見と中洲橋の通行どめにより交通量がふえている下本城橋に一部損傷が見られるので、保守管理の必要性があるとの意見が出ました。

井川の井堰、的場地区については、災害時の状況からは、見違えるような復旧状況で、稲作の作付時期に間に合うなど、耕作者の皆さんも大変喜んでおられることと思います。台風16号による災害復旧に携わった関係の職員の労をねぎらう声があり、感謝の気持ちを表し、付託案件について、その審査結果を報告します。

最初に、議案第38号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の福祉課の所管費目については、シルバー人材センター運営補助金の増額について質問があり、現在166名の会員を190名以上にふやし、受注件数についても会員それぞれが努力し、職員を1人雇用する計画であるとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、その中で、鹿児島大学学生の健診事業についての質問に対し、本年度は市内65歳以上の方々の問診を行い、来年度以降は採血など、さまざまな健診を実施する予定であるとの答弁がありました。

また、高齢化社会の中で、独居老人が多くいらっしゃる中で、ごみ出しについて、関係課と連携をとって対応してもらいたいという意見もありました。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、簡易水道の施設整備補助金は4カ所ということであるが、4カ所はどこかとの質問があり、上市木、下市木、牛根、辺田、中浜であるとの答弁がありました。

また、簡易水道の補助金についての質問があり、去年から災害の場合は2分の1から3分の2へ補助率をアップしたとの答弁がありました。

また、食品衛生協会への予算が考慮されたことについて、お礼の発言もありました。

次に、農林課の所管費目について説明があり、鳥獣被害対策実践事業について、面積と対象者について質問があり、延長について8,992メートル、地区については、新光寺、浦谷、井川、市木の計4カ所であるとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、プレミアム付商品券について、市民に広く行き渡るような対策を考えてほしいとの意見があり、商工会と新たな手法を検討したいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、公園費の工事請負費1億円についての質問がありました。南の拠点の公園整備は、委託設計費を400万円と工事費を1億円ということにしており、企画政策課のほうで基本構想を持っており、構想としては、市民ニーズに寄り添った公園整備という計画のもと、今後実施設計する中で、どういった公園がいいのかというところも

含めて整備していきたいとの答弁がありました。

また、水路、護岸、護岸敷地、土捨て場の件など、さまざまな意見、要望が出ました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、従来は固定資産購入費一本で来たところ、中身を考えて見直したということかとの質問があり、質問のとおりで、これまで医療機器の購入だけというのが長年続いていたが、今回施設整備が新たに加わったことにより、このような補正を組むことになりましたとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） それでは、総務文教委員会の審査結果についての報告を行います。

去る6月2日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、6月19日に委員会を開き、付託案件の審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、午前中に協和地区公民館の外壁改修工事及び垂水中央運動公園のリニューアルに伴う改修工事、垂水市文化会館にて常設展示となっている柘原貝塚資料の見学、井川2地区の台風16号災害における災害後と復旧工事の状況の視察を実施し、終了後、付託案件の審査を行いました。

最初に、議案第35号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第36号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号消防本部水槽付消防ポンプ自動車購入の契約につきましては、対象車両の

価格が高どまりを起こしていないかとの質疑に対して、製作会社が少ないことや他市の状況を重んじた状況であることから逸脱していないと考えているとの説明が行われた後、採択を行い、原案のとおり可決されました。

議案第38号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目及び歳入全款につきましては、審査の結果、原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願書議案につきましては、国や県に財政支援を求めること自体については賛成である。平成30年度より県化となることが予定されているが、標準保険料も示されておらず、どうなるのかわからない。9月議会前後には県の動向も明らかになり、詳しい資料も出てくるため、継続審査してはどうかなどの議論が行われ、結果、閉会中の継続審査となりました。

次に、請願第7号小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願書につきましては、軽減する方法としては、小中学校、中学生全員や小学生のみ、第2子以降のみなどの内容を明確にしないと、審議が難しい。給食を食べさせるのは親の義務ではないか。また、小中学生の無料化を行うと、約4,000万程度はかかり、財源の問題からも継続して慎重審議が必要ではなどの議論が行われ、さらなる検討が必要と、閉会中の継続審査となりました。

最後に、陳情第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択となりました。

意見書案、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書案につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○副議長（川越信男） ただいまの報告に対し

て、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第35号から議案第39号までの議案5件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第39号までの議案5件については各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

まず、請願第6号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号をお諮りいたします。

請願第7号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号をお諮りいたします。

陳情第6号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

次は13時10分から再開いたします。

午後0時1分休憩

午後1時10分開議

○副議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第40号上程

○副議長（川越信男） 日程第10、議案第40号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第40号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

南の拠点整備事業の用地取得において、国と整備エリアの協議を行ってまいりましたが、国の用地交渉を行う範囲が確定したことにより、土地開発公社が先行取得するエリアが拡大し、新たに用地取得の費用が必要となりました。

また、実施設計により概算ではございますが、工法の選定や工事費、建物の補償費等が算出されましたので、土地開発公社事業計画の変更を行いました。

このようなことから、土地開発公社で事業を行うための資金調達が新たに必要となったため、現在8億円で設定しております土地開発公社への債務保証の限度額を11億2,000万円に増額する議案について、追加提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持つ

て御参集願います。

午後1時12分休憩

午後1時45分開議

○副議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 先ほどいろいろ議論させていただいて、一つの方向、取り組みの中身も明らかにされたんですけど、そういう意味での安全というか、何らかの形でできていく方向ではあるというふうには確信はしているんですが、ただ、土地開発公社の件について、どうしてもリスクをしょっている部分があると思うんです。

今係争中の問題の中で、これがどんなふうに着地するかかわりませんが、結果として価格が下がると、当然含み損という形で問題が発生してくるという点があります。だから、トータルとして、土地開発公社の関係で、やはりそのあたりのリスクをどう回避していくかという点も出てくるかと思うんですよ。

一方、一般会計においては、将来負担比率の問題が、債務保証をするということが出てきます。この間、若干そのあたりが膨らんでいくのかなというふうに思っていて、そうしちゃうと、健全化計画、いわゆる財政健全化計画の中でのそういう問題、これが再建団体に落ちるとか、そういうことはまずあり得ないというふうには思うんですが、そういういろんなリスクの問題、また当然経営の問題におけるそういうリスクも出てくる。

そのあたりも含めながら、リスク分担の中身は、いろいろ議論されているとは思いますが、そういうことを含めた形で、1つは、将来負担比率の問題について、一般会計との関係で、ど

んなふうな数字、中身、また検討課題があるのかどうなのかということをお聞きしたいということと、先ほどこちよつと土地開発公社については経営健全化計画の問題が平成20年度からいろいろスタートしているということで、いろいろとあって、本市は、そういう点については問題等がないということでした。

しかし、こういう係争中の問題を考えると、どうしてもそういうリスクの問題というのはどんなふうに対応するのかということがあるものですから、そうなってきたときにトータルとして、土地開発公社の機能、役割が今後どうなっていくんだろうという問題もあるんですが、そのあたりでのリスクの問題についての対応というのは、検討はされているのか、この2点について。

**○財政課長（野妻正美）** 将来負担比率についてお答えいたします。

現在、土地開発公社の債務は6億円、しかし、限度額は8億円で設定しております。将来負担比率に算入される数値は、債務保証をしている最大値8億円となります。今回は借入予定額で限度額を設定しているため、借入額も将来負担比率への算入値も11億2,000万円となります。

それで、今回債務保証が3億2,000万円ふえるわけですが、数値的には将来負担比率は約6%ほどふえると見込んでいるところです。6%ほど影響を及ぼしましたが、これが影響があるのが、これを担保とするもので、実際この債務負担が市に発生した場合に影響があるものと、返済が完了した分は限度額を減額するなど、この数値を落とせる見込みがあることから、実質的にこの将来負担比率、ここに数値的には影響してきますが、実質的な影響はないものと見込んでいるところです。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 公社のリスクへの対応ということでございますけれども、案件

別に個別の案件、それぞれに対しましての対応というのが個別に変わってまいります。訴訟案件につきましては、当然、今訴訟を見守る中で、口頭弁論の中では、これまでの弁論の中でも、うちの正当性でございますとか、うちの採算性、それから構成に対するリスクの回避等について、最大限に考慮しながら、答弁書を作成いたしまして、裁判の中で審議をしていただいているところでございます。

また、その他の土地につきましても、それぞれの案件別に、それぞれの対応について、最善を尽くしながら軽減に努めていく。結果として、土地開発公社のリスクの対策ということを取り組んでいくということで考えております。

**○持留良一議員** さっき係争中の問題が出たんですけれども、この問題というのは、結果としてどう落ちつくかというよりも、当然その方向としてはどうも値段の問題で、結果としてリスクを、いわゆる含み損を結果として生む可能性もないとは言えない問題が出てくるんですよ。そうなってきたとき、これは後で一般会計の影響が出てくるんだというふうに思うんですけれども、そのあたりも含めてみると、場合によっては債務超過状態とか、そこまで大きくは言えないんでしょうけれども、そういう問題等も出てきて、結果として、南の拠点事業も含めて、そのあたりの影響というのは出てこないとも限らないというふうに思うんですよ。

そうした場合、そのあたりの問題、さっき係争中の部分と言われましたけれども、そのあたりについては、例えば財政課長はどんなふうに見えていらっしゃるのか、企画課長はそのあたりの問題についてはどう見えていらっしゃるのか、その点についてちょっとお考えがあればお聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 潮彩町の訴訟の用地の問題につきましてでございますけれども、この用地につきましては、今係争している段階

ではございますけれども、本市として、このことがマイナスになる限度額というものの設定をしておりますので、それ以下で決着をつけるような話ということになりますと、当然のこととしまして、議会のほうにもお諮りをしまして、これで妥結すべきなのか、それともきちっと控訴すべきなのかということについて協議しなければならぬと考えております。

ですので、本市の中で、今出しております土地開発公社としての位置づけの中で、リスクへの対処ができる調整の金額で、今事業展開を行っているところでございますので、その辺は我々も裁判所の動向について見守っていくという段階でございます。

○副議長（川越信男） ほかにありませんか。

○持留良一議員 先ほど結果として、この含み損、企画課長はそういう形で取り組みなりしていくんだとおっしゃった。しかし、実際としては含み損が発生する可能性があるんです。そうすると、一般会計への与える影響等も出てくるかというふうに思うんですね。将来的にはね。

そのあたりでの問題、いわゆるこれは土地開発公社に対する債務保証ですので、それを絡ませた関係で、この問題というのを見ていかなきゃいけないなと私は思っていたものですから、その点についてどのようにお考えなのか。

○財政課長（野妻正美） 所管課において、今最小限のリスクの回避ということで努力をしているというふうに認識しております。現在、係争中でございますので、特にこの状況等、気になるところではございますので、所管課とその正確な情報等をいただき、協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 はい、わかりました。

○副議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案は原案のとおり可決されました。

△意見書案第6号・意見書案7号一括上程

○副議長（川越信男） 日程第11、意見書案第6号及び日程第12、意見書案第7号を一括議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）

意見書案第7号 地方財政の拡充を求める意見書（案）

○副議長（川越信男） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、意見書案第6号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

△議案第41号・議案第42号一括上程

○副議長（川越信男） 日程第13、議案第41号及び日程第14、議案第42号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第41号 平成28年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第42号 平成28年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○副議長（川越信男） 両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、

これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川尻達志議員、北方貞明議員、持留良一議員、池之上誠議員、感王寺耕造議員、梅木勇議員、以上6人を指名したいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○副議長（川越信男） これをもちまして、平成29年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（田之上康） 御起立願います。一同礼。

午後1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

